イッツコムサービス
重要説明事項／各種約款・規約

本冊子は、イッツコム サービスをご利用いただく際、
ご注意していただきたい点や制限事項などが記載されています。

「申込書」ご記入の際に必ずお読みください。

2015年10月現在

契約約款の最新情報はこちらでご確認いただけます。
→http://www.itscom.net/711

イッツ・コミュニケーションズ株式会社

●お申し込み・資料請求・お問い合わせ

tel 平日 9:30~20:00／土・日・祝日・年末年始 9:30~18:30

0120-109199

web 最新情報はこちらをチェック!!

イッツコム　検索

記載内容は2015年10月現在のものです。

P151001

目　次

重要説明事項

お申し込みにあたって 02

ケーブルテレビサービス
iTSCOM TV に関する事項
1・地上デジタル放送の視聴について 03
2・NHK受信料について 03
3・番組案内誌について(オプション) 03
4・オプションチャンネルの視聴について 03
5・iTSCOMオンデマンドについて 04
6・STB(セットトップボックス)について 04
7・STBの付属品について 04
8・録画制限について 05
9・録画機能について 05
10・CASカードのご利用について 05
11・その他 05

インターネットサービス
iTSCOM .net に関する事項
1・お客さまにてご用意していただくもの 07
2・推奨環境について 07
3・ご利用にあたって 07
4・設定のご案内 07
5・複数台のパソコンをご利用になる場合 08
6・ルーターの販売(有料オプション)について 08
7・オプションサービス 09

電話サービス
iTSCOM PHONE に関する事項
1・サービス名称・〔区分〕 11
2・本サービスを提供する会社 11
3・お問い合わせ先 11
4・ご留意事項 11
5・サービス内容 11
6・契約・お申し込みについて 11
7・緊急通報(110／118／119)について 11
8・電話番号の継続利用について 11
9・本サービスの機能について 12
10・104番号案内および電話帳への掲載手続きについて 12
11・電話帳の配布について 12
12・ご利用料金 12
13・宅内機器について 15
14・本サービスの解約について 15
別表1(ご利用いただけない機能・サービス) 15
別表2(接続可否) 16
ケーブルプラス電話 お申し込みから開通までの流れ 17

iTSCOM Smart に関する事項
インテリジェントホーム
1・お客さまにてご用意していただくもの 19
2・動作環境について 19
3・設置工事にあたって 19
4・アプリケーションについて 19
5・機器について 19
6・当社サポート内容 19
7・故障 19
8・一時停止・解約について 20
9・免責・その他 20

イッツコム テレビ・プッシュ
1・お客さまにてご用意していただくもの 21
2・動作環境(接続するインターネット回線)について 21
3・IPボックス設置環境について 21
4・設置・設定作業にあたって 21
5・サービス内容について 21
6・ご利用にあたってのご留意事項 22
7・一時停止・解約について 22
8・免責 22
9・お問い合わせについて 22

iTSCOM mobile に関する事項
イッツコム データSIM
1・サービス内容について 23
2・お申し込みの注意事項 23
3・ご利用にあたってのご留意事項 23
4・免責・その他 24

イッツコム タブレットサービス
1・サービス内容について 25
2・お客さまにてご用意していただくもの 25
3・お申し込み時の注意事項 25
4・ご利用にあたってのご留意事項 25
5・免責・その他 25

ホームアプリ
1・サービス内容について 26
2・お客さまにてご用意していただくもの 26
3・お申し込み時の注意事項 26
4・ご利用にあたってのご留意事項 26
5・免責・その他 26

各サービスに共通する事項
1・複数サービスご契約(重畳契約)での割引について 27
2・イッツコムとことんサポートについて 27
3・設置工事 27
4・NHK受信料について 27
5・NHKオンデマンド コンテンツ利用料金の課金について 27
6・お支払い 28
7・契約内容の変更 28
8・機器損害金について 28
9・免責事項等について 28

サービス各種約款・規約

個人情報保護方針 29

ケーブルテレビサービス
iTSCOM TV
ケーブルテレビジョンサービス契約約款 30
iTSCOMオンデマンドサービス利用規約 38
NHKオンデマンドin iTSCOMオンデマンドサービス利用規約 39
B-CASカード使用許諾契約約款 40

インターネットサービス
iTSCOM .net
ケーブルインターネットサービス契約約款 41

電話サービス
iTSCOM PHONE
ケーブルプラス電話利用規約 47

お得パック
お得パック・お得パックwithタブレット利用規約 48

iTSCOM Smart
インテリジェント ホーム契約約款 51
駆けつけサービス契約約款 55
イッツコム テレビ・プッシュ契約約款 57

iTSCOM mobile
イッツコム データSIM契約約款 61
イッツコム タブレットサービス契約約款 64
ホームアプリ利用規約 67
イッツコム モバイル端末延長保証サービス利用規約 70

安心・安全に関するサービス
iTSCOM 安心・安全
イッツコムとことんサポート利用規約 73

お申し込みにあたって

●未成年または学生のご契約は、保証人（親権者）の承諾が必要となります。申込書の保証人同意欄に直筆にてご署名・ご捺印をお願いします。

●加入申込の日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりそのお申し込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。
※完了済みの工事費用、購入済のiTSCOMオンデマンド利用料は除きます。

●個人情報の取り扱いについて
ご契約にあたりお客さまからお預かりする個人情報は、イッツコムの「個人情報保護方針」に基づき適切に管理いたします。個人情報保護方針につきましては、P29をご確認ください。

●各サービスの契約約款・利用規約をご確認ください。
※テレビサービス（施設利用サービスを除く）はB-CAS社の定めるB-CASカード使用許諾契約約款、WOWOWは（株）WOWOWの定めるサービス約款、ケーブルプラス電話はKDDI（株）の定める「ケーブルプラス電話サービス契約約款」、NHKオンデマンドは日本放送協会の定める「NHKオンデマンド in iTSCOMオンデマンド利用規約」、駆けつけサービスは東急セキュリティ（株）の定める「駆けつけサービス契約約款」もあわせてご確認ください。

ケーブルテレビサービス

iTSCOM TV に関する事項

●iTSCOM TVに関する事項に記載の表示料金は、すべて税抜価格となります。消費税は別途申し受けます。

1・地上デジタル放送の視聴について

1.イッツコムにご加入されて地上デジタル放送を視聴する方法
・当社のSTB（セットトップボックス）を設置したテレビでは、地上デジタル放送、BSデジタル放送、専門チャンネルが視聴できます。ご利用にあたっては設置工事費、月額利用料が必要になります。
・施設利用サービスのみご加入の場合
地上デジタルチューナーまたは地上デジタルチューナー内蔵テレビの準備が必要です。
2.イッツコム導入済み集合住宅にお住まいの場合で、ご自身にて地上デジタル放送を視聴する方法
・地上デジタルチューナーまたは地上デジタルチューナー内蔵テレビの準備が必要です。
※BSデジタル放送のご視聴には、STBの設置が必要となります。周波数を変更してご提供しているため、お手持ちのBSデジタル放送チューナーでご視聴いただくにはBSアンテナの設置が必要です。

2・NHK受信料について

■ 重 要

iTSCOM TVの利用料にはNHK受信料は含まれておりません。別途「NHK放送受信料衛星契約」をNHKとご契約いただく必要があります。お得なNHK衛星契約放送受信料「団体一括支払」をご利用いただけます。申込書のNHK団体一括利用申込書欄にご記入ください。

※iTSCOM各種サービスをご利用で、NHK衛星カラー放送を受信できる状況であれば「団体一括支払」をお申し込みいただけます。
※親元を離れて暮らす学生の方や単身赴任の方を対象に口座振替の受信料額の50パーセント相当を割り引く制度「家族割引」もあります。詳しくは、お近くのNHKにお問い合わせください。（フリーダイヤル：0120-151515）

［NHK団体一括支払］　※表中の表示価格は税込み（8%）となります。
当社利用料と一緒にNHK衛星契約放送受信料のお引き落しを承っております。

	2か月分額	6か月前払額	12か月前払額
団体一括支払	4,160円	11,815円	22,920円
口座・クレジット	4,460円	12,730円	24,770円
継続振込等	4,560円	13,015円	25,320円

年間最大2,400円お得!!

※この受信料額は平成26年4月以降（消費税率8%）のものです。NHKでは消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、平成26年4月より受信料額を変更しました。くわしくはNHKホームページをご覧ください。
※すでに衛星契約放送受信料をお支払いの方も団体一括支払に変更可能です。
※衛星契約放送受信料をNHKへ前払いされている方は、団体一括支払をお申し込みされた場合、前払い期間が終了した後に団体一括支払へ切り替えとなります。
※口座振替等とは、口座振替・継続振込・クレジットカード継続払いのことをいいます。

●お客さまとNHKとの「NHK放送受信料衛星契約」がお済みでない場合は、NHKから電話や文書等によりご契約をお願いすることがあります。
※お客さまと当社の間のご契約状況について、当社からNHKに情報を提供することは一切ありません。

3・番組案内誌について（オプション）

●iTSCOM TVをご利用のお客さま専用の番組案内誌「iTSCOM magazine」（月刊）をご用意しております。
専門チャンネルを中心に、その月のオススメ、日割り番組表などをご確認いただけます。ご希望に応じてお申し込みください。

iTSCOM magazine
［1部］250円[税抜]／月・送料込

※「マックス」にはiTSCOM magazineの購読が基本サービスに含まれます。

■ 重 要

「マックス」以外のコースでは番組案内誌はオプションとなります。申込書にご希望の部数をご記入ください。

4・オプションチャンネルの視聴について

●申込書に、ご希望のオプションチャンネルの視聴台数をご記入ください。

表中の表示価格はすべて税抜です。

オプションチャンネル名	月額利用料[税抜]
WOWOWプライム	2,300円/台（3チャンネルセット）※1 ご加入月無料※2
WOWOWライブ	
WOWOWシネマ	
スターチャンネル1	2,000円/台（3チャンネルセット）※3 ご加入月無料※4
スターチャンネル2	
スターチャンネル3	
J SPORTS 4 HD	1,300円/台
テレ朝チャンネル1※5	600円/台
フジテレビNEXT※6	フジテレビ ワンツーネクストのセット 1,500円/台
フジテレビONE※5	
フジテレビTWO※5	フジテレビNEXTのみ 1,200円/台
イマジカ BS・映画※5	600円/台
FOXスポーツ&エンターテイメント※7	950円/台
グリーンチャンネルHD	1,200円/台
グリーンチャンネル2 HD	
CNN／US HD	2,000円/台
東映チャンネルHD	1,500円/台
衛星劇場HD	2,000円/台
TBSチャンネル1※7	各600円/台
TBSチャンネル2※7	2チャンネルセット 1,000円/台
クラシカ・ジャパン	2,500円/台
KBS World※5	700円/台
Mnet HD	2,300円/台
KNTV HD	3,000円/台
FOXクラシック※5	715円/台
TAKARAZUKA SKY STAGE	2,500円/台
DATV	2,381円/台
日テレプラス ドラマ・アニメ・スポーツ※7	900円/台

※2014年4月1日の消費税率改正に伴い、2014年4月1日以降のご利用料金については改正後の消費税率を適用の上ご請求させていただきますので、ご了承ください。（税抜価格については変更ありません。）
※1.WOWOWプライム、WOWOWライブ、WOWOWシネマの3チャンネルセット。
※2.WOWOWの月額利用料は、ご加入月無料、翌月から通常料金（2,300円/台[税抜]）になります。
※3.スターチャンネル1、スターチャンネル2、スターチャンネル3の3チャンネルセット
※4.月額利用料に関しては、視聴開始の翌月分より発生いたします。あらかじめ、ご了承ください。
※5.「マックス」では基本サービスに含まれます。
※6.「マックス」ご利用の場合、NEXTのみ月額1,000円/台[税抜]
※7.「マックス」「ビッグ」では基本サービスに含まれます。

●スターチャンネル、WOWOW以外のオプションチャンネルの月額利用料に関しては、当月分より発生いたします。
●月額利用料の日割り計算による精算は行っておりません。
●施設利用サービスのみご利用の方は、オプションチャンネルのお申し込みはできません。
●スターチャンネルをお申し込みの場合
・お申し込み後1か月以内の解約はできません。
・申込書にご記入いただくか、イッツコムお客さまセンターまでお電話ください。（フリーダイヤル：0120-109199）
設置されたSTBにセットされているB-CASカード番号をお知らせください。視聴を開始する日を調整いたします。
※視聴開始日は通常、お客さまが19時以降に在宅される日となります。

●WOWOWをお申し込みの場合
・STB設置後、「WOWOWケーブルテレビ専用ダイヤル」までお電話ください。（フリーダイヤル：0120-800912）
設置されたSTBにセットされているB-CASカード番号をお知らせください。視聴を開始する日を調整いたします。
●スターチャンネル、WOWOW以外のオプションをお申し込みの場合
・STB設置後、希望されたオプションチャンネルも同時にご視聴開始となります。

5・iTSCOMオンデマンドについて

●iTSCOMオンデマンドは、BD-Hit Pot、Hit Potでご利用いただけます。
※双方向工事（建物・端末）が必要となります。
●iTSCOMオンデマンドは個人向けのサービスです。
●iTSCOMオンデマンドの番組は録画できません。
●成人向け番組の視聴制御を希望される場合は、申込書にご記入ください。
※成人向け番組は、未成年の方のお申し込みをお断りいたします。
※本人および年齢確認のため身分証の提示を求める場合があります。あらかじめご了承ください。
●視聴年齢制限がある番組については暗証番号が必要となります。この暗証番号は、BD-Hit Pot、Hit Potの視聴制限機能と連動しております。初期設定では「0000」の4ケタの数字で記憶されています。暗証番号変更後に暗証番号をお忘れの場合やエラー表示が出た場合はイッツコムお客さまセンター（フリーダイヤル：0120-109199）まで契約者ご本人さまよりお問い合わせください。
●一度購入した番組の取り消しはできません。
●1か月の番組購入金額に上限金額を設けています。視聴できなくなりましたら、お客さまセンターまでご連絡ください。
●番組によっては、別途iTSCOMオンデマンドの画面から、もしくはイッツコムお客さまセンター（フリーダイヤル：0120-109199）へのお申し込みが必要なものもございます。（カラオケなど）
●チャンネル提供番組のオプションチャンネルの中で、スターチャンネル、衛星劇場、クラシカ・ジャパンに関しては、iTSCOM TVのそれぞれのオプションチャンネルをご契約の方は無料でご視聴いただけます。未契約の方は別途お申し込みが必要となります。
●番組購入決定ボタンを押した後、30秒以上番組を視聴いただくと、番組が購入されます。

［請求について］

●iTSCOM TVの利用開始月の月額利用料は無料ですが、iTSCOMオンデマンドの番組購入費はかかります。
●番組を購入した料金は、月単位でまとめて請求いたします。
※過去に遡って、ご利用料金を請求する場合がございます。
●iTSCOMオンデマンドのご利用料金については、ご契約時に記載のお支払い方法に基づきご請求させていただきます。ご利用者とお支払いの方が相違の場合は、ご利用者はまず、お支払いをなさる方へご相談の上お申し込みください。

6・STB（セットトップボックス）について

●iTSCOM TV「マックス」「ビッグ」「アルファエース」「ミニ」をご利用いただくには、STB（セットトップボックス）の設置が必要です。
●STBは3種類からお選びいただけます。
・BD-Hit Pot
・Hit Pot
・STB
●ハイビジョン放送を高画質でお楽しみいただくには、
・BD-Hit Pot、Hit Potでは、HDMI端子ケーブルか、D端子ケーブルでの接続が必要です。
・STBでは、お取り付けする型番により接続方法が異なります。
●デジタル放送の番組によっては、テレビ画面の上下左右に黒い帯が入る場合があります。
●各チャンネル放送局よりメッセージが表示される場合があります。
●データ放送のデータ送信には、電話回線との接続が必要です。
地上デジタル放送・BSデジタル放送のデータ放送でデータを送信する等、各放送局に信号を送信する場合には、STBと電話回線との接続が必要となります。この際、接続時間分の通話料がかかります。
※STB設置場所の近くにモジュラージャックがある場合に限り、当社にてSTBを電話回線に接続いたします。
電話回線の増設は、当社では承っておりません。
※ISDN回線はご使用になれません。ただし、ISDNのターミナルアダプターにアナログポートがある場合は接続できる場合があります。
●「マックス」以外のコースでは、BD-Hit Pot、Hit Pot、STBは購入での利用が可能です。購入の場合、保証期間は24か月となります。
※お得パックでお申し込みの場合は、レンタルでのご利用となります。
●STBではSTBで選局中に、他番組をSTBで録画することはできません。BD-Hit Pot、Hit PotはWチューナー搭載のため、2番組同時録画や、選局中の他番組録画が可能です。
●地上デジタル放送のデータ放送の双方向サービスには、ブロードバンドインターネットとの常時接続環境を必要とするサービスが予定されています。
●双方向サービスについて
テレビ画面上で簡易インターネット（アクトビラ）がご利用いただけ、地上デジタル放送の双方向機能にも対応します。一部機種では対応しておりません。
・BD-Hit Pot、Hit Potの場合、1台で双方向機能をご利用いただけます。（LANケーブルでの接続は不要。）
さらに、iTSCOMオンデマンドもご利用いただけます。
※建物の設備状況によっては、双方向機能がご利用いただけない場合があります。
※双方向機能をご利用いただくには、別途調査・お見積りが必要な場合がありますので、お問い合わせください。
※一部機種では対応しておりません。
・STBの場合LANケーブルでブロードバンドインターネットに接続する必要があります。
※ブロードバンド接続には、インターネットサービス「iTSCOM.net」などのインターネットプロバイダーとの契約が必要です。
※STBのLAN接続・設定は承っておりません。お客さまにて行ってください。
●VHF・UHF・FMは、STBではご視聴いただけません。
お手持ちのTV・FMチューナーに接続してご視聴いただけます。
●当社が提供するSTB以外のSTBを使用して本サービスを利用することはできません。また、当社で設置するSTBは他のケーブルテレビ局では原則として利用できません。
●STBのバージョンアップについて
STBの機能改善のため、お使いのSTBのソフトウェアを更新しております。更新は自動的に行われますが、STBの電源をオフにしていただく必要がございます。STBを使用しないときは、コンセントから抜かずにSTBの電源をリモコンでオフにしてください。

7・STBの付属品について

●専用チューナー（セットトップボックス）は、それぞれ付属品もセットしています。

	専用チューナー		
	BD-Hit Pot	Hit Pot	STB
リモコン	●	●	●
単3形乾電池	●	●	●
Irシステムケーブル	※2	×	※1
電源コード	●	●	●
取扱説明書	●	●	●
HDMI端子ケーブル	●	●	※1
i.LINKケーブル	対応するケーブルは付属していません。STBに搭載されている端子をご確認の上、付属していないケーブル等は必要な場合にお客さまにてご用意ください。※1		
D端子ケーブル			
S端子ケーブル			
デジタル音声ケーブル			
モジュラーケーブル			

※1.お取り付けする機器の型番により、搭載している端子等が異なります。くわしくはhttp://www.itscom.net/service/cabletv/fuzoku.htmlをご覧ください。
※2.端子を搭載しておりませんので、ご利用いただけません。
※映像・音声コードは、お客さまのご要望によりお取り付けいたします。
※STBのご利用にはCASカードが必要です。
くわしくはhttp://www.itscom.net/service/cabletv/about_stb.htmlをご覧ください。
●HDMI端子ケーブルで接続するとハイビジョンの高画質・高音質をお楽しみいただけます。

ケーブルテレビサービス
iTSCOM TV に関する事項

●イッツコムでは、下記商品のお取り扱いをしています。
【リモコン販売価格】
・[STB]かんたんリモコン（1個）2,000円[税抜]（電池2本付）
・[STB]リモコン交換　3,800円[税抜]
【ケーブル販売価格】
・HDMIケーブル（2m）　1,500円[税抜]／（3m）2,500円[税抜]
・D端子ケーブル（1.5m）1,500円[税抜]
・i.LINKケーブル（2m）　1,800円[税抜]
申込書にご希望の個数あるいは本数をご記入ください。
※配送をご希望の場合は、別途配送手数料をいただきます。

8・録画制限について

●STBで視聴可能な地上デジタル放送・BSデジタル放送・専門チャンネルの番組の多くは著作権保護のために「1回のみ録画可能」や「10回のみ録画可能」などのコピー制御信号をつけて放送され、デジタル録画機器（BDレコーダー、DVDレコーダーやハードディスクビデオレコーダーなど）への録画制限がかかっております。
●パソコンで視聴する場合の注意点について
コピー制御信号が付加されたデジタル放送については、パソコンでご視聴いただけない場合があります。また、「デジタル1コピー（1回のみ録画可能）」の番組であっても、著作権保護への配慮からハードディスクに録画できない場合があります。

[録画制限の種類]

コピーワンス	1回のみ録画可能
ダビング10	10回までダビング可能（コピー9回＋保存場所移動1回）
録画不可	録画不可

※各番組の録画制限については、番組視聴中または電子番組表（EPG）画面で該当の番組を選択中にリモコンでご確認いただけます。STBでは、「ダビング10」の番組について電子番組表（EPG）で確認いただくことができませんのでご了承ください。
※デジタル録画機器の種類によっては、「コピーワンス」の番組を録画できない場合がございます。
※「ダビング10」はBD-Hit Pot、Hit Potに内蔵されているハードディスクに録画した場合にのみ適用されます。（i.Linkで接続している録画機器に録画した場合には、「コピーワンス」となります。）
※すべてのデジタル放送が「ダビング10」に対応しているわけではありません。（地上デジタル放送・BSデジタル放送の一部番組が対応しています。）

9・録画機能について

●BD-Hit Pot／Hit Potにつきまして、録画再生機能の不具合および録画物等（録画機能付STBに蓄積、挿入されたデータすべてをさします。）の消失、破損等が生じた場合、また、機器の交換や撤去を行った際に、録画物等が消失した場合は、弊社は責任を負わないものとします。
※機器の交換時等、イッツコムではハードディスク内の録画番組を移す作業を承っておりません。
●BD−Hit Potでダビング（録画）したディスクは他の機器で再生できない場合があります。
●STBで操作できるIrシステム対応機器について当社が提供するSTBはIrシステムを使用して、Panasonic、ビクター、東芝、三菱、三洋、シャープ、ソニー、日立、アイワ、NECのビデオデッキおよび、Panasonic、三菱、パイオニアのDVDレコーダーの録画操作ができますが、録画動作や機能を保証するものではありません。
※なお、記載されている録画機器においても一部使用できない商品があります。
※STBの設定が必要です。
※BD-Hit Potは、Irシステム非搭載です。
●i.LINK対応機器について「BD-Hit Pot」等と互換性のあるi.LINK対応機器に関しましては、イッツコムのホームページ http://www.itscom.net/159 をご確認いただくか、イッツコムお客さまセンター（フリーダイヤル：0120-109199）までお問い合わせください。

■重 要
BD-Hit Pot／Hit Potへビデオデッキ等外部機器からの接続・録画はできません。（外部入力端子がありません）

10・CASカードのご利用について

●iTSCOM TV「マックス」「ビッグ」「アルファエース」「ミニ」をご利用いただくには、2種類のCASカード（B-CASカード・C-CASカード）が必要です。

[B-CASカードについて]

●B-CASカードとは、地上デジタル放送・BSデジタル放送の視聴やお客さまから各放送局に情報発信する場合に必要なカードです。
※地上デジタル放送・BSデジタル放送をご視聴になる際は、B-CASカードをSTB本体に必ず挿入してください。

B-CASカード（オレンジ色）

●B-CASカードは（株）ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズより、お客さまへ貸与されるカードです。
●STB設置後30日を経過しますと、NHKとの受信契約の有無に関わらず、NHKへの連絡をお願いする内容が画面表示されます。表示を消す場合には、STBの設置後、NHKメッセージ消去受付0120-933933（通話料無料）まで、ご連絡いただく必要があります。

NHKでは受信料公平負担のため、衛星契約済の方も含めBS設置連絡をお願いしています。電話0120-933933にB-CASカード番号、名前、住所等をお伝えいただければ、この表示は消えます。

受信確認メッセージ画面表示イメージ
※文言は変更されることがあります。

[C-CASカードについて]

●C-CASカードとは、専門チャンネルを視聴するために必要なカードです。
※専門チャンネルをご視聴になる際は、C-CASカードをSTB本体に必ず挿入してください。

C-CASカード（薄緑色）

●C-CASカードはイッツコムよりお客さまに貸与されるカードです。
●カードを破損・紛失、または返還しない場合は、機器損害金として、B-CASカード￥2,000（課税対象外）、C-CASカード￥2,500（課税対象外）を申し受けます。

11・その他

●「降雨減衰」について
激しい風雨などが原因で一時的に放送が途切れることがございます。
●チャンネル編成について
チャンネルの編成および番組内容については諸般の事情により変更されることがございます。
●長期間（数か月程度）BS／CS放送を視聴しないと、エラー画面が表示され、BS／CS放送が視聴できなくなる場合があります。その場合は、イッツコムお客さまセンター（フリーダイヤル：0120-109199）までお問い合わせください。

iTSCOM 重要説明事項

[専用チューナー（STB）の主な機能について]
各機能の違いをご確認の上、お選びください。

	BD-Hit Pot 観る・録る・残す	Hit Pot 観る・録る	STB 観る
デジタル3波対応 （地上デジタル放送／BSデジタル放送／専門チャンネル）	○	○	○
電子番組表（EPG）	○	○	○
BD（ブルーレイ）/DVD内蔵	○	×	×
ハイビジョンWチューナー	○	○	×
ビデオ・オン・デマンド	○	○	×
	双方向での設置によりiTSCOMオンデマンドがご利用いただけます。		
ダビング10対応	○	○	×
フルハイビジョン長時間録画	○	×	×
録画番組持ち出し	○	×	×

インターネットサービス

iTSCOM .net に関する事項

●iTSCOM .netに関する事項に記載の表示料金は、すべて税抜価格となります。消費税は別途申し受けます。

1・お客さまにてご用意していただくもの

■ 重 要

当社の標準工事はケーブルモデムの設置およびLANケーブルのご用意までとなります。パソコン・ソフト・LANアダプタ等のご用意・接続設定はお客さまにお願いしております。

■有線にて接続を予定している方

●イッツコムでお渡しするもの
LANケーブル（CAT5e）ストレートケーブル

[お客さまでご用意いただくもの]（お持ちのパソコンにLANケーブルの差し込み口が無い方）

●LANアダプタ
LANボードまたはLANカードは、LANケーブルを接続するものです。お持ちのパソコンにより種類が異なりますのでパソコンショップなどでご確認ください。
※LANアダプタがパソコンに内蔵されている場合もあります。
※LANアダプタは10/100BASE-TX用のものをご用意ください。「かっとびメガ160」を快適にご利用いただくためには、LANアダプタの伝送速度が1000Mbps対応をお勧めいたします。
※お持ちのパソコンがどのタイプのLANカード、あるいはLANアダプタが装着可能かについては、パソコンの取扱説明書をご確認いただくかパソコンメーカーにお問い合わせください。

●LANケーブル
付属されている以外のLANケーブルが必要な場合は、（CAT5e）ストレートケーブルをお客さまにてご用意ください。

■無線で接続を予定している方

●イッツコムでお渡しするもの
LANケーブル（CAT5e）ストレートケーブル

[お客さまでご用意いただくもの]（お持ちのパソコンで無線（WiFi）を受信できない方）

●無線LANカード、USB型無線ＬＡＮアダプタ、無線LANボード
無線LANカードまたは、無線LANアダプタ、無線LANボードは無線（ＷｉＦｉ）を受信する為のものです。お持ちのパソコンにより種類が異なりますので、パソコンショップなどでご確認ください。
※無線受信機能がパソコンに内蔵している場合もあります。
※無線ＬＡＮ内蔵モデムがＩＥＥＥ８０２.１１a/b/g/n規格対応の為、IEEE802.11a/b/g/n規格対応のアダプタをお勧め致します。
※お持ちのパソコンがどのタイプの無線LANカード、USB型無線LANアダプタ、あるいは無線LANボードが装着可能かについては、パソコンの取扱説明書をご確認頂くか、パソコンメーカーにお問い合わせください。

●無線環境により無線内蔵型モデムの増設をご提案する場合が御座います。

2・推奨環境について

●パソコン／ブラウザ・メールソフト
パソコンの動作環境をご確認ください。

Windows		Macintosh
Vista SP2以降 Windows7	OS	MacOS 10.4以降
Microsoft Internet Explorer8.0以降	ブラウザ	Safari

●パソコンのスペックは通信速度に影響を与えます。
「かっとびメガ160」では、下記の環境を推奨しております。

Windows		Macintosh
Vista SP2以降 Windows7	OS	MacOS10.5以降
Microsoft Internet Explorer8.0以降	ブラウザ	Safari
上記のOSが快適に 動作する メモリとハードディスク	メモリ・ ハードディスクの 容量	上記のOSが快適に 動作する メモリとハードディスク

※推奨環境につきましては市場の状況にもよります。くわしくはイッツコムのホームページにてご確認ください。
※パソコンのMTU／RWINの設定が適切な値でないと速度低下の原因となります。（設定変更にともなう不具合は、当社サポート対象外となります。）

3・ご利用にあたって

●最大通信速度は、規格上の最高速度です。ベストエフォート型サービスのため、回線の混雑状況、　利用する通信機器や宅内環境等の様々な要因により実際の通信速度が変動するサービスであり、一定の速度を保証するものではありません。

[通信速度を変動させる要因]

1.お客さまのパソコンのご利用環境（パソコンおよび周辺機器の仕様等）
2.イッツコムIP網内の混雑状況
3.イッツコムIP網外（インターネット）の混雑状況　など
※下り／上りの通信速度は、非対称となります。
「かっとびメガ160」の実効速度の検証事例は、イッツコムのホームページにてご確認いただけます。→ www.itscom.net/160

特に無線LANを使用しインターネットに接続する場合、無線LANの規格や環境によって大幅に速度が低下することがあります。
※実効速度は無線機器と使用状況によって異なります。

●接続
お客さまがインターネットの接続を開始なさる前に、IPアドレスが割り当てられ、接続が許可されます。IPアドレスは、標準で動的プライベートIPアドレスを最大15個ご提供いたします。
ご利用環境に応じて、プライベートIPアドレスまたはグローバルIPアドレスをお選びいただけます。ご利用開始後は、「IPアドレス種別選択」オプションよりご変更が可能です。

●通信量の制限
一般的に想定される個人のご利用を著しく上回る通信について、他のお客さまの通信やイッツコムの設備に甚大な影響が確認された場合、その通信を制御させていただく場合があります。

●当社では当社以外のメール送信サーバを利用したメール送信に制限「OP25B（Outbound Port25 Blocking）」を設けています。制限を回避するためには、利用したいメール送信サーバで「サブミッションポート（Port587）」が提供されている場合は、そちらをご利用ください。また、「サブミッションポート（Port587）」が提供されていない場合は、当社のメール送信サーバを利用してください。

●メール受信の制限
お客さまに送信される電子メールの送信元（ドメイン名・電子メールアドレス・インターネットアドレス等）が虚偽、実在しない、制限する必要がある、と当社が判断した場合、当該電子メールの受信を拒否または配信を遅延させる場合があります。

●ホームページ等閲覧の制限
お客さまが閲覧しようとするホームページ、画像、または映像等が、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会から当社に提供される児童ポルノ関連ページのアドレスリストの内容に合致した場合、当社は、それらの閲覧を制限します。

■ 重 要

イッツコムの回線で他社プロバイダのメールアドレスを引き続き使用する場合、正しい設定をしないとメールの受信のみ可能で送信ができないという現象が起こります。
設定の変更については、ご利用のメールアドレスのプロバイダにお問い合せください。

4・設定のご案内

●説明書

パソコンへの接続やパソコン上での各種設定方法につきましては、工事の際にお渡しする「ご利用の手引き」をご参照ください。メールアドレスやホームページURL等の設定に関しては、（工事の際にお渡ししている）「マイページ」スタートガイドをご参照ください。
※メールアドレス（@の左側）は3～20文字、ホームページアドレス（URL）は3～8文字、いずれも英数小文字と「-（ハイフン）」「_（アンダーバー）」をご利用いただけます。なお、文字列の先頭末尾には「-」「_」はご利用になれません。

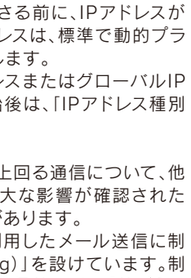

ご利用の手引き

●電話サポート

iTSCOM.net「かっとび」の接続設定方法および、ブラウザ・メール・FTPソフトなどの設定方法に電話でお答えするテクニカルサポートセンターをご用意しております。テクニカルサポートセンターの電話番号については、工事の際にお渡しする「ご利用の手引き」でご案内しております。

●出張サポート［有料オプションサービス］
パソコンの接続設定に自信のない方はお申し込みください。
※別途専用の申込書が必要です。お手元にお持ちでない方には後日お送りいたしますのでご請求ください。
・ケーブルモデム設置日より数日後の作業となります。「OS・アプリケーション・機器等が正常作動する」パソコンであることが前提です。修復・再インストール等が必要な場合は、別途費用が発生し、また作業ができない場合がございます。あらかじめご了承ください。
・LAN配線工事等一部承ることのできない作業があります。
・内容により作業中にデータの破損、消失等が起きる可能性がありますので、バックアップをとられることをおすすめいたします。

[インターネット基本設定※1]
Windows、Macintosh共：料金（パソコン1台につき）9,000円[税抜]
①パソコンとケーブルモデムの接続
ケーブルモデムと、パソコンに設置されたLANアダプタをLANケーブルで接続します。
②TCP/IPの設定
パソコンのOSの必要部分に対し、TCP/IPの設定を入力します。
③ブラウザ・メールソフトの設定
ブラウザや、メールソフトの設定を行います。設定するメールアドレスは1つです。
※MTU/RWIN調整に関しましては、サポート対象外となります。

[オプション※2]
複数メール設定　3,000円[税抜]※3

※1.パソコンの機種（NEC-98シリーズなど）やパソコン使用状況によって料金がかわります。くわしくは、電話でのご連絡、お客さま宅での作業時にお見積りいたします。
※2.オプションのみご希望の場合、基本出張料（1回につき5,000円[税抜]）が別途必要となります。
※3.複数メール設定をご希望の際、お客さまのメールソフトによりましては、バージョンアップが必要な場合があります。その場合、ソフトのバージョンアップ代（1ソフトにつき5,000円[税抜]）が別途必要になります。

●ご注意事項
ケーブルモデムとパソコンを直接LANケーブルで接続するまたは、無線にて無線LAN内蔵モデムとパソコンを接続すると、インターネットへの接続が可能です。但し、ご利用のパソコンのOSが提供元サポート終了のOSの場合、インターネットに接続するとすぐにウィルスに感染してしまう恐れがあります。
OS提供元やパソコン製造元にご確認いただくか、弊社お客さまセンターに事前にご相談ください。
※イッツコムのケーブルモデムの一部にはルーター機能が搭載されています。ルーター機能内蔵モデムを使用していたお客さまは特にご注意ください。

5・複数台のパソコンをご利用になる場合

●iTSCOM.net「かっとび」を複数台のパソコンでご利用になる場合、複数台のケーブルモデムを設置しなくても、1台のケーブルモデムからLANケーブルをルーター、またはHUB（ハブ）で分配することが可能です。

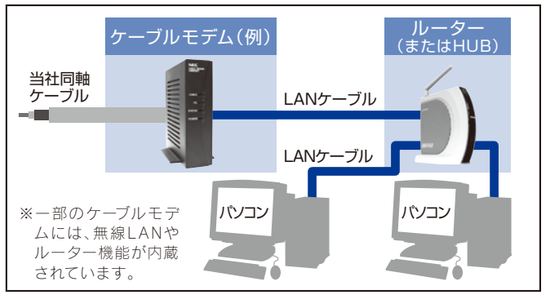

[プライベートIPアドレスをご利用の場合]
●複数台のパソコンでインターネットをご利用になる場合、モデムとパソコンの間に「ルーター」または「HUB（ハブ）」が必要となります。この場合、パソコンの接続が最大15台に制限されます。
●インターネット上のオンラインゲーム等のアプリケーション・コンテンツによってはその動作が不安定になる場合があります。あらかじめご了承ください。また、固定IPアドレスのご提供は行っておりません。インターネットへの公開を目的としたサーバーの設置に関してはサポートいたしかねます。

[グローバルIPアドレスをご利用の場合]
●パソコン起動時に動的グローバルIPアドレスが1つ割り当てられます。
●複数台のパソコンで、インターネットをご利用になる場合、モデムとパソコンの間に「ルーター」が必要となります。この場合、ルーターにグローバルIPアドレスが割り当てられ、各パソコンにはルーターが割り当てるプライベートIPアドレスが振られます。
※ケーブルモデム1台に対して複数台のパソコンを接続することでの、月額利用料の追加はありません。
※「IPアドレス」とは、パソコンなどの通信機器がインターネットに接続する時に必要とする識別番号（＝インターネット上の住所）です。
※設備状況により、ケーブルモデムをお取り付けすることができない場合があります。
●オプションサービス「ホームWi-Fi」（利用料240円[税抜]）のお申し込みを頂くと、無線LAN内蔵モデムをご利用いただけます。
※かっとびメガ160とかっとびワイドでは、無料でご利用いただけます。

■ 重 要

他社プロバイダで複数台のパソコンをインターネットに接続されていたお客さまの場合ご確認ください。

●ルーターを使用されていたお客さま
ルーターの設定変更が必要になります。ルーターの取扱説明書をご確認ください。
●HUBを使用されていたお客さま
プライベートIPアドレスをご利用ください。
●無線ルーターを使用されていたお客さま
ルーターの設定変更が必要になります。ルーターの取扱説明書をご確認ください。但し無線LAN内蔵モデムをご利用に成るお客さまは無線LAN内蔵モデムへの無線ルーターの接続は推奨しておりません。
●無線LANアクセスポイント（ブリッジモデル）を使用されていたお客さま
ルーター機能が搭載されていない「無線LANアクセスポイント」を引き続き使用される場合、プライベートIPアドレスをご利用ください。

6・ルーターの販売（有料オプション）について

●当社では、お客さまにより快適な接続環境をお届けするため、当社ネットワーク環境で動作検証済みのルーターを販売しております。販売商品の保証期間はメーカー保証の1年間となります。
※一部地域では対象外となります。

インターネットサービス

iTSCOM .net に関する事項

7・オプションサービス

●ご加入後「マイページ（http://mypage.itscom.net/）」よりお申し込みください。

表中の表示価格はすべて税抜です。

オプションサービス名		月額利用料[税抜]
安心マイレスキュー		無　料
メールウイルスチェック		無　料
迷惑メールチェック		無　料
webフィルタリング		1シリアルIDあたり月額200円
シマンテック オンライン サービス	ノートン360 オンライン※1	月額570円※2
	ノートンインターネット セキュリティオンライン※1	月額490円
ダイヤルアップ※3※4※5		無　料
国内ローミング※4※5		ご利用1分あたり月額　5円※4
国際ローミング※4※5		ご利用1分あたり月額　20円※4
メールアドレス追加		1つあたり月額300円
メーリングリスト追加		1つあたり月額300円
ホームページURL追加		1つあたり月額300円
ホームページ容量追加		50MBあたり月額300円
IPアドレス種別選択		無　料
ホームWi-Fi※3 ※6		ご利用1台あたり月額240円※3 ※6

※2014年4月1日の消費税率改正に伴い、2014年4月1日以降のご利用料金については改正後の消費税率を適用の上ご請求させていただきますので、ご了承ください。（税抜価格については変更ありません。）
※1.ソフトウェア1つの契約でパソコンやスマートフォン、タブレット（Android版）などのデバイスを3台までご利用いただけます。
※2.「おまかせマスターパック」では基本サービスに含まれます。
※3.「かっとびメガ160」「かっとびワイド」のみの提供となります。
※4.アクセスポイントまでのダイヤル通話料が別途かかります。
※5.ダイヤルアップ・国内ローミングは2016年10月末までの提供となります。
国際ローミングは2016年1月末までの提供となります。
※6.「ホームWi-Fi」申込時、解約時モデム交換が必要となる場合、別途費用が発生することがあります。

電話サービス

iTSCOM PHONE に関する事項

1・サービス名称・〔区分〕

ケーブルプラス電話・〔IP電話サービス〕

2・本サービスを提供する会社

KDDI株式会社

3・お問い合わせ先

お電話でのお問い合わせ先 ▶ **0120-109199**
受付時間／平日9:30～20:00
土・日・祝日・年末年始 9:30～18:30

メールでのお問い合わせ先 ▶ **info@itscom.jp**

イッツコムのサービス案内ページ ▶ **www.itscom.net**

■故障受付の電話番号は、ご利用開始後にKDDIより発送される封書・ハガキに記載しております。

4・ご留意事項

①サービスについて

●料金やサービスは、改善等のため予告なく変更する場合があります。
●記載の内容は2015年7月1日現在の情報です。

②請求についてのご注意

●本サービスのご利用料金はお申し込みいただいたイッツ・コミュニケーションズ株式会社から請求させていただきます。
●本紙の表示額は全て税抜価格です。特に記載のある場合を除き別途消費税がかかります。消費税の計算方法は、イッツ・コミュニケーションズ株式会社の定める方法となります。
※国際オペレータ通話等の請求書は、ご利用発生の翌月にＫＤＤＩからご契約者に直接送付させていただきます。

③他社料金についてのご注意

●他社料金（NTT東日本料金等）につきましてはあくまでも目安となります。また、NTT東日本工事費につきましては、お客さま宅内等の状況により記載の内容とは異なる場合があります。あらかじめご了承ください。

④個人情報のお取り扱いについてのご注意】

●KDDIが本サービスのお申し込みに際して取得する個人情報につきましては、本サービスの提供、料金請求業務、KDDI既存サービス・新サービスのご案内、アンケート調査の実施、利用促進等を目的としたキャンペーンの実施、サービスの開発・評価・改善、その他契約約款等に定める目的に利用いたします。
本サービスのお申し込みに際して取得する個人情報につきましては、イッツ・コミュニケーションズ株式会社の「個人情報の取り扱いについて」に定める目的に利用いたします。

⑤au IDについて

●ケーブルプラス電話のお申し込みにより、ケーブルプラス電話の契約が登録されたau IDをKDDI株式会社が払い出します。
au IDは、お客さまサポートのログインに利用します。なお、au IDの利用はKDDI株式会社の「au ID利用規約」によります。

⑥その他

●本紙に記載しているサービス名称は一般に各社の商標または登録商標です。

5・サービス内容

●国内加入電話、国際、携帯電話・PHS、IP電話等向け通話をご利用いただけます。
●現在お使いのNTT東日本等の電話番号を継続して本サービスでご利用（以下、「番号ポータビリティ」といいます）いただけます。詳細については［番号ポータビリティをご利用の場合］をご確認ください。
●「１１０（警察）」「１１８（海上保安庁）」「１１９（消防）」への発信が可能です。
●本サービスはISDNをご利用いただけません。
●停電時はご利用になれません（携帯電話やPHS、または、お近くの公衆電話をご利用ください）。

6・契約・お申し込みについて

●このお申し込みによる契約は、KDDIのケーブルプラス電話サービス契約約款によるものとします。
●お申し込みを受付した場合でもKDDIの設備の都合により、本サービスをご利用いただけないことがあります。
●110番、119番非常通報装置（※）は本サービスに接続できません。
※非常ボタン等を押すことにより110番（警察）、119番（消防）へ自動的に発信し、発信元の情報を自動音声で伝える装置。
●緊急通報等を行う自動通報装置（電話機）（※）は機能や設定される通話先の電話番号等によりご利用いただけない場合がありますので、本サービスにお申し込みいただけません。
※主に各自治体が高齢者の方や体の不自由な方などに提供している電話機で、ボタンを押すことにより緊急通報を行うことができるものでペンダントタイプの場合もあります。「緊急通報システム」「あんしん電話」等の名称で呼ばれています。
●本サービスはネットワークの保守メンテナンス等により、サービスがご利用いただけない場合があります。
●お申込者が未成年の場合は、親権者の同意を得た上でお申し込みください。
●お申込者は、この契約に基づく契約者の権利を第三者に譲渡することはできません。

7・緊急通報（110／118／119）について

●「110（警察）」「118（海上保安庁）」「119（消防）」へダイヤルした場合は、ご契約者の住所・氏名・電話番号が接続相手先（警察、海上保安庁、消防）に通知されます（一部の警察・海上保安庁・消防を除く）。なお、回線毎の非通知設定が適用されませんので、通知を拒否される場合は、一通話毎に「184」を付けてダイヤルしてください。

8・電話番号の継続利用について

■重要

NTTでご利用中の電話番号を継続してご利用希望の場合、ご確認ください。

［番号ポータビリティをご利用の場合］

●NTT東日本およびNTT東日本以外の事業者（以下、「他社」といいます）から本サービスへの番号継続に際し、現在ご利用中の電話サービスは終了（NTT加入電話、INSネット64は休止、NTT加入電話・ライトプラン、INSネット64・ライトおよび他社の電話サービスは解約）となり、現在ご利用中の電話サービスにおける付加サービスは解約となります。NTT東日本および他社への手続きはKDDIが代行して行ないます。お客さまからの手続きは必要ありません。また、本サービスへの番号移転に際し、移転元事業者より連絡がある場合がございます。
※NTT加入電話、INSネット64からの番号継続の場合は休止工事費2,000円が別途NTT東日本よりお客さまに請求されます。
※他社からの番号継続の場合は他社が定める提供条件により、解約に関わる費用（工事費など）が発生する場合がありますので、現在ご利用のサービス提供会社へご確認ください。
●NTT東日本による電話番号継続利用の設定完了をもって本サービスの利用開始となります。
●NTT東日本等の電話サービス等に関する契約者情報（本人性確認結果、質権の設定または差押えの有無、提供可否確認結果および提供不可理由などにかかわるもの）をNTT東日本等がKDDIに対して提供することについて、お申込者（お申込者と電話契約者が異なる場合には、お申込者および電話契約者）に同意いただきます。
●番号継続についてNTT加入電話等の契約者（名義人）の同意を得た上でお申し込みください。
●番号ポータビリティは以下の条件に合致した場合にご提供可能となります。
・NTT東日本が契約者に提供する一般加入電話（電話サービス）及びISDN(総合ディジタル通信サービス）であること。または、NTT東日本の一般加入電話及びISDNからの番号ポータビリティによりKDDIが別に定める他社サービスをご利用であること。
・現在ご利用者が使用している電話番号であり、ご利用場所の変更がないこと（ご利用場所が異なる場合、番号ポータビリティをご利用いただけない場合があります）。
※番号ポータビリティをご利用いただけない場合はKDDIより新しい電話番号を提供いたします。
●共同電話、支店代行電話、公衆電話、臨時電話で利用中の回線の番号継続はお申し込みできません。

●ADSLサービス、お申し込み電話番号に付随する各種割引サービスをご利用の場合は定額料金が発生する場合がありますので、必ず解約の手続きを行ってください。
●インターネット接続サービスと合わせてご利用の場合など、電話サービス以外のサービスの取扱いについては、現在ご利用のサービス提供会社へお問い合わせください。
●現在INSネット64をご利用中の場合、ISDNの各種機能、ISDN専用電話機やISDN専用端末はご利用いただけません。また、DSU、TA（ターミナルアダプタ）は本サービスではご利用いただけません。
●NTT東日本加入電話、INSネット64の休止に伴い、NTT東日本より休止連絡票（「利用休止のお知らせ」）がお客さまに送付されます。休止連絡票（「利用休止のお知らせ」）は、再度NTT東日本をご利用の際等に必要となりますので、大切に保管してください。
※他社からの番号継続の場合は休止連絡票が送付されることはありません。
●NTT東日本加入電話、INSネット64の利用休止期間は原則5年です。ただし、お客さまのNTT東日本への申告により5年単位で期間の更新が可能です。延長を行わない場合は更に5年を経過した時点で権利が失効となる場合がありますので、ご注意ください。詳しくはNTT東日本にお問い合わせください。
●レンタル電話等の機器リースをご利用の場合は、ケーブルプラス電話の開通日までに、NTTファイナンス（株）（連絡先：0120-766-701）へご連絡ください。またNTT東日本から単体電話機（黒電話・カラー電話機・プッシュホン）をレンタルされている場合は、ケーブルプラス電話をお申し込みいただく前に、必ずNTT東日本（116）へ「買い取り」または「レンタル終了（NTTへの返却）」をご連絡ください。

［ADSL one電話サービス／メタルプラス電話／ホームプラス電話／auひかり電話サービスからの番号継続をご利用の場合］

■重要

KDDI（ADSL one電話サービス/メタルプラス電話※/ホームプラス電話※/auひかり電話サービス）でご利用中の電話番号を継続してご利用希望の場合、ご確認ください。
※メタルプラス電話、ホームプラス電話への再契約はできません。

●ADSL one電話サービス／メタルプラス電話（「ご家庭用」「事業所用単回線」）／ホームプラス電話から本サービスへの番号継続に際し、ADSL oneの電話サービス、ネットサービス及び050番号サービス（KDDI-IP電話）またはメタルプラス電話・ホームプラス電話及びau one netダイヤルアップ（メタルプラス電話コース）は解約となります。解約手続はKDDIが行いますので、お客さまからの手続きは必要ありません。
●auひかり電話サービスから本サービスへの番号継続に際し、auひかり電話サービスおよび、auひかり（au one net）ネットサービス／テレビサービスは解約となります。解約手続きはKDDIが行いますので、お客さまからの手続きは必要ありません。
※auひかり（他プロバイダ）ネットサービス／テレビサービスは解約となりませんので、ケーブルプラス電話の開通後に、お客さまご自身でご契約のプロバイダへお手続きが必要になります。
●ADSL one電話サービス／メタルプラス電話／ホームプラス電話／auひかり電話サービスでご利用中の付加サービスも解約となりますので、本サービス申込時に改めてお申し込み下さい。なお、電話帳掲載につきましても改めてお申し込みが必要になります。
※付加サービスのうち「KDDI電話 auで着信確認」サービスのみ、メタルプラス電話／ホームプラス電話／auひかり電話サービスでのご登録情報が自動的に引き継がれます。
●ADSL one電話サービス／メタルプラス電話／ホームプラス電話／auひかり電話サービスからの番号継続は、以下の条件に合致した場合に可能となります。
・ADSL one／メタルプラス電話／ホームプラス電話／auひかり電話サービスのご利用場所とケーブルプラス電話のご利用場所が同一住所であること（ご利用場所が異なる場合、番号継続が出来ない場合があります）。
・ADSL one／メタルプラス電話（ご家庭用）／ホームプラス電話／auひかり（au one netご利用の場合）電話サービスからの切替の場合は、ケーブルプラス電話のご契約者名義が同一である、または二親等以内の同一姓であること（名義が異なる場合、KDDIからADSL one／メタルプラス電話／ホームプラス電話／auひかり電話サービスのご契約者様へ郵送にて名義変更の確認をさせていただきます）。
●KDDIメタルプラス（事業所用複数回線）をご利用のお客さまについては、番号継続はお申し込みいただけません。

9・本サービスの機能について

●ご利用いただけない通話・通信先がございます（詳しくは「【別表2】接続可否」をご参照ください）。
●「0088」等の事業者識別番号による電気通信事業者を指定した発信はできません。ACR機能は停止して利用することをお勧めします。
※「0088」等の事業者識別番号の後に国内・携帯・国際（自動ダイヤル）等の本サービスで提供可能な電話番号をダイヤルした場合、本サービスのご利用となりその通話料金が適用されます。
●以下の機能・各種サービスはご利用いただけません（詳しくは「【別表1】ご利用いただけない機能・サービス」をご参照ください）。

通信機能・サービス	
ISDN	ユーザー間情報通知（UUI）
G4 FAX通信／スーパーG3 FAX通信	オフトーク通信サービス（電話回線を利用した自治体の防災放送等）
パケット通信	ノーリンギング通信サービス（電気／ガス／水道等遠隔検針・制御）
信号監視通信サービス（セキュリティサービス等）	

通話機能・サービス	
トリオホン	マジックボックス・ボイスワープセレクト等
でんわばん	ボイスワープの一部機能
ナンバーお知らせ136、空いたらお知らせ159	電話機能付インターフォン（ドアフォン）
プッシュ回線の短縮ダイヤル機能	

電話番号に関する機能・サービス	
二重番号サービス	代表組み
i・ナンバー	ダイヤルイン

KDDI又は他社が提供する機能・サービス	
ADSLサービス	Biz FAX
マイラインサービス（マイライン・マイラインプラス）	トーキンダイヤル
お申し込み電話番号に付随する各種割引サービス	

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。

●以下の機能・各種サービスはご利用いただけない場合があります。

機能・サービス		機能・サービス
モデム通信等	ガス・電気・水道等の遠隔検針	発信先の電話番号、通信方式によりご利用いただけない場合があります。必要に応じてサービス提供者や製造会社へお問い合わせください。
	セキュリティサービス	
	ダイヤルアップによるインターネット接続	
	その他モデム通信	

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。
※FAXは概ねご利用いただけます。

10・104番号案内および電話帳への掲載手続きについて

●104番号案内と電話帳への番号掲載をご利用いただけます。
※電話帳はNTT-BJが発行するハローページおよびタウンページへの掲載となり、掲載者名はご契約者名となります。

11・電話帳の配布について

●電話帳の配布（有料）を希望される場合は、別途タウンページセンター（連絡先：0120-506-309）へご連絡願います。

12・ご利用料金

［料金に関するご注意］

●本サービスのご利用料金はお申し込みいただいたイッツ・コミュニケーションズ株式会社から請求させていただきます。
※国際オペレーター通話等の請求書は、ご利用発生の翌月にKDDIからご契約者に直接送付させていただきます。
●請求書の発行時期、料金のお支払い方法については、イッツ・コミュニケーションズ株式会社の定めるところによります。
●基本料についてはご利用開始月および解約月については日割料金となります。また、付加サービス利用料については利用開始月は無料（月途中加入の場合）、解約月は全額のご請求となります。ただし、基本料・付加サービス利用料について同じ月にご利用開始と解約を行った場合は全額のご請求となります。
●ユニバーサルサービス料については毎月月末時点においてご契約中のお客さまに全額をご請求させていただきます。
●実際の請求時の消費税の計算方法はイッツ・コミュニケーションズ株式会社の定める方法となりますので、本紙に記載する料金の表示額の合計とは異なる場合があります。

電話サービス

iTSCOM PHONE に関する事項

●本紙に記載する料金とは別に、開通または解約の際にイッツ・コミュニケーションズ株式会社が設定する工事費等がかかる場合があります。詳しくはイッツ・コミュニケーションズ株式会社にお問い合わせください。
●保守費用につきましては実費を請求させていただきます。
●ケーブルプラス電話のキャンペーンの適用は、1設置場所につき1回限りとさせていただきます。

[月額利用料]

a.基本料

基本料	1,330円

b.その他料金

通話明細発行注)	100円

注)通話明細はKDDIよりご契約者に送付させていただきます。

[通話料]

種別		通話料
ケーブルプラス電話向け通話		無料
J:COM PHONE プラス、J:COM PHONE向け通話注1)		無料
国内加入電話向け通話	市内通話	8円／3分
	県内市外通話注2)	8円／3分
	県外通話注2)	15円／3分
国際通話注3)	ダイヤル通話	例:アメリカ本土宛9円(免税)／1分 フィリピン宛35円(免税)／1分 中国宛30円(免税)／1分
携帯電話向け通話	au宛	15.5円／1分
	au以外宛	16円／1分
PHS向け通話		10円／1分 別途10円／1通話
IP電話向け通話		10円／3分
020番号宛通信注4)		10円／40秒 別途40円／1通話
特別番号への通話	時報	8円／3分
	天気予報	市内・県内市外8円／3分 県外15円／3分
	番号案内注5)	200円／案内
	電報	NTT東日本・NTT西日本設定料金
	災害用伝言ダイヤル	8円／1分
	行政1XYサービス(188・189)	NTTコミュニケーションズ設定料金
	ナビダイヤル(NTTコミュニケーションズ)	NTTコミュニケーションズ設定料金
	テレドーム(NTTコミュニケーションズ)	NTTコミュニケーションズ設定料金

※2014年4月1日の消費税率改正に伴い、2014年4月1日以降のご利用料金については改正後の消費税率を適用の上ご請求させていただきますので、ご了承ください。(税抜価格については変更ありません。)
注1)「J:COM PHONE プラス」「J:COM PHONE」は株式会社ジュピターテレコムが提供する電話サービスです。
注2)県内・県外の区分は郵政省令第24号(平成11年7月1日施行)によって定められた都道府県の区域に従っており、行政区分上とは異なる場合があります。
注3)その他対地、オペレーター通話の通話料についてはお問い合わせいただくか、KDDIのホームページ(http://www.kddi.com/cable/index.html)でご確認ください。
注4)東京テレメッセージ株式会社の020番号を用いたサービス(D-FAX)のみ接続可能です。
注5)番号案内(104)はKDDIエボルバ番号案内サービスへ接続します。障がい者向け無料案内サービス「スマイル案内」をご利用希望の方は、初回利用時にご登録いただきます。

[ユニバーサルサービス料]

ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス支援機関(TCA)が公表する認可料金の相当額

※ユニバーサルサービス料は、1電話番号毎に請求させていただく月額料金です。
※認可料金は、ユニバーサルサービス支援機関が原則6か月ごとに算定し、総務大臣認可を経て決定される「番号単価」を指します。詳しくは支援期間のホームページをご参照下さい。(http://www.tca.or.jp/universalservice/)
※なお、ユニバーサルサービス制度やお客さまへの請求につきましては、以下URLをご参照下さい。
(http://www.kddi.com/corporate/kddi/kokai/universal/index.html)

[手続きに関する料金]

a.初期費用

契約料	キャンペーンにより無料
番号ポータビリティ	キャンペーンにより無料

b.その他料金

番号変更	1手続きあたり2,000円

※加入月の翌月末日までの番号変更は無料です。

[オプションサービス利用料]

●割込通話(キャッチホン)
通話中に別の相手から着信があった場合に、最初の電話を保留にし、後からかけてきた相手と通話ができるサービスです。

月額利用料	300円

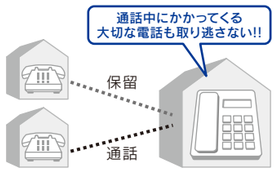

●発信番号表示(ナンバー・ディスプレイ)
ご利用の電話機などがナンバー・ディスプレイ対応の場合、かけてきた相手の電話番号を電話機などのディスプレイに表示するサービスです。

月額利用料	400円

●番号通知リクエスト(ナンバー・リクエスト)
電話番号を通知しないでかけてきた相手に、「電話番号の前に186をつけておかけ直しください」という音声ガイダンスを流して、電話番号の通知を要求するサービスです。

月額利用料	200円

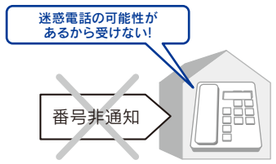

●割込番号表示(キャッチホン・ディスプレイ)
ご利用の電話機がキャッチホン・ディスプレイ対応の場合、通話中に別の相手から着信があったときに、後からかけてきた相手の電話番号を電話機などのディスプレイに表示するサービスです。

月額利用料	100円

●迷惑電話撃退(迷惑電話おことわりサービス)
迷惑電話撃退の登録を行った電話番号から着信があった場合、発信者に対して「電話を受けることができない」ことを告げるガイダンスを流し、着信を拒否するサービスです。

月額利用料	700円

●着信転送
ご契約回線に着信があった場合に、あらかじめ設定した転送先に通話を接続するサービスです。

月額利用料	500円

●番号通知設定
「通常通知」「通常非通知」の設定が行えます。変更手続き費用は無料です。

月額利用料	無　料

●移転番号アナウンス
ご移転で電話番号が変更になった場合、旧電話番号へかけてきた相手に新しい電話番号をアナウンスするサービスです。

月額利用料	無　料

●プッシュ信号(プッシュ回線)
標準サービスとして提供します。短縮ダイヤル機能はありません。

月額利用料	無　料

●国際不取扱
国際電話の発信を規制する機能です。

月額利用料	無　料

●KDDI電話 auで着信確認※1

月額利用料	無　料

※1:着信お知らせを開始するには、登録したau携帯電話から利用開始の設定が必要です。全通知、無応答(話中含む)、通知なしから選択いただけます。設定の変更は、プッシュホン信号の出せる電話またはセルフページ、EZセルフページにてご利用いただけます。ケーブルプラス電話への着信日時、発信電話番号等プライバシーにかかる情報をau携帯電話に通知しますので、お申し込みにあたってはau携帯電話の番号にお間違いのないようご注意ください。なお、一部の機種では本サービスはご利用いただけません。

[オプションサービスご利用上の注意]

●発信番号表示(ナンバー・ディスプレイ)
・かけてきた相手が発信者番号を通知している場合のみ表示します。
・国際電話、公衆電話、表示圏外となる通話など、電話番号を通知できない通信では表示されません。

●番号通知リクエスト(ナンバー・リクエスト)
・「発信番号表示」のお申し込みが必要です。
・国際電話、公衆電話、表示圏外となる通話など、電話番号を通知できない通信では表示されません。
・プッシュホン信号の出せる電話機からのみサービスの開始／停止を設定することができます。
・「番号通知リクエスト」お申し込み時は機能はOFFになっています。ケーブルプラス電話ご契約回線から148をダイヤル後、ガイダンスにしたがって機能を有効にしてください(通話無料)。再度機能を停止(または再開)する場合も148をダイヤルしてください
・設定の有無に関わらず、月額利用料は発生します。

●割込番号表示(キャッチホン・ディスプレイ)
・「割込通話」と「発信番号表示」の申し込みが必要です。
・かけてきた相手が発信者番号を通知している場合のみ表示します。
・国際電話、公衆電話、表示圏外となる通話など、電話番号を通知できない通信では表示されません。

●迷惑電話撃退(迷惑電話おことわりサービス)
・設定の有無に関わらず、月額利用料は発生します。
・プッシュホン信号の出せる電話機からのみ操作いただけます。
・31件目の登録をすると、1件目に登録した電話番号の着信拒否設定が解除されます。

●着信転送
・設定の有無に関わらず、月額利用料は発生します。通信機器の種類によっては、本サービスをご利用いただけない、または設定の変更が必要となる場合があります。
・プッシュホン信号の出せる電話機からのみ操作いただけます。
・転送先には次の番号を設定できません。
110番や104番などの3ケタの番号、0120－・・・、0800－・・・、050－・・・、(一部の番号)・・・、00△△で始まる番号など、＃ダイヤル、伝言ダイヤル、国際電話の番号
・携帯電話番号へ転送する場合、携帯電話番号の前に事業者識別番号(0077など)をつけて登録することはできません。
・通常の通話に比べ、転送する場合には電話をかけられた方から転送先につながるまでに多少の時間がかかります。
・発信者から転送元までの部分と、転送元から転送先までの部分で、通話料が別々にかかります。(ケーブルプラス電話では後者の通話料がかかります。前者は発信者のご負担となります)。
・転送された電話を、転送先においてさらに別の転送先に転送する場合には、通話品質を保証いたしかねます。(正しく接続できない場合がございます)転送先から別の転送先までの通話料は、転送先のご負担となります。
・転送先の電話機には、発信者の電話番号が表示される場合があります。
・「着信転送」には、無条件転送・話中転送・スケジュール転送の3つがございます。いったん転送元のベルを鳴らしたあとに転送する「無応答時転送」、いったん受けた電話を、簡単な操作で別の電話番号へ転送する「応答後転送」の機能はございません。

●お客さまにて設定等が必要なサービス
・下記「○」のついた回線・ページで設定いただけます。

		ケーブルプラス電話	その他電話※1	セルフページ	EZweb	au電話
番号通知リクエスト	停止・再開・開始	○	×	×	×	×
迷惑電話撃退	直前に着信した番号を登録	○	×	×	×	×
	番号を登録	×	×	○	×	×
着信転送	転送先の登録・開始・停止・変更・確認	○	○	○	×	○
	スケジュール転送	×	×	○	×	×
	暗証番号の変更	○	○	○	×	○
auで着信確認	申込み・au電話番号の登録	○	×	○	○	×
	開始	×	×	×	×	○
	暗証番号の変更・初期化	×	×	○	○	×

※1 プッシュホン信号の出せる電話機からのみ操作いただけます。

[割引料金]

■重要

auケータイをご利用のお客さまは、月額利用料・通話料がお得になります。条件等ご確認ください。

①ケーブルプラス電話 auケータイセット割

概　要	KDDIに登録されたご契約者の連絡先電話番号にau携帯電話番号が登録されている場合で、ケーブルプラス電話とau携帯電話のご登録契約者氏名が同じ、もしくはご登録住所が同じ場合、基本料(定額利用料)より毎月100円減額いたします。 ※その料金月の月末において、対象のau携帯電話が解約・休止などの場合、本割引の対象外となります。 ※ケーブルプラス電話契約と対象のau携帯電話契約を含む「auスマートバリュー」の割引グループにおいて、対象のau携帯電話ご契約者が「auスマートバリュー」の適用を受けている場合、本割引の対象外となります。 ※KDDIに登録されたご契約者の連絡先電話番号について内容の変更(＊)があった場合、あらためて届出が必要です。届出されていなかった場合、本割引の対象外となることがあります。 (＊)携帯電話番号ポータビリティによる事業者の変更を含みます。 注):au携帯電話には沖縄セルラーも含みます。 また、auぷりペイド(auプリペイド式携帯電話)は対象外となります。
注意事項	解約やキャンペーンの適用等により基本料(定額利用料)が100円に満たない場合は差額のご返金はいたしません。「ケーブルプラス電話 auケータイセット割」の適用についてイッツ・コミュニケーションズ株式会社に通知されることについて、承諾していただきます。

②auまとめトーク(ケーブルプラス電話からの発信通話について)
＊auケータイからの発信通話についてはau→自宅割の適用条件によります。

概　要	KDDIに登録されたご契約者の連絡先電話番号にau携帯電話番号が登録されている場合で、ケーブルプラス電話とau携帯電話のご登録契約者氏名が同じ、もしくはご登録住所が同じ場合、以下の通話につき通話料相当額を割引し、無料といたします。 ①auひかり電話サービス(＊1)・auひかりちゅら電話サービス・ADSL one電話サービス(＊1)・メタルプラス電話・ホームプラス電話・au one netの050電話サービス(KDDI-IP電話)コミュファ光電話(＊1)への国内通話 ②au携帯電話(auぷりペイド含む)への国内通話(グローバルパスポート対応機種への国外通話の場合、発信元は無料ですが、着信先に通話料がかかります。) (＊1)付加サービスの050電話サービスを含みます。 ※その料金月の月末において、対象のau携帯電話が解約・休止などの場合、割引の対象外となります。 ※KDDIに登録されたご契約者の連絡電話番号について、内容の変更(＊2)があった場合、あらためて届出が必要です。届出されていなかった場合、割引の対象外となることがあります。 (＊2)携帯電話番号ポータビリティによる事業者の変更を含みます。 注):au携帯電話には沖縄セルラーも含みます。また、特に記載がある場合を除き、auぷりペイド(auプリペイド式携帯電話)は対象外となります。
注意事項	・本割引の適用についてイッツ・コミュニケーションズ株式会社に通知されることについて、承諾していただきます。

iTSCOM PHONE に関する事項

[キャンペーンについて]
①初期費用無料キャンペーン

お申込み受付期間	2015年10月1日から2016年3月31日までの期間中にお申し込みいただいたお客さま
お申込み対象者	ケーブルプラス電話にご加入いただいたお客さま
概　要	ケーブルプラス電話の加入に関わる初期費用（契約料、番号ポータビリティ）が無料となります。 ※NTTからの番号ポータビリティの場合は、NTTの休止工事費2,000円がかかります。
注意事項	本キャンペーンの適用は1設置場所につき、1回限りとさせていただきます。

13・宅内機器について

- 本サービスをご利用の際は、イッツ・コミュニケーションズ株式会社が設置する宅内機器をKDDIが指定する方法に則って接続してご利用ください。指定外の機器に交換したり、指定外の接続をされる場合、約款の規定に反する行為とみなしサービスの提供をお断りする場合があります。
- 宅内機器の電源は常にONの状態でご利用願います。電源がOFFの状態では発信／着信ができなくなりますのでご注意ください。
- 本サービスは、宅内機器と接続された電話機からのみご利用いただけます。
- 宅内機器の仕様は、予告無く変更となる場合があります。
- 宅内機器には動作ソフトの自動バージョンアップ機能があります。バージョンアップの際には、機器の起動に時間がかかったり、機器が再起動することがあります。また、再起動するとサービスが一旦停止します。
- 宅内機器に故障が生じた際はイッツ・コミュニケーションズ株式会社が交換・修理対応をいたしますが、お客さま責任による故障・紛失の場合は実費請求いたします。
- 宅内機器をラジオなどの電波を受信する機器の近くで使うと、受信障害（ノイズ）を引き起こすことがあります。このような場合は、宅内機器とラジオなどを離してご使用ください。

14・本サービスの解約について

- 本サービスを解約される場合にはイッツ・コミュニケーションズ株式会社お客さまセンター［0120-109199／平日9：30～20：00／土・日・祝日・年末年始 9：30～18：30］にお申し出ください。また、転居に伴う解約に際し、転居先においてauひかり電話サービスへご加入予定で、その際現在の電話番号の継続利用を予定されている場合は、その旨を必ずイッツ・コミュニケーションズ株式会社へお申し出下さい。
- 宅内機器等については、イッツ・コミュニケーションズ株式会社にて撤去工事を行ないます。
- 番号ポータビリティにてご利用いただいていた本サービスの電話番号をNTT東日本等で継続してご利用される場合は（以下、「他社への番号ポータビリティ」といいます）、NTT東日本等へ事前に「番号の継続利用希望の旨」をご申請ください。なお、KDDIより提供した電話番号を本サービスでご利用の場合、他社への番号ポータビリティはお申し込みいただけません。
- 他社への番号ポータビリティの場合、NTT東日本での電話番号継続利用の設定完了後、本サービスはご利用いただけなくなります。（ご申告いただいてから変更先事業者での手続き完了までは本サービスでのご利用となります。）
- 他社への番号ポータビリティにあたり、電話番号の継続利用に要する期間および料金等については各社にご確認ください。

別表1（ご利用いただけない機能・サービス）

通信機能・サービス		備　考
通信機能・サービス	ISDN	現在INS64をご利用中の場合は以下の点にご注意願います。 ・本サービスでは、ISDNの機能はご利用いただけません。 ・2ch利用はできません。1ch（1回線）での提供となります。 ・ISDN専用電話機やISDN専用端末はご利用いただけません。 ・DSU, TA（ターミナルアダプタ）を取り外してください。 ・ISDNのサブアドレス着信（相手先電話番号の後に「＊」を付けてダイヤルする）等はご利用いただけません。
	G4 FAX通信／スーパーG3 FAX通信	G3 FAXは概ねご利用いただけます。
	パケット通信	
	ユーザー間情報通知（UUI）	
	オフトーク通信サービス（電話回線を利用した自治体の防災放送等）	これらのサービスをご利用中、もしくはご不明な場合はお客さまご自身でサービス提供者（ガス会社、警備会社等）へご連絡ください。利用の如何にかかわらず料金が発生する場合があります。
	ノーリンギング通信サービス（電気／ガス／水道等遠隔検針・制御）	
	信号監視通信サービス（セキュリティサービス等）	
通話機能・サービス	トリオホン	
	でんわばん	
	ナンバーお知らせ136、空いたらお知らせ159	
	プッシュ回線の短縮ダイヤル機能	短縮ダイヤル以外のプッシュホン機能はご利用いただけます。
	マジックボックス・ボイスワープセレクト等	
	ボイスワープの一部機能	KDDIの転送サービスでは無応答時転送、応答後転送機能はご利用いただけません。
	電話機能付インターフォン（ドアフォン）	電話の発着信は利用できなくなりますので、必要に応じて別の電話機をご用意ください。
電話番号に関する機能・サービス	二重番号サービス	
	i・ナンバー	
	代表組み	
	ダイヤルイン	
KDDI又は他社が提供する機能・サービス	ADSLサービス	定額料金が発生する場合がありますので、解約の手続きを行なってください。
	マイラインサービス（マイライン・マイラインプラス）	番号ポータビリティをお申し込みの場合、自動的に解約になります。
	お申込み電話番号に付随する各種割引サービス	定額料金が発生する場合がありますので、解約の手続きを行なってください。 ※KDDIの電話利用規約・割引サービスについては自動的に解約となります。ただし、だんぜんトークII等の割引サービスにご加入の電話番号を本サービスに番号ポータビリティで切り替えた場合、当該番号を課金先とするKDDIカードの国際電話ご利用額に25%の割引を適用します。
	Biz FAX	定額料金が発生する場合がありますので、解約の手続きを行なってください。
	トーキンダイヤル	

※番号ポータビリティをお申込みの場合、NTT東日本の付加サービス、割引サービス、フレッツ・ISDN、フレッツ・ADSLは自動的に解約となります。
※Bフレッツの課金先電話番号となっている電話番号を番号ポータビリティされる場合は、NTT東日本から発行されるBフレッツの請求は電話料金の請求とは別になります。
※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

別表2（接続可否）

発着区分	種　別	ダイヤル	接続可否	説　明	備　考
電話をかける場合	1XYの3桁番号サービス（一部4桁）	100	×	100番通話	
		102	×	非常・緊急扱い電話	
		104	○	番号案内	DIAL104（番号案内後、案内された番号にそのままつながるサービス）はご利用いただけません。
		106	×	コレクトコール（オペレータ）	
		108	×	自動コレクトコール	
		110	○	警察（緊急呼）	
		111	×	線路試験受付	
		112	×	共同加入者受付	
		113	×	故障受付	NTT東日本・NTT西日本の故障受付にはつながりません。
		114	×	話中調べ	話中調べは0077−7101にて承ります。（相手先がNTT加入電話またはKDDIメタルプラス電話の場合に限る）
		115	○	電報受付	
		116	×	営業受付	NTT東日本・NTT西日本の営業受付にはつながりません。
		117	○	時報	
		118	○	海上保安（緊急呼）	
		119	○	消防（緊急呼）	
		121	×	クレジット通話サービス	
		122	○	固定優先解除	122をダイヤルした後に続けて本サービスでご利用可能な事業者識別番号（0091で始まる番号を除く）をダイヤルした場合、そのダイヤルした事業者識別番号を利用せずに相手先へ電話をかけたことになります。
		125	×	でんわ会議	
		136	×	ナンバーアナウンス	
		141	×	でんわばん、二重番号サービス	
		142	○	着信転送［KDDI付加サービス］	KDDIの「着信転送」サービスの設定変更が可能です。
		144	○	迷惑電話撃退［KDDI付加サービス］	KDDIの「迷惑電話撃退」サービスの設定変更が可能です。
		145/146	×	キャッチホン2	
		147	×	ボイスワープセレクト、なりわけサービス	
		148	○	番号通知リクエスト［KDDI付加サービス］	KDDIの「番号通知リクエスト」サービスの設定変更が可能です。
		1540	○	KDDI電話auで着信確認［KDDI付加サービス］	KDDIの「KDDI電話 auで着信確認」サービスの設定変更が可能です。
		159	×	空いたらお知らせ	
		161~167	×	ファクシミリ通信網等	
		171	○	災害用伝言ダイヤル	
		177	○	天気予報	
		184-	○	発信者番号通知拒否	
		186-	○	発信者番号通知	
		188/189	○	行政1XYサービス	

発着区分	種　別	ダイヤル	接続可否	説　明	備　考
電話をかける場合	0A0から始まる電話番号	010-	○	国際電話	
		020-	△	ポケベル等	東京テレメッセージ株式会社が提供する020番号を用いたサービス（D-FAX）のみ接続可能です。
		050-	○	IP電話	ほぼ全てのIP電話事業者と通話可能です。
		070-	○	PHS／携帯電話	
		080-/090-	○	携帯電話	
	0ABOの4桁番号サービス	0120-	○	フリーダイヤル／フリーコールDX／フリーアクセス	フリーダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります。
		0170-	×	伝言ダイヤル	
		0180-	○	テレドーム	
		0190-	×	エンジェルライン／あんないジョーズ	
		0570-	○	ナビダイヤル／アクセスコール／アドコール（0570-300で始まる番号のみ）	ナビダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります。
			×	ナビアクセス等	
		0800-	○	フリーダイヤル／フリーコールDX／フリーアクセス	フリーダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります。
		0990-	×	災害募金サービス	
	00XYの事業者識別番号（KDDI提供）	0077-0070-	○	各種サービス（フリーコール、DODサービス等）	
		0051-0053-1-0053-9-0055-0056-0057-	○	国際オペレーター通話等各種国際電話サービス	
		0077-22-0077-80-0077-48-	○	KDDI DODサービスの一部	
		0053-63-	×	KDDI DODサービスの一部	
		0077-43-	×	KDDI VPネット（仮想専用線サービス）、広域短縮	
		0052-0053-53-	×	KDDI国際電話サービスの一部国際料金通知、エコノミーホン	
	00XYの事業者識別番号（他社提供）	00XY-	×	「0088」等の事業者識別番号による電気通信事業者を指定した発信（0088フリーコール等以下に記載のものは除く）	・ACR機能は停止して利用することをお勧めいたします。 ・事業者識別番号の後に国内・携帯・国際（自動ダイヤル）等の本サービスでご利用可能な電話番号をダイヤルした場合、そのダイヤルした事業者識別番号を利用せずに相手先へ電話をかけたことになります。
		0037-6-0044-0066-0088-	○	0037-6 着信課金サービス 0044 国際着信課金サービス 0066 国際国内着信課金サービス 0088 フリーコール	
	＃ダイヤル	＃4桁の番号	×	着信短縮ダイヤル、クイックナンバー等	
電話を受ける場合	他社サービスの着信		×	1XYの3桁番号サービスを使った着信	コレクトコール、話中調べ、空いたらお知らせ等での着信
				他社の着信課金サービスの着信電話としての設定・登録	

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

iTSCOM PHONE に関する事項

	新規で番号を取得する方	NTTアナログ／NTT光／ソフトバンク回線をご利用のお客さま	KDDI回線をご利用のお客さま
	番号はお選びいただけません。お申し込みいただいてから発番手続きをいたします。	現在ご利用のサービス【　　】	現在ご利用のサービス【　　】
お申し込み	・お申込書とケーブルプラス電話お申込事前確認シートをご郵送またはイッツコムへお渡しください。		
	KDDIより「お申込受付完了および開通手続開始のご案内」の封書が届きます。工事当日開通いたします。	通常回線切替にはケーブルプラス電話用宅内機器（EMTA）設置後10日～2週間ほどかかります。	通常回線切替にはケーブルプラス電話用宅内機器（EMTA）設置後2～5日ほどかかります。
工事日を決める	工事日【　　月　　日　　ごろ】・ご希望のお日にちをスタッフまでお知らせください。		
工事に立ち会う	・設置完了後、開通確認実施 ※月額利用料金は日割り計算となります。	・番号ポータビリティはケーブルプラス電話用宅内機器（EMTA）設置完了後、ポータビリティの手続きが始まります。	
回線切替待機		・設置したケーブルプラス電話用宅内機器（EMTA）の電源はつけたまま番号移行（番号ポータビリティ）をお待ちください。 ・ケーブルプラス電話用宅内機器（EMTA）のランプの状況で開通したかご確認いただけます。 ※右図をご参照ください。	
	番号ポータビリティを利用しない場合、NTT回線の休止または解約手続きはお客さまにて行ってください。なお、ケーブルプラス電話が開通し、ご利用を確認された後にお手続きされることをおすすめします。	KDDIより送付される封書「サービス開始に関わるご案内」をご確認ください。 今までご利用されていたメールアドレスを継続利用されるご希望がございましたら、別途お手続きが必要となります。詳しくはご契約いただいておりますプロバイダへお問い合わせください。	
開通確認		・回線工事中は一定の間、電話が不通になります。ダイヤルトーンが聞こえないときは、回線工事中の場合が考えられます。1時間ほどおいてから再度ご確認ください。 ※月額利用料金は日割り計算となります。	
回線切替のお手続き		・ADSLや光回線をご利用の方はインターネット・電話サービスの解約手続きをお願い致します。 ※現在ご利用の回線【　　】へ解約のご連絡をお願い致します。	

[お申し込み前のご注意]

以下3項目について現在のご加入先へご確認をお願い致します。

■電話番号　■ご契約住所（登録されている住所）　■契約者名（回線名義人）

●現在契約をされているナンバーディスプレイ等のオプションサービスは引継されません。ご希望の場合は新たにご契約ください。

【NTTの方】NTT休止時に手数料2,000円（税込2,160円）がNTT東日本より請求されます。NTT東日本加入電話の利用休止期間は原則5年ですが、お客さまのNTT東日本への申告により5年単位で期間の更新が可能です。延長を行わない場合は更に5年を経過した時点で権利が失効となる場合がありますので、ご注意ください。詳しくはＮＴＴ東日本（0120-116-000）にお問い合わせください。

【KDDIの方】「auで着信確認」オプションのみ引継がれます。電話帳掲載についても改めてお申し込みください。

[お申し込みのご注意]

登録情報（回線名義人名やご利用中サービスの情報）は正しい情報でお申し込みいただきますようお願い致します。

お申し込み情報に相違がございますと、回線切替にお時間をいただいております。また、その際はご確認の為、イッツコムまたはKDDIより連絡をさせていただきます。

●KDDIより送付される封書「サービス開始に関わるご案内」にはセルフページの[セルフID][パスワード]と[開通予定日]が記載されています。大切に保管いただきますようお願い致します。

※新規で番号を取得されるお客さまは「お申込受付完了および開通手続のご案内」にセルフページの[セルフID][パスワード]と[新しい番号]が記載されています。

[ケーブルプラス電話用宅内機器（EMTA）設置図]

●【新規で番号を取得する方】

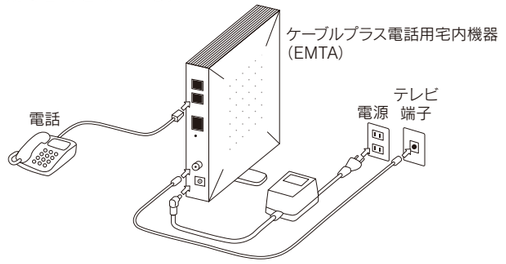

●【NTT・KDDI電話の回線をご利用の方】

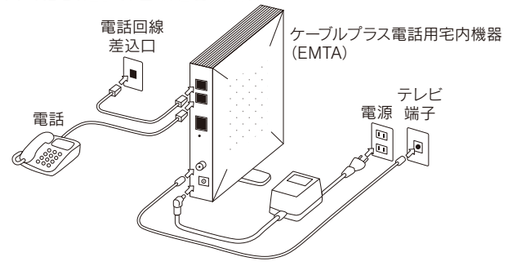

[ケーブルプラス電話用宅内機器（EMTA）背面図]

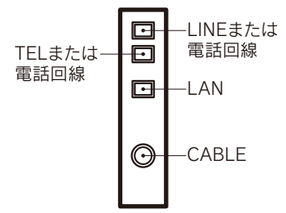

[ケーブルプラス電話用宅内機器（EMTA）ランプの様子]

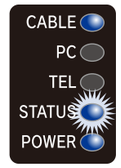

【ケーブル回線開通前】
STATUS：消灯または緑色点滅

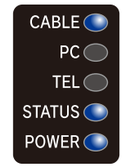

【ケーブル回線開通後】
STATUS：常時点灯

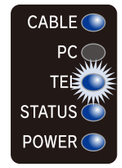

【ケーブル回線開通後通話中】
TEL：消灯または点滅

[開通確認時の注意]

番号ポータビリティの方は、以下の3項目についてご確認をお願い致します。

●KDDIより送付される封書「サービス開始に関わるご案内」に記載されている「開通予定日」の翌日以降、フリーコール【0077-7146】へダイヤルし、開通確認テストを行ってください。（通話料無料/24時間/365日受付）
KDDI側工事が完了している場合『こちらはKDDIです。接続試験は正常に終了いたしました。このまま電話をお切りください。』のアナウンスが流れます。詳しくは、KDDIから送付されます「利用ガイド」をご覧ください。

●開通予定日の翌日になっても開通しなかった場合はお手数をおかけいたしますが、携帯電話・公衆電話などからイッツコムへご連絡いただきますようお願い致します。

●開通を確認後、ケーブルプラス電話用宅内機器（EMTA）のLINEに差さっている回線の取り外しをお願い致します。

[auひかり電話をご利用されており、「auスマートバリュー」が適用されている方]

●ケーブルプラス電話開通後、ご利用プロバイダのご解約手続き前に、下記窓口へスマートバリュー適用継続ご希望の旨ご連絡をお願い致します。（auスマートバリュー継続のお手続きがない場合、自動解約となりますのでご注意ください。）

※KDDI 問い合わせ窓口：au携帯から局番なし157／一般電話から0077-7-111 年中無休 受付時間9:00～20:00

iTSCOM Smart に関する事項（インテリジェントホーム）

1・お客さまにてご用意していただくもの

■ 重 要

当社の設置工事はゲートウェイとＩＰカメラ、各種センサー、家電コントローラー、スマートロック（電子錠）までとし、インターネット環境およびLANケーブルのご用意はお客さまにお願いをしております。

■インターネット回線

●有線LANのみ接続が可能です。無線LANは接続できません。
※当社が提供するインターネットサービス以外の他社が提供するインターネット回線への接続も可能ですが、当社は他社が提供するインターネット回線の仕様や不具合により、サービスが利用できない場合があっても、補償はいたしかねますので、ご留意ください。

■LANケーブル

●インターネット回線とゲートウェイを接続するため、LANケーブル（カテゴリー5e準拠モデル）が必要です。ゲートウェイを接続するための空きポートを1つご用意ください。

■通信機器

●パソコン、スマートフォンまたはタブレット等をお客さまにてご用意ください。
※サービスを利用するにあたり、通信機器が必ずひとつは、必要となります。
※家電コントローラーの利用にあたっては、スマートフォンまたはタブレットが必要です。

■電池

●センサー、スマートロック（電子錠）には、電池が必要となります。初回設置時のみ当社がご用意いたします。
※初回設置以降の電池は、お客さまご自身にて交換いただけます。なお、当社は有償で交換を承ることができます。
※初回電池の寿命は正常利用で1年となります。スマートロック（電子錠）の場合は正常利用で10か月となります。
※ゲートウェイの電源をOFFにした場合には、定期的な通信ができなくなり、急激に電池が消耗いたします。
※センサー稼動状況、気温、室温等の温度変化により、電池消耗が変わります。

2・動作環境について

●パソコン／スマートフォン／タブレットの対応OS

	Internet Explorer 10以降	Firefox 26以降	Chrome 32以降	Safari 6以降
Windows Windows7以降	●	●	●	
Mac OS Mac OS 10.8以降		●	●	●
モバイルプラットホーム（Android・iOS）	ブラウザでの動作は保証できません。モバイルアプリをご利用ください。			

●通信速度
サービスの安定性を確保するためにも、接続するインターネット回線の最低速度は、上り下り1Mbps相当とします。当社かっとびサービスご利用のお客さまの推進速度は、かっとびワイド以上とします。
※2015/8/1時点のサービス内容を元に算出しております。今後のサービス内容に応じて、推奨速度が変更になる場合がございます。
※速度によりライブ映像でコマ落ちすることがございます。

3・設置工事にあたって

●当社で設置するもの
ゲートウェイ、ＩＰカメラ、各種センサー、家電コントローラー、スマートロック（電子錠）
●設置工事
設置する場所によっては、ゲートウェイ接続ができない場合もございます。また、扉の形状によっては、スマートロック（電子錠）を設置できない場合がございます。ＩＰカメラ、各種センサー、家電コントローラー、スマートロック（電子錠）の設置には、ビス止め、もしくは両面テープを使用いたします。
●説明書
各種設定方法につきましては、別途お渡しする冊子をご参照ください。

4・アプリケーションについて

●本サービスでは、当社が提供する専用のWEBページまたは、アプリケーションを利用して機器を遠隔操作します。
※アプリケーションは、ダウンロードとインストールが必要です。
※端末によりアプリケーションが動作しない場合があります。
※家電コントローラーは、当社が提供する専用のWEBページを利用して遠隔操作を行うことはできません。専用のアプリケーションからのみ遠隔操作が可能です。
※家電コントローラーの設置設定時には、株式会社グラモの提供する専用のアプリケーション（iRemocon専用アプリ）が必要となります。

5・機器について

●本サービスをご利用いただくには、ゲートウェイの設置が必要です。ゲートウェイに加え、ＩＰカメラ、各種センサー、家電コントローラー、スマートロック（電子錠）を組み合わせる必要があります。
●本サービスをご利用いただくには、ゲートウェイ、ＩＰカメラ、各種センサー、家電コントローラー、スマートロック（電子錠）の電源が常時入った状態かつインターネットに常時接続されている必要があります。
●インターネット接続関連機器（モデム）も常時電源が入った状態にしてください。
●ゲートウェイ、ＩＰカメラ、各種センサー、家電コントローラー、スマートロック（電子錠）の機器の転売、譲渡、分解等は、禁止いたします。
※ゲートウェイは、縦置きで設置いただくことを推奨します。
※ＩＰカメラ、各種センサー、家電コントローラー、スマートロック（電子錠）の購入は取り扱っておりません。ゲートウェイのみ購入することが可能です。
※ゲートウェイからパソコンへは直結いたしません。
※ゲートウェイのLANポートは、メンテナンス用ですのでご利用いただけません。
※温度変化、ペット、シーリングファン、カーテン、FAX感熱紙、風、電波状況により、センサーが誤動作する可能性があります。
※お客さまにて機器のリセットボタンは押さないでください。
●当社が提供するゲートウェイまたはＩＰカメラ、各種センサー、家電コントローラー、スマートロック（電子錠）以外の機器を使用して本サービスを利用することはできません。
●機器の移設および設定については、原則当社が有償で行いますが、IPカメラ、家電コントローラーに限ってはお客さまご自身での移設が可能です。
●機器の移設に伴い取り外した箇所の復旧は当社ではいたしかねます。なお、スマートロック（電子錠）の移設についても、取り外した箇所へのシリンダキーの設置、新たな鍵の設置等に関する現状復旧は当社でいたしかねますので、お客さまにてご手配ください。
●お客さまご自身での機器の移設に伴う不具合や故障、お客さまが機器の移設をご手配された場合における不具合や故障について、当社は一切責任を負えませんのでご了承ください。
●ＩＰカメラで撮影した画像・動画の保存期間は60日間とし、保存可能枚数は、画像500枚/日、動画100枚/日を上限とします。なお、保存期間および保存可能枚数は、事前の告知なく変更する場合があります。
●ゲートウェイ1台に接続できる家電コントローラーの台数は1台とします。
●家電コントローラー1台に対して、家庭用エアコン、照明各1台の操作が可能です。（すべての機種、すべての機能の動作を保証するものではありません。）
●電池交換
各種センサーに対応する電池は以下の通りです。

機　器	電池種類	メーカー
ドア・窓センサー	3Vリチウムバッテリー CR2タイプ	Panasonic
広域 モーションセンサー	3Vリチウムバッテリー CR123Aタイプ	Panasonic
狭域 モーションセンサー	3Vリチウム バッテリー CR123Aタイプ	Panasonic
スマートロック （電子錠）	EVOLTA 単3形アルカリ乾電池	Panasonic

※お客さまご自身で交換する場合は、機器の基盤への接触をしないようご注意願います。
※電池残量の低下は、専用WEBページまたはアプリケーションからご確認いただけます。

6・当社サポート内容

●電池交換については、当社にて有償にて行います。

電池交換費用（出張費と技術費を含む）	5,000円／回（税抜）
各種センサー用電池販売価格	600円／個（税抜）

7・故障

●当社から貸与された機器に故障が生じた場合、無償にて修理、交換いたします。お客さまの故意・過失による故障の場合は、この限りではありません。
●故障時にIPカメラ、各種センサー、家電コントローラー、スマートロック（電子錠）を交換する場合
設置工事同様にビス留め、両面テープを利用します。
※設置跡、ビス穴、両面テープ等が残ることがあります。
※設定箇所の回復はできません。

8・一時停止・解約について

●本サービスを一時停止またはご解約される場合は、当社にご連絡ください。なお、ＩＰカメラ、各種センサー、家電コントローラー、スマートロック（電子錠）のみ一時停止をすることはできません。
●本サービスの一部またはすべてをご解約される場合、当社から貸与した機器は、必ずご返却ください。なお、機器の取り外しに伴う設置箇所の復旧は当社ではいたしかねます。
●スマートロック（電子錠）の撤去は当社にて有償で行います。

スマートロック（電子錠）撤去費用（出張費と技術費を含む）	5,000円／台（税抜）

●当社へのご申告をせず、お客さまにてゲートウェイ、ＩＰカメラ、各種センサー、家電コントローラー、スマートロック（電子錠）の取り外しを行った場合、または、専用のアプリケーションから削除を行った場合、月額利用料金は継続して発生します。

9・免責・その他

●ＩＰカメラで撮影した画像・動画の管理について当社は一切責任をおいません。
●カメラのライブ映像がコマ落ちする場合があります。
●iRemocon専用アプリのうち、当社のサポート対象となるのは、設置設定時に使用する「外部接続連携操作」機能のみとなり、その他の操作、登録等に関して当社は一切責任をおいません。
●当社は、本サービスの運用・管理のため、お客さまご利用の機器に設定されたログ情報等を取得する場合がございます。
●本サービスは一切間断なく継続的に提供できるものではございません。また、本サービスの正確性、最新性、有用性、完全性等によってお客さまが損害を被った場合、当社は、一切その責任を負うことができません。
●当社のシステムメンテナンス時は、一部・または全てのサービスがご利用できなくなる可能性がございます。
●インターネット回線障害時または停電時は、一部または全てのサービスは利用できません。
●ゲートウェイのソフトウェアアップデートは、不定期に実施されます。
※ソフトウェアインストール中は、サービスがご利用できません。
※ソフトウェアインストールは情報閲覧等のサービス利用中であっても、発生する場合がございます。
●天災地変時には、ゲートウェイ、ＩＰカメラ、各種センサー、家電コントローラー、スマートロック（電子錠）の修理・故障等のサポート対応に時間を有する場合がございます。

iTSCOM Smart に関する事項（イッツコム テレビ・プッシュ）

1・お客さまにてご用意していただくもの

■ 重 要

当社の設置・設定作業はIPボックス(サービス専用受信端末)とHDMIケーブルのご用意までとし、接続するテレビ・インターネット環境(有線LANで接続する場合は接続用のLANケーブル)のご用意はお客さまにお願いをしております。

■HDMI入力端子の空きがあるテレビ

- IPボックスとテレビを接続するため、接続するテレビには「HDMI入力端子の空き」が必要です。
  ※HDMI入力端子を保有しているテレビであれば、メーカー等の指定はございません。
- お客さまのテレビにHDMI入力端子の空きがない場合は、設置できないことがあります。また、お客さまの同意をいただき、現在接続している機器を外させていただくことがございます。
- イッツコムではHDMIセレクターのお取り扱いをしています。
  【HDMIセレクター販売価格】
  HDMIセレクター 3,500円[税抜](HDMIケーブル1m付)
  お客さまのテレビにHDMI入力端子の空きがない等、必要な場合は、申込書にご希望の個数をご記入ください。
  ※HDMIセレクターを経由してテレビにIPボックスを接続した場合は、テレビ自動電源オン機能等は利用できませんので、ご了承ください。
- お客さまのテレビ仕様により、サービスの機能が一部制限される場合がございます。

■インターネット回線

- IPボックスが接続するインターネット回線は常時接続が可能な固定回線に限ります。
  ※モバイル回線(携帯電話会社の3G・LTE回線の電波を利用して、インターネットに接続することができるサービス)での接続は、動作環境の保証ができないため、お断りしております。
- IPボックスは有線LAN・無線LANどちらでも接続が可能です。
- 当社が提供するインターネットサービス以外の他社が提供するインターネット回線への接続も可能ですが、当社は他社が提供するインターネット回線の仕様や不具合により、サービスが利用できない場合があっても、補償はいたしかねます。
- お客さまのインターネット回線の仕様により、サービスの機能が一部制限される場合がございます。

■LANケーブルまたは無線LANルーター

- インターネット回線とIPボックスを接続するため、有線LAN接続であればLANケーブル(カテゴリー5e準拠モデル)、無線LAN接続であれば、無線LAN対応ケーブルモデム、無線LAN対応ブロードバンドルーターが必要です。
- 有線LAN接続する場合はIPボックスを接続するための空きポートを1つご用意ください。
- 無線LAN接続する場合は接続に関する情報(SSIDやアクセスパスワード等)が必要となりますので、事前にご用意ください。

2・動作環境(接続するインターネット回線)について

■無線LAN接続時の仕様

- 周波数帯:2.4GHz / 5.2GHz
- 伝送規格:IEEE 802.11 a/b/g/n
- セキュリティ対応:Open,WEP,WPA(Personal),WPA2(Personal),Mixed WPA-WPA2(Personal)
  ※Open,WEPは推奨いたしません。

■通信速度

- サービスの安定性を確保するため、接続するインターネット回線の推奨速度は下り最大通信速度1Mbps相当以上とします。
- 2015年5月時点のサービス内容を元に算出しております。今後のサービス内容に応じて、推奨速度が変更になる場合がございます。

3・IPボックス設置環境について

■設置環境

- 情報配信時にIPボックス内蔵のスピーカーから音声でお知らせをするため、IPボックスの前面に扉がある棚の中等の設置環境は推奨いたしません。IPボックスは、テレビ付近の棚の上にそのまま設置する等の設置環境を推奨します。

4・設置・設定作業にあたって

■当社で設置するもの

IPボックス本体、ACアダプター、電源ケーブル、専用リモコン(単4型乾電池2個入り)、HDMIケーブル(本体・テレビ接続用)

■設置・設定作業

- 設定作業時に作業員が無線LANに関する情報(SSIDやアクセスパスワード等)を確認させていただきます。
- 無線LANに関する情報(SSIDやアクセスパスワード等)がわからない場合は、IPボックスが設置できないことがございます。
- お客さま宅内の無線LANの規格や環境によってサービスが安定して利用できない場合がございます。その場合、有線LANでの接続への切り換えが必要となる場合や設置・設定ができない場合がございます。
- 正常に動作させるために、お客さまの同意をいただき、お客さま保有のテレビまたはネットワーク機器の設定を変更させていただく場合があります。
- 設定変更作業に伴い、発生した不具合に関して、当社では責任は負いかねますので、ご了承ください。

5・サービス内容について

■特徴

- 本サービスでは、毎日定時のお知らせや緊急地震速報・特別警報等の緊急度の高い情報は、他の番組や録画コンテンツ視聴時でも、自動的にテレビ画面が切り替わってお知らせします。テレビの電源がオフでも自動的にオンになります。(テレビ画面が自動的に切り替わっても、録画等には影響しません。)
- 降雨アラームや電車の遅延情報等の生活情報は音声でお知らせし、お客さまご自身で切り換えることで、テレビ画面で情報を確認することができます。
- 情報が配信される際はIPボックス内蔵スピーカーから音声が再生されます。
  ※音量は設定画面からお客さまにて設定が可能です。
  ※設置する環境によっては音が聞こえづらくなる可能性がございます。
- 当社が配信する画像やお客さま自身が投稿した画像を、テレビ画面で確認することができます。
  ※お客さま自身が投稿した画像は保存可能枚数を100枚を上限とし、JPEG形式、PNG形式、GIF形式のファイルに限ります。また投稿された画像は適切なサイズに圧縮されます。オリジナルの画像データを保証するものではございません。

■配信情報

- 緊急地震速報や特別警報等の緊急度の高い情報以外(降雨アラームや電車の遅延情報等)は、お客さまで配信有無の選択や配信レベルの変更が可能です。
- 各種情報は、民間気象会社、交通情報提供会社等から提供される情報を、自動的に配信するものです。
  ※配信する情報内容は予告なく変更する場合があります。
- 自治体が配信する情報は、お住まいの自治体によって種類が異なったり配信されない場合があります。自治体からの緊急のお知らせ等、自治体が配信する固有の情報以外は、防災情報、生活情報ともに、すべてのお客さまに配信されます。

■テレビ自動電源オン機能や画面の自動切換機能

- お客さまのテレビの仕様によっては、動作しない場合がありますので、予めご了承ください。
- テレビ自動電源オン機能が動作した後、一定時間専用リモコンの操作がなかった場合、テレビの電源を自動オフします。

6・ご利用にあたってのご留意事項

■インターネットと電源の常時接続維持

- IPボックスとテレビの主電源が常時入った状態かつインターネットに常時接続されている必要があります。
  ※テレビの電源はテレビのリモコンでオン オフの操作をして、待機状態にしてください。
- インターネット接続関連機器(モデム・無線LANルーター等)も常時電源が入った状態にしてください。
- インターネット回線障害時または停電時はサービスがご利用できません。

■利用場所の変更

- IPボックスの登録情報(設置場所住所)の変更が必要です。

■IPボックスの取り扱いについて

- IPボックスのセットアップガイドに記載の「安全上のご注意」および「使用上のご注意」をよくお読みいただき、禁止事項、順守事項を守ってご利用ください。
- IPボックスは1日1回不定期に再起動を実施します。(深夜帯を想定)
- IPボックスの分解、解析や、本サービス機器にインストールされているソフトウェアの複製、アンインストール、リバースエンジニアリングまたは逆アセンブル等の行為を行わないでください。

7・一時停止・解約について

- 本サービスを一時停止またはご解約される場合は、当社にご連絡ください。なお、当社から貸与したIPボックスは、必ずご返却ください。
- 本サービスをご解約される場合、ご利用いただいていた配信情報の設定や画像データ等は全て削除されます。

8・免責

■システムメンテナンスによるサービス停止

- 当社や提携事業者(配信情報の提供会社等)のシステムメンテナンス時は、一部・または全てのサービスがご利用できなくなる可能性があります。

■サービスの利用制限

- 1日1回実施するIPボックスの再起動時、不定期に実施するIPボックスのソフトウェアインストール時はサービスがご利用できません。
  ※再起動・ソフトウェアインストールは情報閲覧等のサービス利用中であっても、発生する場合があります。

■配信情報の保証

- 配信する情報内容の正確性、最新性、有用性、完全性、コンテンツ等の遅延等によってお客さまが損害を被った場合、一切その責任を負うことができません。

■画像データ等の管理責任

- 本サービスにより投稿した画像データ等について、当社は一切その責任を負うことができません。

■IDおよびパスワードの管理責任

- アルバムマイページを利用するためのIDおよびパスワードの管理、使用について、当社は一切その責任を負うことができません。

■ログ情報の取得

- 当社ではサービスの運用・管理のため、テレビの電源状態や配信情報の視聴状態等のログ情報を取得します。

■緊急地震速報の技術的限界

- 配信する情報の内、緊急地震速報については、次のような限界があります。
  1.直下型地震等震源との距離が近い場合、情報が地震の到達に間に合わない場合があります。
  2.地震以外の要因によりシステムが作動し、誤報が生じる場合があります。
  3.震度、到達時間の予測数値に誤差が生じる場合があります。
  4.気象庁で検知できない地震には作動しません。

■天災地変時のサポート対応

- IPボックスの修理・故障等のサポート対応に時間を有する場合がございます。

9・お問い合わせについて

配信情報の設定変更や機器の故障等、ご不明な点は、当社へお問合せください。

[お問い合わせ先]

・お電話でのお問い合わせ先:0120-109199
受付時間　平日 9:30~20:00　土・日・祝日・年末年始 9:30~18:30
・メールでのお問い合わせ先:info@itscom.jp

iTSCOM mobile に関する事項　（イッツコム データSIM）

1・サービス内容について

イッツコム　データＳＩＭは、ＮＴＴドコモのＬＴＥ及び３Ｇネットワークを利用したデータ通信対応のＳＩＭカードを提供します。
○サービス名称　：　イッツコム　データＳＩＭ
○サービス提供者　：　イッツ・コミュニケーションズ株式会社
○サービス内容　：　ＮＴＴドコモの回線を使用したデータ通信サービス

■ 重 要

当社は、ＮＴＴドコモの回線を使用したデータ通信対応のＳＩＭカードを提供します。お客さまがご利用されるエリアや端末、通信環境、ご利用状況によって、回線速度は異なります。また、ご利用状況によっては通信速度が制限される場合があります。

■サービス提供エリアについて

●利用可能エリアはＮＴＴドコモのＸｉ（ＬＴＥ）及びＦＯＭＡ（３Ｇ）の利用可能エリアに準じます。
●サービス提供エリア内であっても、建物の中・地下・トンネルなど電波の届きにくいところ、または屋外でも電波の弱いところではご利用いただけない場合があります。

■サービス提供速度について

●イッツコム　データＳＩＭの回線速度は、下り最大150Mbps、上り最大50Mbpsとなり、低速通信時は最大200kbpsとなります。お客さまがご利用されるエリアや端末によって、最大回線速度は異なります。
●お客さまの端末環境含む通信設備やネットワークの混雑状況等により、規格上の最大速度に対して実効速度が著しく低下することがあります。

■通信量と通信速度の制限について

●あらかじめ定められた1か月間で利用可能な通信容量を超過した場合は、下り最大200kbps となります。なお、利用開始月のみ、利用開始日から月末までの日数で1か月間の通信容量を比例換算した通信量が上限となります。
●動画ファイルの添付、ファイルのダウンロードなど、大量のデータの送受信や、ストリーミング、動画再生などの連続したデータを送受信した場合、通信速度を制限する場合があります。
●その他、ご利用状況により、当該ＳＩＭカードを使った通信の速度を制限する場合があります。

2・お申し込みの注意事項

■お申し込みにあたって

●イッツコム　データＳＩＭをお申し込みの際は、必ず「イッツコム　データＳＩＭ契約約款」に同意の上、お申し込みください。
●初期手数料として、1契約につき3,000円［税抜］がかかります。
●1契約につきご利用可能な回線数は1回線とし、1個人または1法人につき最大5つの契約を申し込むことができるものとします。
●お申し込みいただく際は、当社所定の申込書の提出のほか、本人確認書類等の提出が必要となる場合があります。

なお、住民票、公共料金領収証、登記簿謄本、印鑑登録証明書については、発行日から3か月以内のもの。

※本人確認書類は、以下のいずれか。
①運転免許証　②健康保険証＋住民票or公共料金領収証
③住民基本台帳カード（顔写真のあるもの）＋住民票or公共料金領収証
④在留カードまたは外国人登録証明書　⑤パスポート
※法人の場合は、以下のいずれか。
◆登記簿謄本＋本人確認書類 or 印鑑登録証明書＋本人確認書類　コピー可
いずれも、有効期間内で現住所のあるものとします。

●一定期間内に同一の申込者または住所からの複数申込みがあった場合、当社はその申し込みを承諾しないことがあります。
●イッツコムのテレビサービス、電話サービス、その他のインターネットサービスのいずれも利用されていない場合、お電話およびホームページからお申し込みいただくことはできません。イッツコムスポットにてお申し込みを承ります。

（iTSCOMスポット所在地）

●iTSCOMスポット二子玉川
［営業時間］10:00～21:00
［定休日］毎週水曜日（※祝日を除く）］及び年末年始
［住所］東京都世田谷区玉川２－２１－１　二子玉川ライズ・ショッピングセンターステーションマーケット１Ｆ
●iTSCOMスポットたまプラーザテラス
［営業時間］10:00～21:00
［定休日］元日及びたまプラーザテラス休館日に準じます。
［住所］横浜市青葉区美しが丘１－１－２　たまプラーザ テラス ゲートプラザ 2F
●iTSCOMスポット武蔵小杉東急スクエア
［営業時間］10:00～21:00※カウンターサービスは20:00まで
［定休日］年末年始及び武蔵小杉東急スクエア休館日に準じます。
［住所］川崎市中原区小杉町３－４７２ 武蔵小杉東急スクエア1F

■SIMカードについて

●当社で提供するＳＩＭカードには、次の種類があります。ご利用の端末に対応するＳＩＭカードの種類をよくご確認のうえ、お申し込みください。なお、当社で提供する端末とセットでお申し込みの場合は、選択する必要はありません。
標準ＳＩＭ（25mm×15mm）
microＳＩＭ（15mm×12mm）
nanoＳＩＭ（8.8mm×12.3mm）

■端末について

＜当社で提供する端末について＞
●当社で提供する端末の保証期間は、サービス開始日（お客さまへの端末お渡し日／端末配送日）より1年間となります。
●当社で提供する端末の契約期間は、利用開始日の属する月の翌月から2年間です。契約期間満了後、または契約期間内に解約される場合、端末はお客さまに譲渡します。
●端末により、ご契約可能な通信容量（月間）は、異なります。
●端末を宅配でお送りする場合、別途手数料がかかる場合があります。
●本サービスの申し込み時に限り、イッツコムモバイル端末延長保証サービス（保証期間はご利用開始日の属する月から最大37か月間）を申し込むことができます。
●端末の不具合、故障等に関するお問合せは、イッツコムモバイル端末延長保証サービスにご加入されている場合は、申込時にお知らせする延長保証窓口に、ご加入されていない場合は、各メーカーにお問い合わせください。
＜お客さまにて端末をご用意される場合＞
当社で提供する端末を利用せず、ＳＩＭカードのみをお申し込みの場合は、原則、以下の条件を満たしている端末であれば、本サービスのＳＩＭカードのご利用が可能です。ただし、当社では個別の端末の動作確認や検証は承っておりませんのであらかじめご了承ください。また、正常に動作しないなどの問題が発生した場合も、当社では一切の保証をいたしかねます。
●ＮＴＴドコモのＬＴＥ/３Ｇ通信に対応していること
※auが提供している通信端末はご利用いただけません。
●ＳＩＭロック等、通信端末に固有の制限がなく、当社のＳＩＭカードの認識が可能なこと
※ＮＴＴドコモが提供する通信端末の場合、ＳＩＭロックの解除は不要です。
●本サービスでのＡＰＮ等の設定が可能で、当該設定から接続を行えること
●技術基準に適合した（技適マークの付いた）端末であること

3・ご利用にあたってのご留意事項

■ＮＴＴドコモのサービスについて

●イッツコム データＳＩＭではi-mode やドコモメールなどＮＴＴドコモが提供する付加サービスを利用することはできません。

■ＳＩＭカードの変更と再発行について

●ＳＩＭカードの種類や通信容量（月間）を変更する場合またはＳＩＭカードを再発行する場合、手数料として1契約につき3,000円（税抜）がかかります。
●ＳＩＭカードの変更と再発行によって、当社での手続きが完了してからお客さまのお手元にＳＩＭカードが届くまでの間、当社回線のご利用ができない場合があります。
●通信容量（月間）を変更する場合、契約変更希望月の前月末日10日前までにご連絡ください。

■サービスの休止と再開について

●お客さまからＳＩＭカードの盗難・紛失等により回線ごとに利用の一時中断（イッツコム　データＳＩＭを一時的に利用できないようにすることをいいます）の依頼があった際、依頼を受付してから一定期間後に完了します。なお、一時中断の依頼を受付後、手続き完了までに生じたご利用料金は、お客さまによる利用であるか否かにかかわらず、お客さまの負担といたします。
●ＳＩＭカードの再開を希望する場合についても、依頼を受付けてから一定期間後に完了します。
●イッツコム　データＳＩＭの利用の一時中断があっても、イッツコムデータＳＩＭのご利用料金は発生します。

■請求について

●本サービスをご利用可能となった日（ＳＩＭカードまたは端末のお渡し日／配送完了日）をご利用開始日とし、ご利用開始日の翌月分より課金を開始します。
●本サービス以外の当社のサービスのご加入状況により、月額利用料が変更となります。
●月額利用料の日割り精算は行っておりません。（解約月も月額利用料1か月分がかかります）
●別途、ユニバーサルサービス料が発生します。

■解約について

●解約する場合は、解約希望日の10日前までにお申し込みください。毎月末日付で解約となります。なお、解約申込日にかかわらず、解約月の月末までの月額利用料がかかります。
●当社で提供する端末をご利用されていた場合、その利用期間に応じ、以下に定める解約料金がかかります。

■ 重 要

端末の契約期間はご利用開始日の翌月から２年間です。
解約月によって端末の解約料金が発生しますのでご注意ください。

利用開始月	2か月目	3か月目	4か月目	5か月目	6か月目	7か月目	8か月目	9か月目
31,200円	31,200円	29,900円	28,600円	27,300円	26,000円	24,700円	23,400円	22,100円

10か月目	11か月目	12か月目	13か月目	14か月目	15か月目	16か月目	17か月目	18か月目
20,800円	19,500円	18,200円	16,900円	15,600円	14,300円	13,000円	11,700円	10,400円

19か月目	20か月目	21か月目	22か月目	23か月目	24か月目	25か月目	26か月目
9,100円	7,800円	6,500円	5,200円	3,900円	2,600円	1,300円	無料

4・免責・その他

●当社で提供するＳＩＭカードには、ＳＭＳ（ショートメッセージ）機能はございません。
●当社が提供するＳＩＭカードに登録されている回線識別番号その他の情報をお客さまにより読み出しし、変更し、消去を行ったことにより損害が生じた場合、当社は一切その責任を負うことができません。
●当社またはＮＴＴドコモのシステムメンテナンス時は、一部・または全てのサービスがご利用いただけない場合があります。
●本サービスは、国外ではご利用いただけません。
●一部の端末でテザリングができません。
●一部の端末でアンテナピクトが表示されないまたは「圏外」と表示される場合があります。
●当社で定める通信量を超過した場合、または連続したデータを送受信した場合におきる速度制限によって生じた損害について、当社は一切その責任を負うことができません。
●天変地変時には、修理・故障等のサポート対応に時間を有する場合がございます。

iTSCOM mobile に関する事項（イッツコム タブレットサービス）

1・サービス内容について

イッツコム タブレットサービスは、当社および日本デジタル配信株式会社より提供するホームアプリ「any tagpad App」を、タブレット端末を介してご利用いただく情報提供サービスです。

2・お客さまにてご用意していただくもの

■無線LANでのインターネット回線

- 本サービスは、インターネットに常時接続された環境下で利用するものとします。それ以外の環境下でご利用の場合、本サービスは正常に動作いたしません。
- Wi-Fiタブレット・SIMフリータブレットどちらも無線LANでの利用が可能です。
- 無線LAN接続時の仕様
  伝送規格：IEEE802.11b/g/n

■SIMカード

- SIMフリータブレットには別途SIMカードが必要です。SIMカードが無い場合は無線LAN環境下でご利用いただけます。
  SIMカード種別：micro SIM（15mm×12mm）
- SIMフリータブレットで、当社以外が提供するSIMカードのAPN設定をご希望される場合、APN設定に必要な以下の情報をすべてご用意ください。
  ①キャリア名　②契約種別（音声通話・データ通信のセット、またはデータ通信のみ）　③APN　④ユーザ名　⑤パスワード　⑥認証タイプ
  情報が不足している場合、設定が出来ませんのでご注意ください。

3・お申し込み時の注意事項

■お申し込みにあたって

- イッツコム タブレットサービスをお申し込みの際は、必ず「イッツコム タブレットサービス契約約款」に同意の上、お申し込みください。
- イッツコム タブレットサービスの利用契約と同時に、「ホームアプリ利用規約」および「イッツコムとことんサポート利用規約」に同意の上、お申し込みが必要となります。
- 契約事務手数料として、1契約につき3,000円（税抜）がかかります。
- お申し込みいただく際は、当社所定の申込書のほか、本人確認書類等の提出が必要となる場合があります。
  ※本人確認書類は、以下のいずれか。
  ①免許証　②健康保険証＋住民票or公共料金領収証
  ③住民基本台帳カード（顔写真のあるもの）＋住民票or公共料金領収証
  ④在留カードまたは外国人登録証明書　⑤パスポート
  いずれも、有効期間で現住所のあるものとします。なお、住民票、公共料金領収書、登記簿謄本、印鑑登録証明書については、発行日から3か月以内のもの。
- 一定期間内に同一の申込者または住所からの複数申し込みがあった場合、当社はその申し込みを承諾しないことがあります。
- 本サービスは1世帯につき、最大5台まで申し込むことができるものとします。
- 本サービスの提供区域は、別途当社が定める「ケーブルインターネットサービス契約約款」により規定されるケーブルインターネットサービスの提供区域内に限ります。
- 提供区域外へのご転居の場合は、本サービスは解約となり、利用期間に応じた解約料金がかかります。
- お客さまのご希望による本サービスの提供の一時中断はできません。その場合は解約となり、契約期間に応じて解約料金がかかります。

■契約期間について

- 本サービスの契約期間は、利用開始日の属する月の翌月から2年間です。
- 契約期間満了後は、お客さまから解約のお申し出がない限り、ホームアプリ契約およびイッツコムとことんサポート利用契約は継続します。なお、この場合、契約事務手数料は発生しません。

■端末について

- 本サービスは当社指定のタブレット端末、および対象ＯＳの環境下でのみ利用できるものとします。
- 本サービスの契約期間は、利用開始日の属する月の翌月から2年間です。契約期間満了後、または契約期間内に解約される場合、端末はお客さまに譲渡します。
- 当社で提供する端末のメーカー保証期間は、サービス開始日（お客さまへの端末お渡し日）より1年間となります。
- 本サービスの申し込み時に限り、イッツコム モバイル端末延長保証サービス（保証期間はご利用開始日の属する月から最大37か月間）を申し込むことができます。
- 端末の不具合、故障等に関するお問い合わせは、イッツコムモバイル端末延長保証サービスにご加入されている場合は、申込時にお知らせする延長保証窓口に、ご加入されていない場合は、各メーカーにお問い合わせください。

4・ご利用にあたってのご留意事項

■請求について

- 本サービスをご利用可能となった日（端末お渡し日）をご利用開始日とし、ご利用開始日の翌月分より課金を開始します。
- 本サービス以外の当社サービスのご加入状況により、月額利用料が変更となります。
- 月額利用料の日割り精算は行っておりません。（解約月も月額利用料1か月分がかかります）
- イッツコム タブレットサービスと、イッツコムとことんサポート（月額500円［税抜］）の同時契約により、契約期間の24か月間はイッツコムタブレットサービスの月額利用料1,800円［税抜］から月額500円［税抜］割引きます。
- 口座振替でお支払いの場合、ご利用明細の表記は以下のとおりとなります。

例）イッツコムタブレットサービス以外に他イッツコムサービスをご利用の場合

ご利用サービス		料金（税込）
インターネット		
イッツコム タブレット利用料	ホームアプリ利用料	0円
	端末（Wi-Fiタブレット/SIMフリータブレット）	1,404円
その他		
サポート料	とことんサポート：月額	540円

■解約について

- 解約する場合は、解約希望日の10日前までにお申し込みください。毎月末日付での解約となります。なお、解約申込日にかかわらず、解約月の月末までの月額利用料がかかります。
- 契約期間中はホームアプリ・とことんサポートのみを解約することはできません。
- 契約期間内での解約の場合、その利用期間に応じ、以下に定める解約料金がかかります。

■ 重 要

契約期間はご利用開始日の翌月から2年間です。
解約月によって端末の解約料金が発生しますのでご注意ください。

※表中の表示価格はすべて税抜です。

利用開始月	2か月目	3か月目	4か月目	5か月目	6か月目	7か月目
43,200円	43,200円	41,400円	39,600円	37,800円	36,000円	34,200円

8か月目	9か月目	10か月目	11か月目	12か月目	13か月目	14か月目
32,400円	30,600円	28,800円	27,000円	25,200円	23,400円	21,600円

15か月目	16か月目	17か月目	18か月目	19か月目	20か月目	21か月目
19,800円	18,000円	16,200円	14,400円	12,600円	10,800円	9,000円

22か月目	23か月目	24か月目	25か月目	26か月目
7,200円	5,400円	3,600円	1,800円	無料

5・免責・その他

- 当社は、天災・地変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなった場合には、本サービスの提供を制限することがあります。
  なお、本サービスの提供を制限したことによって加入者が損害を被った場合、当社および提携事業者は一切責任を負わないものとします。
- 本サービスのシステムの保守点検、更新、その他メンテナンス等を行う場合本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。
- 本サービスにより提供される各種情報の内容の正確性、最新性、有用性、完全性等について、当社は何らの保証をしないものとします。
- 当社は、加入者のタブレット端末に保管されたデータについて一切責任を負わないものとします。

iTSCOM mobile に関する事項（ホームアプリ）

iTSCOM 重要説明事項

1・サービス内容について

ホームアプリサービスは、当社および日本デジタル配信株式会社（以下JDSといいます。）が管理・運営するアプリケーション「any tagpad App」により、地域・生活情報をポータル化して提供するサービスです。

2・お客さまにてご用意していただくもの

■当社およびJDSが指定するタブレット端末

- イッツコム タブレットサービスで提供するタブレット端末またはJDSが指定するタブレット端末

■Googleアカウント

- 本サービスの利用の場合、Googleアカウントの取得が必要となります。（iPadご利用のお客さまはApple ID）既に取得している場合は新に取得する必要はありません。イッツコム タブレットサービスをお申し込みの場合、タブレット端末お渡し時に取得作業を行いますので、メールアドレスにしたい英数字（６文字から30文字）とパスワード（8文字以上）を事前にご用意ください。

  ID：ご希望の英数字（6～30字）@gmail.com
  PW：ご希望の英数字（8文字以上）

■STB

- テレビサービスをご利用のお客さまの場合、ホームアプリのコンテンツを利用し、放送中や録画した番組をタブレットで視聴することができます。

対象端末は以下です。

Hit Pot	TZ-HDW610F
BD-Hit Pot	TZ-BDT910M　TZ-BDT910F TZ-BDT920F

- 必ず事前確認シートの内容をご確認いただいた上で、ご利用ください。

3・お申し込み時の注意事項

■お申し込みにあたって

- ホームアプリをお申し込みの際は、必ず「ホームアプリ利用規約」に同意の上、お申し込みください。
- 本サービスは、イッツコムサービスのいずれかを利用している場合、またはイッツコム タブレットサービスの契約期間満了後、利用契約を継続する場合に限り申し込むことができるものとします。
- 本サービスは、当社が特に認める場合を除き、単独で新規に契約することはできません。
- 契約事務手数料として、1契約につき3,000円（税抜）がかかります。なお、イッツコム タブレットサービスを契約する場合、ホームアプリの契約事務手数料は発生しないものとします。
- 加入者は、本サービスを、当社指定のタブレット端末および対象ＯＳの環境下でのみ利用することができるものとします。
- 当社指定のタブレット端末および対象ＯＳをご利用の場合、「App Store」または「Google Play」から本サービスのアプリケーション「any tagpad App」をダウンロードし、利用するものとします。
  ※「App Store」は、Apple Inc.のサービスマークで、「Google Play」は、Google Inc.の商標または登録商標です。
- 本サービスの提供区域は、日本国内に限定されるものとします。

4・ご利用にあたってのご留意事項

■ID・パスワードについて

- ホームアプリのご利用にはアプリのインストール後、弊社より発行するID・パスワードでのログインが必要です。

■請求について

- 本サービスをご利用可能となった日（当社が発行するID・パスワードをお渡し・送付した日）をご利用開始日とし、ご利用開始日の翌月分より課金を開始します。
- 本サービス以外の当社サービスのご加入状況により、月額利用料金が変更となります。
- 月額利用料の日割り精算は行っておりません。（解約月も月額利用料1か月分がかかります）

■解約について

- 解約する場合は、解約希望日の10日前までにお申し込みください。毎月末日付での解約となります。なお、解約申込日にかかわらず、解約月の月末までの月額利用料がかかります。

5・免責・その他

- 当社は、天災・地変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなった場合、本サービスの提供を制限することがあります。なお、本サービスの提供を制限したことによって加入者が損害を被った場合、当社および提携事業者は一切責任を負わないものとします。
- 当社は、本サービスのシステムの保守点検、更新、その他メンテナンス等を行う場合、火災、停電、天災地変等これに準ずる事態が発生した場合、本サービスの提供が困難なシステムのトラブルが発生した場合のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。
- 他社サービス、その他アプリ等における一切の行為、ならびにその結果についてお客さまが責任を負うものとし、当社およびJDSは一切の責任を負いません。
- 本サービスにより提供される各種情報の内容の正確性、最新性、有用性、完全性等について、当社は何らの保証をしないものとします。
- 当社は、お客さまのタブレット端末に保管されたデータについて一切責任を負わないものとします。

各サービスに共通する事項

●iTSCOM 各サービスに共通する事項に記載の表示料金は、すべて税抜価格となります。消費税は別途申し受けます。

1・複数サービスご契約(重畳契約)での割引について

[「お得パック」について]

●「お得パック」の適用には、下記のサービスのご加入が必要です。
※機器は原則としてレンタルでのご利用に限ります。

・2年プラン
iTSCOM TV:マックス／ビッグ／アルファエース
(機器はBD-Hit PotもしくはHit Pot) と
iTSCOM.net:かっとびメガ160／かっとびワイド

・3年プラン
iTSCOM TV:マックス／ビッグ／アルファエース
(機器はBD-Hit Pot) と
iTSCOM.net:かっとびメガ160／かっとびワイド

・トリプル3年プラン
iTSCOM TV:ミニ(機器はBD-Hit Pot) と
iTSCOM.net:かっとびメガ160／かっとびワイド と
iTSCOM PHONE:ケーブルプラス電話

・おまかせマスターお得パック
iTSCOM TV:マックス と
iTSCOM.net:かっとびメガ160 と
iTSCOM PHONE:ケーブルプラス電話

●既に対象のサービスをご利用いただいている方も、お得パックをご希望の場合、お申し込みが必要となります。
●2年プランは2年単位、3年プラン・トリプル3年プラン・おまかせマスターお得パックは3年単位の継続利用が条件となり、解約のお申し出がない場合は自動更新となります。
●契約期間中にお得パック対象サービスの一部または全部をコース変更または解約する場合、契約解約料9,500円[税抜]がかかります(更新月を除く)。

■重 要

継続利用の契約は自動更新となりますので、契約更新後の契約期間中にコース変更・解約される場合には契約解約料がかかります。

●契約期間について、適用開始月は、対象となるサービスの利用開始日(サービス品目が複数ある場合、もっとも遅くに到来するサービス品目の利用開始日)が属する月の翌月からとなります。なお、ケーブルプラス電話において番号ポータビリティをご利用の場合、番号ポータビリティの設定完了日が該当サービスの利用開始日となります。また、上記の契約期間が経過することとなる月(更新月)の末日を満了日とします。
※契約期間中の一時停止期間は、契約期間から除外して計算されます。
●お支払い方法は、クレジットカード払いのみとなります。
●まとめて割引との併用はできません。
●1つのサービスで複数台ご利用の場合、1台目のコースのみお得パックの料金が適用されます。

[「おまかせマスターパック」「お得パック」「まとめて割引」について]

●各サービスによりご利用開始月が異なる場合、当該月のご利用料金は開始されたサービスのみでの割引が適用されます。

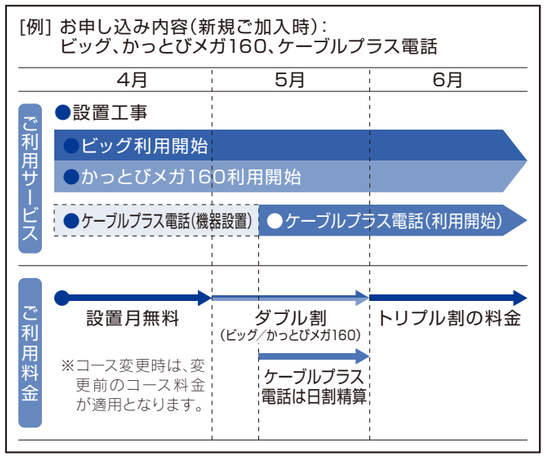

●契約期間について、適用開始月は、対象となるサービスの利用開始日(サービス品目が複数ある場合、もっとも遅くに到来するサービス品目の利用開始日)が属する月の翌月からとなります。なお、ケーブルプラス電話において番号ポータビリティをご利用の場合、番号ポータビリティの設定完了日で該当サービスの利用開始日となります。また、上記の契約期間が経過することとなる月(更新月)の末日を満了日とします。
※契約期間中の一時停止期間は、契約期間から除外して計算されます。

2・イッツコムとことんサポートについて

[注意事項]

●「イッツコムとことんサポート」は、イッツコム基本サービスをご利用の方へのご提供となります。
※「おまかせマスターお得パックwithタブレット」、「おまかせマスターパック」には「イッツコムとことんサポート」が基本サービスに含まれます。
※全ての基本サービスのご利用を一時停止されている場合、「イッツコムとことんサポート」も一時停止となります。
※一時停止期間は、一時停止の開始日より最長1年といたします。
※一時停止期間中に、「イッツコムとことんサポート」により割引される対象の料金が発生した場合でも、割引を適用できませんのでご了承ください。
●ご利用開始日より6か月以内に「イッツコムとことんサポート」を解約された場合、違約金として3,000円[税抜]がかかります。また、解約後6か月間は「イッツコムとことんサポート」への再加入はできません。

3・設置工事

●作業時間中は必ずご在宅いただき、お立会いをお願いいたします。
●戸建住宅での設置工事について
露出配線工事:外壁に露出配線をして、おおよそ50cm間隔でサドル止めいたします。サービスをご利用いただく部屋に、エアコン配管取り付け口等、ケーブルを通す箇所がない場合は、ボールペンの太さ程度の穴をあけます。穴にはコーキング材等で防水処理をいたします。
対応工事:既設のテレビアンテナ配線をご利用になる場合、宅内のテレビ配線の劣化等により施工できないことがございます。
●道路上の当社幹線設備に空きがない場合等、設備の増設工事が必要な場合がございます(幹線設備設計上、設備の増設が不可能な場合もございます)。また、NTT・東京電力の電柱を新たに借用する場合、工事まで2～3か月かかります(電柱の強度、地権者様のご都合等で電柱を借用できない場合がございます)。

4・NHK受信料について

■重 要

iTSCOM各種サービスをご利用中で、NHK衛星カラー放送を受信できる状態であれば、「団体一括支払」をお申し込みいただけます。(iTSCOMサービスエリア内でのご契約に限ります)

※iTSCOM TVの利用料にはNHK受信料は含まれておりません。
※料金等、詳しくはP3をご覧ください。

5・NHKオンデマンド コンテンツ利用料金の課金について

●見逃し見放題パックの購入については、契約日を含む当該月を無料とし、翌月分より利用料金が課金されます。
●特選見放題パックの購入については、契約日を含む当該月から課金されます。

各サービスに共通する事項

●iTSCOM 各サービスに共通する事項に記載の表示料金は、すべて税抜価格となります。消費税は別途申し受けます。

iTSCOM 重要説明事項

6・お支払い

●ご利用料金のお支払いには、当社取り扱いのクレジットカードをご利用ください。
※クレジットカードをお持ちでない方、クレジットカード以外のお支払い方法への変更をご希望の方は別途ご相談ください。

[ご利用いただけるクレジットカード]

TOP&カード／VISAカード／マスターカード／JCBカード／ダイナースクラブカード／DCカード／アメリカン・エキスプレスカード／NICOSカード／UFJカード／UCカード／楽天カード／MUFGカード／TS CUBIC CARD

●お支払いの開始はサービス開始日の翌月となりますが、ご利用いただくクレジットカードによってはお支払いの開始月が遅れることがあります。また引き落とし日その他は各クレジット会社の規定に準じます。
●ご利用料金の明細は、各クレジットカード会社より送付いたします。
●分割・ボーナス一括支払について
引込工事費と宅内工事費計、機器購入費計、機器損害金計がそれぞれ15,000円[税抜]以上の場合、分割・ボーナス一括支払をご利用いただくことができます。クレジットカードによりご利用いただけるお支払い方法が異なります。詳しくは下の一覧表でご確認ください。

	分割					ボーナス一括
	2回	3回	6回	10回	12回	
TOP&カード	○	○	○	○	○	○
VISAカード(※1)	○	○	○	○	○	×
マスターカード(※1)	○	○	○	○	○	×
JCBカード(※1)	○	○	○	○	○	×
ダイナースクラブカード	×	×	×	×	×	×
DCカード	○	○	○	○	○	○
アメリカン・エキスプレスカード	×	○	○	○	○	×
NICOSカード	○	○	○	○	○	×
UFJカード	○	○	○	○	○	×
UCカード	×	○	○	○	○	×
楽天カード	○	○	○	○	○	×
MUFGカード	○	○	○	○	○	○
TS CUBIC CARD	○	○	○	○	○	○

(※1)VISA、マスターカード、JCBカードの種類によっては、分割をご利用いただくことができない場合がございます。
※分割手数料につきましては、各クレジットカード会社にご確認ください。
※ボーナス併用分割払いはお取扱いいたしておりません。

7・契約内容の変更

●サービス・コースの追加・変更、設置場所の変更、またはイッツコムサービスエリア内で転居される場合は「お客さまセンター」までご相談ください。別途工事等が必要となる場合、当社係員がお見積りいたします。
●サービスの一時停止について
お客さまのご希望によるサービスの一時停止は、1か月単位で申し受けます。なお、一時停止の最長期間は1年とし、一時停止を再開した後1年以内は再度一時停止ができません。
※月額利用料の日割り計算による精算は行っておりません。
※ケーブルプラス電話は一時停止することはできません。
●サービスの解約について
お客さまのご都合によりサービスを解約される場合は、解約を希望される日の10日前までに「イッツコムお客さまセンター」(フリーダイヤル:0120-109199)までご連絡ください。解約の手続きをご案内いたします。解約のご連絡が遅れた場合、翌月以降分のご利用料金が課金される場合がありますのでご注意ください。
※月額利用料の日割り計算による精算は行っておりません。

[ご解約時のご負担金について]
引込線撤去費:10,000円[税抜]／世帯
(建替や解約時の作業となります。)
宅内配線撤去費:5,000円[税抜]／本(ご希望の場合)

※2014年4月1日の消費税率改正に伴い、2014年4月1日以降のご利用料金については改正後の消費税率を適用の上ご請求させていただきますので、ご了承ください。(税抜価格については変更ありません。)

8・機器損害金について

●イッツコムより機器の貸与を受けるお客さまは、利用終了日または契約変更日に機器を返還いただきます。
●お客さまが機器を破損・紛失、または返還しない場合、以下に定める機器損害金をイッツコムにお支払いいただきます。

品 名	機器損害金(課税対象外)
BD-Hit Pot	90,000円／台
DVD-Hit Pot	70,000円／台
Hit Pot	50,000円／台
STB	30,000円／台
B-CASカード	2,000円／枚
C-CASカード	2,500円／枚
ケーブルモデム	10,000円／台
無線ＬＡＮ内蔵ケーブルモデム	12,000円／台
ケーブルプラス電話用宅内機器(終端装置)	12,000円／台
ゲートウェイ	16,000円／台
IPカメラ	20,000円／台
ドア・窓センサー	6,000円／台
広域モーションセンサー	6,000円／台
狭域モーションセンサー	6,000円／台
家電コントローラー	25,000円／台
スマートロック(電子錠)	35,000円／台
IPボックス	18,000円／台

9・免責事項等について

●弊社サービスの利用ができない状態が生じたときのご利用料金の支払いは、各サービスの契約約款によります。
●天災地変その他弊社の責に帰さない事由によりサービスのご利用ができない場合は、弊社は一切責任を負いかねます。
●集合住宅の契約の変更・解約となった場合、その契約に応じて集合住宅の入居者様の利用契約も変更・解約となります。

サービス各種約款・規約

●サービス各種約款・規約に記載の表示料金は、すべて税抜価格となります。消費税は別途申し受けます。

個人情報保護方針

イッツ・コミュニケーションズ株式会社は、地域の皆様に『安心と快適さ』をお届けするという経営理念に沿った活動にあたり、個人情報の保護および適切な取り扱いが社会的責務であると認識し、次のとおりお客さまの個人情報保護方針を定め、これを遵守することにより、より一層の個人情報の保護に取り組んでまいります。

個人情報保護方針

1．当社は、当社の事業体制を考慮し、日本工業規格JIS Q 15001：2006「個人情報保護マネジメントシステム―要求事項」に準拠した適切な個人情報の取得、利用及び提供を行います。
2．当社は特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いを行わないための適切な措置を講じます。
3．当社は、個人情報の漏えい、滅失またはき損を防止するため、適切な安全管理対策を実施し、必要な是正措置を講じます。
4．当社は、お客さまからご提供いただいた個人情報を、お客さまの同意がある場合または正当な理由がある場合を除き、第三者に開示または提供しません。
5．当社は、お客さまから、ご自身の情報に対する苦情及び相談等を求められた場合は、個人情報に関する窓口において合法的かつ合理的な範囲で対応します。
6．当社は、個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。
7．当社は、個人情報保護マネジメントシステムを継続的に見直し、その改善を行っていきます。

2005年3月28日（制定）
2011年7月1日（改定）
イッツ・コミュニケーションズ株式会社
代表取締役社長　高秀 憲明

お問い合わせ先

個人情報に関する苦情、相談、開示等の請求は下記窓口あてにお願いいたします。
個人情報お問い合わせ窓口
イッツ・コミュニケーションズ株式会社　個人情報お問い合わせ窓口
TEL：03-6732-7104
受付時間　9：30～12：30　13：30～18：00　（土・日・祝祭日は除く）

個人情報の取り扱いについて

イッツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」）は、ご利用者の皆様に当社のサービスを安心してご利用いただけるよう、「個人情報保護方針」に基づき、以下の内容でお客さまの個人情報の取り扱いに細心の注意を払ってまいります。

●個人情報の利用目的について
当社では、お客さまの個人情報（お客さまから直接書面にてお預かりした情報のみならず、書面以外でお預かりした情報、公開されている情報を当社が独自で取得したものを含みます。）を次のような目的で利用します。
1.ケーブルテレビジョン、インターネット、IP電話など、当社サービスを提供するため。
2.サービス提供に関する工事施工およびアフターサービス、メンテナンスを行うため。
3.請求業務を行うため。
4.番組案内誌を発送するため。
5.お客さまのお申し込みによる有料番組提供会社や日本放送協会との個別の契約のため。
6.お客さまにとって有用と思われる情報、サービスまたは商品の提供に利用するため。
7.お客さまに個別にご了解いただいた目的に利用するため。
8.お問い合わせ等の電話音声録音を通じてお客さまの声を把握し、サービス向上に活かすため。
9.他人によるなりすまし等の権利侵害からお客さま情報を守ることを目的とした本人確認に利用するため。

●個人情報の外部委託について
当社では、上記利用目的のために、お客さまの個人情報の一部を、個人情報の取り扱いに関する契約を締結したうえで外部業者へ委託することがあります。
また、当社が保有する個人情報の取り扱いを外部委託するときは、個人情報保護に関する当社の選定基準に基づき委託業者を選定し、契約により個人情報保護を徹底するとともに、当社の責任において、委託業者に対して適切な管理・監督を行います。

●個人情報の受託について
当社では、電波障害改善対策等の業務受託に際し、対象となるお客さまの個人情報を、当該業務の発注主体である外部事業者から受託することがあります。
その際に受託した個人情報は、その受託業務遂行にのみ利用し、他のお客さまの個人情報と同様、当文書および当社諸規程に従って厳重に管理します。

●個人情報の第三者への提供について
当社では、法令の規定に基づき利用または提供しなければならないときを除いて、個人情報をお客さまの同意なしに第三者へ提供することはありません。

●個人情報の管理について
当社は、お客さまの個人情報の漏えい、滅失またはき損などが起こらないよう適切な安全管理策を実施し、是正しつつ厳重に管理します。

●従業者の監督について
当社は、当社の業務に携わる全ての従業者に対し、個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守するための教育訓練を行い、その内容を周知徹底させます。

●個人情報に関する苦情、相談について
当社は、当社における個人情報の取り扱いについて苦情またはご相談を受けた場合は、個人情報お問い合わせ窓口を通じ、遅滞なく対応いたします。

●登録内容の変更について
お客さまq住所等の登録内容は、お客さまからご依頼があった場合に加え、行政による住居表示変更など、なんらかの差異の事実を確認できた場合に、弊社で変更させていただく場合がございます。

●個人情報の開示・訂正等について
当社は、お客さまから当社が管理しているお客さまの個人情報について開示の請求があった場合は、個人情報お問い合わせ窓口を通じ、原則として遅滞なく開示します。
ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときには、当該請求にかかる個人情報の全部または一部を開示しないことがあります。その場合には、理由をご通知いたします。
1.申請書に記載されている住所と当社の登録住所が一致しない場合等、ご本人からの請求であることが確認できない場合
2.代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
3.ご提出いただいた申請書類に不備があった場合
4.当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすとき
5.本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利を害するおそれのあるとき
6.他の法令に違反することとなる場合
当社は、お客さまから個人情報の訂正等（訂正、追加または削除をいいます）の申し出があった場合は、遅滞なく調査を行います。この場合において、当該申し出にかかる個人情報に関して誤りがあること、もしくは訂正等を必要とする事由があると認められるときは、遅滞なく訂正等を行います。

●Cookieの扱いについて
当社ホームページでは、ページの移動に際して操作の円滑さを維持するため、またページアクセス記録を運営上の参考にするために、アクセス記録手段（Cookie）を使用しています。Cookieで取得したお客さまの情報は、機械処理および統計処理を施して利用します。お客さま個人を特定して保存、利用、開示または第三者提供することは一切ありません。

●お客さまからの個人情報開示の任意性について
加入申込書等において、お客さまが個人情報の一部を記入なさりたくない場合に、当社はそのご意思を尊重した取り扱いをいたします。ただし、その結果として当社サービスの一部または全部をご提供できない場合がありますことをご了承ください。

●放送・蓄述の用途で使う個人情報について
当社は、個人情報がプライバシーまたは個人の自由に関わる情報であり、その取り扱いのあり方によっては、個人の人格的、財産的な権利、利益を損なうおそれがある極めて重要な情報であると認識しています。
それゆえ、すべての個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に、慎重に取り扱わなくてはならないと考えます。一方で、個人情報保護法では、報道・著述分野が憲法で保障された表現の自由と密接に関わることから、その保障を徹底させるため、報道・著述を目的とした個人情報の取り扱いに関して、第４章に定める義務規定の適用を免除し、自主的に個人情報の適切な取り扱いを確保するための措置を講じるように求めています。
このため、当社は報道・著述を目的とした個人情報の取り扱いについては次のように定め、個人情報の適正な運用に努めます。
1．個人情報は適正な手段で取得するように努めます。
2．番組制作のために取得した個人情報は、できる限り報道・著述目的であることを明らかにし、それ以外の目的・活動には利用しないことを原則とします。
3．個人情報の取得はいずれも利用目的を明確にした上で、公正な手段を用いて行ないます。
4．取得した個人情報は適切に扱い、安全性・信頼性を確保します。
5．保有する個人情報は、正確で最新の内容を保つように努めます。
6．取得した個人情報は、情報の主体である本人の意思を尊重します。番組制作のために取得した個人情報については別の扱いをする場合もありますが、この場合も本人の意思の尊重に努めます。
7．個人情報に関する苦情等に対しては、迅速、誠実に対応します。

●ナンバーディスプレイの利用について
当社では、電話でお問い合わせいただいた際に、お客さま情報を守るために、お客さまご本人からの電話であるかどうかを確認しています。
その一環として、ナンバーディスプレイに表示された電話番号がお客さまご本人の電話番号であるかどうかの確認を実施しています。なお、ナンバーディスプレイの表示内容をお客さま本人確認以外の目的で利用することはありません。

イッツ・コミュニケーションズ株式会社
代表取締役社長　　高秀 憲明

個人情報の開示・訂正等の手続きについて

個人情報お問い合わせ窓口
イッツ・コミュニケーションズ株式会社　個人情報お問い合わせ窓口
〒158-0094　東京都世田谷区玉川2-21-1 二子玉川ライズ オフィス 9階
イッツ・コミュニケーションズ株式会社 経営統括室内
TEL：03-6732-7104
受付時間　9：30～12：30　13：30～18：00　（土・日・祝祭日は除く）

認定個人情報保護団体について

当社は個人情報保護法第37条に規定する下記の認定個人情報保護団体に対する登録事業者です。
当社における個人情報の取り扱いについての苦情・相談は、前記の当社窓口以外に、同団体でも受け付けていますのでご利用ください。
認定個人情報保護団体
財団法人　放送セキュリティセンター　個人情報保護センター

プライバシーマークについて

イッツ・コミュニケーションズ株式会社は、日本工業規格「JIS Q 15001：2006」に適合した個人情報保護体制が整備されている事業者として、財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）から、2007年10月29日付で「プライバシーマーク」付与の認定を受けました。

安全・安心マークについて

イッツ・コミュニケーションズ株式会社は、安心してインターネットをご利用いただける環境であることを証するため、インターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会が発行する「安全・安心マーク」使用許諾審査に合格しています。

ケーブルテレビジョンサービス契約約款

第１節　総則

第１条（約款の適用）
イッツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、放送法（昭和25年法律第132号）およびその他の法令に従い、当社の定めるケーブルテレビジョンサービス契約約款（以下「本約款」といいます。）により、ケーブルテレビジョンサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。

第２条（約款の変更）
当社は、本約款を当社とケーブルテレビジョンサービス利用契約（以下「利用契約」といいます。）を締結している者（以下「加入者」といいます。）の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。
２．本約款を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

第３条（用語の定義）
本約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用　語	用語の意味
世帯	同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団
集合共同引込	加入者引込線１回線から３世帯以上が居住する建物の各世帯に分配すること
建物基本契約	当社と建物代表者との基本契約
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人または法人
本施設	本サービスを提供するために必要となる施設
当社施設	本施設のうち、放送センターから保安器の出力端子までの施設
加入者施設	本施設のうち、保安器の出力端子以降すべての施設
タップオフ	本施設の線路に送られた電磁波を分岐する機器であって、受信者端子にもっとも近接するもの
引込端子	タップオフの端子であって、引込線を接続するためのもの（タップオフの端子が受信者端子となる場合は、その端子を含む。）
引込線	タップオフから保安器までの間を接続する同軸ケーブル
保安器	加入者宅内への落雷および直流の侵入を防止するため、当社と加入者との施設の分界点に設置されるもの
受信者端子	本施設の端子であって、有線テレビジョン放送の受信設備に接するもの
受信機	加入者のテレビ、ステレオ、録画機器等
セットトップボックス	当社が提供するデジタル放送を受信するために必要な機器
ＳＴＢ	デジタル録画機能のついていないセットトップボックスおよびリモートコントローラ等の付属品
Ｈｉｔ Ｐｏｔ	デジタル録画機能のついたセットトップボックスおよびリモートコントローラ等の付属品
ＤＶＤ－Ｈｉｔ Ｐｏｔ	ＤＶＤドライブ内蔵のＨｉｔ Ｐｏｔ
ＢＤ－Ｈｉｔ Ｐｏｔ	Ｂｌｕ－ｒａｙドライブ内蔵のＨｉｔ Ｐｏｔ
Ｂ－ＣＡＳカード	地上デジタル、ＢＳデジタル放送用ＩＣカード
Ｃ－ＣＡＳカード	専門チャンネル用ＩＣカード
料金等	本サービスの利用料金、オプションサービス料金、および工事費用
消費税等相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第４条（サービス品目）
本サービスの提供するサービス品目は次のとおりとします。

サービス品目
マックス、ビッグ、アルファエース、エース、ミニ、プレミア、施設利用サービス

２．当社は、サービス品目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

第５条（オプションサービス種目）
オプションサービスのサービス種目は次のとおりとします。

サービス種目
Ｊ ＳＰＯＲＴＳ ４ ＨＤ、テレ朝チャンネル１、東映チャンネル ＨＤ、衛星劇場 ＨＤ、ＴＢＳチャンネル１、ＴＢＳチャンネル２、ＴＢＳチャンネル１・２セット、クラシカ・ジャパン、フジテレビ ワンツーセット、フジテレビ ワンツーネクスト、フジテレビＮＥＸＴ、グリーンチャンネル ＨＤおよびグリーンチャンネル２ ＨＤ、ＫＢＳ Ｗｏｒｌｄ ＨＤ、Ｍｎｅｔ ＨＤ、ＫＮＴＶ ＨＤ、ＦＯＸクラシック、ＴＡＫＡＲＡＺＵＫＡ ＳＫＹ ＳＴＡＧＥ、ＤＡＴＶ、ＣＮＮ／ＵＳ ＨＤ、イマジカＢＳ・映画、ＦＯＸスポーツ＆エンターテイメント、日テレプラス、ＷＯＷＯＷ、スター・チャンネル、番組案内誌

２．当社は、サービス種目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

第６条（iTSCOMオンデマンド）
Ｈｉｔ Ｐｏｔ、ＤＶＤ－Ｈｉｔ ＰｏｔおよびＢＤ－Ｈｉｔ Ｐｏｔ（以下「Ｈｉｔ Ｐｏｔ等」といいます。）のＶＯＤ（ビデオ・オン・デマンド）機能を利用するサービスを「iTSCOMオンデマンド」といいます。
２．iTSCOMオンデマンドは、本サービスの一内容として、本約款および別に定めるiTSCOMオンデマンド利用規約により提供するものとします。

第７条（おまかせマスターパック）
「マックス」、「ケーブルインターネットサービス契約約款 かっとびメガ160」、および「ケーブルプラス電話サービス契約約款 ケーブルプラス電話」を合わせて契約している加入者には別表の３．に定める「おまかせマスターパック」の利用料金が適用されます。

第８条（お得パック・お得パックwithタブレット）
お得パック・お得パックwithタブレットの提供条件を満たし、かつ別に定めるお得パック・お得パックwithタブレット利用規約を承諾した加入者には、お得パック・お得パックwithタブレット利用規約に定める利用料金が適用されます。（以下iTSCOMオンデマンド利用規約とお得パック・お得パックwithタブレット利用規約をあわせて「利用規約等」といいます。）

第９条（提供区域）
当社は、別表の１.に記載するとおり、総務大臣に申請した区域において本サービスを提供します。

第２節　利用契約

第10条（利用契約の単位と契約の有効期間）
利用契約の締結は、加入者引込線１回線ごとに行います。ただし、加入者引込線１回線により加入する世帯が２世帯となる場合には、利用契約を締結する単位を各世帯（事業所、店舗等も同様とする）ごととします。なお集合共同引込の場合には、別途建物基本契約の締結をした後、各世帯を単位として利用契約を締結するものとします。
２．契約の有効期間は、契約成立日から１年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き、１年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第11条（利用契約の申し込み）
申込者は、本約款を承認の上、当社が別に定める加入申込書に次の事項を記載して当社に提出するものとします。
(1)申込者の住所、氏名または所在地、商号、代表者
(2)利用を希望するサービス品目およびオプションサービス種目
(3)その他必要事項
２．申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。
３．申込者である個人が成年被後見人および被保佐人の場合は、それぞれ成年後見人および保佐人の同意を必要とします。

第12条（申し込みの承諾）
当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。
(1)申込者が本約款に違反する恐れがある場合
(2)申し込み内容に虚偽の記載があった場合
(3)本サービスの提供が著しく困難である場合
(4)その他、利用契約締結が不適当である場合
２．前項の規定により、当社が本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合、当社は、申込者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。

第13条（利用契約の成立と利用開始日）
利用契約は、本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。
２．セットトップボックスが設置された日を、本サービスの利用開始日と定めます。ただし、サービス品目のうち、施設利用サービスの場合は、本施設が設置された日を、本サービスの利用開始日と定めます。また、第14条（加入申込書記載事項の変更）第３項の規定により特定のサービス品目が追加されたときは、当該サービス品目の利用に必要なセットトップボックスが設置された日を、当該サービス品目の利用開始日と定めます。

第３節　契約事項の変更

第14条（加入申込書記載事項の変更）
加入者は、加入申込書記載の利用サービス内容の変更を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
２.加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座などの変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。
３.加入者は、特定のサービス品目の追加を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
４.加入者は、加入者が複数のサービス品目を利用している場合、毎月末日付にて、特定のサービス品目のみの解約を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
５.当社は、第12条（申し込みの承諾）の規定に準じ、第１項から第４項の請求および通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。
６.第１項、第３項および第４項に規定する請求を当社が承諾する場合は、提出された書類に記載された契約変更希望日を、当該契約変更日とします。第２項の規定による変更の場合は、提出された書類を当社が受領した日を、当該契約変更日とします。また、第１項、第３項ただし書きおよび第４項ただし書きの場合においては、別途定める日を当該契約変更日として取り扱うものとします。
７.当社が特に認める場合に限り、加入者は本条に規定する書類の提出に代え、当社が定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。

第15条（名義変更）
加入者は、契約名義を変更することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。
（１）加入者の改称
（２）承継
（３）譲渡
２．前項第２号または第３号の場合は、新契約者が旧契約者の未払い金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。
３．前２項の規定により契約名義を変更しようとする加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、名義変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
４．前各項の名義変更により、契約を承継する者は、加入者が負う一切の義務を承継するものとします。

第16条（権利譲渡等の禁止）
加入者は、第15条（名義変更）による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第17条（設置場所の変更）
加入者は、セットトップボックス、加入者施設、および当社施設のうちの引込線施設について、設置場所の変更を請求することができるものとします。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、当該変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
２．当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。
(1)加入者の属する世帯が所有するものではない建物、敷地、住居への変更請求であって、所有者の承諾が得られていない場合
(2)当該変更により、本サービスの提供が困難となる恐れがあると当社が判断した場合。
３.当社が特に認める場合に限り、本施設、およびセットトップボックスの設置場所の変更に伴う作業を加入者本人が行えるものとします。

第４節　本サービス提供の停止等

第18条（加入者が行う本サービス提供の一時停止）
加入者は、本サービスの提供の一時停止を希望する場合には、その期間を定め、当社所定の書類に必要事項を記入して、当該一時停止希望日の１０日前までに当社に提出するものとします。また、申し出た期間の変更を希望する場合も同様に、当社所定の書類に必要事項を記入して当社に提出するものとします。申し出た期間もしくは第３項に定める最長期間が満了した場合は、速やかに、本サービスの提供の一時停止は終了して本サービスの提供が再開されるものとします。なお、当社が特に認める場合を除き、本サービスの提供が再開された後１年以内に再度一時停止を申し出ることはできないものとします。
２.当社は、第25条（加入者の支払い義務）の規定にかかわらず、一時停止をしている加入者に対し、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間における料金の支払い義務を免ずるものとします。なお、停止した日の属する月および再開する日の属する月の料金は、日割り計算による精算は行わないものとします。
３.第１項の一時停止期間は、一時停止の開始日より最長１年とします。
４.当社が定めた要件を満たす加入者については、一時停止手続きについて簡略化できることがあるものとします。

第19条（当社が行う本サービス提供の停止）
当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。
(1)第25条（加入者の支払い義務）に規定する本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠る恐れがある場合
(2)加入申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
(3)第45条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）の規定に違反した場合
(4)その他、加入者が本契約または利用規約等に違反する等当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合
２.当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

サービス各種約款・規約

第20条（当社が行う本サービス提供の休止）
当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。
(1) 本施設の保守上または工事上やむをえない場合
(2) 本施設に障害が生じた場合
(3) 天災地変
(4) 放送衛星、通信衛星の機能停止
(5) その他の事由により、本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合
2.当社は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前にその理由、実施期日および実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第5節　利用契約の解除

第21条（加入者が行う利用契約の解約）
加入者は、第10条（利用契約の単位と契約の有効期間）第2項の規定にかかわらず、毎月末日付にて、利用契約を解約することができます。この場合、当該加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
2.前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を本サービスの利用終了日と定めます。なお、前項ただし書きの場合においては、別途定める日を当該契約解約日として取り扱うものとします。
3.当社が定めた要件を満たす加入者については、解約手続きについて簡略化できることがあるものとします。

第22条（当社が行う利用契約の解除）
当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第10条（利用契約の単位と契約の有効期間）第2項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。
(1)第19条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項の規定により本サービスの利用を停止された加入者が、当該期間内にその原因となった事由を解消しない場合
(2)第39条（オプションサービスの停止）第1項の規定により特定のオプションサービスの利用を停止された加入者が、当該期間内にその原因となった事由を解消しない場合
(3)電力・電話の無電柱化等、当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ当社施設の代替構築が困難な場合
(4)加入者が本サービスを利用している集合共同引込の建物において、建物基本契約が解約された場合
2.当社は、加入者が第19条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項各号のいずれかに該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。
3.当社は、第1項および第2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4.第1項および第2項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。

第6節　IDおよびパスワード

第23条（IDおよびパスワードの管理）
当社は、契約の成立に伴い、加入者にIDを付与します。加入者は、パスワードを自ら設定、変更し、当社に対し、当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。
2.加入者は、IDおよびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。
3.加入者は、パスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該IDによるサービスの提供を停止します。ただし、第三者の不正使用により加入者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。
4.加入者が第21条（加入者が行う利用契約の解約）の規定により利用契約を解約する場合、もしくは第22条（当社が行う利用契約の解除）の規定により、利用契約が当社により解除された場合、利用終了日以降、当該加入者はIDとパスワードを利用する権利を失うものとします。

第7節　料金等

第24条（料金等）
料金等は、別表の2.、別表の3.、別表の4.、別表の5.に定めるとおりとします。また、iTSCOMオンデマンドの利用料金は、iTSCOMオンデマンド利用規約に定めるとおりとします。また、お得パックwithタブレットの利用料金は、お得パック・お得パックwithタブレット利用規約に定めるとおりとします。
2.当社は、別表の2.、別表の3.に定める利用料金（以下「利用料金」といいます。）および別表の4.に定めるオプションサービス料金（以下「オプションサービス料金」といいます。）を改定することがあります。この場合、当社は改定の1ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により当該サービスを利用している加入者にその旨を告知します。
3.当社は、別表の5.に定める工事費用を改定することがあります。この場合、当社は可能なかぎり事前に、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により加入者にその旨を告知します。

第25条（加入者の支払い義務）
加入者は、その契約内容に応じ、第24条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。なお、第14条（加入申込書記載事項の変更）の規定により加入者の契約内容が変更された時は、加入者は変更後の契約内容に応じ、第24条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。
2.料金等のうち、利用料金の支払い義務は、第13条（利用契約の成立と利用開始日）第2項に規定する利用開始日に発生するものとします。
3.料金等のうち、オプションサービス料金の支払い義務は、第38条（オプションサービス利用の申し込み）第4項に規定する当該オプションサービスの利用開始日に発生するものとします。
4.料金等のうち、工事費用の支払い義務は、第29条（施設の設置および費用負担）、第30条（施設の移設および費用負担）、あるいは第31条（施設の撤去および費用負担）に規定する施設の設置、移設、あるいは撤去が完了した日に発生するものとします。
5.第19条（当社が行う本サービス提供の停止）の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
6.第20条（当社が行う本サービス提供の休止）の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、チャンネルの全てが停止することにより本サービスを全く利用出来ない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続10日以上この状態が継続したときは、対象となる加入者に対し当該月の料金等の支払い義務を免ずるものとします。

第26条（料金等の請求時期および支払期日等）
当社は、利用契約成立後、支払期限を定めて加入者に料金等を請求します。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。
2.前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により、当該料金等に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。
3.加入者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。

第27条（利用契約終了に伴う料金等の精算方法）
第22条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、料金等は第22条（当社が行う利用契約の解除）第4項に定める利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

第28条（遅延損害金）
加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第8節　施設

第29条（施設の設置および費用負担）
当社は当社施設を所有し、その設置に要する費用を負担します。ただし、引込端子以降の当社施設については、加入者がその設置に要する費用を負担するものとします。
2.加入者は加入者施設を所有し、その設置に要する費用を負担するものとします。ただし、加入者は、設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従うものとします。
3.加入者施設の設置工事を当社が行った場合には、加入者は当社にその工事に要した費用を支払うものとします。ただし、当該工事の保証期間は工事が完了した日より1年間とします。
4.集合共同引込の建物内においては、第2項の加入者施設を、室内のテレビ端子（テレビアンテナ・アウトレット、直列ユニット）の出力端子以降の施設（配線、受信機等）のみとします。なお、テレビ端子以前の施設については、建物基本契約の定めによるものとします。
5.加入者は、加入者の各種変更の希望により当社施設および加入者施設に工事を要する場合には、その費用を負担するものとします。

第30条（施設の移設および費用負担）
当社が、第17条（設置場所の変更）第1項の規定に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、当社により本施設およびセットトップボックスを移設します。この場合、加入者は引込端子以降の当社施設および加入者施設の移設に要する費用を負担するものとします。ただし、第17条（設置場所の変更）第3項の規定により、加入者が移設の作業を行ったときはこの限りではありません。
2.移設に伴い加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。また、移設に伴い引込線も併せて撤去する場合、加入者はその撤去費用を負担するものとします。

第31条（施設の撤去および費用負担）
第21条（加入者が行う利用契約の解約）第1項および第22条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により利用契約が終了したときは、当社は当社施設を撤去します。なお、撤去に伴い加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。また、撤去に伴い引込線も併せて撤去する場合、加入者はその撤去費用を負担するものとします。

第32条（責任事項）
当社は当社施設について維持管理責任を負います。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、第20条（当社が行う本サービス提供の休止）第1項の規定により、当社のサービス提供が休止することがあることを承認するものとします。

第33条（設置場所の無償使用）
当社は、本施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。
2.加入者は、利用契約の締結について、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第34条（便宜の供与）
加入者は、当社または当社の指定する業者が本施設の検査、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

第35条（故障）
本サービスに異常が生じた場合、加入者は受信機の異常がないことを確認の上、当社に通知するものとします。この場合、当社または当社の指定する業者は、速やかに当社施設および加入者施設を調査し、適切な措置を講じます。ただし、受信機に起因する受信異常については、この限りではありません。
2.加入者は、加入者施設の修復に要する費用を負担するものとします。
3.加入者は、加入者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合には、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。

第36条（STB）
加入者は、STBを当社より購入または別表の2.に定めるSTBのレンタル料を支払うことで貸与を受けることができます。ただし、マックスを利用する場合、加入者は第37条（Hit Pot等）に定めるHit Pot等の貸与を受けるものとし、STBの貸与を受けることはできません。なお、付属のB-CASカードおよびC-CASカードの取り扱いについては、第48条（B-CASカードおよびC-CASカードの取り扱いについて）の規定によるものとします。
2.前項により、加入者が当社より購入したSTB（以下「当社販売STB」といいます。）の所有権は、第25条（加入者の支払い義務）に定める料金等の支払いが完了したときに加入者に移転するものとします。また、当社はその当社販売STBが設置された日から24ヵ月間保証するものとし、この保証期間内に故障が生じた場合には、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者が当社販売STBを本来の用法に従って使用していなかったとき、または当社販売STBを第三者に譲渡したときは、この限りではありません。
3.第1項により、加入者が当社より貸与を受けるSTBについては、故障が生じた場合、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。なお、加入者はSTBを本来の用法に従って使用するものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者はSTBの交換を請求できません。
4.第1項により、当社よりSTBの貸与を受ける加入者は、第21条（加入者が行う利用契約の解約）第2項、第22条（当社が行う利用契約の解除）第4項に定める利用終了日、および第14条（加入申込書記載事項の変更）第6項に規定する契約変更日に当社にSTBを返還するものとします。なお、加入者が故意または過失によりSTBを破損もしくは紛失し、または返還しない場合、加入者は、別表の6.に定める機器損害金を当社に支払うものとします。
5.加入者は、当社が必要に応じて行うSTBのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
6.加入者は、当社が提供するSTB以外のSTBを使用して本サービスを利用することはできません。なお、第2項の規定にかかわらず、当社は、譲渡された当社販売STBについて一切保証しないものとします。

第37条（Hit Pot等）
加入者は、Hit PotおよびBD-Hit Pot（以下「BD-Hit Pot等」といいます。）を当社より購入、または別表の2.に定めるHit Potのレンタル料またはBD-Hit Potのレンタル料（以下「BD-Hit Potレンタル料等」といいます。）を支払うことで貸与を受けることができます。なお、加入者は、DVD-Hit Potを当社より新規で購入または貸与を受けることはできませんが、現在DVD-Hit Potを当社より購入または貸与を受け使用している加入者は、引き続き、同形態にて使用することができます。
2.マックスを利用する場合には、当社よりBD-Hit Pot等の貸与を受けるものとします。ただし、既にHit Pot等を購入した加入者または貸与を受けている加入者は、引き続き、同形態にて利用することができます。なお、マックスの利用料金には、Hit Potレンタル料等が含まれます。
3.第1項および前項の場合における、付属のB-CASカードおよびC-CASカードの取り扱いについては、第48条（B-CASカードおよびC-CASカードの取り扱いについて）の規定によるものとします。
4.第1項により、加入者が当社より購入したHit Pot等（以下「当社販売Hit Pot等」といいます。）の所有権は、第25条（加入者の支払い義務）に定める料金等の支払いが完了したときに加入者に移転するものとします。また、当社はその当社販売Hit Pot等が設置された日から24ヵ月間保証するものとし、この保証期間内に故障が生じた場合には、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者が当社販売Hit Pot等を本来の用法に従って使用していなかったとき、または当社販売Hit Pot等を第三者に譲渡したときは、この限りではありません。
5.第1項および第2項により、加入者が当社より貸与を受けるHit Pot等については、故障が生じた場合、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。なお、加入者はHit Pot等を本来の用法に従って使用するものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者はHit Pot等の交換を請求できません。
6.第1項および第2項により、当社よりHit Pot等の貸与を受ける加入者は、第21条（加入者が行う利用契約の解約）第2項、第22条（当社が行う利用契約の解除）第4項に定める利用終了日、および第14条（加入申込書記載事項の変更）第6項に規定する契約変更日に当社にHit Pot等を返還するものとします。加入者が故意または過失によりHit Potを破損もしくは紛失し、または返還しない場合、加入者は、別表の6.に定める機器損害金を当社に支払うものとします。
7.加入者は、当社が必要に応じて行うHit Pot等のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
8.Hit Pot等を利用する加入者は、設備、技術的仕様等の制約からHit Pot等の通信機能（iTSCOMオンデマンドを含む。以下同じ。）を利用できない場合があることに同意するものとします。
9.Hit Pot等の通信機能を利用する加入者は、Hit Pot等の技術仕様の範囲内において通信を行うことができるものとし、その通信を行う場合は加入者の責任において行うものとします。
10.加入者は、当社が提供するHit Pot等以外のHit Pot等を使用して本サービスを利用することはできません。なお、第4項の規定にかかわらず、当社は、譲渡された当社販売Hit Pot等について一切保証しないものとします。

第9節　オプションサービス

第38条（オプションサービス利用の申し込み）
加入者は、第5条（オプションサービス種目）に規定するオプションサービス種目の利用を申し込むことができます。この場合、加入者は、当社の定める方法により、オプションサービス利用開始希望日の10日前までに当社に申し込むものとします。ただし、第11条（利用契約の申し込み）第1項の規定により、サービス品目の申し込みと同時にオプションサービス種目を申し込む場合は、この限りではありません。
2.加入者は、サービス品目を申し込むことなくオプションサービス種目のみ申し込むことはできません。また、加入者の利用するサービス品目により、特定のオプションサービス種目を申し込みできない場合があります。なお、申し込みの可否については、別表の4.に定めるとおりとします。
3.当社は、第12条（申し込みの承諾）の規定に準じ、第1項の申し込みを承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。
4.当社が加入者のオプションサービス利用申し込みを承諾した日、および第11条（利用契約の申し込み）第1項の規定により、サービス品目の申し込みと同時にオプションサービス種目を申し込む場合は第13条（利用契約の成立と利用開始日）第2項に規定する本サービスの利用開始日を、当該オプションサービスの利用開始日と定めます。

第39条（オプションサービスの停止）
当社は、加入者が第19条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項各号のいずれかに該当する場合には、特定のオプションサービスに限って提供を停止することがあります。
2.当社は前項の規定により、特定のオプションサービスに限って提供を停止するときは、当該オプションサービスを利用する加入者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第40条　（オプションサービスの休止）
当社は、第20条（当社が行う本サービス提供の休止）第1項各号のいずれかに該当する場合には、特定のオプションサービスに限って提供を休止することがあります。
2.当社は、前項の規定により特定のオプションサービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に、その理由、実施期日および実施期間を当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第41条（オプションサービスの解約）
オプションサービスを利用する加入者は、毎月末日付にて、特定のオプションサービスのみを解約することができます。この場合、当該加入者は、解約希望日の10日前までに当社所定の方法でその旨を当社に通知することとします。ただし、番組案内誌については、解約希望日が属する月の14日までに当社所定の方法でその旨を当社に通知することとします。
2.前項に規定する通知を当社が受領した場合は、通知された解約希望日を、当該オプションサービス解約日として取り扱います。また、当該オプションサービス解約日を当該オプションサービスの利用終了日と定めます。
3.第21条（加入者が行う利用契約の解約）第1項および第22条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により本サービスの利用契約が解約・解除された場合は、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用終了日に、オプションサービスを利用する加入者がオプションサービスを解約したものとして取り扱います。また、この日を当該オプションサービスの利用終了日と定めます。

第42条（オプションサービスの廃止）
当社は、都合により特定のオプションサービスを任意の月の末日付けで廃止する場合があります。この場合、オプションサービス廃止日をオプションサービスの利用終了日と定めます。
2.当社は、前項の場合には、当該オプションサービスを利用する加入者に対し廃止する日の3ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。ただし、当社の責めに帰せざる事由により当該オプションサービスを廃止する場合はこの限りではありません。

第43条（オプションサービスにおける約款の適用）
オプションサービスに関しては、本節の条項を優先的に適用することとし、特に記載のない事項に関しては前節までの条項に準じて取り扱うものとします。

第10節　雑則

第44条（個人情報）
当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。
2.加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱について」において公表するものとします。

第45条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）
加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる、限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの、不特定または多数人に対する対価を受けての上映、ビデオテッキ、その他の方法による複製、およびかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

第46条（損害賠償の免責および特約事項）
当社が、第19条（当社が行う本サービス提供の停止）、第20条（当社が行う本サービス提供の休止）、第49条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスの提供を停止、休止、廃止したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
2.第15条（名義変更）の規定により、名義変更を行ったことによって加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
3.加入者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
4.IDおよびパスワードの管理不十分や使用の過誤により加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
5.加入者が、第23条（IDおよびパスワードの管理）第2項、第45条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。
6.加入者が本約款もしくは利用規約等に違反し、または、本サービスの利用に伴う故意もしくは過失により、当社または第三者に対して損害を与えた場合、加入者は、自己の責任と費用をもって一切の損害を賠償するものとします。
7.第21条（加入者が行う利用契約の解約）第1項および第22条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により利用契約が終了した場合に、加入者が別途支払った日本放送協会（以下「NHK」といいます。）の受信料（衛星契約を含む）、株式会社WOWOWの視聴料が払い戻されず加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何らの責任も負わないものとします。
8.当社は、視聴状態の確認を行うために、第44条（個人情報）の規定を遵守した上で、加入者の使用するセットトップボックスと電気信号による通信を行うことができるものとします。
9.当社は、Hit Pot等の不具合、毀損および紛失等の原因により、録画・編集したデータの滅失の場合および正常に録画ができなかった場合等、これらにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
10.加入者は、第37条（Hit Pot等）第4項および第5項の規定により当社がHit Pot等を修理または交換する場合、および第37条（Hit Pot等）第6項の規定により加入者がHit Pot等を当社に返還する場合には、あらかじめ録画・編集したデータについて他の媒体に移動または複製するものとし、当該Hit Pot等に記録されたデータの一切の権利を放棄するものとします。
11.当社は、加入者が、Hit Pot等の通信機能により通信した内容に起因し損害を被った場合、または設備もしくは技術的制約に起因し通信機能が利用できなかったことで損害を被った場合、一切責任を負わないものとします。

第47条（放送内容の変更）
当社はやむを得ぬ事情により放送内容を変更することがあります。なお、変更によって生じた加入者の損害については、賠償の責任は負わないものとします。

第48条（B-CASカードおよびC-CASカードの取り扱いについて）
B-CASカードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。
2.C-CASカードを必要とするセットトップボックスを利用する加入者は、セットトップボックスの購入、貸与の別にかかわらず、セットトップボックス1台に付き1枚のC-CASカードを当社より無償貸与されるものとし、セットトップボックスの解約または契約の解除後は、速やかにC-CASカードを当社に返還するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換および返還を請求することができるものとします。
3.C-CASカードは当社に帰属し、当社は加入者が当社の手配による以外のデータ追加および変更ならびに改竄することを禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。
4.加入者が故意または過失によりB-CASカードまたはC-CASカードを破損もしくは紛失し、または返還しない場合には、加入者は別表6.に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

第49条（本サービスの廃止）
当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの利用終了日と定めます。
2.当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。
3.当社は、都合により特定のサービス品目を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、加入者は第14条（加入申込書記載事項の変更）第1項の規定に基づき別のサービス品目への変更を請求することができます。請求を行わなかった加入者に関しては、当該サービス品目を廃止する日をもって、他の代替サービス品目へ変更し、または利用契約を解除するものとします。
4.当社は、前項の場合には、当該サービス品目を利用する加入者に対し当該サービス品目を廃止する日の3ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により当該サービス品目を廃止する旨を告知します。

第50条（国内法への準拠）
本約款は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

第51条（定めなき事項）
本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付　則

(1)当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。
(2)一括加入、業務用等については別に定めます。
(3)（第31条に関する経過措置）引込線の撤去費用は、平成15年1月1日以降の加入者に対して適用されます。
(4)本約款は、平成27年8月1日より施行します。

サービス各種約款・規約

別表（本表に記載する金額は全て税抜きです。別途、消費税等相当額を支払うものとします。）

［一般用（「施設利用サービス　サポートプラン for MANSION　LAN」を除く）］

1.提供区域

（略）

2.サービス品目と月額利用料金

（1）月額利用料金

利用料金		サービス品目						
		マックス（＊1）	ビッグ（＊2）	アルファエース（＊3）	エース（＊4）	ミニ（＊5）	プレミア（＊6）	施設利用サービス
1契約ごと		—	—	—	—	—	—	800円
通常個別契約1台目		—	3,700円	3,100円	2,700円	800円	2,500円	—
2台目以降1台ごと（＊7）		—	1,500円	1,500円	1,500円	0円	500円	—
BD-Hit Potで利用する場合	1台目	8,800円	—	—	—	—	—	—
DVD-Hit Potで利用する場合	1台目	8,400円	—	—	—	—	—	—
Hit Potで利用する場合	1台目	7,900円	—	—	—	—	—	—
BD-Hit Potで利用する場合	2台目以降（＊7）	4,400円	—	—	—	—	—	—
DVD-Hit Potで利用する場合	2台目以降（＊7）	4,200円	—	—	—	—	—	—
Hit Potで利用する場合	2台目以降（＊7）	3,950円	—	—	—	—	—	—

（2）セットトップボックス月額レンタル料

セットトップボックス	月額レンタル料金
BD-Hit Pot	2,900円/台
DVD-Hit Pot	2,500円/台
Hit Pot	2,000円/台
STB	1,100円/台

3.特定のサービスを合わせて契約している場合の月額利用料金

まとめて割引

加入者が特定のサービスを合わせて契約している場合の月額利用料金は、以下のとおりとします。なお、まとめて割引は、一加入者につき、以下に定めるサービス品目の1台目に対してのみ適用されるものとします。

対象となるサービス品目の組み合わせおよび台数	サービス品目 マックス（＊1）		
	BD-Hit Pot	DVD-Hit Pot	Hit Pot
おまかせマスターパック	8,300円	7,900円	7,400円
ケーブルインターネットサービス契約約款　かっとびワイドまたはかっとびプラス　および　ケーブルプラス電話サービス契約約款　ケーブルプラス電話　を合わせて契約している場合の通常個別契約1台目	8,300円	7,900円	7,400円
ケーブルプラス電話サービス契約約款　ケーブルプラス電話　を合わせて契約している場合の通常個別契約1台目	8,300円	7,900円	7,400円
ケーブルインターネットサービス契約約款　かっとびメガ160またはかっとびワイドまたはかっとびプラスを合わせて契約している場合の通常個別契約1台目	8,540円	8,140円	7,640円

対象となるサービス品目の組み合わせおよび台数	サービス品目 ビッグ（＊2）	サービス品目 アルファエース（＊3）
ケーブルインターネットサービス契約約款　かっとびメガ160またはかっとびワイドまたはかっとびプラス　およびケーブルプラス電話サービス契約約款　ケーブルプラス電話　を合わせて契約している場合の通常個別契約1台目	3,300円	2,800円
ケーブルプラス電話サービス契約約款　ケーブルプラス電話　を合わせて契約している場合の通常個別契約1台目	3,500円	2,900円
ケーブルインターネットサービス契約約款　かっとびメガ160またはかっとびワイドまたはかっとびプラス　を合わせて契約している場合の通常個別契約1台目	3,600円	3,000円

対象となるサービス品目の組み合わせおよび台数	サービス品目 ミニ（＊5）
ケーブルインターネットサービス契約約款　かっとびメガ160　およびケーブルプラス電話サービス契約約款　ケーブルプラス電話　を合わせて契約している場合の通常個別契約1台目	600円
ケーブルインターネットサービス契約約款　かっとびメガ160　を合わせて契約している場合の通常個別契約1台目	700円

4.サービス品目別の提供オプションサービス種目と月額利用料金

（●印のオプションサービスを提供しています。）

オプションサービス種目	月額利用料金	サービス品目 マックス	ビッグ	アルファエース	エース	プレミア	ミニ	施設利用サービス
J SPORTS 4 HD	1,300円/台	●	●	●	●	●	●	—
テレ朝チャンネル1	600円/台	—（＊8）	●	●	●	●	●	—
東映チャンネル HD	1,500円/台	●	●	●	●	●	●	—
衛星劇場 HD	2,000円/台	●	●	●	●	●	●	—
TBSチャンネル1	600円/台	—（＊8）	—（＊9）	●	●	●	●	—
TBSチャンネル2	600円/台	—（＊8）	—（＊9）	●	●	●	●	—
TBSチャンネル1・2セット	1,000円/台	—（＊8）	—（＊9）	●	●	●	●	—
クラシカ・ジャパン	2,500円/台	●	●	●	●	●	●	—
フジテレビ ワンツーセット（＊10）	1,000円/台	—（＊8）	●	●	●	●	●	—
フジテレビ ワンツーネクスト	1,500円/台	—	●	●	●	●	●	—
フジテレビNEXT	1,200円/台	●（＊13）	●	●	●	●	●	—
グリーンチャンネルHD グリーンチャンネル2 HD	1,200円/台	●	●	●	●	●	●	—
KBS World HD	700円/台	—（＊8）	●	●	●	●	●	—
Mnet HD	2,300円/台	●	●	●	●	●	●	—
KNTV HD	3,000円/台	●	●	●	●	●	●	—
FOXクラシック	715円/台	—（＊8）	●	●	●	●	●	—
TAKARAZUKA SKY STAGE	2,500円/台	●	●	●	●	●	●	—
DATV	2,381円/台	●	●	●	●	●	●	—
CNN/US HD	2,000円/台	●	●	●	●	●	●	—
イマジカBS・映画	600円/台	—（＊8）	●	●	●	●	●	—
FOXスポーツ＆エンターテイメント	950円/台	—（＊8）	—（＊9）	●	●	●	●	—
日テレプラス	900円/台	—（＊8）	—（＊9）	●	●	●	●	—
WOWOW（＊11）	—	●	●	●	●	●	●	—
スターチャンネル	2,000円/台	●	●	●	●	●	●	—
番組案内誌	250円/冊	●（＊12）	●	●	●	●	●	●

5.工事費用

別途見積

6.機器損害金

品名	機器損害金（課税対象外）
BD-Hit Pot	90,000円
DVD-Hit Pot	70,000円
Hit Pot	50,000円
STB	30,000円
B−CASカード	2,000円
C−CASカード	2,500円

※（＊1）マックスにはHit Pot等、（＊2）ビッグ、（＊3）アルファエース、（＊4）エース、（＊5）ミニ、（＊6）プレミアにはセットトップボックスの設置が必要です。
※基本サービスを2台以上利用する場合、利用料金の最も高いサービスを1台目とし、2台目以降の料金は、別表（＊7）の料金を適用します。
※（＊8）マックスでは、あらかじめサービス内容として、テレ朝チャンネル1、TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、フジテレビ ワンツーセット、KBS World HD、FOXクラシック、イマジカBS・映画、FOXスポーツ＆エンターテイメント、日テレプラスが含まれているため、これらについては、別途お申し込みいただくことなくご視聴いただけます。
※（＊9）ビッグでは、あらかじめサービス内容として、TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、FOXスポーツ＆エンターテイメント、日テレプラスが含まれているため、これらについては、別途お申し込みいただくことなくご視聴いただけます。
※（＊11）WOWOWのお申し込みには、別途申込書の提出が必要です。
※（＊12）マックスでは、利用料金に1冊分の料金を含みます。
※（＊13）マックスの場合、1,000円/台となります。

附則

(1)加入者施設または建物基本契約の定めによって、特定のサービス品目をご利用いただけない場合があります。
(2)NHKの受信料（衛星契約を含む）、株式会社WOWOWの視聴料はNHKまたは株式会社WOWOWからのご請求となります。
(3)（＊4）エース、（＊6）プレミア、（＊10）フジテレビ ワンツーセットの新規、変更、追加申し込みはできません。
(4)本サービスの加入促進、デジタル化の促進を目的として、別表の2.、別表の3.に定める利用料金、別表の4.に定めるオプションサービス料金、別表の5.に定める工事費用を減額する場合があります。

●クレジットカード支払いに関する特約

1.加入者は、料金等を、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
2.加入者は、加入者から当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、加入者が指定したクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が指定したクレジットカード以外で当社が料金等の請求をした場合も、加入者は、当該請求に基づき支払うものとします。
3.加入者が指定したクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、加入者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
4.当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。

サービス各種約款・規約

別表（本表に記載する金額は全て税抜きです。別途、消費税等相当額を支払うものとします。）

[施設利用サービス　サポートプラン for MANSION　LAN]用

1.提供区域

（略）

2.サービス品目と月額利用料金

（1）基本コース

①月額利用料金

利用料金		サービス品目						
		マックス(*1)	ビッグ(*2)	アルファエース(*3)	エース(*4)	ミニ(*5)	プレミア(*6)	施設利用サービス
1契約ごと		—	—	—	—	—	—	800円
通常個別契約1台目		—	3,700円	3,100円	2,700円	800円	2,500円	—
2台目以降1台ごと(*7)		—	1,500円	1,500円	1,500円	0円	500円	—
BD-Hit Potで利用する場合	1台目	8,800円	—	—	—	—	—	—
DVD-Hit Potで利用する場合	1台目	8,400円	—	—	—	—	—	—
Hit Potで利用する場合	1台目	7,900円	—	—	—	—	—	—
BD-Hit Potで利用する場合	2台目以降(*7)	4,400円	—	—	—	—	—	—
DVD-Hit Potで利用する場合	2台目以降(*7)	4,200円	—	—	—	—	—	—
Hit Potで利用する場合	2台目以降(*7)	3,950円	—	—	—	—	—	

②セットトップボックス月額レンタル料

セットトップボックス	月額レンタル料金
BD-Hit Pot	2,900円/台
DVD-Hit Pot	2,500円/台
Hit Pot	2,000円/台
STB	1,100円/台

（2）MANSION　LAN3年コース

加入者が「MANSION　LAN3年コース」に関する特約に同意される場合の月額利用料金は、以下のとおりとします。

MANSION LAN3年コース								
マックス			ビッグ			アルファエース		
BD-Hit Pot	DVD-Hit Pot	Hit Pot	BD-Hit Pot	DVD-Hit Pot	Hit Pot	BD-Hit Pot	DVD-Hit Pot	Hit Pot
			レンタル			レンタル		
7,240円	6,840円	6,440円	5,200円	4,800円	4,400円	4,600円	4,200円	3,800円

3.特定のサービスを合わせて契約している場合の月額利用料金

まとめて割引

加入者が特定のサービスを合わせて契約している場合の月額利用料金は、以下のとおりとします。なお、まとめて割引は、一加入者につき、以下に定めるサービス品目の1台目に対してのみ適用されるものとします。

対象となるサービス品目の組み合わせおよび台数	サービス品目		
	マックス(*1)		
	BD-Hit Pot	DVD-Hit Pot	Hit Pot
おまかせマスターパック	8,300円	7,900円	7,400円
ケーブルインターネットサービス契約約款　かっとびワイドまたはかっとびプラス　および　ケーブルプラス電話サービス契約約款　ケーブルプラス電話　を合わせて契約している場合の通常個別契約1台目	8,300円	7,900円	7,400円
ケーブルプラス電話サービス契約約款　ケーブルプラス電話　を合わせて契約している場合の通常個別契約1台目	8,300円	7,900円	7,400円
ケーブルインターネットサービス契約約款　かっとびメガ160またはかっとびワイドまたはかっとびプラスを合わせて契約している場合の通常個別契約1台目	8,540円	8,140円	7,640円

対象となるサービス品目の組み合わせおよび台数	サービス品目	
	ビッグ(*2)	アルファエース(*3)
ケーブルインターネットサービス契約約款　かっとびメガ160またはかっとびワイドまたはかっとびプラス　および　ケーブルプラス電話サービス契約約款　ケーブルプラス電話　を合わせて契約している場合の通常個別契約1台目	3,300円	2,800円
ケーブルプラス電話サービス契約約款　ケーブルプラス電話　を合わせて契約している場合の通常個別契約1台目	3,500円	2,900円
ケーブルインターネットサービス契約約款　かっとびメガ160またはかっとびワイドまたはかっとびプラス　を合わせて契約している場合の通常個別契約1台目	3,600円	3,000円

対象となるサービス品目の組み合わせおよび台数	サービス品目
	ミニ(*5)
ケーブルインターネットサービス契約約款　かっとびメガ160　および　ケーブルプラス電話サービス契約約款　ケーブルプラス電話　を合わせて契約している場合の通常個別契約1台目	600円
ケーブルインターネットサービス契約約款　かっとびメガ160　を合わせて契約している場合の通常個別契約1台目	700円

4.サービス品目別の提供オプションサービス種目と月額利用料金

（●印のオプションサービスを提供しています。）

オプションサービス種目	月額利用料金	サービス品目						
		マックス	ビッグ	アルファエース	エース	プレミア	ミニ	施設利用サービス
J SPORTS 4 HD	1,300円／台	●	●	●	●	●	●	—
テレ朝チャンネル1	600円／台	—(*8)	●	●	●	●	●	—
東映チャンネル HD	1,500円／台	●	●	●	●	●	●	—
衛星劇場 HD	2,000円／台	●	●	●	●	●	●	—
TBSチャンネル1	600円／台	—(*8)	—(*9)	●	●	●	●	—
TBSチャンネル2	600円／台	—(*8)	—(*9)	●	●	●	●	—
TBSチャンネル1・2セット	1,000円／台	—(*8)	—(*9)	●	●	●	●	—
クラシカ・ジャパン	2,500円／台	●	●	●	●	●	●	—
フジテレビ ワンツーセット(*10)	1,000円／台	—(*8)	●	●	●	●	●	—
フジテレビ ワンツーネクスト	1,500円／台	—	●	●	●	●	●	—
フジテレビNEXT	1,200円／台	●(*13)	●	●	●	●	●	—
グリーンチャンネルHD グリーンチャンネル2 HD	1,200円／台	●	●	●	●	●	●	—
KBS World HD	700円／台	—(*8)	●	●	●	●	●	—
Mnet HD	2,300円／台	●	●	●	●	●	●	—
KNTV HD	3,000円／台	●	●	●	●	●	●	—
FOXクラシック	715円／台	—(*8)	●	●	●	●	●	—
TAKARAZUKA SKY STAGE	2,500円／台	●	●	●	●	●	●	—
DATV	2,381円／台	●	●	●	●	●	●	—
CNN/US HD	2,000円／台	●	●	●	●	●	●	—
イマジカBS・映画	600円／台	—(*8)	●	●	●	●	●	—
FOXスポーツ&エンターテイメント	950円／台	—(*8)	—(*9)	●	●	●	●	—
日テレプラス	900円／台	—(*8)	—(*9)	●	●	●	●	—
WOWOW(*11)	—	●	●	●	●	●	●	—
スターチャンネル	2,000円／台	●	●	●	●	●	●	
番組案内誌	250円／冊	●(*12)	●	●	●	●	●	●

5.工事費用

別途見積

6.機器損害金

品名	機器損害金(課税対象外)
BD-Hit Pot	90,000円
DVD-Hit Pot	70,000円
Hit Pot	50,000円
STB	30,000円
B-CASカード	2,000円
C-CASカード	2,500円

※(*1)マックスにはHit Pot等、(*2)ビッグ、(*3)アルファエース、(*4)エース、(*5)ミニ、(*6)プレミアにはセットトップボックスの設置が必要です。

※基本サービスを2台以上利用する場合、利用料金の最も高いサービスを1台目とし、2台目以降の料金は、別表(*7)の料金を適用します。

※(*8)マックスでは、あらかじめサービス内容として、テレ朝チャンネル1、TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、フジテレビ ワンツーセット、KBS World HD、FOXクラシック、イマジカBS・映画、FOXスポーツ&エンターテイメント、日テレプラスが含まれているため、これらについては、別途お申し込みいただくことなくご視聴いただけます。

※(*9)ビッグでは、あらかじめサービス内容として、TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、FOXスポーツ&エンターテイメント、日テレプラスが含まれているため、これらについては、別途お申し込みいただくことなくご視聴いただけます。

※(*11)WOWOWのお申し込みには、別途申込書の提出が必要です。

※(*12)マックスでは、利用料金に1冊分の料金を含みます。

※(*13)マックスの場合、1,000円/台となります。

附則

(1)加入者施設または建物基本契約の定めによって、特定のサービス品目をご利用いただけない場合があります。

(2)NHKの受信料(衛星契約を含む)、株式会社WOWOWの視聴料はNHKまたは株式会社WOWOWからのご請求となります。

(3)(*4)エース、(*6)プレミア、(*10)フジテレビ ワンツーセットの新規、変更、追加申し込みはできません。

(4)本サービスの加入促進、デジタル化の促進を目的として、別表の2.、別表の3.に定める利用料金、別表の4.に定めるオプションサービス料金、別表の5.に定める工事費用を減額する場合があります。

サービス各種約款・規約

●「MANSION LAN3年コース」に関する特約

1.（申し込み）
(1)「施設利用サービス　サポートプラン for MANSION　LAN」契約の物件に居住している場合、かつ、別表の2.（2）に定める要件を満たす場合、加入者は「MANSION　LAN3年コース」を申し込むことができます。なお「MANSION　LAN3年コース」は、一加入者につき、別表の2.（2）に定めるサービス品目の1台目に対してのみ申込ができるものとし、一加入者が当該「MANSION　LAN3年コース」を複数申し込むことはできません。
(2)「MANSION　LAN3年コース」と以下のサービスを合わせて申し込むことはできません。
・お得パック・お得パックwithタブレット利用規約に定める「お得パック」
・お得パック・お得パックwithタブレット利用規約に定める「お得パックwithタブレット」
(3)「MANSION　LAN3年コース」の契約期間中は、別表の3.（1）「まとめて割引」が適用されることはありません。

2.（契約期間）
(1)「MANSION　LAN3年コース」の契約期間は以下の表に定める通りとします。

MANSION LAN3年コース	3年

(2)　契約期間は、対象となるサービス品目の利用開始日が属する月の翌月初日を起算日とし、上記の契約期間が経過することとなる月の末日を満了日とします。

3.（月額利用料金）
「MANSION　LAN3年コース」の加入者が支払う月額利用料金は別表の2.（2）.に定めるとおりとします。なお、別表の2.（2）.に定める月額利用料金には、Hit Pot等レンタル料が含まれています。

4.（支払方法）
「MANSION　LAN3年コース」の加入者は、別表の2.（2）.に定める月額利用料金を、加入者が指定するクレジットカードで支払うものとし、その他の方法で支払うことはできません。ただし、当社が定める一定期間、当社への遅延なき支払い（本約款に基づく支払いに限らない）を継続した加入者については、クレジットカード以外の当社が指定する方法により支払いをすることができるものとします。

5.（加入者が行う「MANSION　LAN3年コース」の一時停止）
加入者が別表の2.（2）.に定めるサービス品目の一時停止を行う場合、当該一時停止の期間と同期間、本特約の2.（契約期間）に定める契約期間が延長されるものとします。

6.（更新）
(1)「MANSION　LAN3年コース」の契約期間が満了した場合、「MANSION　LAN3年コース」の契約は満了日の翌日から同期間更新するものとします。ただし、満了日の属する月に、加入者より「MANSION LAN3年コース」の契約の解約の申し出がある場合は、この限りではありません。
(2) 加入者が別表の2.（2）.に定めるサービス品目等の変更を行う場合、変更後のサービス品目等の利用開始日が属する月の翌月初日が「MANSION　LAN3年コース」の新たな契約開始日になるものとします。

7.（解除）
加入者が「MANSION　LAN3年コース」の申し込み後、本特約の1.（申し込み）に定める申し込み要件を満たさなくなった場合、当社は「MANSION　LAN3年コース」の契約を解除します。

8.（解約）
「MANSION　LAN3年コース」の契約の満了日の属する月以外の日に「MANSION　LAN3年コース」の契約の解約が行われる場合、加入者は「MANSION　LAN3年コース」に係る解約料9,500円[税抜]を支払うものとします。なお、加入者が「MANSION　LAN3年コース」解約後も、引き続き本サービスの利用を継続する場合、加入者は別表の2（1）.または別表の3.に定める月額利用料金を支払うものとします。

●クレジットカード支払いに関する特約

1.加入者は、料金等を、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
2.加入者は、加入者から当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、加入者が指定したクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が指定したクレジットカード以外で当社が料金等の請求をした場合も、加入者は、当該請求に基づき支払うものとします。
3.加入者が指定したクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、加入者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
4.当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。

iTSCOMオンデマンドサービス利用規約

第1条（利用規約の適用）
イッツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、ケーブルテレビジョンサービス契約約款またはイッツコムアパートメント加入条項・利用条項（以下併せて「原約款等」といいます。）およびiTSCOMオンデマンドサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、ケーブルテレビジョンサービスのーサービスとしてiTSCOMオンデマンドサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。

第2条（利用規約の遵守）
当社のケーブルテレビジョンサービス加入者（以下「加入者」といいます。）で本サービスを利用する者（以下「利用者」といいます。）は、本規約を遵守するものとします。
2.本規約に定めなき用語については、原約款等の定義が適用されるものとします。

第3条（利用規約の変更）
当社は、本規約を、加入者の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、料金その他の変更された提供条件は、変更後の本規約によります。
2.本規約を変更する場合、当社は、ホームページ上での掲載など、当社の定める方法によりその旨を告知します。

第4条（サービス内容）
本サービスは、当社のネットワーク網および設備等を使用して当社が提供する映像その他のコンテンツ（以下「ビデオコンテンツ」といいます。）を視聴することができる映像配信サービスです。

第5条（本サービスの提供条件）
当社は、加入者宅に設置されたHit Pot、DVD−Hit PotまたはBD−Hit Pot（以下「Hit Pot等」といいます。）のうち、そのVOD（ビデオ・オン・デマンド）機能が有効になっている利用者に対し、ケーブルテレビジョンサービスのーサービスとして本サービスを提供します。
2.前項の規定にもかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスを提供しないときがあります。
(1) 利用者が本規約に違反する恐れがある場合
(2) 原約款等に基づく申し込み内容に虚偽の記載があった場合
(3) 本サービスの提供が著しく困難である場合
(4) その他、利用者による利用が不適当である場合
3.前項の規定により、当社が本サービスを提供しない場合、当社は、利用者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。
4.本サービスの利用期間は、ケーブルテレビジョンサービスの契約期間と同一とします。
5.本サービスは、原約款等に基づきケーブルテレビジョンサービスが一時停止になった場合のみ、一時停止となるものとします。また、一時停止になっているケーブルテレビジョンサービスの提供が再開された場合、本サービスの提供も再開されます。なお、一時停止となった場合といえども当該利用者において当社が別途定めるまたは別表の1に記載の利用料金（以下「本利用料金」といいます。）を負担してビデオコンテンツを視聴する権利を得た（以下「購入済み」といいます。）ビデオコンテンツにつき、当社が別途定める視聴が可能な期間（以下「視聴期間」といいます。）が延長されることはありません。
6.本サービスまたはその一部は、当社の都合により変更もしくは終了することがあります。

第6条（本サービスの種類）
本サービスには、次の各号で定める種類があります。
(1) フリー・オン・デマンド
当社が定めるビデオコンテンツを追加料金なしで視聴できるサービス。
(2) プレミアム・オン・デマンド
当社が定めるビデオコンテンツをコンテンツごとに有料で視聴できるサービス。
(3) マンスリー・オン・デマンド
当社が定めるビデオコンテンツを1ヵ月間有料（固定料金）で視聴できるサービスで、別表の1に定めるもの。
(4)オプションチャンネルの契約に伴うチャンネル・オン・デマンド
原約款等に定めるオプションチャンネルを申し込むことで、当該オプションチャンネルの契約期間中に限り、当該オプションチャンネルが定めるビデオコンテンツを追加料金なしで視聴できるサービスで、別表の2に定めるもの。

第7条（本サービスの利用申し込み）
本サービスの利用を希望する加入者は、当社に対し当社の定める方法により申し込みを行うものとします。ただし、第5条（本サービスの提供条件）第1項に定める提供条件を満たしている場合には別途申し込みを行う必要はありません。
2.当社は、前項の申し込みを承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該利用者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。
3.第1項の申し込みをした加入者は、理由の如何を問わず、当該申し込みを撤回または取り消すことはできません。

第8条（ビデオコンテンツの視聴申し込み）
利用者がビデオコンテンツを視聴する場合、利用者は、Hit Pot等Hit PotまたはDVD−Hit Pot付属のリモートコントローラーを用いて本サービスを提供するテレビ画面上にて視聴を申し込むものとします。ただし、マンスリー・オン・デマンドおよびオプションチャンネルの契約に伴うチャンネル・オン・デマンドについては、当社が別途定める方法にて視聴を申し込むことができます。
2.前項の申し込みをした利用者は、理由の如何を問わず、当該申し込みを撤回または取り消すことはできません。
3.第1項の申し込みをした利用者は、本規約等で別途定めがある場合を除き、原則として視聴期間が満了するまで何度でも当該ビデオコンテンツを視聴できます。

第9条（マンスリー・オン・デマンド）
マンスリー・オン・デマンドの視聴開始日は、当社が利用者の視聴申し込みを承諾した日と定めます。
2.マンスリー・オン・デマンドの視聴期間は自動更新されるものとします。
3.マンスリー・オン・デマンドの利用者は、毎月末日付にて、マンスリー・オン・デマンドの視聴を終了することができます。この場合、当該利用者は、終了希望日の10日前までに当社の定める方法によりその旨を当社に通知することとします。
4.前項に規定する通知を当社が受領した場合は、通知された終了希望日を、当該マンスリー・オン・デマンドの視聴終了日と定めます。
5.第3項の規定により、月の途中でマンスリー・オン・デマンドの利用が終了した場合であっても、利用者は、当該終了日が属する月の別表1.に定める月額利用料金を全額支払うものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。ただし、別表1.に定める「NHKオンデマンド 見逃し見放題パック」および「NHK特選見放題パック」については、別途定める規定によるものとします。

第10条（本サービスの利用料金）
当社は、利用者がプレミアム・オン・デマンドまたはマンスリー・オン・デマンドを視聴した場合、本利用料金に消費税等相当額を加算した額をケーブルテレビジョンサービスの利用料金に追加して請求します。
2.当社は、本利用料金を変更することがあります。なお、視聴期間内に本利用料金が変更された場合であっても、当該ビデオコンテンツについては、視聴を申し込んだ時点における本利用料金が適用されるものとします。

第11条（視聴年齢制限付コンテンツ等）
本サービスには、視聴年齢制限を設けて提供するビデオコンテンツ（以下「視聴年齢制限付コンテンツ」といいます。）があります。
2.視聴年齢制限付コンテンツは、利用者がHit Pot等に設定する任意の暗証番号を用いることにより視聴することができます。
3.加入者が満20歳に達していることを当社が当社の定める方法により確認できない場合、当社は、当該加入者が利用するHit Pot等に対し、視聴年齢制限付コンテンツのうち成人向けビデオコンテンツを提供できません。
4.当社は、利用者、利用者の家族、その他の第三者が視聴年齢制限付コンテンツを視聴したことによって被った損害を賠償しません。

第12条（個人情報等の開示）
利用者は、利用者からの問い合わせ対応や著作権侵害調査等当社が必要と判断する場合において、当社が利用者の個人情報をビデオコンテンツの提供元に開示する場合があることにつき、あらかじめ同意するものとします。
2.視聴したビデオコンテンツのタイトル等について利用者の家族等から照会を受けた場合、当社は、利用者の承諾なくこれを当該利用者の家族等に開示する場合があります。

第13条（禁止行為）
利用者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号で定める行為を行ってはならないものとします。
(1) ビデオコンテンツを複写もしくは複製し、または翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為
(2) 日本国外から本サービスへアクセスして本サービスを利用する行為
(3) ビデオコンテンツを私的使用の範囲を超えて第三者に視聴させる行為
(4) 不正な手段を用いて当社が本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為
(5) 本サービスの提供に支障を来し、またはそのおそれがある行為
(6) 当社または第三者が所有する著作権および著作隣接権等の知的財産権、プライバシー権および肖像権を含む人格権、その他の権利を侵害し、またはそのおそれがある行為
(7) 本サービスが視聴者レビュー等の書き込み機能を有する場合において、利用者または第三者の営利を目的とする行為
(8) 法令もしくは公序良俗に違反し、またはそのおそれがある行為
(9) その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断する行為

第14条（本サービス提供の停止および解除）
当社は、利用者に責めに帰すべき事由（原約款等に定める当社が行うケーブルテレビジョンサービス提供の停止事由および当社が行う利用契約の解除事由に準じます）が認められる場合、本サービスの提供を停止し、または本サービスに関する契約を解除することができます。
2.前項の規定により当社が本サービスの提供を停止しまたは本サービスに関する契約を解除した場合、利用者は、本サービスを利用できなくなり、当該利用者において購入済みビデオコンテンツの視聴期間が未了であっても、提供停止または解除の効力が発生した時点で、当該ビデオコンテンツを視聴できなくなるものとします。
3.前各項の規定により購入済みのビデオコンテンツが視聴できなくなったとしても、当該利用者は、当社に対して異議を申し立てることができず、また、当該ビデオコンテンツの本利用料金全額の支払いを免れるものではありません。

第15条（ビデオコンテンツ提供の中止）
当社は、ビデオコンテンツの瑕疵等、相当の理由がある場合には、たとえ視聴期間が未了であっても、ビデオコンテンツの提供を中止することができるものとします。

第16条（責任）
当社は、ビデオコンテンツの完全性、正確性、確実性および有用性等について、一切責任を負わないものとします。
2.当社は、前条（ビデオコンテンツ提供の中止）の規定により、ビデオコンテンツの提供が中止された場合、原則として当社は一切責任を負わないものとします。

第17条（本サービスの利用の制限）
利用者の1ヵ月間の本利用料金が金100,000円（消費税等相当額を除きます）を超過した場合、当社は、当該利用者につき本サービスの利用を制限する場合があります。

第18条（本サービスの廃止）
当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって本サービスに関する全ての契約は終了するものとし、この日を本サービスの利用終了日と定めます。
2.前項の場合、当社は、利用者に対し本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。

第19条（定めなき事項）
本規約に定めなき事項は、原約款等に定める事項を適用します。
2.本規約および原約款等に定めなき事項が生じた場合、当社および加入者は誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

本規約は平成26年3月16日から適用します。

別表

1.マンスリー・オン・デマンドの種目と月額利用料金

種　目	月額利用料金（＊1）（＊2）
NHKオンデマンド 見逃し見放題パック	900円
NHKオンデマンド 特選見放題パック	900円
カラオケ	800円

2.オプションチャンネルの契約に伴うチャンネル・オン・デマンド

オプションチャンネル	種　目
衛星劇場	衛星劇場 オン デマンド
クラシカ・ジャパン	クラシカ・ジャパン オン デマンド
Mnet HD	Mnet オン デマンド
スターチャンネル	スターチャンネル オン デマンド
スターチャンネルセット（＊2）	スターチャンネル オン デマンド

（＊1）本表に記載する金額は全て税抜きです。別途、消費税等相当額を支払うものとします。消費税等相当額の算定基準となる消費税率は、本規約の各条項により負担する料金等が発生する日の属する月のものが適用されるものとします。
（＊2）Hit Pot等1台あたりの料金です。
（＊3）スターチャンネルセットへの新規、変更、追加申し込みはできません。

サービス各種約款・規約

NHKオンデマンドin iTSCOMオンデマンドサービス利用規約

日本放送協会（以下「NHK」といいます）がイッツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「CATV事業者」といいます）が運営する「ケーブルテレビジョンサービス」および「iTSCOMオンデマンドサービス」（以下、併せて「iTSCOM TVサービス」といいます）を通じて行う「NHKオンデマンドin iTSCOMオンデマンドサービス」（以下「本サービス」といいます）の利用を目的とした契約は、以下の条項によるものとします。

第１条（規約の適用）
１．この規約は、NHKが提供する本サービスの利用に関し、適用されます。
２．NHKは、利用者にその内容を通知することによりこの規約を変更することがあります。本条第４項本文の規定により当該変更の効力が生じた後は、利用者は変更後の規約に従うものとします。
３．NHKは、本サービスに関する個別の規定、ガイドライン、諸手続き方法、料金表等（以下「個別規定等」と総称します）を別途定め利用者に通知することがあります。この場合、個別規定等はこの規約の一部を構成し、またはこれに準じるものとします。この規約と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等がこの規約に優先して適用されるものとします。なお、個別規定等の変更についても前項と同様に利用者は従うものとします。
４．前二項の通知については、iTSCOM TVサービスにおいて、本サービスに関してNHKが運用するサイト（以下「本サイト」といいます）上またはその他の方法によって、効力発生まで相当の猶予期間をもって掲示または通知し、当該猶予期間を経過することによって利用者との間で効力が生じたものとします。なお、NHKから利用者へのその他の通知についても、この規約上別段の定めがある場合を除いては、本項本文の方法によって効力を生じるものとします。

第２条（用語の定義）
この規約において使用する用語は、それぞれ次の意味で使用します。
（１）NHKオンデマンドin iTSCOMオンデマンドサービス（本サービス）
CATV事業者との間でiTSCOM TVサービス加入契約を締結した者に対して、この規約に基づき、NHKの放送した放送番組およびその編集上必要な資料（これらを編集したものを含みます）を、日本国内において、電気通信回線を通じて、一般の利用に供するサービスおよびこれに附帯するサービスの総称
（２）利用者
CATV事業者との間でiTSCOM TVサービス加入契約を締結した上で本サービスを利用する者（単位は世帯）
（３）コンテンツ
NHKが本サービスとして次号から第６号までのサービス形態により提供（有償・無償を問いません）するNHKが放送した放送番組およびその編集上必要な資料
（４）単品
コンテンツを１作品ごとに提供するサービス形態
（５）パック
コンテンツを複数作品まとめて１つのものとして提供するサービス形態
（６）月額見放題パック
個々の作品については入れ替わりがあることを前提とする特定範囲の複数のコンテンツを当月月初から月末までの１か月間を視聴単位として提供するサービス形態で、見逃し見放題パックと特選見放題パックとして提供

第３条（本サービスの内容）
本サービスの内容は、別紙「サービス概要書」のとおりとします。ただし、サービスの詳細については、利用者に通知した上で、そのつど追加・変更するものとします。

第４条（コンテンツの購入）
１．コンテンツを視聴するには、次条で定める手続きを本サイト上で行いこの規約に同意した上で、サービス形態に対応する利用料金を負担して一定期間（以下「視聴期間」といいます）コンテンツを視聴する権利を得ること（以下「コンテンツの購入」といいます）が必要です。
２．コンテンツを購入できるのは、CATV事業者との間でiTSCOM TVサービス加入契約を締結している者のみです。
３．iTSCOM TVサービス加入契約を解除、解約、終了等した者は、コンテンツを購入することができません。

第５条（コンテンツの利用料金と購入の流れ）
１．NHKは、利用料金について別途定め、コンテンツの購入申し込みを受け付けるiTSCOM TVサービスの利用画面上に表示する方法により利用者に通知します。利用者が各コンテンツについて表示される利用料金を確認した上で、双方向デジタルサービス用STB付属のリモートコントローラーを用いて購入手続きを行い、TV 画面上でNHKにより購入確認がなされた時点で、NHKと利用者の間でコンテンツ購入契約が成立します。
２．利用者は、月額見放題パックの購入については、前項の方法のほか、CATV事業者のカスタマーセンターに申し込む方法によっても、NHKとの間でコンテンツ購入契約を締結することができます。
３．月額見放題パックのうち見逃し見放題パックの購入については、契約日を含む当該月を無料とし、翌月分より利用料金を支払っていただきます。ただし、当該月中の解約は、第17条の規定にかかわらずできません。なお、特選見放題パックの購入については、契約日を含む当該月から課金されます。
４．月額見放題パックの購入について、いったん購入契約が成立した後は、利用者からの解約の申し入れがない限りは自動更新するものとします。
５．コンテンツ購入契約の成立後は、この規約に別段の定めがない限りは、NHKは利用料金の返金または課金の中止は行いません。

第６条（支払方法）
利用者は、CATV事業者に対して、CATV事業者に登録した方法により、iTSCOM TV サービスの利用料と合わせて本サービスの利用料金を支払うものとします。

第７条（本サービスの利用金額の制限）
NHKは、利用者の本サービスの利用にあたり、本サービス以外のiTSCOMオンデマンドサービスの利用料金と合わせて１か月当たり金100,000円（消費税を除きます）を限度として、利用金額の制限をすることがあります。

第８条（放送内容との異同等）
コンテンツについては、NHKが放送した内容とほぼ同内容にて提供する予定ですが、次の場合はこの限りでなく、このことを利用者はあらかじめ承諾するものとします。
（１）現存する放送番組テープの保存状況によって、放送時点における画質・音質と異なることがあります。なお、記録映像等放送時点においてすでに画質・音質の劣化がみられるものがあります。
（２）著作権法上の制約または個人のプライバシー保護等の観点から、放送内容の一部について改変しているものがあります。
（３）コンテンツ中、副音声サービスを提供する旨の表示がある場合でも、本サービスでは２か国語放送、解説放送等の副音声サービスは提供しません。
（４）コンテンツ中、字幕サービスを提供する旨の表示がある場合でも、本サービスでは字幕サービスは提供しません。

第９条（購入・視聴障害、保守）
１．利用者からNHKまたはCATV事業者に対して、購入・視聴障害が発生した旨の通知があった場合においては、NHKおよびCATV事業者は、速やかにシステム状況を調査し、NHKの設備（NHKから第三者に運用を委託した設備を含みます）またはCATV事業者の設備（CATV事業者から第三者に運用を委託した設備を含みます）に何らかの異常があったときは、異常設備を有するNHKまたはCATV事業者の責任において必要な措置を講じます。
２．NHKは、次のいずれかの事由が生じた場合には、利用者に事前に通知することなく、一時的に本サービスを中断することがあります。
（１）本サービス用設備等の保守を緊急に行う場合
（２）火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合
（３）地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
（４）戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合
（５）電気通信事業者が自社の設備保守を緊急に行う場合、または電気通信事業者の電気通信設備等に障害が生じた場合
（６）その他NHKまたはCATV事業者が運用上または技術上の理由から本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合
３．NHKまたはCATV事業者は、定期的な設備メンテナンスを行うため、事前に利用者に通知した上で、設備の全部または一部の運行を停止することがあります。
４．第２項各号もしくは前項のいずれか、または、その他の理由により本サービスの提供の遅延または中断が発生したとしても、それに基づく損害に対して、この規約で特に定める場合を除き、NHKおよびCATV事業者は利用者に対して一切責任を負いません。

第10条（コンテンツの提供中止）
１．NHKがコンテンツの瑕疵等、相当の理由をもってコンテンツの提供を中止する場合、たとい視聴期間が未了であっても、利用者はあらかじめこれを承諾するものとします。
２．前項により視聴期間が未了のコンテンツの提供を中止したことが原因で視聴不能となった場合に限り、利用料金について次の処理を行います。
（１）購入済みの単品のコンテンツについては、ＮＨＫが料金の収受を行わないか、または、収受済みの場合には当該利用料金をＮＨＫから利用者に返還するものとします。
（２）単品以外の購入済みコンテンツの場合は、原則として、特段の手続きを取らず、定められた利用料金を収受するものとします。

第11条（著作権等）
本サービスを通じてNHKから提供されるコンテンツ（コンテンツの映像、音声、文字等を含みます）に関わる著作権、著作隣接権、商標権、特許権その他一切の知的財産権は、NHKまたは正当な権利を有する権利者に帰属するものであり、コンテンツの購入によって利用者にいかなる権利も付与されるものではありません。

第12条（禁止事項）
利用者である世帯の構成員は、購入したコンテンツを個人として視聴するものとし、本サービスを利用して、または、その利用に関連して、次の行為を自らまたは第三者を通じて行うことはできません。
（１）日本国外から本サービスへアクセスして本サービスを利用する行為
（２）購入したコンテンツを不特定または多数人に視聴させる行為
（３）本サービスにより配信される映像、音声、文字等を著作権法で認められた私的利用に定める利用方法の範囲を超えて、複製、出版、上映、譲渡、公衆送信、送信可能化、改変その他の態様で利用する行為
（４）本サービスにおいて施されているコンテンツ保護技術を改変その他の方法によって無効化する行為
（５）本サービスにおけるコンテンツ配信サービスの利用、レビュー機能の利用その他のサービス利用において、NHK、CATV事業者または第三者の知的財産権、プライバシー、肖像権等を侵害する行為
（６）NHKまたはCATV事業者の通信設備、コンピューターその他の機器およびソフトウエアに不正にアクセスし、または、それらの利用もしくは運用に支障を与える行為もしくはそのおそれのある行為
（７）本サービスが視聴者レビュー等の書き込み機能を有する場合において、利用者または第三者の営利を目的とする利用行為
（８）前各号のほか、法令に違反する行為、本サービスの運営を妨害する行為、NHKまたはCATV事業者の信用を毀損する行為その他NHKまたはCATV事業者に不利益を与える行為

第13条（提供の一時停止）
１．NHKは、利用者が次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を一時停止することがあります。
（１）本サービスを含めたiTSCOM TVサービスにより発生した金銭債務を決済期日までに支払わない場合
（２）その他利用者がNHKとのコンテンツ購入契約またはiTSCOM TVサービス加入契約に違反した場合
２．前項の停止によって、すでに購入済みのコンテンツが視聴できなくなったとしても、停止を受けた利用者はNHKおよびCATV事業者に対して異議を申し立てることができず、また、当該コンテンツの利用料金の全部または一部の支払いを免れるものではありません。

第14条（コンテンツ購入契約の解除・終了）
１．NHKは、利用者がNHKとのコンテンツ購入契約に違反した場合、または、本サービスの利用に伴う放意もしくは過失により、NHK、CATV事業者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、利用者は、自己の責任と費用をもって一切の損害を賠償するものとします。
２．NHKは、利用者が本サービスを法令に違反する目的もしくは第12条の禁止行為を行う目的で利用しまたは利用する明白なおそれがあるものと認められる場合においては、直ちに利用者に対する本サービスを停止してコンテンツ購入契約を解除できるものとします。
３．前二項に基づきNHKとの契約を解除された者が、新たにコンテンツの購入を希望する場合においては、解除された原因を除去することが必要です。新たなコンテンツの購入を認めるか否かについてはNHKが判断し、可とする場合は、新たなコンテンツ購入契約を締結するものとします。
４．次の各号の事由により本サービスの提供が不可能な事態が生じた場合においては、コンテンツ購入契約は直ちに終了するものとします。なお、この場合、利用者がそれまでに支払った利用料金の返金または課金の中止はいたしません。
（１）NHKまたはCATV事業者の配信設備に不可抗力により回復不能の損害が生じた場合
（２）その他NHKが本サービスを提供することが客観的に不可能な事由が生じた場合

第15条（契約義務違反等の場合の賠償責任）
利用者がコンテンツ購入契約に違反し、または、本サービスの利用に伴う放意もしくは過失により、NHK、CATV事業者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、利用者は、自己の責任と費用をもって一切の損害を賠償するものとします。

第16条（iTSCOM TVサービス提供停止または加入契約解除後の取り扱い）
１．利用者の責めに帰すべき事由によりiTSCOM TVサービスが提供停止またはiTSCOM TVサービス加入契約が解除された場合は、利用者は本サービスを利用できなくなり、当該利用者において購入済みのコンテンツの視聴期間が未了であっても、提供停止または契約解除の効力が発生した時点で、当該利用者は当該購入済みのコンテンツを視聴できなくなるものとします。
２．前項によりすでに購入済みのコンテンツが視聴できなくなったとしても、当該利用者はNHKおよびCATV事業者に対して異議を申し立てることができず、また、当該コンテンツの利用料金全額の支払いを免れるものではありません。

第17条（利用者による月額見放題パックのコンテンツ購入契約の解約）
利用者が月額見放題パックのコンテンツ購入契約を解約する場合は、利用者による解約の意思表示がCATV事業者のカスタマーセンターを通じてNHKに到達した日を含む月の末日において解約の効力が生じるものとします。ただし、第５条第３項ただし書きの場合は除くものとします。

第18条（提供の終了）
利用者が締結していたiTSCOM TVサービス加入契約が終了した場合においては、当該利用者に対する本サービスの提供も同時に終了します。

第19条（契約の終了後も効力を有する条項）
単品およびパックのコンテンツ購入契約が履行完了または解除された場合、ならびに、月額見放題パックのコンテンツ購入契約が解約または解除された場合においても、第11条（著作権等）、第12条（禁止事項）、第13条（提供の一時停止）第２項、第15条（契約義務違反等の場合の賠償責任）、第16条（iTSCOM TVサービス提供停止または加入契約解除後の取り扱い）第２項、第24条（利用者の個人情報の取り扱い）および第25条（準拠法および合意管轄）の規定はなお効力を有するものとします。

第20条（権利の譲渡等の禁止）
利用者は、NHKとのコンテンツ購入契約上の権利、義務その他コンテンツ購入契約上の地位の全部または一部について譲渡、質入れ、賃貸その他の処分をすることはできません。

第21条（業務の委託）
NHKは、本サービスの業務の一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。また、本サービスの全部についてNHKの関連団体に運営委託することがあることを利用者はあらかじめ承諾するものとします。

第22条（本サービスの終了）
１．NHKは、NHKの判断において、コンテンツ購入契約の有効期間中であっても、本サービスを終了させることができるものとします。
２．前項の場合、NHKは本サービスの終了を決定し次第、適切な方法によって利用者に対して本サービス終了の予告通知を行います。通知の方法については、第１条第４項の規定を準用します。

第23条（法律行為等の代理）
１．NHKは、この規約に定めがある場合の他、本サービスに関わるNHKと利用者間のコンテンツの購入、利用料金の請求その他の法律行為および事実行為（以下、併せて「法律行為等」といいます）について、CATV事業者に代理権その他の権限（以下「権限」といいます）を付与することがあります。その場合にCATV事業者が利用者に対して行った法律行為等についてはNHKに効果が帰属するものとします。
２．前項の規定により権限を付与した法律行為等について、利用者がCATV事業者 に対して行った行為その他の意思表示は、CATV事業者に到達した時点でNHKに到達したものとみなします。また、CATV事業者 が利用者に対して行った行為その他の意思表示は、法令に別段の定めがある場合を除き、利用者がCATV事業者に提出している住所その他の連絡先に対して発信または発送することで足りるものとし、通常到達すべきであった時に到達したものとみなします。

第24条（利用者の個人情報の取り扱い）
１．利用者においてNHKとのコンテンツ購入契約に違反する行為があった場合において、NHKが違反行為に対処するために必要とする当該利用者の個人情報がCATV事業者からNHKに対して提供されることを利用者はあらかじめ承諾するものとします。
２．前項の規定は、利用者からCATV事業者に対して本サービスに関する問い合わせ・苦情等があり、これに対応するためCATV事業者がNHKに対して、当該利用者の個人情報を提供する場合にも準用するものとします。
３．NHKは、前二項により取得した利用者の氏名または名称、電話番号、住所または居所、請求書の送付先等の個人情報については、NHKが別途定めている「NHK個人情報保護方針」および「NHK個人情報保護規程～NHKオンデマンドサービス編～」の趣旨に則り、適切に取り扱うものとします。

第25条（準拠法および合意管轄）
１．コンテンツ購入契約の準拠法は日本法とします。
２．コンテンツ購入契約に関してNHKと利用者の間に生じた訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第26条（協議事項）
NHKおよび利用者は、この規約に定めのない事項またはこの規約の各条項の解釈に関して生じた疑義については、誠意をもって協議の上解決するものとします。

制定：2009年11月10日
改定：2012年4月1日

以上

サービス概要書

本サービス概要書は、ＮＨＫオンデマンドのサービス内容について定めるもので、「NHKオンデマンドin iTSCOMオンデマンドサービス 利用規約」と一体をなすものです。

１．提供端末
iTSCOMオンデマンド対応受信機

２．提供番組

	見逃し番組		特選ライブラリー番組
	一般番組	ニュース番組	
内　容	ＮＨＫの４つのチャンネル（総合、Eテレ、BS1、BSプレミアム）の放送番組の中から提供	おはよう日本 正午のニュース BS列島ニュース ニュース7 ニュースウォッチ９	ＮＨＫが過去に放送した番組の中から提供
更新頻度	随時更新		定曜定時に更新
提供開始	原則、放送終了後から24時間以内	随時	―
公開期間	提供開始から約14日間（＊1）	提供開始から約１週間	―

（＊1）著作権者等から許諾を受けた範囲内に短縮することがあります。

３．動画配信形態

ストリーミング	MPEG2 TS 14.5Mbps
音声モード	モノラル／ステレオ
解像度	1440×1080

４．提供番組別のサービス形態

提供番組	サービス形態		
	単　品	パック	月額見放題パック
見逃し番組（一般番組）	○	―	○（＊2）（＊3）
見逃し番組（ニュース番組）	―	―	○（＊3）
特選ライブラリー番組	○	○	○（＊3）

（＊2）見逃し番組（一般番組）のうち一部の番組について、月額見放題パックではご覧いただけないことがあります。
（＊3）月額見放題パックは、見逃し見放題パックと特選見放題パックとして個々に提供します。

以上

B-CASカード使用許諾契約約款（『マックス』『ビッグ』『アルファエース』『エース』『プレミア』『ミニ』）

お客さまが使用するケーブルテレビ用のセットトップボックス等（以下「ＣＡＴＶ用受信機器」といいます）には、デジタル放送を受信するためのＩＣカード（ＣＡＴＶ専用Ｂ－ＣＡＳカード）（以下「カード」といいます）が添付されています。このカードは、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ（Ｂ－ＣＡＳ社）（以下「当社」といいます）が社団法人日本ケーブルテレビ連盟（以下「ＪＣＴＡ」といいます）と契約し、ＪＣＴＡを経由してご加入のケーブルテレビ局（以下「ＣＡＴＶ会社」といいます）に配布しているものです。当社は、このカードを、この約款の契約（ＣＡＴＶ専用Ｂ－ＣＡＳカード使用許諾契約）に基づいてお客さまに貸与します。お客さまがＣＡＴＶ会社の用意する画面においてこの約款に同意すると、当社との間に契約が成立しますので、事前にこの約款を必ずお読みください。

第１条（カードの使用目的）
このカードには、ＣＡＴＶ用受信機器を制御する集積回路（ＩＣ）が内蔵されており、ご加入のＣＡＴＶ会社がカードの使用を認めたＣＡＴＶ用受信機器において、ご加入のＣＡＴＶ会社が行う地上デジタルテレビジョン放送、ＢＳデジタル放送および110度ＣＳデジタル放送の再送信、ならびに著作権保護に対した自主放送（以下まとめて「放送サービス」といいます）を受信する目的で使用されます。

第２条（カードの所有権と使用許諾）
このカードの所有権は、当社に帰属します。
２．この、本契約に基づき、お客さまおよびお客さまと同一世帯の方がこのカードを使用することができます。

第３条（カードの管理等）
お客さまは、このカードをＣＡＴＶ用受信機器に常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難、故障及び破損することのないように十分注意してください。

第４条（カードの故障交換等）
カードが原因と思われる受信障害が発生した場合は、ご加入のＣＡＴＶ会社に連絡してください。
ＣＡＴＶ会社は、カードの故障による受信障害の場合はそのカードを交換いたします。次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただく有償交換、それ以外の場合は無償での交換となります。
(1)カードを使用開始してから、３年以上経過している場合。
(2)カードの故障が、お客さまの不適切な取扱いに起因するものである場合。
２．当社に故意または重大な過失があった場合を除き、カードの故障により、第１条の放送サービス等が受信できないことによる損害が生じても、当社はその責任を負いません。

第５条（カードの破損、紛失、盗難等および再発行）
カードの破損、紛失、または盗難等により、お客さまがカードを使用できなくなった場合、ご加入のＣＡＴＶ会社に連絡してください。ＣＡＴＶ会社は所定の手続きに基づいてカードの再発行を行います。この場合、お客さまは、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。
２．前項の場合、お客さまからご加入のＣＡＴＶ会社を通じて連絡を受けた後、当社は前項の使用できなくなったカードを無効とする手続きを行います。

第６条（カードの交換依頼等）
カードの不具合やシステム変更（バージョンアップ）等、当社の都合によりカード交換が必要となった場合、ご加入のＣＡＴＶ会社を通じてお客さまにカード交換をお願いすることがあります。

第７条（不要となったカードの処置等）
ケーブルテレビの加入契約解除等によりカードが不要となった場合は、ご加入のＣＡＴＶ会社にカードを返却してください。カードの返却があった場合、この契約は終了します。

第８条（禁止事項等）
このカードを、第１条のカードの使用目的に反して、ご加入のＣＡＴＶ会社がカードの使用を認めたＣＡＴＶ用受信機器以外の受信機器に使用し、あるいはご加入のＣＡＴＶ会社が行う放送サービスの受信以外の目的に使用することはできません。
２．カードの複製、分解、改造、変造若しくは改ざん、またはカードの内部に記録されている情報の複製若しくは翻案等、カードの機能に影響を与え、またはカードに利用されている知的財産権の侵害に繋がる恐れのある行為を行うことはできません。
３．カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。
４．カードを第三者にレンタル、リース、賃貸または譲渡することはできません。

第９条（損害賠償）
お客様が第８条に違反する行為を行い当社に損害を与えた場合、当社は、お客さまに対し損害の賠償を請求することがあります。

第10条（契約約款の変更）
この約款は変更することがあります。この約款の変更事項または新しい約款については、当社のホームページ（http://www.b-cas.co.jp）に掲載します。

［別表］カード再発行費用
第４条第１項および第５条に規定するカード再発行費用2,050円（消費税込み）以下ＣＡＴＶ会社の定めによる
２．前項のカード再発行費用は、ご加入のＣＡＴＶ会社へお支払いいただきます。

サービス各種約款・規約

ケーブルインターネットサービス契約約款

第1節　総則

第1条（約款の適用）
イッツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号、以下「法」といいます。）およびその他の法令に従うとともに、当社の定めるケーブルインターネットサービス契約約款（以下「本約款」といいます。）により、ケーブルインターネットサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。

第2条（約款の変更）
当社は、本約款を、当社とケーブルインターネットサービス利用契約（以下「利用契約」といいます。）を締結している者（以下「加入者」といいます。）の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、料金その他の変更された提供条件は、変更後の本約款によります。
2.本約款を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

第3条（用語の定義）
本約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用　語	用語の意味
世帯	同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団
集合共同引込	加入者引込線1回線から3世帯以上が居住する建物の各世帯に分配すること
建物基本契約	当社と建物代表者との基本契約
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人または法人
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響または映像を送り、伝え、または受けること
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電気的設備
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備
電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを目的とするサービス
電気通信回線	加入者が電気通信事業者（法第9条の登録を受けた者をいう）から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
本施設	本サービスを提供するために必要となる施設
当社施設	本施設のうち、放送センターから保安器の出力端子までの施設
加入者施設	本施設のうち、保安器の出力端子以降すべての施設
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む）または同一の建物内にあるもの
タップオフ	本施設の線路に送られた電磁波を分岐する機器であって、受信者端子にもっとも近接するもの
引込端子	タップオフの端子であって、引込線を接続するためのもの（タップオフの端子が受信者端子となる場合は、その端子を含む）
引込線	電気通信回線設備のうち、タップオフから保安器までの間を接続する同軸ケーブル
保安器	加入者宅内への落雷および直流の侵入を防止するため、当社と加入者との施設の分界点に設置されるもの
受信者端子	本施設の端子であって、端末設備に接するもの
ケーブルモデム	当社の電気通信回線の終端に位置し、端末設備との間で電気信号の変換機能を有する電気通信設備のうち、当社の保有する無線LAN（Wi-Fi）機能を内蔵していない機器
無線LAN内蔵ケーブルモデム	当社の電気通信回線の終端に位置し、端末設備との間で電気信号の変換機能を有する電気通信設備のうち、当社の保有する無線LAN（Wi-Fi）機能を内蔵した機器
ケーブルモデム等	ケーブルモデムおよび無線LAN内蔵ケーブルモデム
自営端末設備	加入者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
回線相互接続	法第32条の規定に基づいて当社の電気通信回線と当社以外の電気通信事業者の電気通信回線を相互に接続すること
提携プロバイダ	当社と提携する電気通信事業者
サーバ	端末装置に対して、保有している機能やデータを提供する機器
接続用回線	インターネットを利用する際に、端末を電気通信事業者交換設備まで接続する回線で、同軸ケーブル、光ファイバ、電話網、INS64、PIAFS網、非対称デジタル加入者線、イーサオート、東日本電信電話株式会社（NTT東日本）の提供するIP通信網など
ネットワーク接続装置	接続用回線の終端に位置し、端末装置と本サービスに係る当社の設備との間の信号を変換する機能を有する電気通信設備およびルータ、TA、モデムなど
Wi-Fi設定コード	ホームWi-Fiオプションを利用する際に必要なID、パスワード等
ID	本サービスを利用するための各種識別番号
ドメイン名	当社が所定の管理機関や指定事業者などより割り当てられたインターネット上の所在を示す識別子名
インターネットアドレス	インターネットプロトコルとして定められている32bitまたは128bitのアドレス
ローミング	提携プロバイダの設備およびネットワーク接続装置を利用して、加入者の通信を媒介すること
アクセスポイント	ダイヤルアップによりインターネットを利用する際に、加入者が電気通信事業者のネットワークに接続するための中継点
ソフトウェア開発企業	オプションサービスとして提供するサービスを利用するためのソフトウェアを開発した企業および、その販売代理店
料金等	本サービスに関し、加入者が当社に対し支払うべき別表に定める対価等
消費税等相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第4条（サービス品目）
本サービスの提供するサービス品目は次のとおりとし、そのサービス内容については、別表の2.（1）に定めるとおりとします。

サービス品目
かっとびメガ160、かっとびワイド、かっとびプラス、かっとびジャスト

2.当社は、サービス品目またはサービスの内容を変更することがあります。この場合、当社は加入者に対し、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

第5条（オプションサービス種目）
オプションサービスの種目（以下、「オプションサービス種目」といいます。）は次のとおりとします。

オプションサービス種目
ダイヤルアップ、追加メールアドレス、追加ホームページURL、追加ホームページ容量、追加メーリングリスト、メールウィルスチェック、迷惑メールチェック、詳細転送設定、メール受信通知、webフィルタリング、シマンテックオンラインサービス、国内ローミング、国際ローミング、IPアドレス種別選択、スクールパック、ホームWi-Fi

2.当社は、オプションサービス種目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

第6条（おまかせマスターパック）
「かっとびメガ160」、「ケーブルテレビジョンサービス契約約款 マックス」、および「ケーブルプラス電話サービス契約約款 ケーブルプラス電話」を合わせて契約している加入者には別表の3.「おまかせマスターパック」の利用料金が適用されます。なお利用料金には、ケーブルモデム等レンタル料が含まれています。

第7条（お得パック・お得パックwithタブレット）
お得パック・お得パックwithタブレットの提供条件を満たし、かつ別に定めるお得パック・お得パックwithタブレット利用規約（以下「利用規約」といいます。）を承諾した加入者には、利用規約に定める利用料金が適用されます。

第8条（提供区域）
当社は、別表の1に記載するとおり、法第10条の規定に基づき総務大臣に申請した区域において本サービスを提供します。
2.前項に定める本サービス提供区域の詳細は、当社ホームページ等、当社が別途掲載するものとします。

第2節　利用契約

第9条（利用契約の単位と契約の有効期間）
利用契約の締結は、加入者引込線1回線ごとに行います。ただし、加入者引込線1回線により加入する世帯が2世帯となる場合には、利用契約を締結する単位を各世帯（事業所、店舗等も同様とする）ごととします。なお集合共同引込の場合には、別途建物基本契約の締結をした後、各世帯を単位として利用契約を締結するものとします。
2.契約の有効期間は、契約成立日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き、1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第10条（利用契約の申し込み）
申込者は、本約款を承認の上、当社所定の加入申込書に次の事項を記載して当社に提出するものとします。
（1）申込者の住所および氏名または所在地、商号および代表者
（2）利用を希望するサービス品目およびオプションサービス種目
（3）その他必要事項
2.申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。
3.申込者である個人が成年被後見人または被保佐人の場合は、それぞれ成年後見人または保佐人の同意を必要とします。

第11条（申し込みの承諾）
当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。
（1）申込者が本約款に違反するおそれがある場合
（2）申し込み内容に虚偽の記載があった場合
（3）サービスの提供が著しく困難である場合
（4）その他、利用契約締結が不適当である場合
2.前項の規定により、当社が本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合は、当社は、申込者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。

第12条（利用契約の成立と利用開始日）
利用契約は、本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。
2.ケーブルモデム等が設置された日を、本サービスの利用開始日と定めます。また、第13条（加入申込書記載事項の変更）第3項の規定により特定のサービス品目が追加されたときは、当該サービス品目の利用に必要なケーブルモデム等が設置された日を、当該サービス品目の利用開始日と定めます。

第3節　契約事項の変更

第13条（加入申込書記載事項の変更）
加入者は、加入申込書記載の利用サービス内容の変更を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
2.加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座などの変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。
3.加入者は、特定のサービス品目の追加を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
4.加入者は、加入者が複数のサービス品目を利用している場合、毎月末日付けて、特定のサービス品目のみの解約を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
5.当社は、第11条（申し込みの承諾）の規定に準じ、第1項から第4項の請求および通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。
6.第1項、第3項および第4項に規定する請求を当社が承諾する場合は、提出された書類に記載された契約変更希望日を、原則として当該契約変更日とします。第2項の規定による変更の場合は、提出された書類を当社が受領した日を、原則として当該契約変更日とします。ただし、第1項、第3項ただし書きおよび第4項ただし書きの場合においては、別途定める日を当該契約変更日として取り扱うものとします。
7.当社が特に認める場合に限り、加入者は本条に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。

第14条（名義変更）
加入者は、契約名義を変更することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。
（1）加入者の改称
（2）承継
（3）譲渡
2.前項第2号または第3号の場合は、新契約者が旧契約者の未払い金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。
3.前2項の規定により契約名義を変更しようとする加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、名義変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
4.前各項の名義変更により、契約を承継する者は、加入者が負う一切の義務を承継するものとします。

第15条（権利譲渡等の禁止）
加入者は、第14条（名義変更）による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第16条（設置場所の変更）
加入者は、ケーブルモデム等、加入者施設、および当社施設のうちの引込線施設について、設置場所の変更を請求することができるものとします。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、当該変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
2.当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。
（1）加入者の属する世帯が所有するものではない建物、敷地、住居への変更請求であって、所有者の承諾が得られていない場合
（2）当該変更により、本サービスの提供が困難となるおそれがあると当社が判断した場合
3.加入者は、本施設、ケーブルモデム等の設置場所の変更に伴う作業を行うことができないものとします。

第4節　本サービス提供の停止等

第17条（加入者が行う本サービス提供の一時停止）
加入者は、本サービスの提供の一時停止を希望する場合には、その期間を定め、当社所定の書類に必要事項を記入して、当該一時停止希望日の10日前までに当社に提出するものとします。また、申し出た期間の変更を希望する場合も同様に、当社所定の書類に必要事項を記入して当社に提出するものとします。申し出た期間もしくは第3項に定める最長期間が満了した場合、速やかに、本サービスの提供の一時停止は終了して本サービスの提供が再開されるものとします。なお、当社が特に認める場合を除き、本サービスの提供が再開された後1年以内に再度一時停止を申し出ることはできないものとします。
2.当社は、第25条（加入者の支払い義務）の規定にかかわらず、一時停止をしている加入者に対し、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間における料金の支払い義務を免ずるものとします。なお、停止した日の属する月および再開する日の属する月の料金は、日割り計算による精算は行わないものとします。
3.第1項の一時停止期間は、一時停止の開始日より最長1年とします。
4.当社が定めた要件を満たす加入者については、一時停止手続きについて簡略化できることがあるものとします。

第18条（当社が行う本サービス提供の制限）
当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を制限することがあります。
（1）天災・地変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなったとき
（2）加入者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行ったとき
（3）加入者に送信される電子メールの送信元（ドメイン名・電子メールアドレス・インターネットアドレス等）が虚偽または実在しないと当社がその時点で判断したとき
（4）加入者に送信される電子メールの送信元が当社所定の基準により制限する必要があると判断した電子メールの送信元であったとき
（5）加入者が閲覧しようとするホームページ・画像・映像等、その他加入者が接続しようとする通信対象（以下「通信対象」といいます。）が、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会から当社に提供される児童ポルノ関連ページ等のリスト（以下「リスト」といいます。）の内容に合致したとき
（6）通信対象が、リストと同一ドメイン名で管理されているとき
2.当社は、前項第1号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3.当社は、第1項第2号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4.当社は、第1項第3号または第4号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく、電子メールの受信を拒否または配信を遅延させることがあります。
5.当社は、第1項第5号または第6号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく通信対象の接続を制限します。
6.当社が本条の規定により、本サービスの提供を制限したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

第19条（当社が行う本サービス提供の停止）
当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。
（1）第25条（加入者の支払い義務）に規定するお本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠るおそれがある場合
（2）加入申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
（3）第18条（当社が行う本サービス提供の制限）第1項第2号の規定により当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合
（4）第23条（IDおよびパスワードの管理）第2項、第36条（加入者の維持責任）第1項、第66条（機密保持）第1項、第69条（禁止事項）、第70条（加入者の義務）、第71条（コンテンツ）第2項、および第72条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）の規定に違反した場合
（5）第23条（IDおよびパスワードの管理）第3項の規定による場合
（6）第67条（情報の削除等）第1項第1号ないし第3号の要求を受けた加入者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合
（7）その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合
2.当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第20条（当社が行う本サービス提供の休止）
当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部またはー部の提供を休止することがあります。
（1）本施設の保守上または工事上やむを得ない場合
（2）本施設に障害が発生した場合
（3）他の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供が困難あるいは不可能になった場合
（4）第18条（当社が行う本サービス提供の制限）第1項第1号の規定により当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合
（5）その他の事由により、サービスの提供が困難であると当社が判断した場合
2.当社は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に、その理由、実施期日および実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第5節　利用契約の解除

第21条（加入者が行う利用契約の解約）
加入者は、第9条（利用契約の単位と契約の有効期間）第2項の規定にかかわらず、毎月末日付けにて、利用契約を解約することができます。この場合、当該加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
2.前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を本サービスの利用終了日と定めます。なお、前項ただし書きの場合においては、別途定める日を当該契約解約日として取り扱うものとします。
3.当社が定めた要件を満たす加入者については、解約手続きについて簡略化できることがあるものとします。

第22条（当社が行う利用契約の解除）
当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条（利用契約の単位と契約の有効期間）第2項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。
（1）第19条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項の規定により本サービスの利用を停止された加入者が、当該停止期間内にその原因となった事由を解消しない場合
（2）第58条（オプションサービスの制限）第1項の規定により、特定のオプションサービスの利用を制限された加入者が、当該制限期間内にその原因となった事由を解消しない場合
（3）電力・電話の無電柱化等、当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ当社施設の代替構築が困難な場合
（4）加入者が本サービスを利用している集合共同引込の建物において、建物基本契約が解約された場合
2.当社は、加入者が第19条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項各号のいずれかに該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。
3.当社は、第1項および第2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4.第1項および第2項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。

第6節　IDおよびパスワード

第23条（IDおよびパスワードの管理）
当社は、契約の成立に伴い加入者にIDを付与します。加入者は、パスワードを自ら設定、変更し、当社に対し当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。
2.加入者は、IDおよびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。
3.加入者は、パスワードの喪失、盗難が判明した場合には速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には当社は当該IDによるサービスの提供を停止します。ただし第三者の不正使用により加入者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。
4.加入者が第21条（加入者が行う利用契約の解約）の規定により利用契約を解約する場合、もしくは第22条（当社が行う利用契約の解除）の規定により利用契約が当社により解除された場合、利用終了日以降、当該加入者はIDとパスワードを利用する権利を失うものとします。

第7節　料金等

第24条（料金等）
料金等は、別表の2.、別表の3.、別表の4.、別表の5.に定めるとおりとします。また、タブレットの利用料金は、お得パック・お得パックwithタブレット利用規約に定めるとおりとします。
2.当社は、別表の2.、別表の3.、および別表の4.に定める利用料金を改定することがあります。この場合、当社は改定の1カ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。
3.当社は、別表の5.に定める工事費用を改定することがあります。この場合、当社は可能なかぎり事前に、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。

第25条（加入者の支払い義務）
加入者は、その契約内容に応じ、第24条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。なお、第13条（加入申込書記載事項の変更）の規定により加入者の契約内容が変更された時は、加入者は変更後の契約内容に応じ、第24条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。
2.料金等のうち、サービス品目の利用料金の支払い義務は、第12条（利用契約の成立と利用開始日）第2項に規定する利用開始日に発生するものとします。
3.料金等のうち、オプションサービス種目の利用料金の支払い義務は、第44条（オプションサービス利用の申し込み）第4項に規定する当該オプションサービスの利用開始日に発生するものとします。
4.料金等のうち、工事費用の支払い義務は、第29条（施設の設置および費用負担）、第30条（施設の移設および費用負担）、あるいは第31条（施設の撤去および費用負担）に規定する施設の設置、移設、あるいは撤去が完了した日に発生するものとします。
5.第18条（当社が行う本サービス提供の制限）の規定により、本サービスの提供が制限された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
6.第19条（当社が行う本サービス提供の停止）の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
7.第20条（当社が行う本サービス提供の休止）の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、本サービスを全く利用出来ない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続10日以上この状態が継続したときは、対象となる加入者に対し当該月の料金等の支払い義務を免ずるものとします。

第26条（料金等の請求時期および支払期限等）
当社は、利用契約成立後、支払期限を定めて加入者に料金等を請求します。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。
2.前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該料金等に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。
3.加入者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。

第27条（利用契約終了に伴う料金等の精算方法）
第22条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、料金等は第22条（当社が行う利用契約の解除）第4項に定める利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

第28条（遅延損害金）
加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第8節　施設

第29条（施設の設置および費用負担）
当社は当社施設を所有し、その設置に要する費用を負担します。ただし、引込端子以降の当社施設については、加入者がその設置に要する費用を負担するものとします。
2.加入者は加入者施設を所有し、その設置に要する費用を負担するものとします。ただし、加入者は、設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従うものとします。
3.加入者施設の設置工事を当社が行った場合には、加入者は当社にその工事に要した費用を支払うものとします。ただし、当該工事の保証期間は工事が完了した日より1年間とします。
4.集合共同引込の建物内においては、第2項の加入者施設を、室内のテレビ端子（テレビアンテナ・アウトレット、直列ユニット）の出力端子以降の施設（配線、受信機等）のみとします。なお、テレビ端子以前の施設については、建物基本契約の定めによるものとします。
5.加入者は、加入者の各種変更の希望により当社施設および加入者施設に工事を要する場合には、その費用を負担するものとします。

第30条（施設の移設および費用負担）
当社が第16条（設置場所の変更）第1項の規定に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、当社により本施設、ケーブルモデム等を移設します。この場合、加入者は引込端子以降の当社施設および加入者施設の移設に要する費用を負担するものとします。
2.移設に伴い加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。また、移設に伴い引込線も併せて撤去する場合、加入者はその撤去費用を負担するものとします。

第31条（施設の撤去および費用負担）
第21条（加入者が行う利用契約の解約）第1項および第22条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により利用契約が終了したときは、当社は当社施設を撤去します。なお、撤去に伴い加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。また、撤去に伴い引込線も併せて撤去する場合、加入者はその撤去費用を負担するものとします。

第32条（責任事項）
当社は当社施設について維持管理責任を負います。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、第20条（当社が行う本サービス提供の休止）第1項の規定により、本サービスの提供が一時的に休止することがあることを承認するものとします。

第33条（設置場所の無償使用）
当社は、本施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。
2.加入者は、利用契約の締結について、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第34条（便宜の供与）
加入者は、当社または当社の指定する業者が本施設の検査、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

サービス各種約款・規約

第35条（当社による維持管理）
当社は、当社施設を法および電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）の規定に適合するよう維持するものとします。

第36条（加入者の維持責任）
加入者は、当社の電気通信設備に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備を、善良な管理者の注意をもって取扱い、本約款に適合するよう利用するものとします。
2．加入者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合には、加入者はその修復に要する費用を負担するものとします。

第37条（故障）
本サービスに異常が生じた場合、加入者は加入者の自営端末設備、自営電気通信設備の異常がないことを確認の上、当社に通知するものとします。この場合、当社または当社の指定する業者は、速やかに当社施設および加入者施設を調査し、適切な措置を講じます。ただし、加入者の電気通信設備に起因する異常については、この限りではありません。
2．前項の調査の結果、異常、故障が加入者の責めに帰す事由であった場合、または当社の電気通信設備等に故障のないことが明らかな場合は、その調査または修理に要した費用は加入者が負担するものとします。

第38条（修理または復旧の順位）
当社は、当社の電気通信設備が故障、滅失した場合に、その一部または全部を修理または復旧することができないときは、法および施行規則第55条および第56条に規定された公共の利益のために優先的に取り扱われる通信を確保するため、この規定に従った順序でその電気通信設備を修理または復旧します。

第39条（ケーブルモデム）
加入者は、ケーブルモデムを当社より購入または別表の2．に定めるケーブルモデム等レンタル料を支払うことで貸与を受けることができます。ただし、一部のケーブルモデムについては、貸与による利用のみとなり、購入することはできません。
2．前項により、加入者が当社より購入したケーブルモデムの所有権は、第25条（加入者の支払い義務）に定める料金等の支払いが完了したときに加入者に移転するものとします。また、当社はそのケーブルモデムが設置された日から24ヵ月間保証するものとし、この保証期間内に故障が生じた場合には、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者がケーブルモデムを本来の用法に従って使用していなかったときは、この限りではありません。
3．第1項により、加入者が当社より貸与を受けるケーブルモデムについては、故障が生じた場合、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。なお、加入者はケーブルモデムを本来の用法に従って使用するものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者はケーブルモデムの交換を請求できません。
4．第1項により、当社よりケーブルモデムの貸与を受ける加入者は、第21条（加入者が行う利用契約の解約）第2項および第22条（当社が行う利用契約の解除）第4項に定める利用終了日、ならびに第13条（加入申込書記載事項の変更）第6項に規定する契約変更日に当社にケーブルモデムを返還するものとします。なお、加入者が故意または過失によりケーブルモデムを破損もしくは紛失し、または返還しない場合、加入者は、別表の7．に定める機器損害金を当社に支払うものとします。
5．加入者は、当社が必要に応じて行うケーブルモデムのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

第40条（無線LAN内蔵ケーブルモデム）
第5条（オプションサービス種目）に定めるホームWi-Fiオプション（以下、「ホームWi-Fi」といいます。）を利用する加入者は、無線LAN内蔵ケーブルモデムを別表の2．に定めるケーブルモデム等レンタル料を支払うことで貸与を受けることができます。なお、無線LAN内蔵ケーブルモデムについては、貸与による利用のみとなり、購入することはできません。
2．前項により、加入者が当社より貸与を受ける無線LAN内蔵ケーブルモデムについては、故障が生じた場合、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。なお、加入者は無線LAN内蔵ケーブルモデムを本来の用法に従って使用するものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者は無線LAN内蔵ケーブルモデムの交換を請求できません。
3．第1項により、当社より無線LAN内蔵ケーブルモデムの貸与を受ける加入者は、第21条（加入者が行う利用契約の解約）第2項および第22条（当社が行う利用契約の解除）第4項に定める利用終了日、ならびに第13条（加入申込書記載事項の変更）第6項に規定する契約変更日に当社にケーブルモデムを返還するものとします。なお、加入者が故意または過失により無線ＬＡＮ内蔵ケーブルモデムを破損もしくは紛失し、または返還しない場合、加入者は、別表の7．に定める機器損害金を当社に支払うものとします。
4．加入者は、当社が必要に応じて行う無線LAN内蔵ケーブルモデムのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

第9節　回線相互接続

第41条（回線相互接続の請求）
加入者は、加入者回線の終端に接続されている端末設備等を介し、加入者回線と当社または当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線との相互接続を請求することができます。この場合、次の各号を記載した当社所定の書面を提出するものとします。
（1）接続を行う場所
（2）接続を行う当社以外の電気通信回線に係わる電気通信事業者の氏名または名称
（3）その他、接続の請求内容を特定するための事項
2．当社は、前項の請求があった場合、その接続に関し、公衆網と相互接続をするとき、または本約款もしくは利用規約に違反するとき、もしくは当社以外の電気通信事業者の承諾が得られないときを除き、その請求を承諾します。

第42条（回線相互接続の変更）
回線相互接続の変更をしようとするときは、加入者は事前に書面により当社に通知するものとします。この場合、当社は第41条（回線相互接続の請求）の規定に準じて取り扱います。

第43条（回線相互接続の廃止）
回線相互接続の廃止をしようとするときは、加入者は事前に書面により当社に通知するものとします。

第10節　オプションサービス

第44条（オプションサービス利用の申し込み）
加入者は、第5条（オプションサービス種目）に規定するオプションサービス種目の利用を申し込むことができます。この場合、加入者は、当社の定める方法により、オプションサービス利用開始希望日の10日前までに当社に申し込むものとします。ただし、第10条（利用契約の申し込み）第1項の規定により、サービス品目の申し込みと同時にオプションサービス種目を申し込む場合は、この限りではありません。
2．加入者は、サービス品目を申し込むことなくオプションサービス種目のみ申し込むことはできません。また、加入者の利用するサービス品目により、特定のオプションサービス種目を申し込めない場合があります。なお、申し込みの可否については、別表の5．に定めるとおりとします。
3．当社は、第11条（申し込みの承諾）の規定に準じ、第1項の申し込みを承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。
4．当社が加入者のオプションサービス利用申し込みを承諾した日、および第10条（利用契約の申し込み）第1項の規定により、サービス品目の申し込みと同時にオプションサービス種目を申し込む場合は第12条（利用契約の成立と利用開始日）第2項に規定する本サービスの利用開始日を、当該オプションサービスの利用開始日とします。

第45条（ダイヤルアップの内容）
ダイヤルアップを利用する加入者は、アナログ電話回線網、INS64およびＰＩＡＦＳ網を介して、当社ネットワーク接続装置に接続して、インターネット接続サービスを受けることができます。

第46条（ダイヤルアップの利用上の制約）
当社のダイヤルアップは、ダイヤルアップを利用する複数の加入者が限られたネットワーク接続装置を共同利用するもので、ダイヤルアップを利用する加入者が常時利用できることを保証したものではありません。また、限られたネットワーク接続装置を、ダイヤルアップを利用する加入者がより効率的に共同利用するため、ダイヤルアップを利用する加入者がネットワークに接続してから、連続15分間利用が無かった場合は回線を切断します。
2．当社は、前項の制約の内容を、ダイヤルアップを利用する加入者の承認を得ることなく変更することがあります。

第47条（国内ローミング、国際ローミングの内容）
国内ローミング、国際ローミング（以下、あわせて「ローミング」といいます。）を利用する加入者は、提携プロバイダが提供するアクセスポイントに接続して、インターネット接続サービスを受けることができます。
2．加入者が提携プロバイダの提供するアクセスポイントに接続を試み、その接続が確立されたとき、当社は加入者がローミングの利用を開始したとみなし、その接続が解除されたとき、ローミングの利用を終了したとみなします。

第48条（ローミング料金の計算方法）
ローミングの料金等は、当社がローミングを利用する加入者の利用に係わる通信時間を当社の機器で測定し、その測定結果に基づき算定します。
2．ローミングの利用料金は、毎月1日から当月末日までの1ヵ月分を月額として算定し、課金します。また、前々月1日から前々月末日分を当月に請求いたします。

第49条（webフィルタリングの内容）
webフィルタリングを利用する加入者は、webフィルタリングにより、指定した特定の分野に属するwebページ、および特定のwebページの閲覧ができないよう設定を行うことができます。
2．当社は、当社の定める方法により利用の申し込みを行い、使用許諾契約に同意したwebフィルタリングを利用しようとする加入者にシリアルＩＤを発行します。webフィルタリングを利用しようとする加入者は、当社の定める方法により、シリアルＩＤを用いてソフトウェアを当社よりダウンロードし、端末にインストールすることにより、webフィルタリングを利用するものとします。
3．加入者は、シリアルＩＤをＩＤと同様に取り扱うものとします。

第50条（シマンテックオンラインサービスの内容と免責事項）
シマンテックオンラインサービスオプションで利用できるソフトウェアは、ノートン360オンライン、ノートンインターネットセキュリティオンライン、およびノートンアンチウイルスオンラインとし、それぞれのソフトウェアに関して複数申し込むことができるものとします。
2．シマンテックオンラインサービスを利用しようとする加入者は、当社およびソフトウェア開発企業の定める方法により、利用の申し込みを行い、ソフトウェアをダウンロードし、使用許諾契約に同意した上で端末にインストールを行うことにより、シマンテックオンラインサービスを利用するものとします。
3．シマンテックオンラインサービスで利用できるソフトウェアに起因する不具合のサポートは、ソフトウェア開発企業が行うものとし、その不具合によって損害が生じた場合、当社はその責を負わないものとします。
4．シマンテックオンラインサービスの複数のソフトウェアを利用する加入者は、第61条（オプションサービスの解約）の規定に則り、一つのソフトウェアのみを利用解除することができるものとします。

第51条（メールウィルスチェックの内容と免責事項）
メールウィルスチェックを利用する加入者は、加入者のメールまたはメーリングリストの送受信時に当該メールに含まれるウィルス（以下「メールウィルス」といいます。）について、当社がその時点で妥当と判断する基準（以下、本条において「基準」といいます。）に基づき、当社サーバにてメールウィルスを除去し、安全度の高いメール送受信を行うことができます。
2．その時点で当社の基準に該当せず、当社サーバにて除去することができなかったメールウィルス、およびメール以外の手段により頒布されるウィルスによってメールウィルスチェックを利用する加入者および第三者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
3．当社は、メールウィルスチェックの完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる保証もするものではなく、その利用によるメール（添付ファイルを含む）の損失等、メールウィルスチェックを利用する加入者および第三者の損害について、一切責任を負わないものとします。

第52条（迷惑メールチェックの内容と免責事項）
迷惑メールチェックを利用する加入者は、加入者の承諾なく一方的に送信される電子メールや一般的に不快感、嫌悪感を抱かせる内容の電子メール等を当社がその時点で妥当と判断する基準（以下、本条において「基準」といいます。）と、迷惑メールチェックを利用する加入者が自ら設定した条件に基づき、迷惑メールを当社サーバにて、自動的に判別することができます。
2．迷惑メールチェックでは、迷惑メールと判別されたメールの一部（件名、その他）に識別情報を付加した上で、迷惑メールチェックを利用する加入者の設定により、当社サーバ上での隔離および迷惑メールの隔離状況の通知を受けることができます。
3．当社は、迷惑メール判別の精度のほか、迷惑メールチェックの完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる保証もするものではなく、その利用によって迷惑メールチェックを利用する加入者および第三者が損害を被った場合、一切責任を負わないものとします。

第53条（追加メールアドレス、追加ホームページＵＲＬ、追加ホームページ容量、追加メーリングリストの内容）
追加メールアドレス、追加ホームページＵＲＬ、追加ホームページ容量、追加メーリングリスト（以下、「その他追加オプション」といいます。）を利用する加入者は、その他追加オプションにより、標準サービス各機能の最大保持数および保持容量を増大させることができます。

第54条（詳細転送設定の内容）
詳細転送設定を利用する加入者は、加入者があらかじめ指定した条件（メールの送信者・題名・サイズ・添付ファイルの有無）を満たすメールのみを、あらかじめ指定したメールアドレス宛てに転送させることができます。

第55条（メール受信通知の内容）
メール受信通知を利用する加入者は、加入者のメールアドレスがメールを受信した際に、あらかじめ指定したメールアドレス宛てにその受信を通知させることができます。

第56条（ホームWi-Fiの内容）
ホームWi-Fiを利用する加入者は、無線LAN内蔵ケーブルモデムを使用してインターネットに接続することができます。
2．ホームWi-Fiを利用し無線で接続する自営端末設備は、当社が指定する一般的に販売されるWi-Fi対応の家庭用機器で、日本語の取扱説明書があるもの（以下、「Wi-Fi対象端末」といいます。）を対象とします。
3．無線LAN内蔵ケーブルモデム設置以降のWi-Fi対象端末等への接続設定等は、加入者が行うものとします。

第57条（ホームWi-Fiの免責事項）
ホームWi-Fiは、全ての自営端末設備の無線LAN接続を保証するものではありません。ホームWi-Fiの特性上、加入者宅の環境により電波が届かない場合や、電波状況により通信速度が遅くなる場合があります。
2．ホームWi-Fiを提供するにあたり、当社の設置する無線LAN内蔵ケーブルモデム以降のWi-Fi対象端末の故障は、当社はいかなる責任も負わないものとします。
3．加入者は必要に応じて、当社から指定されたWi-Fi設定コードにより無線LAN内蔵ケーブルモデムの設定を行うことができます。ただし、加入者が変更した無線LAN内蔵ケーブルモデムの設定に関して、当社は通信の保証を行わないものとします。
4．無線LAN内蔵ケーブルモデムの初期化操作によって出荷時の状態に戻すことができます。その場合、加入者が変更した無線LAN内蔵ケーブルモデムの設定を復元することはできません。
5．無線LAN内蔵ケーブルモデムを交換した場合、Wi-Fi設定コードは変更されます。この場合、Wi-Fi対象端末の設定は、加入者が行うものとします。
6．無線LAN内蔵ケーブルモデムの脆弱性によって加入者が損害を被った場合でも、その損害について当社はいかなる責任も負わないものとします。
7．ホームWi-Fiを提供するにあたり、加入者に生じた損害については、当社はいかなる責任も追わないものとします。ただし、当社に故意または重大な過失が明らかに認められる場合はこの限りではありません。
8．ホームWi-Fiを介しての第三者によるWi-Fi対象端末への不正な接続、データの改ざん・漏洩、機器の破損等について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第58条（オプションサービスの制限）
当社は、加入者が第18条（当社が行う本サービス提供の制限）第1項各号のいずれかに該当する場合には、特定のオプションサービスに限って提供を制限することがあります。
2．当社は前項の規定により、特定のオプションサービスに限って提供を制限するときは、当該オプションサービスを利用する加入者に対しその理由および制限期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第59条（オプションサービスの停止）
当社は、加入者が第19条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項各号のいずれかに該当する場合には、特定のオプションサービスに限って提供を停止することがあります。
2．当社は前項の規定により、特定のオプションサービスに限って提供を停止するときは、当該オプションサービスを利用する加入者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第60条（オプションサービスの休止）
当社は、第20条（当社が行う本サービス提供の休止）第1項各号のいずれかに該当する場合には、特定のオプションサービスに限って提供を休止することがあります。
2．当社は、前項の規定により特定のオプションサービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に当該オプションサービスを利用する加入者に対し、その理由、実施期日および実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第61条（オプションサービスの解約）
オプションサービスを利用する加入者は、毎月末日付にて、国内ローミング、および国際ローミングを除く特定のオプションサービスのみを解約することができます。この場合、当該加入者は、解約希望日の10日前までに、当社に対し当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。
2．当社が前項の通知を受理した日が属する月の末日を、当該オプションサービスの利用終了日と定めます。
3．第21条（加入者が行う利用契約の解約）第1項の規定により利用契約が解約された場合、および第22条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により本サービスの利用契約が解除された場合は、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用終了日に、オプションサービスを利用する加入者がオプションサービスを解約したものとして取り扱います。また、この日を当該オプションサービスの利用終了日と定めます。

第62条（オプションサービスの廃止）
当社は、都合により特定のオプションサービスを任意の月の末日付けで廃止する場合があります。この場合、オプションサービス廃止日をオプションサービスの提供終了日と定めます。
2．当社は、前項の場合には、当該オプションサービスを利用する加入者に対し当該オプションサービスを廃止する日の3ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により当該オプションサービスを廃止する旨を告知します。ただし、当社の責めに帰せざる事由により当該オプションサービスを廃止する場合はこの限りではありません。

第63条（オプションサービスにおける約款の適用）
オプションサービスに関しては、本節の条項を優先的に適用することとし、特に記載のない事項に関しては他の節の条項に準じて取り扱うものとします。

第11節　雑則

第64条（個人情報）
当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。
2．加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱い」において公表するものとします。

第65条（通信の秘密）
当社は、法第4条に基づき、加入者の通信の秘密を守るものとします。
2．当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3．当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、加入者の通信の照会に応じることができるものとします。

第66条（機密保持）
加入者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。
2．当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3．当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
4．当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

第67条（情報の削除等）
当社は、加入者による本サービスの利用が第69条（禁止事項）各号に該当する場合、当該利用に関し第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。
（1）第69条（禁止事項）各号に該当する行為をやめるように要求します。
（2）第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求します。
（3）加入者に対して、表示した情報の削除を要求します。
（4）事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます。
2．前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第68条（本サービスの利用様態の制限）
本サービスの利用契約において、当該サービスに関して使用するドメイン名およびインターネットアドレスは、当社が指定するものとします。
2．加入者は、前項に基づき指定されたもの以外のドメイン名あるいはインターネットアドレスを使用して本サービスを利用することはできません。

第69条（禁止事項）
加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。
（1）当社から貸与したケーブルモデム等を転貸、譲渡、質入れする行為
（2）当社から貸与したケーブルモデム等を移動・取外・変更・分解または改変する行為。ただし、天災、地変、またはその他の非常事態に際して保護する必要があるとき、もしくは保守の必要があるときを除く
（3）当社施設に他の機械または付加物品等を取付ける行為。ただし、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除く
（4）本サービスを第三者が利用できる状態にする行為、またはそのおそれのある行為。ただし、別表の6．に定める第三者のサービスに供する場合を除く
（5）本サービスを利用して営利目的の活動をする行為、またはしようとする行為
（6）ＩＤおよびパスワードを不正使用する行為
（7）当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
（8）当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
（9）当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
（10）詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
（11）わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
（12）薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
（13）無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
（14）当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
（15）第三者になりすまして本サービスを利用する行為
（16）ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
（17）無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
（18）第三者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
（19）違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
（20）違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請け負い、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
（21）人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
（22）人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
（23）その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
（24）犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
（25）公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
（26）法令に違反し、またはそのおそれのある行為
（27）その他、本サービスの運営を妨げる等、当社が不適当と判断する行為

第70条（加入者の義務）
加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。
（1）加入者が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従うこと
（2）加入者は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行うこと

第71条（コンテンツ）
加入者が、当社サーバ内に開設した加入者のホームページで発信する情報の作成、アップデートは、別途契約による場合を除き、加入者が行うものとし、当社は一切関係しないものとします。
2．加入者が発信する情報は、国内外の法令に違反するものであってはなりません。
3．当社は、加入者が当社サーバ内のホームページに作成したコンテンツに関し、次の権利を有するものとします。
（1）加入者のコンテンツを閲覧すること
（2）加入者のコンテンツが第69条（禁止事項）各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合に、コンテンツの一部または全部の修正あるいは削除を加入者に要求すること
（3）加入者が前号の要求に従わないと当社が判断した場合、加入者のコンテンツの一部または全部を削除すること

第72条（著作権）
当社内の加入者のホームページに作成するコンテンツは、加入者自身が著作権を有するもの、または第三者が著作権を有する場合は加入者が事前に著作権者の承諾を得たものとします。
2．加入者は、本サービスの利用を通じて入手したいかなる情報も、当該情報の著作権者の承諾を事前に得た場合を除き、複製、販売、出版その他いかなる方法においても加入者自身の私的使用以外に使用してはなりません。

第73条（損害賠償の免責および特約事項）
当社が、第18条（当社が行う本サービス提供の制限）、第19条（当社が行う本サービス提供の停止）、第20条（当社が行う本サービス提供の休止）、第74条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスの提供を制限、停止、休止、廃止したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を支払うものとします。
2．第14条（名義変更）の規定により、名義変更を行ったことによって加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
3．加入者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社、提携プロバイダ、およびソフトウェア開発企業は一切責任を負わないものとします。
4．ＩＤおよびパスワードの管理不十分や使用の過誤により加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
5．加入者が、第23条（ＩＤおよびパスワードの管理）第2項、第36条（加入者の維持責任）第1項、第66条（機密保持）第1項、第69条（禁止事項）、第70条（加入者の義務）、第71条（コンテンツ）第2項、および第72条（著作権）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。
6．第21条（加入者が行う利用契約の解約）および第22条（当社が行う利用契約の解除）の規定により利用契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により利用契約が解除された場合はこの限りではありません。
7．当社は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータについて一切の責任を持ちません。また、本サービスの利用契約が終了した際は、当社は速やかに当該加入者のデータを削除するものとし、この場合当社は削除されたデータに関して一切責任を負わないものとします。
8．当社は、本サービスの提供の状態を確認するために、第64条（個人情報）の規定を遵守した上で、加入者の使用するケーブルモデム等と電気信号による通信を行うことができるものとします。
9．当社は加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとします。

第74条（本サービスの廃止）
当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。
2．当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。
3．当社は、都合により特定のサービス品目を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、加入者は第13条（加入申込書記載事項の変更）第1項の規定に基づき別のサービス品目への変更を請求することができます。請求を行わなかった加入者に関しては、別途当社が定める場合を除き、本サービスを廃止する日をもって当該加入者との利用契約を解除します。
4．当社は、前項の場合には、当該サービス品目を利用する加入者に対し当該サービス品目を廃止する日の3ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により当該サービス品目を廃止する旨を告知します。

第75条（関連法令の遵守）
当社は、本約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第76条（国内法への準拠）
本約款は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

第77条（定めなき事項）
本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、および加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付　則

（1）当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。
（2）（第31条に関する経過措置）
引込線の撤去費用は、利用開始日が平成15年1月1日以降の加入者に対して適用されます。
（3）本約款は、平成27年10月1日より施行します。

サービス各種約款・規約

別表(本表に記載する金額は全て税抜きです。別途、消費税等相当額を支払うものとします。)

1.提供区域
(略)

2.サービス内容と月額利用料金
(1)基本コース
①月額利用料金

単　位	サービス品目	サービス内容		月額利用料金
		最大通信速度(bps) 下り	標準機能	
ケーブルモデム等1台ごとに	かっとびメガ160	160M	メールアドレス　5個 メーリングリスト　2個 ホームページURL　1個 ホームページ容量　100MB どこでもメール かっとびメガ160、かっとびワイド利用の場合、オプションサービス種目のダイヤルアップの利用が可能	5,300円
	かっとびワイド	30M		3,900円
	かっとびプラス	8M		2,500円
	かっとびジャスト	1M		1,000円

②ケーブルモデム月額レンタル料

1台ごと	700円

※かっとびメガ160からのサービス品目の変更、またはかっとびメガ160へのサービス品目の変更では、それぞれケーブルモデムの交換が必要となる場合があります。
※かっとびメガ160利用の場合、DOCSIS3.0に準拠以上のケーブルモデム、かっとびワイド、かっとびプラス、かっとびジャスト利用の場合、DOCSIS1.0 に準拠以上のケーブルモデムに限って、当社からの購入または貸与以外に加入者による持込ができます。ただし当社は、加入者が持ち込んだケーブルモデムについて修理・交換・その他必要な措置を一切行わないものとします。

③無線LAN内蔵ケーブルモデム月額レンタル料

1台ごと	700円

※ホームWi-Fiを利用する場合、無線LAN内蔵ケーブルモデムへの設置・交換が必要になる場合があります。また、ホームWi-Fiを停止、休止、または解約する場合は、ケーブルモデムへの交換が必要となる場合があります。なお、交換作業にあたり、別途交換費用が発生する場合があります。
※ホームWi-Fiを利用する場合、加入者による無線LAN内蔵ケーブルモデムの持込はできません。当社から貸与した無線LAN内蔵ケーブルモデムが必要になります。

(2)集合2年コース
加入者が「集合2年コース」に関する特約に定める契約の物件に居住しており、同特約に同意される場合、「かっとびメガ160 集合2年コース」、「かっとびワイド 集合2年コース」が利用可能です。月額利用料金は、以下のとおりとなります。
○かっとびメガ160 集合2年コース

単　位	サービス品目	月額利用料金
ケーブルモデム等1台ごとに	かっとびメガ160	3,800円

※本表の月額利用料金には、ケーブルモデム等レンタル料が含まれています。

○かっとびワイド 集合2年コース

単　位	サービス品目	月額利用料金
ケーブルモデム等1台ごとに	かっとびワイド	3,200円

※本表の月額利用料金には、ケーブルモデム等レンタル料が含まれています。

3.特定のサービスを合わせて契約している場合の月額利用料金
まとめて割引
加入者が特定のサービスを合わせて契約している場合のかっとびメガ160、かっとびワイドおよびかっとびプラスの月額利用料金は、以下のとおりとします。

合わせて契約している基本サービスとその品目等	サービス品目	月額利用料金(＊1)
おまかせマスターパック	かっとびメガ160	5,500円(＊2)
イッツ・コミュニケーションズケーブルテレビジョンサービス契約約款　マックス　および　ケーブルプラス電話サービス契約約款　ケーブルプラス電話	かっとびワイド	3,400円
	かっとびプラス	2,000円
イッツ・コミュニケーションズケーブルテレビジョンサービス契約約款　ビッグ　および　ケーブルプラス電話サービス契約約款　ケーブルプラス電話	かっとびメガ160	4,900円
	かっとびワイド	3,500円
	かっとびプラス	2,100円
イッツ・コミュニケーションズケーブルテレビジョンサービス契約約款　アルファエース　および　ケーブルプラス電話サービス契約約款　ケーブルプラス電話	かっとびメガ160	5,000円
	かっとびワイド	3,600円
	かっとびプラス	2,200円
ケーブルプラス電話サービス契約約款　ケーブルプラス電話	かっとびメガ160	5,100円
	かっとびワイド	3,700円
	かっとびプラス	2,300円
イッツ・コミュニケーションズケーブルテレビジョンサービス契約約款　マックス	かっとびメガ160	5,060円
	かっとびワイド	3,660円
	かっとびプラス	2,260円
イッツ・コミュニケーションズケーブルテレビジョンサービス契約約款　ビッグまたはアルファエース	かっとびメガ160	5,200円
	かっとびワイド	3,800円
	かっとびプラス	2,400円
イッツ・コミュニケーションズケーブルテレビジョンサービス契約約款　ミニ　および　ケーブルプラス電話サービス契約約款　ケーブルプラス電話	かっとびメガ160	5,100円
イッツ・コミュニケーションズケーブルテレビジョンサービス契約約款　ミニ	かっとびメガ160	5,200円

(＊1)本表の月額利用料金は、ケーブルモデム等1台分にのみ適用されます。かっとびメガ160、かっとびワイド、かっとびプラスの3品目のうち同時に2品目以上契約している場合は、月額利用料金が最も高い品目について優先的に適用されます。
(＊2)おまかせマスターパックの「かっとびメガ160」の月額利用料金には、ケーブルモデム等レンタル料が含まれています。

4.オプションサービス種目と月額利用料金

オプションサービス種目	月額利用料金	付記事項
ダイヤルアップ(＊1)	300円	当社のアクセスポイント利用料は無料となります。かっとびメガ160、かっとびワイドには本サービスが含まれますので、別途申し込むことはできません。
国内ローミング(＊2)	無料	提携先プロバイダのアクセスポイント利用料が必要となります。 5円／分
国際ローミング(＊2)	無料	提携先プロバイダのアクセスポイント利用料が必要となります。 20円／分
追加メールアドレス	300円	1個につき
追加メーリングリスト	300円	1個につき
メールウィルスチェック	無料	
迷惑メールチェック	無料	
詳細転送設定	200円	メールアドレス1個につき
メール受信通知	無料	
webフィルタリング	200円	1シリアルIDごとに
シマンテックオンラインサービス(ノートン360)(＊3)	570円	1個につき
シマンテックオンラインサービス(ノートンインターネットセキュリティ)	490円	1個につき
シマンテックオンラインサービス(ノートンアンチウィルス)(＊4)	350円	1個につき
ホームページURL追加	300円	1個につき
ホームページ容量追加	300円	50MBにつき
IPアドレス種別選択	無料	プライベートIPアドレスまたはグローバルIPアドレスのどちらかを選択できます。(＊7)
スクールパック(＊5)	無料	メールアドレスが45個まで、およびホームページ用サーバ容量を10MBまで利用できます。モデム1台に接続できるコンピュータは50台とします。
ホームWi-Fi(＊6)	240円	1個につき かっとびメガ160、かっとびワイドを利用している加入者は、左記月額利用料金の支払い義務を免除するものとします。

(＊1)ダイヤルアップでは、本月額利用料金に加え、利用の都度、利用場所とアクセスポイント間の電話料金等が必要です。なお、平成27年10月以降の新規・変更・追加申込はできません。
(＊2)ローミングは別途申し込むことはできません。ローミング料金の計算方法は第48条(ローミング料金の計算方法)の規定によります。また、利用の都度、利用場所とアクセスポイント間の電話料金等が必要です。
(＊3)おまかせマスターパックの月額利用料金には、シマンテックオンラインサービス(ノートン360)1個分の月額利用料金が含まれています。
(＊4)シマンテックオンラインサービス(ノートンアンチウィルス)への新規申込はできません。
(＊5)スクールパックを新規に申込みすることはできません。
(＊6)ホームWi-Fi1契約につき、当社から貸与する無線LAN内蔵ケーブルモデムは1台限りとします。
(＊7)平成27年8月以降に設置したケーブルモデム等に付与されるIPアドレスは、プライベートIPアドレスが標準となります。

5.工事費用
別途見積もり

6.加入者から本サービスを供することが可能な第三者およびそのサービス

第三者名	サービス名称
ソフトバンク株式会社	ホームアンテナFT
KDDI株式会社	auフェムトセル(VoLTE)

7.機器損害金

品名	機器損害金額(課税対象外)
ケーブルモデム	10,000円
無線LAN内蔵ケーブルモデム	12,000円

●「集合2年コース」に関する特約

1.(申し込み)
(1)「施設利用サービス マンションプラン」、「施設利用サービス サポートプラン」および「施設利用サービス サポートプランfor MANSION LAN」契約の物件に居住している場合、かつ、別表の2.(2)に定める要件を満たす場合、加入者は「集合2年コース」を申し込むことができます。なお「集合2年コース」は、一加入者につき、別表の2.(2)に定める月額利用料金が最も高い品目のケーブルモデム等1台分に対してのみ申し込みができるものとし、一加入者が当該「集合2年コース」を複数申し込むことはできません。
(2)「集合2年コース」と以下のサービスを合わせて申し込むことはできません。
・お得パック・お得パックwithタブレット利用規約に定める「お得パック」
・お得パック・お得パックwithタブレット利用規約に定める「お得パック集合プラン」
・お得パック・お得パックwithタブレット利用規約に定める「お得パックwithタブレット」

2.(契約期間)
(1)「集合2年コース」の契約期間は以下の表に定めるとおりとします

コース	契約期間
集合2年コース	2年

(2) 契約期間は、対象となるサービス品目の利用開始日が属する月の翌月初日を起算日とし、上記の契約期間が経過することとなる月の末日を満了日とします。

3.(月額利用料金)
「集合2年コース」の加入者が支払う月額利用料金は別表の2.(2)に定めるとおりとします。なお、別表の2.(2)に定める月額利用料金には、ケーブルモデム等レンタル料が含まれています。

4.(支払方法)
「集合2年コース」の加入者は、別表の2.(2)に定める月額利用料金を、加入者が指定するクレジットカードで支払うものとし、その他の方法で支払うことはできません。ただし、当社が定める一定期間、当社への遅延なき支払い(本約款に基づく支払いに限らない)を継続した加入者については、クレジットカード以外の当社が指定する方法により支払いをすることができるものとします。

5.(更新)
(1)「集合2年コース」の契約期間が満了した場合、「集合2年コース」の契約は満了日の翌日から2年間更新するものとします。ただし、満了日の属する月に、加入者より「集合2年コース」の契約の不更新の申し出がある場合は、この限りではありません。
(2) 加入者が別表の2.(2)に定めるサービス品目の変更を行う場合、変更後のサービス品目の利用開始日が属する月の翌月初日が「集合2年コース」の新たな契約開始日になるものとします。

6.(解除)
加入者が「集合2年コース」の契約成立後、別表の2.(2)に定めるコースの要件を満たさなくなった場合、当社は「集合2年コース」の契約を解除します。

7.(解約)
「集合2年コース」の契約の満了日の属する月以外の月に「集合2年コース」の契約の解約が行われる場合、加入者は「集合2年コース」の解約料として一律9,500円[税抜]を支払うものとします。

8.(「集合2年コース」終了後の契約)
加入者が、解除または解約により「集合2年コース」の契約を終了した後も、引き続き本サービスの利用を継続する場合、加入者は別表の2.(1)に定める月額利用料金を支払うものとします。

●クレジットカード支払いに関する特約

1.加入者は、加入者が支払うべき料金等を、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
2.加入者は、加入者から当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、加入者が指定したクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が指定したクレジットカード以外で当社が料金等の請求をした場合も、加入者は、当該請求に基づき支払うものとします。
3.加入者が指定したクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、加入者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
4.当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。

サービス各種約款・規約

ケーブルプラス電話利用規約

第１条（規約の適用）
イッツ・コミュニケーションズ株式会社（以下、「当社」といいます。）は、ＫＤＤＩ株式会社が規定する「ケーブルプラス電話サービス契約約款」（以下、「約款」といいます。）により提供される、「ケーブルプラス電話サービス」の設備の設置・保守および請求等を、当社の定める「ケーブルプラス電話利用規約」（以下、「本規約」といいます。）により行うものとします。

第２条（規約の変更）
当社は、本規約を、当社を介してＫＤＤＩ株式会社と約款に定める「ケーブルプラス電話サービス契約」（以下、「サービス契約」といいます。）を締結する者（以下、「加入者」といいます。）の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、「ケーブルプラス電話サービス」の提供に伴う設備の設置・保守および請求等は、変更後の本規約に基づき行われるものとします。
２．本規約を変更する場合、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける加入者に対し当社の定める方法によりその内容を通知します。

第３条（「ケーブルプラス電話サービス」の申込み）
当社を介して「ケーブルプラス電話サービス」の提供を受けようとする者（以下、「申込者」といいます。）は、本規約の内容を承認の上、約款の規定に基づき、当社にサービス契約の申込み通知を行うものとします。
２．当社は、申し込みまたは申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、前項に規定する通知を受領しない場合があります。
（１）申込者が約款、および本規約に違反する恐れがある場合
（２）申し込み内容に虚偽の記載があった場合
（３）「ケーブルプラス電話サービス」の提供に必要な設備を設置することが著しく困難である場合
（４）その他、申込み通知の受領が不適当であると当社が判断した場合
３．前項の規定により、当社がサービス契約の申込み通知を受領しなかった場合は、当社は、申込者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。

第４条（加入者が行うサービス契約の解除）
加入者は、サービス契約を解除しようとするときは、約款の規定に基づき、当社にサービス契約の解除通知を行うものとします。

第５条（その他の提供条件）
加入者は、約款の規定に基づき、当社を介してＫＤＤＩ株式会社に対しケーブルプラス電話接続回線の利用の一時中断を請求することができるものとします。
２．加入者は、約款の規定により、ケーブルプラス電話接続回線の移転の請求をすることはできません。この場合、加入者は、約款の規定に基づき、サービス契約を解除した上で、新たに申し込むものとします。なお、加入者は、この場合のサービス契約解除および再申込みについて、前二条の規定に基づき当社に通知するものとします。

第６条（設備の設置および撤去）
当社または当社の指定する業者は、加入者が「ケーブルプラス電話サービス」の提供を受けるのに必要となる電気通信設備（約款で規定される終端装置も含みます。以下、「本設備」といいます。）の設置、その工事および保守等の一部を、当社所定の機器、工法などにより行うものとします。なお、終端装置（ケーブルプラス電話用宅内機器）は当社所有となります。
２．約款の規定によりサービス契約が解除されたときは、当社または当社の指定する業者は、本設備の撤去を、当社所定の機器、工法などにより行うものとします。ただし、当社の提供する他のサービスの提供に必要な設備については、撤去しない場合があります。
３．前項の撤去に伴い、加入者は、終端装置（ケーブルプラス電話用宅内機器）をただちに当社に返還するものとします。なお、加入者は、当社から貸与した終端装置（ケーブルプラス電話用宅内機器）を返還しない場合、別表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

第７条（設置場所の無償使用）
本設備の設置、撤去、および保守の工事を行うために必要があるときは、当社または当社が指定する業者は、加入者の承諾を得て加入者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、またはこれら及び電気・水道等を無償で使用できるものとします。この場合において、土地または建物所有者その他利害関係人があるときは、加入者はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。

第８条（設備の保守）
加入者は、「ケーブルプラス電話」の利用ができないときは、約款で規定する自営端末設備または自営電気通信設備、および本設備の利用方法に問題がないことを確認の上、当社にその旨を通知するものとします。この場合、当社は必要に応じて、当社およびＫＤＤＩ株式会社の設備の調査、または修理のための手配を行うものとします。
２．約款で規定する自営端末設備または自営電気通信設備、および本設備の利用方法に起因する不具合であることが明白な場合、または当社およびＫＤＤＩ株式会社の責に帰すことのできない事由による不具合の場合は、当社は第１項に規定する手配を行う責を負わないものとします。

第９条（加入者の支払い義務）
加入者は、約款の規定により、ＫＤＤＩ株式会社より当社が譲り受けた債権（約款の規定により支払いを要することになった料金その他の債務に関わる債権）の額に相当する費用を当社に支払う義務を負うものとします。
２．加入者は、第６条（設備の設置および撤去）に規定する工事に要した費用を、当社に支払う義務を負うものとします。
３．約款の規定に基づき、割増金および延滞利息が発生したときは、加入者はその費用を当社に支払う義務を負うものとします。
４．当社が第８条（設備の保守）第１項に規定する手配を行い、設備の調査を行った結果、加入者の設備、および利用方法に起因する不具合が原因であった場合、加入者は当社に対しその調査に要した費用を支払う義務を負うものとします。
５．第１項から第４項に規定される支払い義務は、サービス契約が解除された後も有効に存続するものとします。

第10条（ＩＤおよびパスワードの管理）
当社は、契約の成立に伴い、加入者にＩＤを付与します。加入者は、パスワードを自ら設定、変更し、当社に対し、当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。
２．加入者は、ＩＤおよびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。
３．加入者は、パスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該ＩＤによるサービスの提供を停止します。ただし、第三者の不正使用により加入者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。
４．加入者が第４条（加入者が行うサービス契約の解除）の規定により、利用契約が解除された場合、利用終了日以降、当該加入者はＩＤとパスワードを利用する権利を失うものとします。

第11条（料金等の支払期日等）
当社は、第９条（加入者の支払い義務）の規定により加入者が支払う義務を負う費用について、支払期限を定めて加入者に請求します。
２．前項の規定により費用の請求を受けた加入者は、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により、当該費用等を支払うものとします。
３．加入者は、第１項の費用等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。

第12条（「ケーブルプラス電話サービス」利用の停止）
加入者が第９条（加入者の支払い義務）に定める費用について、第11条に定める支払期限を経過してもなお支払わないときは、当社よりその旨をＫＤＤＩ株式会社に通知することにより、約款の規定により「ケーブルプラス電話サービス」の利用が停止される場合があるものとします。
２．加入者が、「ケーブルプラス電話サービス」の利用により当社に損害を与えた場合、または本規約の規定に反する行為を行った場合は、当社よりＫＤＤＩ株式会社に要請することにより、約款の規定により「ケーブルプラス電話サービス」の利用が停止される場合があるものとします。

第13条（個人情報）
当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。
２．加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱い」において公表するものとします。

第14条（損害賠償の特約および免責事項）
当社が、第12条　（「ケーブルプラス電話サービス」利用の停止）の規定により、ＫＤＤＩ株式会社に通知、要請したことにより「ケーブルプラス電話サービス」の利用が停止されたこと、またはその停止の事実が解消されなかったことから約款の規定によりサービス契約が解除されたことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
２．加入者が、「ケーブルプラス電話サービス」により第三者に損害を与えた場合、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
３．加入者が、「ケーブルプラス電話サービス」の利用により、当社に損害を与えた場合には、当社は当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第15条（国内法への準拠）
本規約は日本国国内法に準拠するものとし、本規約により生じる一切の紛争等については東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

第16条（定めなき事項）
本規約に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付　則
1.第９条　（加入者の支払い義務）第２項および第４項に規定する費用については、別途見積もりを行うものとします。
2.この規約は、平成27年4月1日より施行します。

別表

品名	機器損害金額（課税対象外）
ケーブルプラス電話用宅内機器（終端装置）	12,000円

クレジットカード支払いに関する特約

１．加入者は、料金等を、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
２．加入者は、加入者から当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、加入者が指定したクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が指定したクレジットカード以外で当社が料金等の請求をした場合も、加入者は、当該請求に基づき支払うものとします。
３．加入者が指定したクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、加入者は、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
４．当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを拒否できるものとします。

お得パック・お得パックwithタブレット利用規約

第１節　総則

第１条（利用規約の適用）
イッツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます）は、ケーブルテレビジョンサービス契約約款、ケーブルインターネットサービス契約約款、イッツコムアパートメント利用条項（以下あわせて「原約款」といいます）、および、お得パック・お得パックｗｉｔｈタブレット利用規約（以下「本規約」といいます）に基づき、ケーブルテレビジョンサービス、ケーブルインターネットサービス（以下あわせて「基本サービス」といいます）および本規約に定めるサービスをパッケージ化した商品として、お得パック・お得パックｗｉｔｈタブレット（以下「本商品」といいます）を提供するものとします。

第２条（利用規約の遵守）
基本サービスの加入者および利用者（以下あわせて「加入者等」といいます）で、本商品の契約（以下「利用契約」といいます）を締結する者（以下「契約者」といいます）は、本規約を遵守するものとします。
２．本規約に定めなき用語については、原約款の定義が適用されるものとします。

第３条（利用規約の変更）
当社は、本規約を加入者等の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本規約によります。
２．本規約を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

第４条（商品内容）
本商品は、以下に定める種類があります。

商品名	契約期間
お得パック 3年プラン	3年
お得パックｗｉｔｈタブレット 3年プラン	
お得パック トリプル3年プラン	
お得パックｗｉｔｈタブレット トリプル3年プラン	
おまかせマスターお得パック	
おまかせマスターお得パックｗｉｔｈタブレット	
お得パック 2年プラン	2年
お得パック 集合プラン	

２．本商品の提供に際し、当社は契約者にＨｉＴＰｏｔ等およびケーブルモデム等を貸与します。なお、契約者所有の当社販売ＨｉＴＰｏｔ等またはケーブルモデム等にて本商品を利用することも可能ですが、月額利用料金における減額等の措置はありません。
３．お得パックｗｉｔｈタブレットの提供に際し、当社は契約者にタブレットサービス端末を販売します。

第５条（提供条件）
第４条に定める組み合わせたすべての基本サービスの約款に同意の上申し込み頂いた場合、本商品を提供します。契約期間中に、申し込まれた基本サービスの一部または、全部を変更または解約された場合、本商品の提供は終了します。

第６条（申し込み）
本商品の提供条件を満たす場合、本規約を承認した上で、加入者等は本商品を申し込むことができます。
２．申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。
３．申込者である個人が成年被後見人または被保佐人の場合は、それぞれ成年後見人または保佐人の同意を必要とします。
４．お得パックｗｉｔｈタブレットは、法人名での申し込みはできません。
５．お得パック集合プランは、「施設利用サービス マンションプラン」、「施設利用サービス サポートプラン」および「施設利用サービス サポートプランfor ＭＡＮＳＩＯＮ ＬＡＮ」契約の物件に居住している場合、かつ、別表の１．に定める要件を満たす場合、申し込むことができます。
６．本商品は、一加入者等につき、別表の１．に定めるサービス品目の1台目に対してのみ申し込みができるものとし、一加入者等が本商品を複数申し込むことはできません。
７．利用契約の期間中は、まとめて割引が適用されることはありません。
８．利用契約の期間中は、集合２年コース、または、ＭＡＮＳＩＯＮＬＡＮ３年コースを重複して申し込むことはできません。

第７条（申し込みの承諾）
当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本商品の利用申し込みを承諾しない場合があります。
（１）申込者が本規約に違反する恐れがある場合
（２）原約款に基づく申し込み内容に虚偽の記載があった場合
（３）本商品の提供が著しく困難である場合
（４）その他、利用契約の締結が不適当である場合
２．前項の規定により、当社が本商品の利用の申し込みを承諾しなかった場合は、当社は、申込者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。

第８条（利用契約の成立）
利用契約は、本商品の利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

第９条（契約期間）
本商品の契約期間は、第４条第１項に定める通りとします。
２．契約期間は、対象となる基本サービス（お得パックｗｉｔｈタブレットは、第２節に定めるタブレットサービスを含む）の利用開始日が属する月の翌月初日を起算日とし、上記の契約期間が経過することとなる月の末日を満了日とします。
３．前項の利用開始日が複数ある場合は、もっとも遅くに到来する基本サービスまたはタブレットサービスの利用開始日が属する月の翌月初日を起算日とします。

第10条（料金等）
契約者が支払う月額利用料金などの料金等は、別表に定めるとおりとします。

第11条（料金の支払方法）
契約者は、別表の１．に定める月額利用料金を、契約者が指定するクレジットカードで支払うものとし、その他の方法で支払うことはできません。ただし、当社が定める一定期間、当社への遅延なき支払い（本規約に基づく支払いに限らない）を継続した契約者については、クレジットカード以外の当社が指定する方法により支払いをすることができるものとします。

第12条（契約者が行う本商品提供の一時停止）
契約者が、別表の１．に定めるサービス品目のうち、いずれか一部または全部の一時停止を行う場合、当該一時停止の期間と同期間、第９条（契約期間）に定める契約期間が延長されるものとします。
２．前項のうち、契約者が引き続き基本サービスの利用を継続しつつ別表の１．に定めるサービス品目のうちいずれか一部の一時停止を行う場合、その期間中、本規約の月額利用料金は適用されず、原約款に定める通常料金が適用されるものとします。
３．契約者は、第２節に定めるタブレットサービスのみの一時停止を行うことはできません。

第13条（利用契約の更新）
利用契約の期間が満了した場合、利用契約は満了日の翌日から同期間更新するものとします。ただし、満了日の属する月に、契約者より利用契約の不更新の申し出がある場合は、この限りではありません。
２．契約者が別表の１．に定める各プランまたはサービス品目等の変更を行う場合、変更後の各プランまたはサービス品目等の利用開始日が属する月の翌月初日が本商品の新たな契約開始日になるものとします。

第14条（利用契約の解除）
当社は、契約者の責めに帰すべき事由（原約款に定める当社が行う基本サービス提供の解除事由に準じます）が認められる場合、利用契約を解除することができます。
２．当社は、利用者が第22条（当社が行う本サービス提供の停止）第１項に該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなく利用契約を解除することができるものとします。
３．当社は、前２項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により契約者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
４．第１項および第２項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本商品の利用終了日と定めます。
５．利用契約の満了予定日の属する月以外の月に利用契約の解除が行われる場合、契約者は別表の３．に定める解除料金を支払うものとします。

第15条（利用契約の解約）
契約者は、毎月末日付にて、利用契約を解約することができます。この場合、当該契約者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
２．前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、利用契約の解約日として取り扱います。また、当該利用契約の解約日を本商品の利用終了日と定めます。なお、第４項の場合においては、別途定める日を当該利用契約の解約日として取り扱うものとします。
３．利用契約の満了予定日の属する月以外の月に利用契約の解約が行われる場合、契約者は別表の３．に定める解約料金を支払うものとします。
４．当社が定めた要件を満たす契約者については、解約手続きについて簡略化できることがあるものとします。

第16条（利用契約終了後の契約）
利用契約の終了後、加入者等が引き続き基本サービスの利用を継続する場合に支払う月額利用料金は、原約款に定める通常料金が適用されるものとします。
２．利用契約の終了後、加入者等はいかなる理由においても、引き続き第２節に定めるタブレットサービスの利用を継続することはできません。

第２節　タブレットサービス

第17条（タブレットサービスの内容）
タブレットサービス（以下「本サービス」といいます）は、当社のネットワーク網および設備等を使用して、当社および提携事業者より提供するタブレットコンテンツを、タブレットサービス端末を介してご利用いただく情報提供サービスです。
２．本サービスは、当社指定のタブレットサービス端末、もしくは、当社指定の対象ＯＳの環境下でのみ利用できるものとします。
３．本サービスは、インターネットに常時接続された環境下で利用するものとします。それ以外の環境下でご利用の場合、本サービスは正常に動作いたしません。
４．本サービスは、契約者および同居の家族（以下あわせて「利用者」といいます）のみで利用することができるものとし、第三者に再利用許諾、譲渡または契約上の地位を承継することはできません。
５．本サービスの利用可能エリアは、日本国内とします。

第18条（本サービスの種類）
本サービスには、次の各号で定める種類があります。
（1）当社が提供するタブレットコンテンツサービス
（2）提携事業者によるタブレットコンテンツサービス
提携事業者が定める規約等に基づき各提携事業者によって提供されます。当サービスの利用に際しては、本規約のほかに各提携事業者が別途定める規約・利用条件等を遵守するものとします。
（3）タブレットサービス端末機器販売
本サービスは、当社より販売したタブレットサービス端末を介して利用するものとします。
２．当社および提携事業者は、本サービスにて提供するタブレットコンテンツ（以下「タブレットコンテンツ」といいます）について、内容を随時変更することができるものとします。

第19条（本サービスの利用開始日）
タブレットサービス端末が設置された日を本サービスの利用開始日と定めます。なお、タブレットサービス端末については、本サービスが正常に稼動する状態であることを契約者が確認のうえ受領したことにより、その設置が完了するものとします。

第20条　（契約者が行う本サービス提供の一時停止）
本サービスは、原約款に基づき基本サービスが一時停止になった場合のみ、一時停止となるものとします。また、一時停止になっている基本サービスの提供が再開された場合、本サービスの提供も再開されます。なお、本サービスの提供を停止したことによって利用者が損害を被った場合、当社および提携事業者は一切責任を負わないものとします。

第21条（当社が行う本サービス提供の制限）
当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を制限することがあります。なお、本サービスの提供を制限したことによって利用者が損害を被った場合、当社および提携事業者は一切責任を負わないものとします。
（1）天災・地変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなったとき
（2）利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行ったとき
２．当社は、前項第１号により本サービスの提供を制限するときは、契約者に対しその理由および制限期間を、当社の適当と認める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
３．当社は、第１項第２号により本サービスの提供を制限するときは、契約者に対しその理由および制限期間を、当社の適当と認める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第22条（当社が行う本サービス提供の停止）
当社は、利用者の責めに帰すべき事由（原約款に定める当社が行う基本サービス提供の停止事由に準じます）が認められる場合、本サービスの提供を停止することがあります。なお本サービスの提供を停止したことによって利用者が損害を被った場合、当社および提携事業者は一切責任を負わないものとします。
２．当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、当該契約者に対しその理由および停止期間を当社の適当と認める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第23条（当社が行う本サービス提供の休止）
当社は、原約款に定める基本サービス提供の休止事由が認められる場合には、本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。なお、本サービスの提供を休止したことによって利用者が損害を被った場合、当社および提携事業者は一切責任を負わないものとします。
２．当社は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、その理由、実施期日および実施期間を、当社の適当と認める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第24条（本サービス提供の終了にともなう当社の責任等）
利用契約の終了にともない、本サービスの提供が終了したことによって利用者が損害を被った場合、当社および提携事業者は一切責任を負わないものとします。
２．利用契約が終了した場合、利用者はいかなる理由においても本サービスを使用することはできません。また、利用者の占有または管理下にあるタブレットコンテンツならびに本規約に違反して複製された複製物等全てを当社が破棄または消去することに同意するものとします。

第25条（タブレットサービス端末）
契約者が当社より購入したタブレットサービス端末の所有権は、別表に定めるタブレットサービス端末販売料金等の支払いが完了したときに、契約者に移転するものとします。
２．契約者は、当社が必要に応じて行うタブレットサービス端末のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

サービス各種約款・規約

第26条　（タブレットサービス端末の修理・交換）
契約者は、タブレットサービス端末に故障、毀損等が生じた場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
2．当社は、前項の通知を受領後、タブレットサービス端末の故障または毀損等が確認された場合、正常なタブレットサービス端末（以下「代品」といいます）を提供し、その代品を当社指定業者が本サービスの利用可能な状態にして設置するものとします。なお、契約者は、故障または毀損したタブレットサービス端末にインストールされたデータが消去されることがあることを了承するものとします。
3．前項において提供する代品は、故障または毀損品と同一機種またはほぼ同等の機能を有する新品または再生品とします。
4．第1項に定める場合、当社は有償にてタブレットサービス端末の修理または交換を行うものとします。なお、修理の料金は別表の4．に定めるとおりとし、交換による再購入の料金は別表の5．に定めるとおりとします。
5．前項の規定にかかわらず、メーカー保証が適用される場合には、無償にてタブレットサービス端末の修理または交換が可能となるときがあります。
6．第4項において修理となる場合は、修理完了後に代品と修理品を再度交換するものとします。また、交換となる場合は、代品の所有権を移転後、当該代品を引き続き利用するものとします。

第27条　（タブレットサービス端末の滅失、紛失、盗難等）
タブレットサービス端末が滅失、紛失、または盗難された場合、契約者は直ちにその旨を当社に通知するものとします。なお、この場合、契約者はタブレットサービス端末を再購入するものとし、その料金は別表5．に定めるとおりとします。

第28条　（本サービス不具合時の対応について）
契約者は、本サービスに不具合が生じた場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第29条　（個人情報）
当社は契約者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。
2．契約者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

第30条　（通信の秘密）
当社は、電気通信事業法第4条に基づき、契約者の通信の秘密を守るものとします。
2．当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3．当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず契約者の通信の照会に応じることができるものとします。

第31条　（機密保持）
契約者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。
2．当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3．当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
4．当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な契約者の機密情報を提供することがあります。

第32条　（情報の削除等）
当社は、利用者による本サービスの利用が第33条（禁止事項）各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。
（1）第33条（禁止事項）各号に該当する行為をやめるように要求します。
（2）第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求します。
（3）契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
（4）事前に通知することなく、利用者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます。
2．前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第33条　（禁止事項）
利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。
（1）本サービスを第三者が利用できる状態にする行為、またはその恐れのある行為
（2）本サービスを利用して営利目的の活動をする行為、またはしようとする行為
（3）タブレットコンテンツを改変し、またはリバースエンジニアリング（主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します）、逆コンパイル、逆アセンブルそのほかこれらに類する行為
（4）タブレットコンテンツの全部または一部を複製、翻案する行為
（5）タブレットコンテンツの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他の利用をする行為
（6）当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
（7）当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
（8）当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
（9）詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつく恐れの高い行為
（10）わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
（11）薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつく恐れの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
（12）無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
（13）当社の設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
（14）第三者になりすまして本サービスを利用する行為
（15）ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
（16）無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはその恐れのあるメールを送信する行為
（17）第三者の設備等または本サービスに用いる設備等の利用、もしくは運営に支障を与える行為、または与える恐れのある行為
（18）本サービスの提供に支障を与える行為、または与える恐れのある行為
（19）違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
（20）違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請け負い、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
（21）人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
（22）人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶ恐れの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
（23）その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
（24）犯罪や違法行為に結びつく、またはその恐れの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
（25）公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
（26）法令に違反し、またはその恐れのある行為
（27）その他、本サービスの運営を妨げる等、当社が不適当と判断する行為

第34条　（利用者の義務）
利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。
（1）利用者が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従うこと
（2）利用者は、利用者のタブレットサービス端末内に保管されたデータについて全ての責任をもち、そのデータのバックアップは利用者の責任において行うこと
（3）利用者は、当社のサーバ内に保管された利用者のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは利用者の責任において行うこと
（4）利用者は、本サービスで提供するタブレットコンテンツの全てをダウンロードおよびインストールすること

第35条　（著作権）
利用者は、本サービスの利用を通じて入手したいかなる情報も、当該情報の著作権者の承諾を事前に得た場合を除き、複製、販売、出版その他いかなる方法においても、利用者自身の私的使用以外に使用してはなりません。

第36条　（損害賠償の免責）
当社が第14条（利用契約の解除）、第15条（利用契約の解約）、第20条（契約者が行う本サービス提供の一時停止）、第21条（当社が行う本サービス提供の制限）、第22条（当社が行う本サービス提供の停止）、第23条（当社が行う本サービス提供の休止）、第38条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスの提供を解除、解約、停止、制限、休止、廃止したことによって利用者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
2．本サービスにより提供される各種情報の内容の正確性、最新性、有用性、完全性等について、当社は何らの保証をしないものとします。利用者およびその他の第三者が、本サービスにて提供される情報に基づいて行った活動によって利用者およびその他の第三者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
3．利用者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該契約者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
4．利用者が、第31条（機密保持）第1項、第33条（禁止事項）、第34条（利用者の義務）および第35条（著作権）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当該契約者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。
5．第14条（利用契約の解除）および第15条（利用契約の解約）の規定により利用契約が解除または解約されたことにより当社が損害を被った場合には、当該契約者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により利用契約が解除された場合はこの限りではありません。
6．当社は、契約者のタブレットサービス端末に保管されたデータについて一切の責任を持ちません。また、利用者は、利用契約が終了した際には、利用者の占有または管理下にあるタブレットコンテンツならびに本規約に違反して複製された複製物等全てを当社が破棄または消去することに同意するものとします。
7．当社は、当社のサーバ内に保管された利用者のデータについて一切の責任を持ちません。また、本サービスの利用契約が終了した際は、当社は速やかに当該利用者のデータを削除するものとし、この場合当社は削除されたデータに関して一切責任を負わないものとします。

第37条　（特約事項）
当社は、本サービスの提供の状態を確認するために、第29条（個人情報）の規定を遵守した上で、契約者の使用するタブレットサービス端末と電気信号による通信を行うことができるものとします。
2．当社は契約者に対し、本サービス上の機能を通じアンケート等を実施することができるものとします。また、当社は、当社または第三者の提供する商品またはサービスに関する広告等の各種情報（以下「付加情報」といいます）を、契約者に対して配信することができるものとします。なお、当社は利用者に対して、付加情報の内容およびその内容に基づく一切の取引および行為について何らの責任および義務を負いません。

第38条　（本サービスの廃止）
当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの利用終了日と定めます。なお、本サービス廃止後においても、基本サービスの契約は継続されるものとします。
2．当社は、前項の場合には、契約者に対し本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。

第3節　雑則

第39条　（関連法令の遵守）
当社は、本規約に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第40条　（国内法への準拠）
本規約は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

第41条　（定めなき事項）
本規約に定めなき事項が生じた場合は、当社および契約者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付　則

本規約は、平成27年8月1日より施行します。

別表（本表に記載する金額は全て税抜きです。別途、消費税等相当額を支払うものとします。）

1．月額利用料金

○お得パック2年プラン、お得パック3年プラン

対象となるサービス品目	プラン年数	ケーブルテレビジョンサービス契約約款 マックス（1台目）		
		BD-Hit Pot	DVD-Hit Pot(＊3)	Hit Pot
ケーブルインターネットサービス契約約款 かっとびメガ160	2年プラン	12,700円	12,300円	11,800円
	3年プラン	11,800円	11,400円	ー
ケーブルインターネットサービス契約約款 かっとびワイド	2年プラン	11,300円	10,900円	10,400円
	3年プラン	10,400円	10,000円	ー

対象となるサービス品目	プラン年数	ケーブルテレビジョンサービス契約約款 ビッグ（1台目）		
		BD-Hit Pot(レンタル)	DVD-Hit Pot(レンタル)(＊3	Hit Pot(レンタル)
ケーブルインターネットサービス契約約款 かっとびメガ160	2年プラン	10,800円	10,400円	9,900円
	3年プラン	9,900円	9,500円	ー
ケーブルインターネットサービス契約約款 かっとびワイド	2年プラン	9,400円	9,000円	8,500円
	3年プラン	8,500円	8,100円	ー

対象となるサービス品目	プラン年数	ケーブルテレビジョンサービス契約約款 アルファエース（1台目）		
		BD-Hit Pot(レンタル)	DVD-Hit Pot(レンタル)(＊3	Hit Pot(レンタル)
ケーブルインターネットサービス契約約款 かっとびメガ160	2年プラン	10,200円	9,800円	9,300円
	3年プラン	9,300円	8,900円	ー
ケーブルインターネットサービス契約約款 かっとびワイド	2年プラン	8,800円	8,400円	7,900円
	3年プラン	7,900円	7,500円	ー

○お得パックｗｉｔｈタブレット　3年プラン（＊4）
以下サービスには、タブレットサービス1台分の料金が含まれます。

対象となるサービス品目	ケーブルテレビジョンサービス契約約款 マックス（1台目）	
	BD-Hit Pot	Hit Pot
ケーブルインターネットサービス契約約款 かっとびメガ160	12,700円	12,700円
ケーブルインターネットサービス契約約款 かっとびワイド	11,300円	11,300円

対象となるサービス品目	ケーブルテレビジョンサービス契約約款 ビッグ（1台目）	
	BD-Hit Pot(レンタル)	Hit Pot(レンタル)
ケーブルインターネットサービス契約約款 かっとびメガ160	10,800円	10,800円
ケーブルインターネットサービス契約約款 かっとびワイド	9,400円	9,400円

対象となるサービス品目	ケーブルテレビジョンサービス契約約款 アルファエース（1台目）	
	BD-Hit Pot(レンタル)	Hit Pot(レンタル)
ケーブルインターネットサービス契約約款 かっとびメガ160	10,200円	10,200円
ケーブルインターネットサービス契約約款 かっとびワイド	8,800円	8,800円

○お得パック　トリプル3年プラン

対象となるサービス品目	ケーブルテレビジョンサービス契約約款 ミニ（1台目）	
	BD-Hit Pot(レンタル)	DVD-Hit Pot(レンタル)
ケーブルインターネットサービス契約約款　かっとびメガ160　および ケーブルプラス電話サービス契約約款　ケーブルプラス電話(＊1)	8,130円	7,730円
ケーブルインターネットサービス契約約款　かっとびワイド　および ケーブルプラス電話サービス契約約款　ケーブルプラス電話(＊1)	6,930円	6,530円

○お得パックwithタブレット　トリプル3年プラン（＊4）
以下サービスには、タブレットサービス1台分の料金が含まれます。

対象となるサービス品目	ケーブルテレビジョンサービス契約約款 ミニ（1台目）
	BD-Hit Pot(レンタル)
ケーブルインターネットサービス契約約款　かっとびメガ160　および ケーブルプラス電話サービス契約約款　ケーブルプラス電話(＊1)	9,030円
ケーブルインターネットサービス契約約款　かっとびワイド　および ケーブルプラス電話サービス契約約款　ケーブルプラス電話(＊1)	7,830円

○おまかせマスターお得パック
以下サービスには、シマンテックオンラインサービス（ノートン３６０）1個分、とことんサポート(＊2)1世帯分の料金が含まれます。

対象となるサービス品目	ケーブルテレビジョンサービス契約約款 マックス（1台目）		
	BD-Hit Pot	DVD-Hit Pot(＊3)	Hit Pot
ケーブルインターネットサービス契約約款　かっとびメガ160　および ケーブルプラス電話サービス契約約款　ケーブルプラス電話(＊1)	12,630円	12,230円	11,730円

○おまかせマスターお得パックｗｉｔｈタブレット（＊4）
以下サービスには、タブレットサービス1台分、シマンテックオンラインサービス（ノートン３６０）1個分、とことんサポート(＊2)1世帯分の料金が含まれます。

対象となるサービス品目	ケーブルテレビジョンサービス契約約款 マックス（1台目）	
	BD-Hit Pot	Hit Pot
ケーブルインターネットサービス契約約款　かっとびメガ160　および ケーブルプラス電話サービス契約約款　ケーブルプラス電話(＊1)	13,530円	12,630円

対象となるサービス品目	ケーブルインターネットサービス契約約款	
	かっとびメガ160	かっとびワイド
ケーブルプラス電話サービス契約約款 ケーブルプラス電話(＊1)	4,229円	3,730円

（＊1）ＫＤＤＩ株式会社の「ケーブルプラス電話サービス契約約款」の料金表記載の第1（基本利用料）2（料金額）に掲げる定額利用料（1,330円）が含まれます。
（＊2）イッツコムとことんサポート利用規約で掲げる月額利用料（500円）が含まれます。
（＊3）DVD-Hit Potの新規申込はできません。
（＊4）お得パックwithタブレットの新規申込はできません。

2．タブレットサービス端末　初期料金

タブレットサービス端末　販売料金	1台につき	10,000円
タブレットサービス端末　設定料金	1台につき	5,000円

3．お得パック・お得パックwithタブレット解除料金および解約料金

1契約につき	9,500円

4．タブレットサービス端末　修理料金

別途見積もり

5．タブレットサービス端末　再販売料金

1台につき	50,000円

サービス各種約款・規約

インテリジェントホーム契約約款

第1節　総則

第1条（約款の適用）
イッツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社の定める「インテリジェントホーム契約約款」（以下「本約款」といいます。）により、インテリジェントホーム（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（約款の変更）
当社は、本約款を、当社とインテリジェントホーム利用契約（以下「利用契約」といいます。）を締結している者（以下「加入者」といいます。）の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。
2. 本約款を変更する場合、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける加入者に対し、当社の定める方法により告知します。

第3条（用語の定義）
本約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用　語	用語の意味
本アプリ	本サービスを利用する上で必要となる専用のアプリケーション
世帯	同一の住居で起居し、生計を同じくする者の集団
対象物件	加入者の指定した機器一式を設置する場所
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人または法人
サーバ	端末装置に対して、保有している機能やデータを提供する機器
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響または映像を送り、伝え、または受けること
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを目的とするサービス
当社の通信設備	本サービスを提供する上で必要なサーバ等の通信機器
ソフトウェア	当社の通信設備とデータ通信を行う等、本アプリを利用するうえで通信機器に必要となるシステム
インテリジェントホームゲートウェイ	当社の通信設備とデータ通信する際に必要となる機器
IPカメラ	Wi-Fiを搭載したカメラ
ドア・窓センサー	扉や窓が開いたことを感知するセンサー
広域モーションセンサー	赤外線（熱）を広域に感知するセンサー
狭域モーションセンサー	赤外線（熱）を狭域に感知するセンサー
センサー等	本サービスを利用するために必要となるドア・窓センサー、広域モーションセンサー、狭域モーションセンサーの総称
家電コントローラー	赤外線リモコンで作動する家庭用エアコンと照明を操作する機器
スマートロック	遠隔操作、テンキーまたは非接触型ICメディアにより、電気的に施錠・解錠を可能にする機器
関連端末	IPカメラ、家電コントローラー、スマートロック、センサー等のデバイスの総称
機器一式	インテリジェントホームゲートウェイ、IPカメラ、家電コントローラー、スマートロック、センサー等の総称
加入者端末	加入者が所有または管理するパソコン、スマートフォン、タブレット等
映像データ等	IPカメラから撮影した画像、映像データ等
料金等	本サービスに関し、加入者が当社に対し支払うべき別表に記載された対価等
ID	本サービスを利用するための各種識別番号
消費税等相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第4条（本サービスの内容）
本サービスは、対象物件に設置した機器一式を、インターネット回線を経由し、本アプリを利用して加入者端末から遠隔でコントロールできるホーム・コントロールおよびホーム・モニタリング型サービスです。
2. 本サービスの利用には、当社指定のインテリジェントホームゲートウェイ（以下「ゲートウェイ」といいます。）の設置が必要となります。加入者は、ゲートウェイに加え、別表の1.（3）に定める種類の関連端末を単独または組み合わせて利用することで以下の遠隔操作を行うことができます。
（1）カメラリモート
本アプリ上で指定した条件に基づき映像データ等の撮影および指定のあて先に映像データ等の送信を行う
（2）センサーリモート
本アプリ上で指定した条件に基づき感知した情報を指定のあて先に送信を行う
（3）赤外線家電リモート
本アプリ上で指定した条件に基づき家庭用エアコンや照明の操作を家電コントローラーで行う
（4）電子錠リモート
本アプリ上で指定した条件に基づき施錠や解錠の操作をスマートロックで行う。テンキーによるパスワード認証や非接触型ICメディアによる認証も可能
3. 本サービスは、当社指定の機器一式のみで利用できるものとします。なお、ゲートウェイのみの設置を行うことはできません。
4. 赤外線家電リモートを利用する場合、以下の条件でサービスを提供します。
（1）ゲートウェイ1台に対し、家電コントローラー1台の接続に限ります。
（2）家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン、照明各1台の操作に限ります。
（3）家電コントローラーの設置設定時に、株式会社グラモの提供する専用アプリケーションが必要となります。ただし、当該アプリケーションのうち当社サポート対象となるのは設置設定時に使用する「外部接続連携操作」機能のみとなります。
5. 電子錠リモートは、以下の操作で利用できるものとします。
（1）本アプリを利用した加入者端末での遠隔操作、テンキーまたは非接触型ICメディアにより施錠や解錠ができます。
（2）オートロック機能により施錠ができます。
6. 本サービスの利用の際に、当社または第三者が別途提示する個別規定またはその他の約款（以下「その他約款等」といいます。）がある場合は、加入者は、本約款に加えて当該その他約款等に同意し、それらに従うものとします。
7. 当社は、第2項で定める遠隔操作の内容を変更することができます。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

第5条（提供区域）
本サービスの提供区域は、当社ホームページ上での掲載等、当社が別途定めるとおりとします。

第2節　利用契約

第6条（利用契約の単位と契約の有効期間）
利用契約の締結は、世帯ごとに行います。
2. 契約の有効期間は、契約成立日から1年間とします。ただし、契約の有効期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き、1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第7条（利用契約の申し込み）
申込者は、本約款を承認の上、当社所定の加入申込書に次の事項を記載して当社に提出するものとします。
（1）申込者の住所、氏名または所在地、商号、代表者
（2）対象物件の所在地（申込者の住所と対象物件の所在地が異なる場合）
（3）利用を希望する関連端末およびその台数
（4）その他必要事項
2. 申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。
3. 申込者である個人が成年被後見人および被保佐人の場合は、それぞれ成年後見人および保佐人の同意を必要とします。

第8条（申し込みの承諾）
当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。
（1）申込者が本約款に違反する恐れがある場合
（2）申し込み内容に虚偽の記載があった場合
（3）本サービスの提供が著しく困難である場合
（4）その他、利用契約締結が不適当である場合
2. 前項の規定により、当社が本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合は、当社は、申込者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。

第9条（利用契約の成立と利用開始日）
利用契約は、本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。
2. 前項に規定する申し込みを当社が承諾した日を、原則として当該契約成立日とします。
3. 利用契約の成立後、初めてゲートウェイが設置された日を、本サービスの利用開始日と定めます。また、第12条（加入申込書記載事項の変更）第3項の規定により特定の機器一式が追加されたときは、当該機器一式が設置された日を、当該機器一式の利用開始日と定めます。

第10条（利用の条件）
加入者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要なインターネット回線、通信機器、電源、電池、ソフトウェア等（以下「設置環境」といいます。）を準備するものとします。
2. 前項に定めるインターネット回線については、第11条（本アプリの提供と管理）第2項に定める加入者端末を除き、有線により常時接続されていることを前提とします。なお、モバイル端末は利用できません。
3. 加入者とホームサービスを利用する者（以下「利用者」といいます。）が異なる場合は、加入者は利用者に必要な情報を提供するものとし、加入者は、利用契約の全責任を負います。

第11条（本アプリの提供と管理）
当社は、利用契約に伴い、当社所定の方法にて本アプリを加入者へ提供します。
2. 加入者は、映像データ等の閲覧その他、本サービスの利用にあたり、本アプリをダウンロード、インストールする必要があり、この媒体として、加入者端末を要するものとします。なお、当該加入者端末は、当社指定の推奨環境下でのみ利用できるものとします。
3. 本アプリは、インターネットに常時接続された環境下で利用するものとします。
4. 加入者は、当社が提供した本アプリその他のソフトウェアを善良なる管理者としての注意をもって適正に管理する責任を負い、第三者に貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。

第3節　契約事項の変更

第12条（加入申込書記載事項の変更）
加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座等の変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。
2. 加入者は、加入申込書記載の利用サービス内容の変更を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
3. 加入者は、特定の機器一式の追加を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
4. スマートロックを利用している加入者は、非接触型ICメディアの追加購入を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
5. 加入者は、加入者がゲートウェイを複数台利用している場合、毎月末日付にて、特定のゲートウェイのみ解約を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
6. 加入者は、加入者が関連端末を複数台利用している場合、毎月末日付にて、特定の関連端末のみ解約を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
7. 当社は、第8条（申し込みの承諾）の規定に準じ、第1項から第6項の請求および通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
8. 本条に規定する請求を当社が承諾する場合は、提出された書類に記載された契約変更希望日を、原則として当該契約変更日とします。ただし、第1項の規定による変更の場合は、原則として提出された書類を当社が受領した日を、第9項の場合においては、別途定める日を当該契約変更日として取り扱うものとします。
9. 当社が特に認める場合に限り、加入者は、本条に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。

第13条（名義変更）
加入者は、契約名義を変更することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。
（1）加入者の改称
（2）承継
（3）譲渡
2.　前項の（2）または（3）の場合は、新契約者が旧契約者の未払い金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。
3. 前2項の規定により契約名義を変更しようとする加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、名義変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
4. 前各項の名義変更により、契約を承継する者は、加入者が負う一切の義務を承継するものとします。

第14条（権利譲渡の禁止）
加入者は、第13条（名義変更）の場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

第15条（設置場所の変更）
加入者は、機器一式の設置場所の変更を請求することができるものとします。機器一式の設置場所を変更する場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、当該変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
（1）変更を希望する対象物件の所有者の承諾が得られていない場合
（2）当該変更により、本サービスの提供が困難となる恐れがあると当社が判断した場合
3. 加入者は、機器一式の設置場所の変更に伴う作業を行うことができないものとします。ただし、IPカメラおよび家電コントローラーの設置場所の変更については、自己の責任において加入者が行えるものとします。
4. 当社が定めた要件を満たす加入者については、機器一式の設置場所の変更にかかる手続きを簡略化できることがあるものとします。

第4節　本サービス提供の停止等

第16条（加入者が行う本サービスの一時停止）
加入者は、本サービスの提供の一時停止を希望する場合には、その期間を定め、当社所定の書類に必要事項を記入して、当該一時停止希望日の10日前までに当社に提出するものとします。また、申し出た期間の変更を希望する場合も同様に、当社所定の書類に必要事項を記入して当社に提出するものとします。申し出た期間もしくは第3項に定める最長期間が満了した場合、本サービスの提供の一時停止は終了して、速やかに、本サービスの提供が再開されるものとします。なお、当社が特に認める場合を除き、本サービスの提供が再開された後1年以内に再度一時停止を申し出ることはできないものとします。
2. 当社は、第24条（加入者の支払い義務）の規定にかかわらず、一時停止をしている加入者に対し、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間における料金の支払い義務を免ずるものとします。なお、停止した日の属する月および再開する日の属する月の料金は、日割り計算による精算は行わないものとします。
3. 第1項の一時停止期間は、一時停止の開始日より最長1年とします。
4. 当社が定めた要件を満たす加入者については、第1項に定める一時停止手続きについて簡略化できることがあるものとします。
5. 加入者は、関連端末のみの一時停止を行うことはできません。

第17条（当社が行う本サービス提供の停止）
当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。
（1）第24条（加入者の支払い義務）に規定する本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠る恐れがある場合
（2）加入申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
（3）第18条（当社が行う本サービス提供の制限）第1項第2号の規定により、当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合
（4）第22条（IDおよびパスワードの管理）第2項、第34条（加入者の維持責任）第1項、第49条（著作権等）、第51条（機密保持）第1項、第53条（禁止事項）、および第54条（加入者の義務）の規定に違反した場合
（5）第22条（IDおよびパスワードの管理）第3項の規定による場合
（6）第52条（情報の削除等）第1項第1号ないし第3号の要求を受けた加入者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合
（7）その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合
2. 当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第18条（当社が行う本サービス提供の制限）
当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を制限することがあります。
（1）天災・地変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなったとき
（2）加入者が、当社の通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行ったとき
2. 当社は、前項第1号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項第2号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 当社が本条の規定により、本サービスの提供を制限したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

第19条（当社が行う本サービス提供の休止）
当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。
（1）当社の通信設備の保守上または工事上やむを得ない場合
（2）当社の通信設備に障害が発生した場合
（3）第18条（当社が行う本サービス提供の制限）第1項第1号の規定により、当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合
（4）その他の事由により、本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に、その理由、実施期間を、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第5節　利用契約の解除

第20条（加入者が行う利用契約の解約）
加入者は、第6条（利用契約の単位と契約の有効期間）第2項の規定にかかわらず、毎月末日付にて、利用契約を解約することができます。この場合、当該加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
2. 前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を本サービスの利用終了日と定めます。なお、第3項の場合においては、別途定める日を当該契約解約日として取り扱うものとします。
3. 当社が定めた要件を満たす加入者については、本条で定める解約手続きについて簡略化できることがあるものとします。

第21条（当社が行う利用契約の解除）
当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条（利用契約の単位と契約の有効期間）第2項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。
（1）第17条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項の規定により本サービスの利用を停止された加入者が、当該停止期間内にその原因となった事由を解消しない場合
（2）第10条（利用の条件）に定める設置環境が整っておらず、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合
（3）その他当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により、本サービスの提供が困難な場合
2. 当社は、加入者が第17条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項各号のいずれかに該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。
3. 当社は、前2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 第1項および第2項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。

第6節　IDおよびパスワード

第22条（IDおよびパスワードの管理）
当社は、契約の成立に伴い、加入者にIDを付与します。加入者は、パスワードを自ら設定、変更し、当社に対し、当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。
2. 加入者は、IDおよびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。
3. 加入者は、IDおよびパスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該IDによるサービスの提供を停止します。ただし、第三者の不正使用により加入者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 加入者が第20条（加入者が行う利用契約の解約）の規定により利用契約を解約する場合、もしくは第21条（当社が行う利用契約の解除）の規定により、利用契約が当社により解除された場合、利用終了日以降、当該加入者はIDとパスワードを利用する権利を失うものとします。

第7節　料金等

第23条（料金等）
料金等は、別表の1.、別表の3.、別表の4.、別表の5.、別表の6. および別表の7. に定めるとおりとします。
2. 当社は、料金等を改定することがあります。この場合、当社は改定の1ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。

第24条（加入者の支払い義務）
加入者は、その契約内容に応じ、第23条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。なお、第12条（加入申込書記載事項の変更）の規定により加入者の契約内容が変更されたときは、加入者は変更後の契約内容に応じ、第23条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。
2. 料金等のうち、月額利用料金の支払い義務は、第9条（利用契約の成立と利用開始日）第3項に規定する利用開始日に発生するものとします。
3. 料金等のうち、販売価格の支払い義務は、第9条（利用契約の成立と利用開始日）に規定する利用開始日、あるいは第12条（加入申込書記載事項の変更）の規定により利用サービス内容および機器一式を変更、追加した時は、変更、追加後の利用開始日に発生するものとします。
4. 料金等のうち、契約事務手数料の支払い義務は、第9条（利用契約の成立と利用開始日）第3項に規定する本サービスの利用開始日に発生するものとします。
5. 料金等のうち、工事費用の支払い義務は、第28条（機器一式の設置および費用負担）、第29条（機器一式の移設および費用負担）、あるいは第30条（機器一式の撤去および費用負担）に規定する機器一式の設置、移設、あるいは撤去が完了した日に発生するものとします。
6. 第17条（当社が行う本サービス提供の停止）の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
7. 第18条（当社が行う本サービス提供の制限）の規定により、本サービスの提供が制限された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
8. 第19条（当社が行う本サービス提供の休止）の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、本サービスを全く利用出来ない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続10日以上この状態が継続したときは、対象となる加入者に対し当該月の料金等の支払い義務を免ずるものとします。

第25条（料金等の請求時期および支払い期日等）
当社は、利用契約成立後、支払期限を定めて加入者に料金等を請求します。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。
2. 前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により、当該料金等に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。
3. 加入者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。

第26条（利用契約終了時に伴う料金等の精算方法）
第21条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、料金等は第21条（当社が行う利用契約の解除）第4項に定める利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

第27条（遅延損害金）
加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第8節　機器一式

第28条（機器一式の設置および費用負担）
機器一式の設置工事は当社が行うものとし、加入者は、機器一式の設置工事に要する費用を負担するものとします。なお、当該工事の保証期間は工事が完了した日より1年間とします。
2. 加入者は、加入者の各種変更の希望により設置工事を要する場合には、その費用を負担するものとします。

第29条（機器一式の移設および費用負担）
当社が第15条（設置場所の変更）第1項の規定に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、当社により機器一式を移設します。この場合、加入者は、当該移設に要する費用を負担するものとします。
2. 移設に伴い、対象物件の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。

第30条（機器一式の撤去および費用負担）
第20条（加入者が行う利用契約の解約）第1項および第21条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により利用契約が終了したときは、機器一式を撤去します。この場合、加入者は、当該撤去に要する費用を負担するものとします。
2. 撤去に伴い、対象物件の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。

第31条（責任事項）
当社は、当社の通信設備について維持管理責任を負います。なお、加入者は当社の通信設備の維持管理の必要上、第19条（当社が行う本サービス提供の休止）第1項の規定により、本サービスの提供が一時的に休止することがあることを承諾するものとします。

第32条（設置場所の無償使用）
当社は、機器一式を設置するために必要最小限において、対象物件を無償で使用できるものとします。
2. 加入者は、利用契約の締結について、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第33条（便宜の供与）
加入者は、当社または当社の指定する業者が機器一式または通信設備の検査、修復等を行うために、対象物件の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

第34条（加入者の維持責任）
加入者は、機器一式を善良な管理者の注意をもって取り扱い、本約款に適合するよう利用するものとします。また、本サービスを維持するために必要な設置環境についても加入者の責任において管理するものとします。
2. 加入者の故意または過失により機器一式に故障が生じた場合には、加入者はその修復に要する費用を負担するものとします。

第35条（故障）
本サービスに異常が生じた場合、加入者は機器一式に異常がないことを確認の上、当社に通知するものとします。この場合、当社または当社の指定する業者は、速やかに当社の通信設備を調査し、適切な措置を講じます。ただし、対象物件の通信設備に起因する異常については、この限りではありません。
2. 前項の調査の結果、異常、故障が加入者の責に帰すべき事由によるものであった場合、または当社の通信設備等に故障のないことが明らかな場合は、その調査または修理に要した費用は加入者が負担するものとします。

第36条（ゲートウェイ）
加入者は、ゲートウェイを当社より購入または別表の1.（2）に定めるゲートウェイのレンタル料を支払うことで貸与を受けることができます。
2. 前項により、加入者が当社より購入したゲートウェイの所有権は、第24条（加入者の支払い義務）第3項に定める料金等の支払いが完了したときに加入者に移転するものとします。また、当社はそのゲートウェイが設置された日から24ヵ月間保証するものとし、この保証期間内に故障が生じた場合には、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者がゲートウェイを本来の用法に従って使用していなかったときは、この限りではありません。
3. 第1項により、加入者が当社より貸与を受けるゲートウェイについては、故障が生じた場合、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。なお、加入者はゲートウェイを本来の用法に従って使用するものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者はゲートウェイの交換を請求できません。
4. 第1項により、当社よりゲートウェイの貸与を受ける加入者は、第20条（加入者が行う利用契約の解約）第2項および第21条（当社が行う利用契約の解除）第4項に定める利用終了日、ならびに第12条（加入申込書記載事項の変更）第8項に規定する契約変更日に当社にゲートウェイを返還するものとします。なお、加入者が故意または過失によりゲートウェイを破損もしくは紛失し、または返還しない場合、加入者は、別表の7. に定める機器損害金を当社に支払うものとします。
5. 加入者は、当社が必要に応じて行うゲートウェイのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
6. 加入者は、当社が提供するゲートウェイ以外のゲートウェイを使用して本サービスを利用することはできません。なお、当社は、第三者から譲渡された当社販売ゲートウェイを使用する加入者への本サービスの提供について一切保証しないものとします。

サービス各種約款・規約

第37条(関連端末)
加入者は、第36条(ゲートウェイ)に定めるゲートウェイに加え、別表の1.(3)に定める関連端末のレンタル料を支払うことで関連端末を単独または組み合わせて利用することができます。なお、対象物件の通信環境や利用環境により、ゲートウェイおよび当社の通信設備と接続が可能な台数は異なります。
2. 前項により、加入者が当社より貸与を受ける関連端末については、故障が生じた場合、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。なお、加入者は関連端末を本来の用法に従って使用するものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者は関連端末の交換を請求できません。
3. 第1項により、当社より関連端末の貸与を受ける加入者は、第20条(加入者が行う利用契約の解約)第2項および第21条(当社が行う利用契約の解除)第4項に定める利用終了日、ならびに第12条(加入申込書記載事項の変更)第7項に規定する契約変更日に当社に関連端末を返還するものとします。なお、加入者が故意または過失により関連端末を破損もしくは紛失し、または返還しない場合、加入者は、別表の7. に定める機器損害金を当社に支払うものとします。
4. スマートロックを利用している加入者は、非接触型ICメディアを別表の3.(2)に定める販売価格を支払うことで追加購入することができます。加入者が当社より購入した非接触型ICメディアの所有権は、第24条(加入者の支払い義務)第3項に定める料金等の支払いが完了したときに加入者に移転するものとします。
5. 加入者は、特定の関連端末のみの解約を行う場合、第12条(加入申込書記載事項の変更)に規定する当社への申告をせず、加入者自身で関連端末の取り外しを行った場合は、料金の支払い義務は継続して発生するものとします。
6. 加入者は、当社が貸与する関連端末以外の関連端末を使用して本サービスを利用することはできません。

第9節　オプションサービス

第38条(オプションサービス利用の申し込み)
センサー等を利用する加入者は、本約款および東急セキュリティ株式会社(以下、「東急セキュリティ」といいます。)が定める「駆けつけサービス契約約款」(以下、「駆けつけ約款」といいます。)に同意することにより、オプションサービス(以下、「駆けつけサービス」といいます。)を申し込むことができます。この場合、加入者は、第7条(利用契約の申し込み)の規定に準じ、駆けつけサービス利用開始希望日の10日前までに当社に申し込むものとします。ただし、第7条(利用契約の申し込み)第1項の規定により、関連端末の申し込みと同時に駆けつけサービスを申し込む場合は、この限りではありません。
2. 当社は、第8条(申し込みの承諾)の規定に準じ、前項の申し込みを承諾しない場合があります。この場合、当社は当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
3. 駆けつけサービスの申し込み後、駆けつけ約款第7条により、東急セキュリティが発行する当該申し込みを承諾した旨の書面に記載された利用開始日を駆けつけサービスの利用開始日とします。

第39条(オプションサービスの内容と免責)
駆けつけサービスの内容は、駆けつけ約款第4条(本サービスの内容)に定めるとおりとします。
2. 当社は、出動の要請があった場合、依頼者の情報、センサーの反応の有無および警備対象物件の情報を確認します。なお、依頼者が加入者と異なる場合または警備対象物件に居住していない場合は、加入者の氏名、住所、連絡先を確認し依頼を受け付けます。
3. 当社は、前項に規定する情報が確認できない場合、依頼者からの出動の要請を承諾しない場合があります。
4. 東急セキュリティの出動後、駆けつけ約款に規定する警備報告書および当社から依頼者への電話連絡をもって対応を完了するものとします。なお、依頼者への電話連絡がつかない場合は、当該警備報告書をもって対応を完了するものとします。

第40条(オプションサービスの制限)
当社は、加入者が第18条(当社が行う本サービス提供の制限)第1項各号のいずれかに該当する場合には、駆けつけサービスを制限することがあります。
2. 当社は、前項の規定により、駆けつけサービスの提供を制限するときは、当該駆けつけサービスを利用する加入者に対しその理由および制限期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第41条(オプションサービスの休止)
当社は、第19条(当社が行う本サービス提供の休止)第1項各号のいずれかに該当する場合には、駆けつけサービスの提供を休止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により駆けつけサービスの提供を休止するときは、可能な限り事前にその理由、実施期日および実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第42条(オプションサービスの停止)
当社は、加入者が第17条(当社が行う本サービス提供の停止)第1項各号のいずれかに該当する場合には、駆けつけサービスの提供を停止することがあります。なお、加入者の希望による駆けつけサービスのみの停止を行うことはできません。
2. 当社は前項の規定により、駆けつけサービスの提供を停止するときは、当該駆けつけサービスを利用する加入者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第43条(オプションサービスの解約)
駆けつけサービスを利用する加入者は、毎月末日付にて駆けつけサービスのみを解約することができます。この場合、当該加入者は、解約希望日の10日前までに、当社に対し当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。
2. 当社が前項の通知を受理した日が属する月の末日を、当該駆けつけサービスの利用終了日と定めます。
3. 第20条(加入者が行う利用契約の解約)第1項の規定により利用契約が解約された場合、および第21条(当社が行う利用契約の解除)第1項、第2項の規定により本サービスの利用契約が解除された場合は、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用終了日に、駆けつけサービスを利用する加入者が駆けつけサービスを解約したものとして取り扱います。また、この日を当該駆けつけサービスの利用終了日と定めます。

第44条(オプションサービスの利用料金の支払い義務)
加入者は、駆けつけ約款の規定により、東急セキュリティより当社が譲り受けた債権(駆けつけ約款の規定により支払いを要することになった料金等に関わる債権)の額に相当する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。
2. 料金等のうち、駆けつけサービスの月額利用料の支払い義務は、駆けつけ約款第7条により、東急セキュリティが発行する書面に記載された利用開始日に発生するものとします。
3. 加入者は、料金等のうち、駆けつけサービスについては、当該月に加入者が東急セキュリティの警備員の出動要請を行った場合に別途出動料金を当社に支払うものとします。なお、加入者の度重なる誤作動および故意による出動要請を行った場合も同様とします。
4. 前項の支払い義務は、当該駆けつけサービスの利用開始日以降に加入者が東急セキュリティの警備員に出動要請を行った時点で発生するものとします。
5. 駆けつけサービスの提供が停止、制限、休止された場合の支払い義務は、第24条(加入者の支払い義務)第6項、第7項および第8項に準じるものとします。

第45条(利用契約終了に伴う料金等の精算方法)
月の途中で利用契約が解除されたときは、料金等は第43条(オプションサービスの解約)第2項または第3項に定める利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

第46条(オプションサービスの廃止)
当社は、都合により駆けつけサービスを任意の月の末日付けで廃止する場合があります。この場合、駆けつけサービス廃止日を駆けつけサービスの利用終了日と定めます。
2. 当社は、前項の場合には、駆けつけサービスを廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により当該駆けつけサービスを廃止する旨を告知します。ただし、当社の責めに帰せざる事由により当該駆けつけサービスを廃止する場合はこの限りではありません。

第47条(オプションサービスにおける約款の適用)
駆けつけサービスに関しては、駆けつけ約款を優先的に適用することとし、駆けつけ約款に特に記載のない事項に関しては本節の条項を適用するものとします。
2. 本節の条項に規定のない事項については、その他の節の条項を適用するものとします。

第10節　雑則

第48条(個人情報)
当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。
2. 加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

第49条(著作権等)
加入者が取得した映像データ等を除き、本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利を含む一切の権利は、当社および関係する権利保有者に帰属します。加入者は、本サービスのコンテンツを当社に無断で、複製、改変、蓄積、転送等をすることはできません。

第50条(映像データ等の管理責任)
本サービスにより加入者が取得した映像データ等は、加入者自身の責任において管理し、保管するものとします。
2. 当社は、前項に定める映像データ等の管理体制等について、一切関知しないものとし、責任を負わないものとします。

第51条(機密保持)
加入者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。
2. 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
4. 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

第52条(情報の削除等)
当社は、加入者による本サービスの利用が第53条(禁止事項)各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。
(1)第53条(禁止事項)各号に該当する行為をやめるように要求します。
(2)第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。
(3)加入者に対して、表示した情報の削除を要求します。
(4)事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます。
2. 前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第53条(禁止事項)
加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。
(1)機器一式を譲渡、貸入れする行為、または当社から貸与した機器一式を転貸する行為。
(2)機器一式を変更・分解・改変または付加物等を取付ける行為。ただし、天災、地変、またはその他の非常事態に際して保護する必要があるとき、もしくは保守の必要があるときを除く
(3)本アプリを改変し、またはリバースエンジニアリング(主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。)、逆コンパイル、逆アセンブルそのほかこれらに類する行為
(4)本アプリの全部または一部を複製、翻案する行為
(5)本アプリの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する行為
(6)本サービスを第三者が利用できる状態にする行為、またはその恐れのある行為。本サービスを利用して営利目的の活動をする行為、またはしようとする行為
(7)ユーザIDおよびパスワードを不正使用する行為
(8)当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
(9)当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
(10)当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
(11)詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつく恐れの高い行為
(12)わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
(13)薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつく恐れの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
(14)無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
(15)当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
(16)第三者になりすまして本サービスを利用する行為
(17)ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
(18)無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはその恐れのあるメールを送信する行為
(19)違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
(20)違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請け負い、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含む)する行為
(21)人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
(22)人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶ恐れの高い自殺の手段等を紹介する等の行為
(23)火災や事故等の危険な事象を引き起こす恐れのある行為
(24)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
(25)犯罪や違法行為に結びつく、またはその恐れの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
(26)公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
(27)法令に違反し、またはその恐れのある行為
(28)その他、本サービスの運営を妨げる等、当社が不適当と判断する行為

第54条(加入者の義務)
加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。
(1)加入者がネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従うこと
(2)加入者は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータおよび本アプリ内のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行うこと
(3)加入者は、本アプリおよび本サービスで提供するソフトウェアは全て最新のものをダウンロードおよびインストールすること

第55条(損害賠償の免責および特約事項)
当社が、第17条(当社が行う本サービス提供の停止)、第18条(当社が行う本サービス提供の制限)、第19条(当社が行う本サービス提供の休止)、第56条(本サービスの廃止)の規定により、本サービスの提供を停止、制限、休止、廃止したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 加入者が、第34条(加入者の維持責任)、第54条(加入者の義務)に規定する行為を怠ったことに起因し、本サービスに休止・制限等が発生したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 第13条(名義変更)の規定により、名義変更を行ったことによって加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 加入者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社およびソフトウェア開発企業は一切責任を負わないものとします。
5. ID、パスワードおよびスマートロック等の管理不十分や使用の過誤により加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
6. 加入者が、第22条(IDおよびパスワードの管理)第2項、第34条(加入者の維持責任)第1項、第49条(著作権等)、第51条(機密保持)第1項、第53条(禁止事項)および第54条(加入者の義務)について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。
7. 第20条(加入者が行う利用契約の解約)および第21条(当社が行う利用契約の解除)の規定により利用契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により利用契約が解除された場合はこの限りではありません。
8. 当社は、本サービスの提供の状態を確認するために、第48条(個人情報)の規定を遵守した上で、加入者の使用する関連端末と電気信号による通信を行うことができるものとします。
9. 当社は、次の各号に定める目的の範囲内で、加入者の本サービスの利用状況や機器一式の条件設定履歴等のログ情報、映像データ等を取得できるものとし、利用契約の終了後は、当社は当該加入者のデータ等について削除する権利を有するものとします。
(1)本サービスの運用・管理
(2)本サービスの障害発生時の原因究明とその障害復旧
(3)本サービスの利便性の向上
(4)本サービスの付加価値サービスの調査・開発
10. 当社は前項の目的についての分析・調査および助言等を専門的に行う第三者に、ログ情報を開示できるものとします。ただし、その場合、個人を特定できない形式に加工、抽象化した上で開示するものとします。
11. 当社は、当社のサーバに保管する加入者データのうち、機器一式の条件設定履歴等のログ情報、映像データ等の個人情報以外のデータについて、サーバ障害の復旧作業等による当該データ削除または加入者による当該データ削除に起因して加入者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとします。
12. 当社は加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとします。
13. 加入者は、天災、地変、またはその他の非常事態の際に第36条(ゲートウェイ)第2項、第3項および第37条(関連端末)第2項に規定する修理、交換、その他必要な措置が速やかに実施できない場合があることにあらかじめ同意するものとします。
14. 設置環境については、加入者が自己の責任により確保するものとします。なお、加入者は、設置環境により、本サービスの一部または全部の機能に制限が発生すること、または継続的に提供されない場合があることにあらかじめ同意するものとします。
15. 本サービスは、設置環境によって誤検知または非検知となる場合を含め、正確性、有用性、確実性および完全性を保証するものではありません。
16. 当社は、本サービスに係る工事完了の確認、障害時の対処その他緊急事態の場合にのみ加入者の承諾のもと、映像データ等の閲覧等を行うものとします。なお、当該行為にかかる責任は全て加入者が負うものであり、その後当社に対して一切の異議を唱えないことを、あらかじめ承諾するものとします。
17. 当社は、第8項、第9項、第10項、第12項、第13項、第14項、第15項および第16項の規定に起因し、加入者に何らかの損害、損失、不利益等が発生したとしても責任を負いません。

第56条(本サービスの廃止)
当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。
2. 当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。
3. 当社は、都合により特定の関連端末を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、加入者は第12条(加入申込書記載事項の変更)第3項の規定に基づき別の関連端末への変更を請求することができます。請求を行わなかった加入者に関しては、別途当社が定める場合を除き、本サービスを廃止する日をもって当該加入者との利用契約を解除します。
4. 当社は、前項の場合には、当該関連端末を利用する加入者に対し当該関連端末を廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により当該関連端末を廃止する旨を告知します。

第57条(関連法令の遵守)
当社は、本約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第58条(国内法令の準拠)
本約款は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第59条(定めなき事項)
本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、および加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付　則
(1)当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。
(2)本約款は、平成27年8月1日より施行します。

●クレジットカード支払いに関する特約

1. 加入者は、料金等を、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
2. 加入者は、加入者から当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、加入者が指定したクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が指定したクレジットカード以外で当社が料金等の請求をした場合も、加入者は、当該請求に基づき支払うものとします。
3. 加入者が指定したクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、加入者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
4. 当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。

別表(本表に記載する金額は全て税抜きです。別途、消費税等相当額を支払うものとします)

1. 月額利用料金

(1)基本利用料
ゲートウェイ1台毎に以下の基本利用料が発生します。

対象となる本サービス加入者	月額利用料金
対象サービス加入者(*1)	1,980円(*3)
対象サービス未加入者(*2)	2,980円

(*1)別表の2. のいずれかを利用している本サービス加入者とします。
(*2)別表の2. のいずれも利用していない本サービス加入者とします。
(*3)別表の2. に定める対象サービス品目を利用しており、対象サービス加入者用の月額利用料(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目をすべて停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未加入者用の月額利用料金(2,980円)に変更するものとします。
※上記の月額利用料金には、「イッツコム テレビ・プッシュ契約約款」別表の1. に掲げる月額利用料1台分が含まれます。

(2)ゲートウェイ月額レンタル料

ゲートウェイ	300円/台

(3)関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料金
IPカメラ	500円/台
ドア・窓センサー	200円/台
広域モーションセンサー	200円/台
狭域モーションセンサー	200円/台
家電コントローラー(*1)	700円/台
スマートロック(*2)	700円/台

(*1) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。
(*2) スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。

(4)オプションサービス

オプションサービス	月額利用料金
駆けつけサービス(*)	1,000円/世帯

(*)出動料金は別途発生します。

2. 特定のサービス品目

サービス名	品目等
ケーブルインターネットサービス契約約款	かっとびメガ160　かっとびプラス かっとびワイド　かっとびジャスト
かっとびMANSION LAN インターネット利用サービス契約約款	かっとびMANSIONLAN インターネットサービス(*)

(*)第5条に定める提供区域内に限ります。

3. 販売価格
(1)ゲートウェイ販売価格

ゲートウェイ販売価格	18,000円/台

(2)非接触型ICメディア販売価格

カードキー	1,000円/枚

4. 出動料金
オプションサービスで定める駆けつけサービスにおいて、出動を要請した場合の料金は以下のとおりとします。

出動料金	5,000/回

5. 契約事務手数料

契約事務手数料	3,000円

6. 工事費用
別途見積もり

7. 機器損害金

機器一式	機器損害金(課税対象外)
ゲートウェイ	16,000円/台
IPカメラ	20,000円/台
ドア・窓センサー	6,000円/台
広域モーションセンサー	6,000円/台
狭域モーションセンサー	6,000円/台
家電コントローラー	25,000円/台
スマートロック	35,000円/台

サービス各種約款・規約

駆けつけサービス契約約款

第1条（約款の適用）
東急セキュリティ株式会社（以下「当社」と表示します）は、当社の定める「駆けつけサービス契約約款」（以下「本約款」と表示します）および全国警備業協会の定める「消費者契約に関するガイドライン」に基づき、当社と駆けつけサービス契約（以下「本契約」と表示します）を締結している者（以下「加入者」と表示します）および本契約に基づき駆けつけサービス（以下「本サービス」と表示します）を利用する者（以下「利用者」と表示します）に対し、本サービスを提供します。当社は、イッツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「イッツコム」と表示します）と加入者とで締結するインテリジェントホーム利用契約（以下「主契約」と表示します）に付随するサービスとして、集合住宅（マンション等）に居住する加入者および利用者に対し、本サービスを提供します。なお、本約款は、本約款の定めをインテリジェントホーム契約約款（以下「主契約約款」と表示します）の定めに優先して適用することとし、本約款に定めのない事項に関しては主契約約款の条項を適用するものとします。
2. 加入者と利用者が異なる場合は、加入者は利用者に必要な情報を提供するものとし、加入者は、本契約の全責任を負います。

第2条（警備業者）
名称：東急セキュリティ株式会社　代表取締役：波戸覺
本社所在地：東京都世田谷区太子堂4丁目1番1号
代表番号：03(6866)7101

第3条（警備対象物件）
本契約により本サービスを提供する対象となる物件（以下「警備対象物件」と表示します）の名称および所在地は所定の加入申込書に記載の通りとします。

第4条（本サービスの内容）
本サービスは、イッツコムのインテリジェントホーム（以下「主サービス」と表示します）によって宅内に設置したセンサーが反応を検知し、それを加入者または利用者が異常と認識した場合に、加入者または利用者がイッツコムに依頼をすることで、当社の警備員が第3項に定める出動対応をするサービスです。なお、イッツコムにてセンサーが反応を検知したことが確認できない場合には、当社は本サービスを提供できません。また本サービスにおいて、当社は警備対象物件の鍵のお預かりはしません。
2. 本サービスは、加入者または利用者の依頼に基づき警備員が出動し、警備対象物件の玄関扉、その他開口部および玄関外回りの異常（破損・出火・発煙・臭気・異音等）の有無を確認し、必要に応じて一時対処、警察・消防機関やガス会社等への通報、依頼者への連絡等、所定の処置をとります。なお、警備対象物件がオートロック等であることにより玄関扉まで警備員が到達できない場合には、緊急時であっても外周による確認にとどまるため、十分な対応をとれない場合があります。
3. 当社およびイッツコムは、加入者または利用者より出動依頼があった場合は、以下の流れで対応を行います。
①イッツコムは、出動の要請があった場合に、依頼者の情報、センサー反応の有無および警備対象物件の情報を確認します。依頼者が加入者と異なる場合または警備対象物件に居住していない加入者の場合は、加入者の氏名、住所、連絡先を確認し依頼を受け付けます。
②出動の場合は、常時（24時間）、待機所より警備対象物件へ、1人もしくは複数名の警備員が公安委員会に届け出た、当社所定の制服および装備一式を着用の上、自動車等により出動します。また、「警備報告書」に内容を記録し警備対象物件に提出することで対応を完了したものとします。
③当社の警備員は業務の履行に必要な知識、技能を有しています。
④緊急の場合は、その状況に応じた臨機の処置（警備対象物件の必要最小限での建物の破損等）をとることができるものとします。これにより発生する警備対象物件の損害について、当社はその責任を負いません。また、警察・消防機関・ガス会社等による入口扉等の破壊についても、当社はその責任を負いません。
⑤本サービスは、警備業法に定める機械警備業務には該当しないため、警備対象物件に到着するまでの時間をお約束することはできません。
4. 当社は、加入者に対し、セキュリティステッカーを貸与します。セキュリティステッカーは警備対象物件にのみ貼付できるものとし、加入者がセキュリティステッカーをその他の物件に譲渡することはできません。

第5条（本契約の申し込み）
本サービスの利用申し込みをする個人または法人（以下「申込者」と表示します）は、本約款を承認の上、主契約約款第38条に定める通り、所定の加入申込書に必要事項を記載してイッツコムを介して当社に提出するものとします。

第6条（申し込みの承諾）
当社およびイッツコムは、申し込みの承諾について主契約約款第38条に準ずるものとし、本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。
①申込者が本約款に違反する恐れがある場合
②申し込み内容に虚偽の記載があった場合
③申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合
④本サービスの提供が著しく困難である場合
⑤その他、主規約または本契約締結が不適当である場合
2. 前項の規定により、当社が本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合は、当社は、申込者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。

第7条（本契約の成立と利用開始日）
申込者からの本サービスの申し込みに基づき、当社にて必要な手続きを行い、その申し込みを受け付け、当社より加入者に本サービスの利用開始日が記載された書面を発行します。なお、この書面の発行をもって本契約が成立したものとします。

第8条（契約期間・更新期間）
契約の有効期間は、前条に定める利用開始日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の書類により何等の意思表示もない場合には、引き続き、1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第9条（加入申込書記載事項の変更）
加入者は、加入申込書に記載した電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座などの変更がある場合には、イッツコムに対しイッツコムの定める方法により通知するものとします。
2. 当社は、本約款第6条の規定に準じ、第1項の請求および通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
3. 第1項の規定による変更の場合は、提出された書類をイッツコムが受領した日を、原則として当該契約変更日とします。
4. 当社が特に認める場合に限り、加入者は、本条に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。
5. 警備対象物件が変更となる場合は、本契約を解約し、新たに契約するものとします。

第10条（名義変更）
加入者が本契約の名義変更を希望する場合は、主契約約款第13条第3項に定められた手続きを行い、その内容が本契約にも適用されるものとします。
2. 前項の名義変更により、本契約を継承する者は、加入者が負う一切の義務を継承するものとします。

第11条（権利譲渡の禁止）
加入者は、当社が特に認める場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

第12条（サービス提供の停止）
次の場合は本サービスは提供できないことがあります。
(1)天災・地変その他の非常事態が発生した場合。
(2)次の各号に該当する場合。
①本約款第15条に規定する本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠る恐れがある場合
②加入申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
③その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合
(3)主サービスの提供ができない状態にある場合。

第13条（加入者が行う本契約の解約）
加入者は、毎月末日付にて本サービスを解約することができます。この場合、当該加入者は、解約希望日の10日前までに、イッツコムに対しイッツコムの定める方法により通知するものとします。
2. イッツコムが前項の通知を受理した日が属する月の末日を、本サービスの利用終了日と定めます。
3. 主契約が解約または解除された場合は、前二項の規定にかかわらず、主サービスの利用終了日に、本サービスを解約したものとして取り扱います。また、この日を本サービスの利用終了日と定めます。
4. セキュリティステッカーは、当社から加入者への貸与物です。従って本契約の解約時は必ず加入者より当社にご返却いただきます。なお、原則として加入者ご自身でセキュリティステッカーを剥がしていただくものとし、セキュリティステッカーを剥がす際に貼り付け部分およびその周りに傷がついた場合（当社スタッフが加入者の代わりにセキュリティステッカーを剥がした場合を含みます）、これについて当社は責任を負いかねます。

第14条（当社が行う本契約の解除）
当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本約款第8条の規定にかかわらず、本契約を解除することができるものとします。
(1)本約款第12条(2)の規定により本サービスの利用を停止された加入者が、当社の定める期間内にその原因となった事由を解消しない場合
(2)その他当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により、本サービスの提供が困難な場合
2. 当社は、加入者が本約款第12条(2)に該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条の定める本サービスの提供の停止をすることなくその本契約を解除することができるものとします。
3. 当社は、第1項および前項の規定により本契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 第1項および第2項の規定により本契約が解除されたときは、本契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。

第15条（料金等）
本サービスに関わる料金等は、別表に定めるとおりとします。
当社は、料金等を改定することがあります。この場合、当社は改定の1ヶ月前までに、イッツコムホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。

第16条（消費税等相当額の加算）
当社は、料金その他の請求において、別途消費税相当額を加算するものとします。
2. 当社は、前項の加算に伴い1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとします。
3. 消費税法、地方税法の改正またはその他の法律の制定があった場合、消費税等の額は、その税率の改正等または新たな税制の創設に基づく税額に改正されることとします。

第17条（料金の支払い）
加入者は、本約款第15条に定める料金等、当社が加入者に対して有する債権を当社がイッツコムに譲渡することを承諾します。この場合において、当社およびイッツコムは、加入者への個別の通知または譲渡承諾の請求を省略するものとします。
2. 前項の規定により、当社が譲渡する債権に関する取扱いについては、イッツコムが定めるとおりとします。
3. 加入者は、第1項の規定により、当社がイッツコムに譲渡した債権の額に相当する料金等をイッツコムに支払う義務を負うものとします。
4. 加入者は、当社が本サービスの提供を開始する日の属する月の翌月1日から本約款第15条に定める月額利用料金を、前三項に基づきイッツコムに支払うものとします。
5. 加入者は、本約款第7条に規定する利用開始日以降に加入者または利用者がイッツコムに出動依頼をした時点で本約款第15条に定める出動料金を支払う義務を負うものとし、第1項、第2項および第3項に基づきイッツコムに支払うものとします。

第18条（契約料金等の請求時期および支払い期日等）
当社は本約款第15条に定めた利用料金をイッツコムから請求するものとし、加入者は前条の支払い義務に基づき、イッツコムに支払うものとします。なお料金等の請求時期および支払い期日等は主契約約款第25条に準じるものとします。

第19条（本契約終了時に伴う料金等の精算方法）
本約款第13条または本約款第14条の規定により、月の途中で本契約が解約または解除されたときは、料金等は本約款第13条または本約款第14条に定める利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

第20条（遅延損害金）
加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第21条（損害賠償）
当社は、本約款に基づくサービスの提供時に損害が発生した場合について、以下の通り定めます。ただし、損害の賠償は加入者または利用者と当社の間で行うものとします。
(1)当社の責による加入者または利用者への損害賠償
①損害賠償の対象
当社の故意または過失から、直接加入者または利用者に与えた損害
※当社の駆けつけ業務が適正に履行された場合は、その責任を負いません。
②賠償額
当社は法律上の賠償責任に基づき次の賠償額を限度として加入者または利用者に損害金をお支払いします。ただし、加入者または利用者は上記損害発生の日（旅行等の長期外出時は帰宅後）から10日以内に、書面にて当社にその賠償請求を行うものとします。
(1)人的損害・物的損害併せて1事故につき10億円まで。
(2)前号にかかわらず、現金・貴重品については損害総額で1億円まで。
なお、ここでいう現金・貴重品とは、貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品および骨とう品、その他これらに類する財物とします。
(2)加入者または利用者の義務・債務の不履行時における損害賠償
本約款第14条における加入者事由により本契約が解除された際は、当社に発生した損害および弁護士費用等について、当社は加入者または利用者に請求する権利を有するものとします。
(3)免責事項
以下の項目に該当する場合、当社は責任を負わないものとします。
①本約款に定めた各条項を加入者または利用者が履行しないことに起因する損害。
②加入者または利用者が本サービスに関わる料金等を支払わない間に発生した損害。
ただし、この場合、加入者は未払い契約料金の支払い義務を引き続き有するものとします。
③加入者または利用者の故意または過失による損害。
④サービス提供に関係する設備および通信回線の故障、機能不良等に起因する損害。
⑤天災地変その他不可抗力により加入者または利用者が被った損害。
⑥屋外に所在する加入者または利用者の財物について発生した損害。
⑦現金・貴重品について、警備対象物件においてこれを容易に持ち運び可能な状態に保管してあった場合（例：現金を机の上に放置したまま外出する等）に生じた損害。
⑧やむを得ない事情により、当社が本サービスの提供が出来ないと判断した事により発生した損害。
⑨その他当社の責に帰さない事由による損害。

第22条（本サービスの廃止）
当社は、都合により本サービスを任意の月の末日付けで廃止する場合があります。この場合、本サービス廃止日を本サービスの提供終了日と定めます。
2. 当社は、前項の場合には、本サービスを廃止する日の3ヶ月前までに、イッツコムホームページ上での掲載等、イッツコムの定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。ただし、当社の責に帰さない事由により本サービスを廃止する場合はこの限りではありません。
3. 主サービスが主契約約款56条に基づき廃止される場合には、主サービスの廃止日を本サービスの廃止日とし、その日を本サービスの利用終了日と定めます。

第23条（個人情報の取り扱い）
加入者の個人情報の取り扱いについては、当社ホームページに定めます。
ただし、以下の者は当社が加入者の個人情報を提供する第三者であることを加入者は予め同意するものとします。
①イッツコム
②当社および①の業務委託会社
③当社および①における、それぞれの顧問弁護士・税理士・会計監査人

第24条（クーリングオフ）
本サービスは訪問販売等に関する法律（クーリングオフ制度）の対象となります。
2. 利用開始日を含む8日間は、サービスの提供を受けた場合においても、書面（ハガキ等）により本契約の解除を行う事ができます。解除の効力は書面を発信したとき（郵便消印日付）より生じます。ただし、サービスの対価が3,000円未満の場合は、クーリングオフ制度の対象となりません。
3. 本契約が解除された場合、既に代金の一部を支払われている場合は、直ちにその金額を返還します。
4. 本契約が解除された場合、当社は加入者に、解除自体から生じた損害の賠償を請求しません。

第25条（反社会的勢力の排除）
加入者および当社は、相手方に対し、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」と表示します）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. 加入者および当社は、相手方に対し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告することなく本契約を解除することができるものとします。
①暴力団等反社会的勢力である場合
②暴力団等反社会勢力が事業活動を支配し、または反社会的勢力に不当な資金提供を行うなど、社会的に不相当な関係を有する法人その他の団体である場合
③法人その他の団体で、その役員または従業員のうちに暴力団等反社会的勢力に該当する者のあるもの
④加入者、当社、もしくはそれぞれの関係会社の従業員に対し、暴力、脅迫、詐術等その他違法行為または不当な手段を用いて要求行為、その他の不法行為を行った場合
3. 加入者または当社が、前項の規定により、本契約を解除した場合には、これによる相手方の損害を賠償する責を負わないものとします。
4. 第2項の規定により加入者または当社が、本契約を解除した場合において、相手方は解除者に生じた損害について賠償する責めを負うものとします。

第26条（再委託）
当社は、本約款に定める当社のサービス提供業務の一部を事前に加入者に承諾を得ることなくイッツコムなどの第三者に再委託することができるものとします。

第27条（権限）
当社が本サービスを提供するために必要な権限は、加入者が当社に付与し、業務の指揮運営の権限は当社に属するものとします。

第28条（本約款の変更）
本約款は、加入者の契約期間中に変更となった場合、イッツコムホームページ上にて最新版を告知させていただくものとします。

第29条（本サービスに関する要望・苦情等の受付窓口）
東急セキュリティ株式会社 営業担当 電話番号：03(6866)7109

第30条（関連法令の遵守）
当社は、本約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第31条（管轄裁判所）
本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じた時は、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第32条（協議事項）
本約款および主契約約款に定めのない事項について疑義が生じた場合は、加入者と当社において誠意をもって協議するものとします。

附則
本約款は、平成27年8月20日から適用します。

別表（本表に記載する金額は全て税抜きです。別途、消費税等を支払うものとします）

1. 月額利用料金
本サービスにおいて、月額利用料金は以下のとおりとします。

サービス	月額利用料金
駆けつけサービス	1,000円/世帯

※出動料金は別途発生します。

2. 出動料金
本サービスにおいて、出動を要請した場合の料金は以下のとおりとします。

出動料金	5,000円/回

サービス各種約款・規約

イッツコム テレビ・プッシュ契約約款

第１節　総則

第１条（約款の適用）
イッツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号、以下「法」といいます。）およびその他の法令に従うとともに、当社の定める「イッツコム テレビ・プッシュ契約約款」（以下「本約款」といいます。）により、イッツコム テレビ・プッシュ（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第２条（約款の変更）
当社は、本約款を、当社とイッツコム テレビ・プッシュ利用契約（以下「利用契約」といいます。）を締結している者（以下「加入者」といいます。）の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。
２．本約款を変更する場合、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける加入者に対し、当社の定める方法により告知します。

第３条（用語の定義）
本約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用　語	用語の意味
世帯	同一の住居で起居し、生計を同じくする者の集団
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人または法人
IPボックス	本サービスを利用する上で必要な、インターネット回線を介しテレビに接続する専用受信端末（専用リモコン・電源ケーブルを含む）
サーバ	ＩＰボックスに対して、保有している機能やデータを提供する機器
コンテンツ	本サービスで配信する情報内容、画面、音声や映像等
提携事業者	当社と提携し、本サービスを提供するため、サーバやコンテンツを保有する事業者
当社や提携事業者の通信設備	本サービスを提供する上で必要なサーバ等の通信機器
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響または映像を送り、伝え、または受けること
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを目的とするサービス
ソフトウェア	当社および提携事業者の通信設備とデータ通信を行うため、または各種情報を表示するためＩＰボックスに搭載されたシステム
画像データ等	当社および加入者等より送られた写真、画像データ等
料金等	本サービスに関し、加入者が当社に対し支払うべき別表に定める対価等
ＩＤ	本サービスを利用するための各種識別番号
消費税等相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第４条（本サービスの内容）
本サービスは、ＩＰボックスを介して利用するものとし、本サービスの内容は以下のとおりとします。
（１）緊急地震速報や災害気象情報等の防災情報の取得
（２）降雨情報や鉄道運行情報等の生活情報の取得
（３）インテリジェントホーム契約約款に定めるインテリジェントホームと連動した情報の取得
（４）画像データ等の投稿・閲覧
２．本サービスは、当社指定のＩＰボックスのみで利用できるものとします。
３．当社は、第１項に定める本サービスの内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

第５条（提供区域）
当社は、法第１０条の規定に基づき総務大臣に申請した区域において本サービスを提供します。
２．前項に定める本サービス提供区域の詳細は、当社ホームページ等、当社が別途掲載するものとします。

第２節　利用契約

第６条（利用契約の単位と契約の有効期間）
利用契約の締結は、世帯ごとに行います。
２．契約の有効期間は、契約成立日から１年間とします。ただし、契約の有効期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社指定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き、１年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第７条（利用契約の申し込み）
申込者は、本約款を承認の上、当社所定の加入申込書に次の事項を記載して当社に提出するものとします。
（１）申込者の住所および氏名または所在地、商号および代表者
（２）利用を希望するＩＰボックスの台数
（３）その他必要事項
２．申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。
３．申込者である個人が成年被後見人または被保佐人の場合は、それぞれ成年後見人または保佐人の同意を必要とします。

第８条（申し込みの承諾）
当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。
（１）申込者が本約款に違反するおそれがある場合
（２）申し込み内容に虚偽の記載があった場合
（３）本サービスの提供が著しく困難である場合
（４）その他、利用契約締結が不適当である場合
２．前項の規定により、当社が本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合は、当社は、申込者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。

第９条（利用契約の成立）
利用契約は、本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。
２．前項に規定する申し込みを当社が承諾した日を、原則として当該契約成立日とします。

第１０条（利用開始日）
利用契約成立後、初めてＩＰボックスが設置された日を、本サービスおよび当該ＩＰボックスの利用開始日と定めます。また、第12条（加入申込書記載事項の変更）第２項の規定によりＩＰボックスが追加されたとき、または第35条（ＩＰボックスの修理・交換）第５項の規定によりＩＰボックスが再購入されたときは、当該ＩＰボックスが設置された日を、当該ＩＰボックスの利用開始日と定めます。

第１１条（利用の条件）
加入者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要なインターネット固定回線、通信機器、電源、テレビ、ＩＰボックス接続用入力端子（以下「設置環境」といいます。）を準備するものとします。
２．前項に定めるインターネット固定回線については、有線により常時接続されていることを前提とします。なお、インターネット固定回線にモバイル端末は利用できません。

第３節　契約事項の変更

第１２条（加入申込書記載事項の変更）
加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座等の変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。
２．加入者は、ＩＰボックスの追加を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
３．加入者は、加入者がＩＰボックスを複数台利用している場合、毎月末日付にて、特定のＩＰボックスのみの解約を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
４．当社は、第８条（申し込みの承諾）の規定に準じ、第１項から第３項の請求および通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
５．第２項および第３項に規定する請求を当社が承諾する場合は、提出された書類に記載された契約変更希望日を、原則として当該契約変更日とします。第１項の規定による変更の場合は、提出された書類を当社が受領した日を、原則として当該契約変更日とします。ただし、第７項の場合においては、別途定める日を当該契約変更日として取り扱うものとします。
６．当社が特に認める場合に限り、加入者は本条に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。

第１３条（名義変更）
加入者は、契約名義を変更することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。
（１）加入者の改称
（２）承継
（３）譲渡
２．前項第２号または第３号の場合は、新契約者が旧契約者の未払い金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。
３．前２項の規定により契約名義を変更しようとする加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、名義変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
４．前各項の名義変更により、契約を承継する者は、加入者が負う一切の義務を承継するものとします。

第１４条（権利譲渡の禁止）
加入者は、第１３条（名義変更）の場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

第１５条（設置場所の変更）
加入者は、本サービスを提供するにあたり必要なＩＰボックスおよびHDMIケーブル等（以下「ＩＰボックス等」といいます。）の設置場所の変更を請求することができるものとします。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、当該変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
２．当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
（１）加入者の属する世帯が所有するものではない住居等への変更請求であって、所有者の承諾が得られていない場合
（２）当該変更により、本サービスの提供が困難となるおそれがあると当社が判断した場合
３．加入者は、転居に伴う設置場所の変更により、本サービスの内容が異なる場合があることをあらかじめ同意するものとします。
４．当社が特に認める場合に限り、ＩＰボックス等の設置場所の変更に伴う作業を加入者が行えるものとします。
５．当社が定めた要件を満たす加入者については、ＩＰボックス等の設置場所の変更にかかる手続きを簡略化できることがあるものとします。

第４節　本サービス提供の停止等

第１６条（加入者が行う本サービスの一時停止）
加入者は、本サービスの提供の一時停止を希望する場合には、その期間を定め、当社所定の書類に必要事項を記入して、当該一時停止希望日の10日前までに当社に提出するものとします。また、申し出た期間の変更を希望する場合も同様に、当社所定の書類に必要事項を記入して当社に提出するものとします。申し出た期間もしくは第３項に定める最長期間が満了した場合、本サービスの提供の一時停止は終了して、速やかに、本サービスの提供が再開されるものとします。なお、当社が特に認める場合を除き、本サービスの提供が再開された後１年以内に再度一時停止を申し出ることはできないものとします。
２．当社は、第24条（加入者の支払い義務）の規定にかかわらず、一時停止をしている加入者に対し、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間における料金の支払い義務を免ずるものとします。なお、停止した日の属する月および再開する日の属する月の料金は、日割り計算による精算は行わないものとします。
３．第１項の一時停止期間は、一時停止の開始日より最長１年とします。
４．当社が定めた要件を満たす加入者については、第１項に定める一時停止手続きについて簡略化できることがあるものとします。

第１７条（当社が行う本サービス提供の停止）
当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。
（１）第24条（加入者の支払い義務）に規定する本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠るおそれがある場合
（２）加入申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
（３）第18条（当社が行う本サービス提供の制限）第１項第２号の規定により、当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合
（４）第22条（ＩＤおよびパスワードの管理）第２項、第32条（加入者の維持責任）第１項、第37条（著作権等）、第40条（機密保持）第１項、第42条（禁止事項）、および第43条（加入者の義務）の規定に違反した場合
（５）第22条（ＩＤおよびパスワードの管理）第３項の規定による場合
（６）第41条（情報の削除等）第１項第１号ないし第３号の要求を受けた加入者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合
（７）その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合
２．当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第１８条（当社が行う本サービス提供の制限）
当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を制限することがあります。
（１）天災・地変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、当社や提携事業者が通信設備の一部または全部に通信で接続することができなくなったとき
（２）加入者が、当社や提携事業者の通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行ったとき
２．当社は、前項第１号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
３．当社は、第１項第２号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第１９条（当社が行う本サービス提供の休止）
当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。
（１）当社や提携事業者の通信設備の保守上またはメンテナンス上やむを得ない場合
（２）当社や提携事業者の通信設備に障害が発生した場合
（３）第18条（当社が行う本サービス提供の制限）第１項第１号の規定により、当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合
（４）その他の事由により、本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合
２．当社は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に、その理由および実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第５節　利用契約の解除

第２０条（加入者等が行う利用契約の解約）
加入者は、第６条（利用契約の単位と契約の有効期間）第２項の規定にかかわらず、毎月末日付にて、利用契約を解約することができます。この場合、当該加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
２．前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を本サービスの利用終了日と定めます。なお、第３項の場合においては、別途定める日を当該契約解約日として取り扱うものとします。
３．当社が定めた要件を満たす加入者については、本条で定める解約手続きについて簡略化できることがあるものとします。

第２１条（当社が行う利用契約の解除）
当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第６条（利用契約の単位と契約の有効期間）第２項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。
（１）第17条（当社が行う本サービス提供の停止）第１項の規定により本サービスの利用を停止された加入者が、当該停止期間内にその原因となった事由を解消しない場合
（２）第12条（利用の条件）に定める設置環境が整っておらず、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合
（３）その他当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により、本サービスの提供が困難な場合
２．当社は、加入者が第17条（当社が行う本サービス提供の停止）第１項各号のいずれかに該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。
３．当社は、第１項および前項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
４．第１項および第２項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。

第６節　IDおよびパスワード

第２２条（IDおよびパスワードの管理）
当社は、契約の成立に伴い、加入者にＩＤを付与します。加入者は、パスワードを自ら設定、変更し、当社に対し、当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。
２．加入者は、ＩＤおよびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。
３．加入者は、ＩＤおよびパスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該ＩＤによるサービスの提供を停止します。ただし、第三者の不正使用により加入者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。
４．加入者が第２０条（加入者が行う利用契約の解約）の規定により利用契約を解約する場合、もしくは第21条（当社が行う利用契約の解除）の規定により、利用契約が当社により解除された場合、利用終了日以降、当該加入者はＩＤとパスワードを利用する権利を失うものとします。

第７節　料金等

第２３条（料金等）
料金等は、別表の１．、別表の４．、別表の５．、別表の６．、別表の７．および別表の８．に定めるとおりとします。
２．当社は、前項に定める料金等を改定することがあります。この場合、当社は改定の１カ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。

第２４条（加入者の支払い義務）
加入者は、その契約内容に応じ、第23条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。なお、第12条（加入申込書記載事項の変更）の規定により加入者の契約内容が変更されたときは、加入者は変更後の契約内容に応じ、第23条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。
２．料金等のうち、月額利用料金の支払い義務は、第10条（利用開始日）に規定する利用開始日に発生するものとします。
３．料金等のうち、ＩＰボックス料金等の支払い義務は、第28条（ＩＰボックス等の設置および費用負担）に規定するＩＰボックス等の設置が完了した日に発生するものとします。
４．料金等のうち、移設料金の支払い義務は、第29条（ＩＰボックス等の移設および費用負担）に規定するＩＰボックス等の移設が完了した日に発生するものとします。
５．料金等のうち、修理料金の支払い義務は、第35条（ＩＰボックスの修理・交換）に規定するＩＰボックスの修理が完了し、かつ、設置が完了した日に発生するものとします。
６．料金等のうち、再購入料金の支払い義務は、第35条（ＩＰボックスの修理・交換）に規定するＩＰボックスの交換が完了した日に発生するものとします。
７．第17条（当社が行う本サービス提供の停止）の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていてもものとします。
８．第18条（当社が行う本サービス提供の制限）の規定により、本サービスの提供が制限された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていてもものとします。
９．第19条（当社が行う本サービス提供の休止）の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていてもものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、本サービスを全く利用出来ない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続10日以上この状態が継続したときは、対象となる加入者に対し当該月の料金等の支払い義務を免ずるものとします。

第２５条（料金等の請求時期および支払期限等）
当社は、利用契約成立後、支払期限を定めて加入者に料金等を請求します。なお、料金等の金額計算で１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。
２．前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該料金等に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。
３．加入者は、第１項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。

第２６条（利用契約終了時に伴う料金等の精算方法）
第21条（当社が行う利用契約の解除）第１項、第２項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、料金等は第21条（当社が行う利用契約の解除）第４項に定める利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

第２７条（遅延損害金）
加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.6％の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第８節　IPボックス等

第２８条（ＩＰボックス等の設置および費用負担）
ＩＰボックス等の設置は当社が行うものとし、加入者は、設置に要する費用を負担するものとします。なお、設置に要する費用は、別表の４．に定めるＩＰボックス料金等に含まれます。

第２９条（ＩＰボックス等の移設および費用負担）
当社が第15条（設置場所の変更）第１項の規定に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、当社によりＩＰボックス等を移設します。この場合、加入者は、当該移設に要する費用を負担するものとします。
２．移設に伴い、加入者が所有、占有する建物、家財、業務用の設備、什器等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。

第３０条（ＩＰボックス等の設置場所の無償使用）
当社は、ＩＰボックス等を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する建物、家財、業務用の設備、什器等を無償で使用できるものとします。
２．加入者は、利用契約の締結について、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第３１条（便宜の供与）
加入者は、当社または当社の指定する業者がＩＰボックス等の検査、修復等を行うために、加入者の建物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

第３２条（加入者等の維持責任）
加入者は、ＩＰボックス等を、善良な管理者の注意をもって取り扱い、本約款に適合するよう利用するものとします。また、本サービスを維持するために必要な設置環境についても加入者の責任において管理するものとします。
２．加入者の故意または過失により、ＩＰボックス等に故障が生じた場合には、加入者はその修復に要する費用を負担するものとします。

第３３条（故障）
本サービスに異常が生じた場合、加入者はＩＰボックス等の異常がないことを確認の上、当社に通知するものとします。この場合、当社または当社の指定する業者は、速やかに当社や提携事業者の通信設備を調査し、適切な措置を講じます。ただし、加入者が利用する通信機器や他の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに起因する異常については、この限りではありません。
２．前項の調査の結果、異常、故障が加入者の責に帰すべき事由によるものであった場合、または当社や提携事業者の通信設備に故障のないことが明らかな場合は、その調査または修理に要した費用は加入者が負担するものとします。

第３４条（ＩＰボックス）
加入者は、ＩＰボックスを当社より購入または別表の１．（２）に定めるＩＰボックスのレンタル料を支払うことで貸与を受けることができます。なお、当該購入料金は、別表の４．に定めるＩＰボックス料金等に含まれます。
２．前項により、加入者が当社より購入したＩＰボックスの所有権は、第24条（加入者の支払い義務）第３項に定める料金等の支払いが完了したときに加入者に移転するものとします。
３．加入者は、当社が必要に応じて行うＩＰボックスのソフトウェアバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
４．加入者は、当社がＩＰボックスを１日１回当社指定の時間に再起動を実施することに同意するものとします。
５．第１項により、当社よりＩＰボックスの貸与を受ける加入者は、第２０条（加入者が行う利用契約の解約）第２項および第２１条（当社が行う利用契約の解除）第４項に定める利用終了日、ならびに第１２条（加入申込書記載事項の変更）第５項に規定する契約変更日に当社にＩＰボックスを返還するものとします。なお、加入者が故意または過失によりＩＰボックスを破損もしくは紛失し、または返還しない場合、加入者は、別表の８．に定める機器損害金を当社に支払うものとします。
６．加入者は、第３項のＩＰボックスのソフトウェアバージョンアップ時や前項のＩＰボックスの再起動時には、本サービスの提供が一時停止することにあらかじめ同意するものとします。
７．加入者は、当社が提供するＩＰボックス以外のＩＰボックスを使用して本サービスを利用することはできません。なお、当社は、第三者から譲渡された当社販売ＩＰボックスを使用する加入者への本サービスの提供について一切保証しないものとします。

第３５条（ＩＰボックスの修理・交換）
加入者は、ＩＰボックスに故障、毀損等が生じた場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
２．当社は、前項の通知を受領後、当社にてＩＰボックスの故障、毀損等を確認した場合、正常なＩＰボックス（以下「代品」といいます。）を提供し、その代品を当社または当社の指定する業者が本サービスを利用可能な状態にして設置するものとします。なお、加入者は、故障、毀損等が生じたＩＰボックスにインストールされたデータ、設定内容が消去されることがあることを了承するものとします。
３．前項において提供する代品は、故障、毀損等が生じたものと同一機種または同等の機能を有する新品または再生品とします。
４．加入者がIPボックスを購入した場合、当社は、当該ＩＰボックスが設置、設定された日から24ヵ月間保証（以下「保証期間」といいます。）するものとし、この保証期間内に故障、毀損等が生じた場合には、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。なお、この場合、当該ＩＰボックスの保証期間は、延長されないものとします。
５．第３４条（ＩＰボックス）第１項により、加入者が当社より貸与を受けるＩＰボックスについては、故障が生じた場合、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。なお、加入者はＩＰボックスを本来の用法に従って使用するものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者はＩＰボックスの交換を請求できません。
６．当社は、第4項の規定に関わらず、次の場合には有償にてＩＰボックスの修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとし、交換による再購入の場合は、当該ＩＰボックスの保証期間は、それぞれ新たに発生するものとします。なお、修理の料金は別表の6．に定めるとおりとし、交換による再購入の料金は別表の7．に定めるとおりとします。
（１）当該ＩＰボックスの保証期間を経過した場合
（２）加入者の故意または過失による場合
（３）加入者がＩＰボックスを本来の用法に従って使用していなかった場合
（４）加入者が当社販売ＩＰボックスを第三者に譲渡した場合
７．第４項および前項において修理となる場合、加入者は修理完了後に代品と修理品を再度交換するものとします。
８．第４項および第6項において交換となる場合、加入者は原則、代品と交換品を交換するものとしますが、当社の判断に基づき、代品の所有権を移転し、当該代品を引き続き利用することもあることに合意します。

第９節　雑則

第３６条（個人情報）
当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。
２．加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

第３７条（著作権等）
加入者等が投稿した画像データ等を除き、本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利を含む一切の権利は、当社および関係する権利保有者に帰属します。加入者は、本サービスのコンテンツを当社に無断で、複製、改変、蓄積、転送等をすることはできません。

第３８条（画像データ等の管理責任）
本サービスにより加入者等が投稿した画像データ等は、加入者自身の責任において管理し、保管するものとします。
２．当社は、前項に定める画像データ等の管理体制等について、一切関知しないものとし、責任を負わないものとします。

第３９条（通信の秘密）
当社は、電気通信事業法第４条に基づき、加入者の通信の秘密を守るものとします。
２．当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
３．当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず加入者の通信の照会に応じることができるものとします。

第４０条（機密保持）
加入者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。
２．当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
３．当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
４．当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

サービス各種約款・規約

第４１条（情報の削除等）
当社は、加入者による本サービスの利用が第４２条（禁止事項）各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。
（１）第４２条（禁止事項）各号に該当する行為をやめるように要求します。
（２）第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。
（３）加入者に対して、表示した情報の削除を要求します。
（４）事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます。
２．前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第４２条（禁止事項）
加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。
(1)ＩＰボックス等を譲渡、貸入れする行為、または当社から貸与したIPボックス等を転貸する行為
(2)ＩＰボックス等を変更・分解・改変または付加物等を取付ける行為。ただし、天災、地変、またはその他の非常事態に際して保護する必要があるとき、もしくは保守の必要があるときを除く
(3)ソフトウェアおよびコンテンツを改変し、またはリバースエンジニアリング（主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為
(4)ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を複製、翻案する行為
(5)ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する行為
(6)本サービスを不特定多数の第三者が利用できる状態にする行為、またはそのおそれのある行為、ただし利用開始日より事前に、加入者から当社に対して申し出があり、当社がその申し出を特に認める場合はこの限りではない
(7)本サービスを利用して営利目的の活動をする行為、またはしようとする行為
(8)ＩＤおよびパスワードを不正使用する行為
(9)当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
(10)当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
(11)当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
(12)詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
(13)わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
(14)薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
(15)無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
(16)当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
(17)第三者になりすまして本サービスを利用する行為
(18)ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
(19)無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
(20)違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
(21)違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請け負い、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
(22)人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
(23)人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為
(24)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
(25)犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
(26)公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
(27)法令に違反し、またはそのおそれのある行為
(28)その他、本サービスの運営を妨げる等、当社が不適当と判断する行為

第４３条（加入者の義務）
加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。
（１）加入者がネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従うこと
（２）加入者は、当社や提携事業者の通信設備内に保管された加入者のデータおよびソフトウェア内のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行うこと
（３）加入者は、本サービスで提供するソフトウェア、コンテンツは全て最新のものをダウンロードおよびインストールすること

第４４条（損害賠償の免責および特約事項）
当社が、第17条（当社が行う本サービス提供の停止）、第18条（当社が行う本サービス提供の制限）、第19条（当社が行う本サービス提供の休止）および第45条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスの提供を停止、制限、休止、廃止したことによって、加入者が損害を被った場合、当社や提携事業者は一切責任を負わないものとします。
２．加入者が、第32条（加入者の維持責任）および第43条（加入者の義務）に規定する行為を怠ったことに起因し、本サービスに休止・制限等が発生したことによって、加入者が損害を被った場合、当社や提携事業者は一切責任を負わないものとします。
３．第13条（名義変更）の規定により、名義変更を行ったことによって加入者が損害を被った場合、当社や提携事業者は一切責任を負わないものとします。
４．加入者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社や提携事業者は一切責任を負わないものとします。
５．ＩＤおよびパスワードの管理不十分や使用の過誤により加入者が損害を被った場合、当社や提携事業者は一切責任を負わないものとします。
６．加入者が、第22条（ＩＤおよびパスワードの管理）第２項、第32条（加入者の維持責任）第１項、第38条（著作権等）、第40条（機密保持）第１項、第42条（禁止事項）および第43条（加入者の義務）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社や提携事業者に損害を与えた場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。
７．第20条（加入者が行う利用契約の解約）および第21条（当社が行う利用契約の解除）の規定により利用契約が解除されたことにより、当社や提携事業者が損害を被った場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。ただし、当社や提携事業者の責に帰すべき事由により利用契約が解除された場合はこの限りではありません。
８．当社は、本サービスの運用・管理のために、第37条（個人情報）の規定を遵守した上で、加入者の使用するＩＰボックス等や接続するテレビと電気信号による通信を行うことができるものとします。
９．当社は、次の各号に定める目的の範囲内で、加入者の本サービスの配信情報の視聴状態、ＩＰボックスの操作履歴やテレビの電源操作履歴等のログ情報を取得できるものとし、利用契約の終了後は、当社は当該加入者のデータ等について削除する権利を有するものとします。
（１）本サービスの運用・管理
（２）本サービスの障害発生時の原因究明とその障害復旧
（３）本サービスにおける提供情報の選定等
（４）本サービスの利便性の向上
（５）本サービスの付加価値サービスの調査・開発
10．当社は前項の目的についての分析・調査および助言等を専門的に行う第三者に、ログ情報を開示できるものとします。ただし、その場合、個人を特定できない形式に加工、抽象化した上で開示するものとします。
11．当社および提供事業者は、当社および提携事業者のサーバに保管する加入者データのうち、画像データ等およびコンテンツの配信設定等の個人情報以外のデータについて、サーバ障害の復旧作業等による当該データ削除等に起因して加入者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとします。
12．当社および提供事業者は、加入者自身が当社および提携事業者のサーバに保管したデータについて、加入者によるデータの管理・削除に起因して加入者が損害を被った場合、前項の規定に関らず、一切の責任を負わないものとします。
13．当社は加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとします。
14．当社は加入者に対し、本サービス上の機能を通じアンケート等を実施することができるものとします。また、当社は、当社または第三者の提供する商品またはサービスに関する広告等の各種情報（以下「付加情報」といいます。）を、加入者に対して配信することができるものとします。なお、当社は加入者に対して、付加情報の内容およびその内容に基づく一切の取引および行為について何等の責任および義務も負いません。
15．加入者は、天災・地変、またはその他の非常事態の際に第３３条（故障）第１項、第３５条（ＩＰボックスの修理・交換）第２項、第４項、第５項および第６項が速やかに実施できない場合があることにあらかじめ同意するものとします。
16．加入者は、設置環境により、本サービスの一部または全部の機能に制限が発生することにあらかじめ同意するものとします。
17．当社および提携事業者は、本サービスにより提供されたコンテンツ等の内容の正確性、最新性、有用性、完全性、コンテンツ等の遅延等に起因して加入者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとします。
18．加入者は、第28条（ＩＰボックス等の設置および費用負担）のＩＰボックス等設置時に当社または当社の指定する業者が加入者の承諾のもと、接続するテレビ、周辺機器の設定や配線を変更することに同意するものとします。
19．当社および提携事業者は、第８項、第９項、第10項、第13項、第15項、第16項および前項の規定に起因し、加入者に何等かの損害、損失、不利益等が発生したとしても責任を負いません。

第４５条（本サービスの廃止）
当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。
２．当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の３ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。

第４６条（関連法令の遵守）
当社は、本約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第４７条（国内法令の準拠）
本約款は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第４８条（定めなき事項）
本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、および加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付　則
(1)当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。
(2)本約款は、平成27年10月1日より施行します。

●クレジットカード支払いに関する特約

１．加入者は、料金等を、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
２．加入者は、加入者から当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、加入者が指定したクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が指定したクレジットカード以外で当社が料金等の請求をした場合も、加入者は、当該請求に基づき支払うものとします。
３．加入者が指定したクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、加入者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
４．当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。

別表（本表に記載する金額は全て税抜きです。別途、消費税等相当額を支払うものとします。）

1. 月額利用料金
（1）基本利用料

対象となる本サービス加入者	1台目（＊3）	2台目（1台毎）
対象サービス加入者（＊1）	650円（＊4）	650円
対象サービス未加入者（＊2）	950円	650円
特定サービス加入者（＊6）	0円（＊5）	650円（＊7）

（＊1）別表の2．のいずれかを利用している本サービス加入者とします。
（＊2）別表の2．のいずれも利用していない本サービス加入者とします。
（＊3）利用開始日がもっとも早くに到来するIPボックスを1台目とします。
（＊4）別表の2．の対象サービス品目を停止、解除、解約し、本サービスのみを利用する場合は、対象サービス未加入者用の月額利用料金（950円）に変更となります。
（＊5）別表の3．の特定対象サービス品目を停止、解除、解約し、本サービスのみを利用する場合は、対象サービス未加入者用の月額利用料金（950円）に変更となります。また、別表の2．の対象サービス品目と本サービスを利用する場合は、対象サービス加入者用の月額利用料金（650円）に変更となります。
（＊6）別表の3．を利用している本サービス加入者とします。
（＊7）特定対象サービス1契約に対して、本サービスの利用1台を無料対象とします。ただし無料対象は最大5台までとします。

（2）IPボックスレンタル料

ＩＰボックス	500円／台

2. 対象サービス品目

約款・規約名	サービス品目等
ケーブルテレビジョンサービス契約約款	マックス ビッグ アルファエース エース ミニ プレミア 施設利用サービス
ケーブルインターネットサービス契約約款	かっとびメガ160 かっとびワイド かっとびプラス かっとびジャスト
かっとびMANSION LAN インターネット利用サービス契約約款	かっとびMANSION LAN　インターネット利用サービス（＊）
かっとびダイヤルアップ型 IP接続サービス契約約款	かっとびFTTHフレッツ（＊） かっとびADSLフレッツ（＊） かっとびダイヤル（＊）
かっとびサーバ利用型サービス契約約款	かっとびバリュー（＊）
ケーブルプラス電話利用規約	ケーブルプラス電話
イッツコム データSIM契約約款	データ専用SIM（＊） データ専用SIM＋端末（スマホタイプ）（＊） データ専用SIM＋端末（ルータータイプ）（＊）
イッツコム タブレットサービス契約約款	イッツコム タブレットサービス
ホームアプリ利用規約	ホームアプリ

（＊）第５条に定める提供区域内に限ります。

3. 特定対象サービス

約款・規約名	サービス品目等
インテリジェントホーム契約約款	インテリジェントホーム

4. ＩＰボックス料金等

ＩＰボックス料金等	9,800円

5. 移設料金
別途見積もり

6. 修理料金
別途見積もり

7. 再購入料金

再購入料金	9,800円

8. 機器損害金

品名	機器損害金（課税対象外）
IPボックス	18,000円

サービス各種約款・規約

イッツコム データSIM契約約款

第1節　総則

第1条（約款の適用）
イッツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号、以下「法」といいます。）およびその他の法令に従うとともに、当社の定める「イッツコム データSIM契約約款」（以下「本約款」といいます。）により、イッツコム データSIM（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（約款の変更）
当社は、本約款を、当社とイッツコム データSIM契約（以下「利用契約」といいます。）を締結している者（以下「加入者」といいます。）の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。
2．本約款を変更する場合、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける加入者に対し、当社の定める方法により告知します。

第3条（用語の定義）
本約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用　語	用語の意味
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人または法人
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響または映像を送り、伝え、または受けること
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電気的設備
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備および、これと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備
電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを目的とするサービス
電気通信回線	加入者が電気通信事業者（法第9条の登録を受けた者をいう）から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
ドコモ通信網	NTTドコモ株式会社（以下「ドコモ」といいます。）および株式会社インターネットイニシアティブ（以下「IIJ」といいます。）（ドコモとIIJを総称して、以下「ドコモ等」といいます。）により提供するSC－FDMA方式、OFDMA方式またはDS－CDMA方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を使用して行う電気通信サービス
イッツコムデータSIM	ドコモ通信網を使用して行う電気通信サービスであって、当社が提供するサービス
移動無線装置	本契約に基づいて、陸上（河川、湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。）において使用されるアンテナおよび無線送受信装置
無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、または受けるためのドコモ等の電気通信設備
加入者回線	本約款に基づいて無線基地局設備と加入者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
加入者回線等	加入者回線および加入者回線にパケット通信網を介して接続される電気通信網であって、当社またはドコモ等が必要に応じ設置する電気通信設備
端末設備	加入者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
インターネット接続サービス	パケット通信モードの利用によりインターネットへの接続を可能とする電気通信サービス
回線識別番号	加入者回線を識別するための各種識別番号
SIMカード	回線識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社がサービスの提供のために加入者に貸与するICカード
ID	本サービスを利用するための各種識別番号
料金等	本サービスに関し、加入者が当社に対し支払うべき別表に定める対価等
ユニバーサルサービス料	料金等のうち、事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づいて当社が定める料金のこと
消費税等相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
一時中断	回線識別番号を他に転用することなく本サービスを一時的に利用できないようにすること
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第4条（サービス品目）
本サービスの提供するサービス品目は、次のとおりとし、そのサービス内容については、別表の1．に定めるとおりとします。

サービス品目
データ専用SIM（標準SIM）、データ専用SIM（micro SIM）、データ専用SIM（nano SIM）、データ専用SIM＋端末（スマホタイプ）、データ専用SIM＋端末（モバイルルーター）

2．当社は、サービス品目またはサービス内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

第5条（提供区域）
本サービスの提供区域は、ドコモが定めるFOMAサービス契約約款およびXiサービス契約約款におけるサービス提供区域において行うことができるものとします。

第2節　利用契約

第6条（契約の単位と契約期間）
当社は、回線識別番号1番号ごとに1件の利用契約を締結します。この場合、加入者は、1件の利用契約につき1個または1法人に限ります。
2．加入者は、1個または1法人につき原則として最大5つの利用契約を申し込むことができるものとします。
3．契約期間はサービス品目ごとに対して定めるものとし、データ専用SIM＋端末（スマホタイプ）、データ専用SIM＋端末（モバイルルーター）（以下「データ専用SIM＋端末」といいます。）については、第9条（利用契約の成立と利用開始日）に定めるサービス品目の利用開始日が属する月の翌月から24ヵ月間とします。契約期間満了後、移動無線装置の所有権は当社から加入者に移転し、加入者は、データ専用SIM（標準SIM）、データ専用SIM（micro SIM）、データ専用SIM（nano SIM）のいずれか（以下「データ専用SIM単体」といいます。）の契約に自動的に移行するものとします。なお、この場合、別表の2．に定める契約事務手数料は発生しません。
4．データ専用SIM単体で契約の場合は12ヶ月間とし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社指定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第7条（利用契約の申し込み）
申込者は、本約款を承認のうえ、当社所定の書類に次の事項を記載して当社に提出するものとします。なお、これらの書類に加え、申込者および利用者の本人確認書類を提出していただく場合があります。
（1）申込者および利用者の住所および氏名または所在地、商号および代表者
（2）利用を希望するサービス品目
（3）その他利用契約の申し込みの内容を特定するために必要な事項
2．前項第1号に定める申込者および利用者の住所または所在地は、当社が特に認める場合を除き、当社ホームページ上での掲載等、当社が別途定めるサービスエリアに限られるものとします。
3．申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。
4．申込者である個人が成年被後見人または被保佐人の場合は、それぞれ成年後見人または保佐人の同意を必要とします。

第8条（申し込みの承諾）
当社は、利用契約の申し込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従って承諾します。
2．前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申し込みの承諾を延期することがあります。
3．当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
（1）申込者が料金、およびその他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合
（2）申込者が本約款に違反するおそれがある場合
（3）申し込み内容に虚偽の記載がある場合
（4）一定期間内に同一の申込者または住所からの複数申込みがあった場合
（5）本サービスの提供が著しく困難である場合
（6）その他、利用契約締結が不適当と当社が判断した場合

第9条（利用契約の成立と利用開始日）
利用契約は、本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。
2．前項に規定する申し込みを当社が承諾した日を、原則として当該契約成立日とします。
3．利用契約成立後、本サービスが利用可能となった日を本サービスの利用開始日と定めます。また、第11条（加入申込書記載事項の変更）第3項の規定によりサービス品目が追加されたときを当該サービス品目の利用開始日と定めます。

第10条（回線識別番号）
回線識別番号は、1の加入者回線ごとに当社が定めます。
2．当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、回線識別番号を変更することがあります。
3．前項の規定により、回線識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを加入者に通知します。

第3節　契約事項の変更

第11条（加入申込書記載事項の変更）
加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座等の変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。
2．加入者は、加入申込書記載の利用サービス内容の変更を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望月の前月末日10日前までに当社に提出するものとします。
3．加入者は、サービス品目の追加を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
4．加入者は、加入者がサービス品目を複数利用している場合、毎月末日付にて、特定のサービス品目のみの解約を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
5．当社は、第8条（申し込みの承諾）の規定に準じ、第1項から第4項の請求および通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
6．第2項から第4項に規定する請求を当社が承諾する場合は、提出された書類に記載された契約変更希望日を、原則として当該契約変更日とします。第1項の規定による変更の場合は、提出された書類を当社が受領した日を、原則として当該契約変更日とします。ただし、第8項の場合においては、別途定める日を当該契約変更日として取り扱うものとします。
7．データ専用SIM＋端末を利用する加入者は、第4項に規定する請求を当社が承諾する場合で、かつ、各サービス品目の契約期間が満了することなく当該サービス品目の解約が行われる場合、加入者は別表の4．に定める解約料金を支払うものとします。
8．当社が特に認める場合に限り、加入者は本条に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。

第12条（名義変更）
加入者は、契約名義を変更することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。
（1）加入者の改称　（2）承継　（3）譲渡
2．前項第2号または第3号の場合は、新契約者が旧契約者の未払い金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。
3．前2項の規定により契約名義を変更しようとする加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、名義変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
4．前各項の名義変更により、契約を承継する者は、加入者が負う一切の義務を承継するものとします。

第13条（権利譲渡等の禁止）
加入者は、第12条（名義変更）の場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

第4節　本サービス提供の停止等

第14条（加入者が行う本サービス提供の一時中断）
当社は、加入者からSIMカードの盗難・紛失その他の事由により本サービス提供の一時中断の請求があったときは、当社所定の方法により行うものとします。
2．前項に基づき、一時中断を受けた加入者が、当該一時中断の解除を請求する場合は、当社所定の方法により行うものとします。
3．加入者は、一時中断を行った場合も、その期間中継続して料金等を支払うものとします
4．一時中断および一時中断解除の手続きは、請求を受けてから一定期間後に完了します。なお、当該一時中断の請求後、手続き完了までに生じた料金等は、加入者による利用であるか否かに関わらず、加入者の負担とします。

第15条（当社が行う本サービス提供の停止）
当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。
（1）料金等の支払いを怠った場合、および当社に対するその他の債務の履行を怠り、または怠るおそれがある場合
（2）当社所定の書類に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
（3）第26条（通信の利用を制限する措置）の規定により当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合
（4）第40条（加入者の維持責任）の規定に違反したと当社が認めた場合
（5）第27条（端末設備に異常がある場合等の検査）または第28条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだ場合、またはその検査の結果、第29条（端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等）に規定する技術基準等に適合していると認められない端末設備もしくは自営電気通信設備の加入者回線への接続を取りやめなかった場合
（6）第30条（端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）、第31条（端末設備の電波法に基づく検査）、第32条（自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）または第33条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）の規定に違反した場合
（7）その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合
2．当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第16条（当社が行う本サービス提供の休止）
当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を休止することがあります。
（1）当社またはドコモ等の電気通信設備に障害が発生した場合
（2）当社またはドコモ等の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ない場合
（3）他の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供が困難あるいは不可能になった場合
（4）第25条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止する場合
（5）その他の事由により、本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合
2．当社は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に加入者に対し、その理由、実施期日およびその実施期間を当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第5節　利用契約の解除

第17条（加入者が行う利用契約の解約）
加入者は、毎月末日付にて、利用契約を解約することができます。この場合、当該加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
2．前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、当該契約の解約日として取り扱います。また、当該契約の解約日を本サービスの利用終了日と定めます。なお、移動無線装置については、本サービスの利用終了日に加入者に譲渡するものとします。
3．データ専用SIM＋端末を利用する加入者は、利用開始日の属する月（以下「利用開始月」といいます。）の翌月から24ヵ月以内に利用契約を解約する場合、その利用期間に応じ、別表の4．に定める解約料金を支払うものとします。
4．当社が定めた要件を満たす加入者については、解約手続きについて簡略化できることがあるものとし、その場合は、別途定める日を当該契約の解約日として取り扱うものとします。

第18条（当社が行う利用契約の解除）
当社は、第15条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項の規定により本サービスの利用を停止された加入者が、停止後速やかにその原因となった事由を解消しない場合には、利用契約を解除することができるものとします。
2．当社は、加入者が第15条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項の規定に該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。
3．当社は、加入者について、破産法、民事再生法または会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、前2項の規定にかかわらず、直ちにその利用契約を解除することができるものとします。
4．当社は、前各項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
5．第1項ないし第3項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。なお、移動無線装置については、本サービスの利用終了日に加入者に譲渡するものとします。
6．データ専用SIM＋端末を利用する加入者は、利用開始月の翌月から24ヵ月以内に当社から利用契約を解除される場合、当社に対しその利用期間に応じ、別表の4．に定める解約料金を支払うものとします。

第6節　貸与等

第19条（SIMカードおよび移動無線装置の貸与）
加入者は、SIMカードおよび移動無線装置を別表の1．に定める月額利用料金を支払うことで貸与を受けることができます。この場合において、貸与するSIMカードおよび移動無線装置の数は、1件の利用契約につき1つとします。なお、契約期間満了後、移動無線装置の所有権は当社から加入者に移転するものとします。
2．当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するSIMカードおよび移動無線装置を変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを加入者に通知します。

第20条（回線識別番号その他の情報の登録等）
当社は、当社の貸与するSIMカードに回線識別番号その他の情報の登録等を行います。
2．当社は、前項の規定によるほか、第10条（回線識別番号）第2項または第43条（修理または復旧の場合の暫定措置）の規定により回線識別番号を変更する場合は回線識別番号等の登録を行います。

第21条（SIMカードの管理責任）
SIMカードの貸与を受けている加入者は、そのSIMカードを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
2．SIMカードの貸与を受けている加入者は、SIMカードについて盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
3．当社は、第三者がSIMカードを利用した場合であっても、そのSIMカードの貸与を受けている加入者が利用したものとみなします。
4．当社は、SIMカードの盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

第7節　通信

第22条（電波伝播条件による通信場所の制約）
加入者回線との間の通信は、第5条に定める提供区域内に限り行うことができます。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

第23条（通信速度）
当社が本サービスで表示する通信速度は、理論上の最高値であり、実際の通信速度は、接続状況、加入者が使用する通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを、加入者はあらかじめ承諾するものとします。
2．本サービスの通信速度は、下り最大150Mbps、上り最大50Mbpsとなり、低速通信時は上り、下りとも最大200Kbpsとなります。なお、加入者が利用するエリアによって、最大通信速度は異なります。
3．加入者が別表の1．で規定する1ヶ月間で利用可能な通信容量を超過した場合は、低速通信時の速度となります。
4．その他、ご利用状況により通信速度を制限する場合があります。

第24条（インターネット接続サービスの利用）
加入者は、インターネット接続サービスを利用することができます。
2．当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

第25条（通信利用の制限）
当社またはドコモ等は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなった場合は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第55条および第56条に規定された公共の利益のために優先的に取り扱われる通信を確保するため、次に掲げる機関以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機関名
気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維持に直接関係がある機関、防衛に直接関係がある機関、海上の保安に直接関係がある機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信役務の提供に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関、水道の供給の確保に直接関係がある機関、ガスの供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、新聞社等の機関、金融機関、その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

第26条（通信の利用を制限する措置）
前条の規定による場合のほか、当社またはドコモ等は、加入者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。
（1）通信が著しく輻輳する場合に、通信時間または特定地域の加入者回線等への通信の利用を制限すること。
（2）パケット通信を行うために設定された加入者回線を一定時間以上継続して保留し当社またはドコモ等の電気通信設備を占有する等、その通信が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
（3）特定の加入者回線に一定期間内に大量または多数の通信があったと当社が認めた場合において、当該加入者回線からの通信の利用を制限または中止すること。
（4）加入者が、約款に定める禁止事項に規定する禁止行為を行った場合に、その通信の切断または制限を行うこと。

第8節　端末設備の接続等

第27条（端末設備に異常がある場合等の検査）
当社は、加入者回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、加入者に、その端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、加入者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾するものとします。
2．当社の係員は、第1項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
3．加入者は、第1項の検査を行った結果、端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、加入者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

第28条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）
加入者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第27条（端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

第29条（端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等）
端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等については、以下に定める規則によるものとします。

技術基準等
端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）

第30条（端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）
加入者は、加入者回線に接続されている移動無線装置について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、ドコモ等が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう修理等を行うものとします。
2．当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、加入者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾するものとします。
3．加入者は、前項の検査等の結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、加入者回線へのその端末設備の接続を中止するものとします。

第31条（端末設備の電波法に基づく検査）
第30条（端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）に規定する検査のほか、移動無線装置の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、第30条（端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）第2項および第3項の規定に準ずるものとします。

第32条（自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）
移動無線装置について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、第30条（端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）の規定に準ずるものとします。

第33条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）
移動無線装置の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、第31条（端末設備の電波法に基づく検査）の規定に準ずるものとします。

第9節　IDおよびパスワード

第34条（IDおよびパスワードの管理）
当社は、契約の成立に伴い、加入者にIDを付与します。加入者は、パスワードを自ら設定、変更し、当社に対し、当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。
2．加入者は、IDおよびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。
3．加入者は、パスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該IDによるサービスの提供を停止します。ただし、第三者の不正使用により加入者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。
4．加入者が第17条（加入者が行う利用契約の解約）の規定により加入契約を解約する場合、もしくは第18条（当社が行う利用契約の解除）の規定により、加入契約が当社により解除された場合、利用終了日以降、当該加入者はIDとパスワードを利用する権利を失うものとします。

第10節　料金等

第35条（料金等）
料金等は、別表の1．、別表の2．、別表の3．、別表の4．に定めるとおりとします。
2．当社は、別表の1．、別表の2．、別表の3．、別表の4．に定める利用料金を改定することがあります。この場合、当社は改定の1ヶ月前までに、当社ホームページでの掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。

第36条（加入者の支払い義務）
加入者は、その契約内容に応じ、第35条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。なお、第11条（加入申込書記載事項の変更）の規定により加入者の契約内容が変更された時は、加入者は変更後の契約内容に応じ、第35条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。
2．料金等のうち、サービス品目の利用料金およびユニバーサルサービス料の支払い義務は、第9条（利用契約の成立と利用開始日）第3項に規定する利用開始日に発生するものとします。
3．料金等のうち、一時金の支払い義務は、第9条（利用契約の成立と利用開始日）第3項に規定する利用開始日あるいは第11条（加入申込書記載事項の変更）の規定によりサービス品目の変更、追加した時は、変更、追加後の利用開始日に発生するものとします。
4．加入者は、第14条（加入者が行う本サービスの提供の一時中断）の規定により本サービスの利用の一時中断を行った場合は、その期間中の料金の支払いを要します。
5．第15条（当社が行う本サービス提供の停止）の規定により、提供停止があった場合は、加入者は、その期間中の料金の支払いを要します。
6．当社の責に帰すべき事由により、本サービスを全く利用できない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続10日以上この状態が継続した場合は、対象となる加入者に対し当該月の料金の支払い義務を免ずるものとします。

第37条（料金等の請求時期および支払期日等）
当社は、利用契約成立後、支払期限を定めて加入者に料金等を請求します。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。
2．前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により、当該料金等に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。
3．加入者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。

第38条（利用契約終了に伴う料金等の精算方法）
第18条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、料金等は第18条（当社が行う利用契約の解除）第5項に定める利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

第39条（遅延損害金）
加入者は、料金その他利用契約に関し当社に対して負うべき債務の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第11節　保守

第40条（加入者の維持責任）
加入者は、端末設備または自営電気通信設備を、技術基準および技術的条件（昭和60年郵政省令第31号）等に適合するよう維持するものとします。
2．前項の規定のほか、加入者は、移動無線装置を、無線設備規則に適合するよう維持するものとします。

第41条（加入者の切分責任）
加入者は、端末設備または自営電気通信設備が加入者回線に接続されている場合であって、加入者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をするものとします。

第42条（修理または復旧）
当社は、当社の提供した電気通信設備が故障または滅失した場合において、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第25条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従って同条第1項に規定する機関の電気通信設備を修理し、または復旧します。

順位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関に提供されるもの　水防機関に提供されるもの 消防機関に提供されるもの　災害救助機関に提供されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に提供されるもの 防衛に直接関係がある機関に提供されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に提供されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に提供されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの
2	水道の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの ガスの供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 選挙管理機関に提供されるもの 新聞社等の機関に提供されるもの 金融機関に提供されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に提供されるもの （第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位および第2順位に該当しないもの

2．当社またはドコモ等の電気通信設備が故障し、または滅失した場合は、速やかに修理し、または復旧するものとします。

サービス各種約款・規約

第４３条（修理または復旧の場合の暫定措置）
当社は、当社またはドコモ等の電気通信設備を修理または復旧するときは、一時的にその回線識別番号を変更することがあります。

第１２部　雑則

第４４条（個人情報）
当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。
２．加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

第４５条（通信の秘密）
当社は、法第４条に基づき、加入者の通信の秘密を守るものとします。
２．当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
３．当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず加入者の通信の照会に応じることができるものとします。

第４６条（機密保持）
加入者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。
２．当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
３．当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
４．当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

第４７条（情報の削除等）
当社は、加入者による本サービスの利用が第49条（禁止事項）各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。
（１）第49条（禁止事項）各号に該当する行為をやめるように要求します。
（２）第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。
（３）加入者に対して、表示した情報の削除を要求します。
（４）事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます。
２．前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第４８条（著作権等）
本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利を含む一切の権利は、当社および関係する権利保有者に帰属します。加入者は、本サービスのコンテンツを当社に無断で、複製、改変、蓄積、転送等をすることはできません。

第４９条（禁止事項）
加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。
（１）当社から貸与したＳＩＭカードおよび移動無線装置を転貸、譲渡、質入れする行為。
（２）当社から貸与したＳＩＭカードおよび移動無線装置を移動・取外・変更・分解または改変する行為。ただし、天災、地変、またはその他の非常事態に際して保護する必要があるとき、もしくは保守の必要があるときを除く。
（３）本サービスを第三者が利用できる状態にする行為、またはそのおそれのある行為。
（４）本サービスを利用して営利目的の活動をする行為、またはしようとする行為。
（５）ＩＤおよびパスワードを不正使用する行為。
（６）当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
（７）当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
（８）当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
（９）詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為。
（10）わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為。
（11）薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為。
（12）無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。
（13）当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為。
（14）第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
（15）ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為。
（16）無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為。
（17）第三者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用、もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為。
（18）違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為。
（19）違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請け負い、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為。
（20）人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為。
（21）人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。
（22）その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為。
（23）犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為。
（24）公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為。
（25）法令に違反し、またはそのおそれのある行為。
（26）その他、本サービスの運営を妨げる等、当社が不適当と判断する行為。

第５０条（免責）
当社が、第15条（当社が行う本サービス提供の停止）、第16条（当社が行う本サービス提供の休止）、第23条（通信速度）、第25条（通信利用の制限）、第26条（通信の利用を制限する措置）、第51条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスの提供を停止、休止、制限、廃止したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
２．第12条（名義変更）の規定により、名義変更を行ったことによって加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
３．加入者が、本サービスの利用に関連し、他の加入者または第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の加入者または第三者から何等かの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、当該加入者は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
４．ＩＤおよびパスワードの管理不十分や使用の過誤により加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
５．加入者が、第34条（ＩＤおよびパスワードの管理）第２項、第40条（加入者の維持責任）第1項、第46条（機密保持）第1項、第48条（著作権等）および第49条（禁止事項）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。
６．第17条（加入者が行う利用契約の解約）および第18条（当社が行う利用契約の解除）の規定により利用契約が解除等されたことにより、当社が損害を被った場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により利用契約が解除等された場合はこの限りではありません。
７．当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変化または消失したことにより、加入者または第三者に対し損害を与えた場合、その損害を賠償しません。
８．当社は、本約款等の変更により端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
９．当社は、加入者が本サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます。）について何等の責任も負わないものとします。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害に対しても、何等の責任を負いません。
10．当社は、電波状態に起因し、本サービスの利用により送受信された情報等が破損または滅失したとしても、一切責任を負わないものとします。

第５１条（本サービスの廃止）
当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。
２．当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の３か月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。

第５２条（法令に規定する事項）
本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第５３条（国内法への準拠）
本約款は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第５４条（定めなき事項）
本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社および加入者は、利用契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付　則
（１）当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。
（２）本約款は、平成27年10月1日より施行します。

別表（本表に記載する金額は全て税抜きです。別途、消費税等相当額を支払うものとします。）

1．サービス内容と月額利用料金

（１）月額利用料金

サービス品目	サービス内容	最大通信速度（下り）	通信容量（月間）(*1)	月額利用料金	
				当社サービス加入者（*2）	当社サービス未加入者（*3）
データ専用ＳＩＭ（標準ＳＩＭ）	データ専用標準ＳＩＭカード 1枚	150Mbps	7GB	2,680円	2,880円
			5GB	1,980円	2,180円
			2GB	980円（*4）	1,180円
データ専用ＳＩＭ（micro ＳＩＭ）	データ専用microＳＩＭカード 1枚	150Mbps	7GB	2,680円	2,880円
			5GB	1,980円	2,180円
			2GB	980円（*4）	1,180円
データ専用ＳＩＭ（nanoＳＩＭ）	データ専用nanoＳＩＭカード 1枚	150Mbps	7GB	2,680円	2,880円
			5GB	1,980円	2,180円
			2GB	980円（*4）	1,180円
データ専用ＳＩＭ＋端末（スマホタイプ）	データ専用microＳＩＭカード1枚および端末（スマホタイプ）1台	150Mbps	7GB	3,680円	4,180円
			5GB	2,980円	3,480円
			2GB	1,980円（*4）	2,480円
データ専用ＳＩＭ＋端末（モバイルルーター）	データ専用標準ＳＩＭカード1枚および端末（モバイルルーター）1台	150Mbps	7GB	3,680円	4,180円
			5GB	2,980円	3,480円
			2GB	1,980円（*4）	2,480円

（*1）利用開始月のみ、利用開始日から月末までの日数で通信容量を比例換算した通信量が上限となります。また、月末に通信容量に満たなかった場合は余剰分が翌月まで繰越となります。
（*2）本サービス以外の当社のサービスのいずれかを利用している本サービス加入者とします。
（*3）本サービス以外の当社のサービスのいずれも利用していない本サービス加入者とします。
（*4）本サービス以外の当社のサービスのいずれかを利用しており、当社サービス加入者用の月額利用料金で利用していた場合も、当社のサービスの全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、当社サービス未加入者用の月額利用料金に変更するものとします。
※本サービスは上記の最大通信速度を保証するものではなく、通信設備や加入者端末、配線などの状況、他回線との干渉、回線の混雑状況、無線基地局設備から加入者回線の終端までの距離などにより、実際にご利用いただく場合の通信速度が低下します。
※上記月額利用料金は、回線識別番号ごとの料金です。
※端末により別表の1.に定める通信容量を一部提供しない場合があります。

（２）ユニバーサルサービス料

区分	単位	月額利用料金
ユニバーサルサービス料	回線識別番号ごと	2円

2．契約事務手数料

新規申し込み時、サービス品目の変更、通信容量の変更および追加時に発生します。

区分	単位	料金
契約事務手数料	回線識別番号ごと	3,000円

3．ＳＩＭカード再発行手数料

区分	単位	料金
再発行手数料	回線識別番号ごと	3,000円

4．解約料金

利用開始月	2か月目	3か月目	4か月目	5か月目	6か月目	7か月目	8か月目	9か月目
31,200円	31,200円	29,900円	28,600円	27,300円	26,000円	24,700円	23,400円	22,100円

10か月目	11か月目	12か月目	13か月目	14か月目	15か月目	16か月目	17か月目	18か月目
20,800円	19,500円	18,200円	16,900円	15,600円	14,300円	13,000円	11,700円	10,400円

19か月目	20か月目	21か月目	22か月目	23か月目	24か月目	25か月目	26か月目
9,100円	7,800円	6,500円	5,200円	3,900円	2,600円	1,300円	無料

クレジットカード支払いに関する特約

１．加入者は、料金等を、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
２．加入者は、加入者から当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、加入者が指定したクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が指定したクレジットカード以外で当社が料金等の請求をした場合も、加入者は、当該請求に基づき支払うものとします。
３．加入者が指定したクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、加入者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
４．当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。

サービス各種約款・規約

イッツコム タブレットサービス契約約款

第１節　総則

第１条（約款の適用）
イッツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社の定める「イッツコム タブレットサービス契約約款」（以下「本約款」といいます。）により、タブレットサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第２条（約款の変更）
当社は、本約款を、当社とタブレットサービス契約（以下「利用契約」といいます。）を締結している者（以下「加入者」といいます。）の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。
２．本約款を変更する場合、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける加入者に対し、当社の定める方法により告知します。

第３条（用語の定義）
本約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用　語	用語の意味
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人
世帯	同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団
タブレット端末	当社が選定を行い提供するタブレット端末
Wi-Fiタブレット	無線LAN接続に対応したタブレット端末
SIMフリータブレット	SIMカードのロック（キャリアや機種ごとの制限）が解除されているタブレット端末
サーバ	タブレット端末に対して、保有している機能やデータを提供する機器
コンテンツ	本サービスで配信する情報内容、画面、音声や映像等
ホームアプリ	当社および日本デジタル配信株式会社が管理・運営する アプリケーション「any tagpad App」による、地域・生活情報を ポータル化して提供するサービス
提携事業者	当社と提携し、本サービスを提供するため、サーバやコンテンツを保有する事業者
当社や提携事業者の通信設備	本サービスを提供する上で必要なサーバ等の通信機器
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響または 映像を送り、伝え、または受けること
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電気的設備
ソフトウェア	当社や提携事業者の通信設備とデータ通信を行うため、 または各種情報を表示するためタブレット端末に搭載されたシステム
料金等	本サービスの利用料金および一時金
ＩＤ	本サービスを利用するための各種識別番号
消費税等相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令に基づき 課税される消費税等の額
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第４条（サービス品目）
本サービスの提供するサービス品目は、次のとおりとし、そのサービス内容については、別表の１．に定めるとおりとします。
（１）ホームアプリ＋端末（Ｗｉ－Ｆｉタブレット）
（２）ホームアプリ＋端末（ＳＩＭフリータブレット）
２．当社は、サービス品目またはサービス内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

第５条（本サービスの内容）
本サービスは、当社および日本デジタル配信株式会社（以下「JDS」といいます。）より提供するホームアプリ「any tagpad App」を、タブレット端末を介してご利用いただく情報提供サービスです。
２．本サービスの利用に際しては、本サービスの利用契約と同時に、当社が別途定めるホームアプリ利用規約に基づくホームアプリ契約（以下「ホームアプリ契約」といいます。）およびイッツコムとことんサポート利用規約に基づくイッツコムとことんサポート利用契約（以下「とことんサポート利用契約」といいます。）の締結が必要となります。
３．本サービスの利用に際しては、本約款のほか当社が別途定めるホームアプリ利用規約、イッツコムとことんサポート利用規約、その他の利用条件等を遵守するものとします。
４．本サービスは、タブレット端末、および対象ＯＳの環境下でのみ利用できるものとします。
５．本サービスは、インターネットに常時接続された環境下で利用するものとします。それ以外の環境下でご利用の場合、本サービスは正常に動作いたしません。
６．本サービスは、加入者および同居の家族のみで利用することができるものとし、第三者に再利用許諾、譲渡または契約上の地位を承継することはできません。
７．本サービスの提供区域は、別途当社が定める「ケーブルインターネットサービス契約約款」により規定されるケーブルインターネットサービスの提供区域内に限ります。ただし、当社が特に認める場合はこの限りではありません。

第２節 利用契約

第６条（契約期間）
契約期間は、第９条（利用契約の成立と利用開始日）に定めるタブレット端末の利用開始日が属する月の翌月から24ヶ月間とします。契約期間満了後、タブレット端末の所有権は当社から加入者に移転し、加入者から解約の申し出がない限り、加入者とは、第５条第２項に定めるホームアプリ契約およびとことんサポート利用契約が継続するものとします。なお、この場合、別表の２．に定める契約事務手数料は発生しません。

第７条（利用契約の申し込み）
申込者は、本約款および提携事業者が別途定める規約・利用条件等を承認のうえ、当社所定の書類に次の事項を記載して当社に提出するものとします。なお、これらの書類に加え、申込者および加入者の本人確認書類を提出していただく場合があります。
（１）申込者および加入者の住所、氏名または所在地、商号、代表者
（２）利用を希望する端末と台数
（３）その他利用契約の申し込みの内容を特定するために必要な事項
２．申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。
３．申込者である個人が成年被後見人および被保佐人の場合は、それぞれ成年後見人および保佐人の同意を必要とします。

第８条（申し込みの承諾）
当社は、利用契約の申し込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従って承諾します。
２．当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
（１）申込者が料金、およびその他の債務の支払いを現に怠り、または怠る恐れがある場合
（２）申込者が本約款に違反する恐れがある場合
（３）申し込み内容に虚偽の記載がある場合
（４）本サービスの提供が著しく困難である場合
（５）その他、利用契約の締結が不適当と当社が判断した場合
３．前項の規定により、当社が利用契約の申し込みを承諾しなかった場合は、当社は、申込者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。

第９条（利用契約の成立と利用開始日）
利用契約は、本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。
２．前項に規定する申し込みを当社が承諾した日を、原則として当該契約成立日とします。
３．利用契約成立後、本サービスが利用可能となった日を本サービスの利用開始日と定めます。また、第10条（加入申込書記載事項の変更）第３項の規定によりサービス品目が追加されたときを当該サービス品目の利用開始日と定めます。

第３節 契約事項の変更

第10条（加入申込書記載事項の変更）
加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座等の変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。
２．加入者は、加入申込書記載の利用サービス内容の変更を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
３．加入者は、第４条（サービス品目）に規定するサービス品目の追加を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
４．加入者は、加入者が第４条（サービス品目）に規定するサービス品目を複数利用している場合、毎月末日付にて、特定のサービス品目のみの解約を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。なお、ホームアプリのみの解約をすることはできません。
５．当社は、第８条（申し込みの承諾）の規定に準じ、第１項から第４項の請求および通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
６．第２項から第４項に規定する請求を当社が承諾する場合は、提出された書類に記載された契約変更希望日を、原則として当該契約変更日とします。第１項の規定による変更の場合は、提出された書類を当社が受領した日を、原則として当該契約変更日とします。ただし、第９項の場合においては、別途定める日を当該契約変更日として取り扱うものとします。
７．本サービスを利用する加入者は、第４項に規定する請求を当社が承諾する場合で、かつ、各端末の契約期間が満了することなく当該サービス品目の解約が行われる場合、加入者は別表の４．に定める解約料金を支払うものとします。
８．当社は、第５条（本サービスの内容）第７項の規定に準じ、提供区域外への住所変更請求を承諾しない場合があります。この場合、当該加入者は本サービスを解約するものとします。なお、本サービスの契約期間が満了することなく解約が行われる場合、加入者は別表の４．に定める解約料金を支払うものとします。
９．当社が特に認める場合に限り、加入者は本条に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。

第11条（名義変更）
加入者は、契約名義を変更することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。
（１）加入者の改称
（２）承継
（３）譲渡
２．前項第２号または第３号の場合は、新契約者が旧契約者の未払い金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。
３．前２項の規定により契約名義を変更しようとする加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、名義変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
４．前各項の名義変更により、契約を承継する者は、加入者が負う一切の義務を承継するものとします。

第12条（権利譲渡等の禁止）
加入者は、第11条（名義変更）の場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

第４節 本サービス提供の停止等

第13条（当社が行う本サービス提供の制限）
当社は、天災・地変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなった場合には、本サービスの提供を制限することがあります。なお、本サービスの提供を制限したことによって加入者が損害を被った場合、当社および提携事業者は一切責任を負わないものとします。
２．当社は、前項により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社の適当と認める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
３．当社は、第１項により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社の適当と認める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第14条（当社が行う本サービス提供の停止）
当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。なお、加入者の希望による本サービスの停止を行うことはできません。
（１）料金等の支払いを怠った場合、および当社に対するその他の債務の履行を怠り、または怠る恐れがある場合
（２）当社所定の書類に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
（３）第25条（加入者の維持責任）の規定に違反したと当社が認めた場合
（４）その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合
２．当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第15条（当社が行う本サービス提供の休止）
当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。
（１）本サービスのシステムの保守点検、更新、その他メンテナンス等を行う場合
（２）火災、停電、天災地変等これに準ずる事態が発生した場合
（３）本サービスの提供が困難なシステムのトラブルが発生した場合
２．当社は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、その理由、実施期日および実施期間を、当社の適当と認める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第５節 利用契約の解除

第16条（加入者が行う利用契約の解約）
加入者は、毎月末日付にて、利用契約を解約することができます。この場合、当該加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
２．前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、当該契約の解約日として取り扱います。また、当該契約の解約日を本サービスの利用終了日と定めます。なお、タブレット端末については、本サービスの利用終了日に加入者に譲渡するものとします。
３．加入者は、利用開始日の属する月（以下「利用開始月」といいます。）の翌月から24ヵ月以内に利用契約を解約する場合、その利用期間に応じ、別表の４．に定める解約料金を支払うものとします。
４．当社が定めた要件を満たす加入者については、解約手続きについて簡略化できることがあるものとし、その場合は、別途定める日を当該契約の解約日として取り扱うものとします。

第17条（当社が行う利用契約の解除）
当社は、第14条（当社が行う本サービス提供の停止）第１項の規定により本サービスの利用を停止された加入者が、停止後速やかにその原因となった事由を解消しない場合には、利用契約を解除することができるものとします。
２．当社は、加入者が第14条（当社が行う本サービス提供の停止）第１項の規定に該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。
３．当社は、加入者について、破産法、民事再生法または会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、前２項の規定にかかわらず、直ちにその利用契約を解除することができるものとします。
４．当社は、前各項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
５．第１項ないし第３項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。なお、タブレット端末については、本サービスの利用終了日に加入者に譲渡するものとします。
６．加入者は、利用開始月の翌月から24ヵ月以内に当社から利用契約を解除される場合、当社に対しその利用期間に応じ、別表の４．に定める解約料金を支払うものとします。

第６節 ＩＤおよびパスワード

第18条（ＩＤおよびパスワードの管理）
当社は、契約の成立に伴い、加入者にＩＤを付与します。加入者は、パスワードを自ら設定、変更し、当社に対し、当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。
２．加入者は、ＩＤおよびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。
３．加入者は、ＩＤおよびパスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該ＩＤによるサービスの提供を停止します。ただし、第三者の不正使用により加入者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。
４．加入者が第16条（加入者が行う利用契約の解約）の規定により利用契約を解約する場合、もしくは第17条（当社が行う利用契約の解除）の規定により、利用契約が当社により解除された場合、利用終了日以降、当該加入者はＩＤとパスワードを利用する権利を失うものとします。

第７節 料金等

第19条（料金等）
料金等は、別表の１．、別表の２．、別表の４．に定めるとおりとします。
２．当社は、別表の１．、別表の２．、別表の４．に定める料金等を改定することがあります。この場合、当社は改定の１ヶ月前までに、当社ホームページでの掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。

第20条（加入者の支払い義務）
加入者は、その契約内容に応じ、第19条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。なお、第10条（加入申込書記載事項の変更）の規定により加入者の契約内容が変更された時は、加入者は変更後の契約内容に応じ、第19条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。
２．料金等のうち、サービス品目の利用料金の支払い義務は、第９条（利用契約の成立と利用開始日）第３項に規定する利用開始日に発生するものとします。
３．料金等のうち、一時金の支払い義務は、第９条（利用契約の成立と利用開始日）第３項に規定する利用開始日あるいは第10条（加入申込書記載事項の変更）の規定によりサービス品目の変更、追加した時は、変更、追加後の利用開始日に発生するものとします。
４．加入者は、本サービスの提供の一時中断を行うことはできないものとします。本サービスの利用の一時中断の場合は解約となり、契約期間に応じて別表４．に定める解約料金の支払いを要します。
５．第14条（当社が行う本サービス提供の停止）の規定により、提供停止があった場合は、加入者は、その期間中の料金の支払いを要します。
６．当社の責に帰すべき事由により、本サービスを全く利用できない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続10日以上この状態が継続した場合は、対象となる加入者に対し当該月の料金の支払い義務を免ずるものとします。

第21条（料金等の請求時期および支払期日等）
当社は、利用契約成立後、支払期限を定めて加入者に料金等を請求します。なお、料金等の金額計算で１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。
２．前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により、当該料金等に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。
３．加入者は、第１項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。

第22条（利用契約終了に伴う料金等の精算方法）
第17条（当社が行う利用契約の解除）第１項、第２項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、料金等は第17条（当社が行う利用契約の解除）第５項に定める利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

第23条（遅延損害金）
加入者は、料金その他利用契約に関し当社に対して負うべき債務の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.6％の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第８節 タブレット端末

第24条（タブレット端末の貸与）
加入者は、タブレット端末を別表の１．に定める月額利用料を支払うことで貸与を受けることができます。この場合において、貸与するタブレット端末の数は、１世帯の利用契約につき５台までとします。なお、契約期間満了後、タブレット端末の所有権は当社から加入者に移転するものとします。
２．当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するタブレット端末を変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを加入者に通知します。
３．加入者は、当社が必要に応じて行うタブレット端末のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

第25条（加入者の維持責任）
加入者は、タブレット端末を、善良な管理者の注意をもって取り扱い、本約款に適合するよう利用するものとします。また、本サービスを維持するために必要な設置環境についても加入者の責任において管理するものとします。
２．加入者の故意または過失によりタブレット端末に故障が生じた場合には、加入者はその修復に要する費用を負担するものとします。

第26条（タブレット端末の修理・交換）
加入者は、タブレット端末に故障、毀損等が生じた場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
２．当社は、前項の通知を受領後、タブレット端末の故障または毀損等が確認された場合、正常なタブレット端末（以下「代品」といいます。）を提供し、その代品を当社指定業者が本サービスの利用可能な状態にして設置するものとします。なお、加入者は、故障または毀損したタブレット端末にインストールされたデータが消去されることがあることを了承するものとします。
３．前項において提供する代品は、故障または毀損品と同一機種またはほぼ同等の機能を有する新品または再生品とします。
４．当社は、タブレット端末が利用開始となった日から12ヵ月間保証（以下「保証期間」といいます。）するものとし、この保証期間内に故障、毀損等が生じた場合には、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。なお、この場合、当該タブレット端末の保証期間および契約期間は、延長されないものとします。
５．当社は、前項の規定に関わらず、次の場合には有償にてタブレット端末の修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとし、交換による再契約の場合は、当該タブレット端末の保証期間および契約期間は、それぞれ新たに発生するものとします。なお、修理料金は別表の５．に定めるとおりとし、交換による再契約の場合は契約期間に応じ別表の４．に定める解約料金を支払うものとします。
（１）当該タブレット端末の保証期間を経過した場合
（２）加入者の故意または過失による場合
（３）加入者がタブレット端末を本来の用法に従って使用していなかった場合
（４）加入者が当社の貸与したタブレット端末を第三者に譲渡した場合
６．第４項および前項において修理となる場合、加入者は修理完了後に代品と修理品を再度交換するものとします。
７．第４項および第５項において交換となる場合、加入者は原則、代品と交換品を交換するものとしますが、当社の判断に基づき、代品の所有権を移転し、当該代品を引き続き利用することもあることに合意します。

第27条（タブレット端末の滅失、紛失、盗難等）
タブレット端末が滅失、紛失、または盗難された場合、加入者は直ちにその旨を当社に通知するものとします。なお、この場合、加入者は契約期間に応じて別表の４．に定める解約料金を支払ったうえで、タブレット端末を再契約するものとします。

第28条（本サービス不具合時の対応について）
加入者は、本サービスに不具合が生じた場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第９節 雑則

第29条（個人情報）
当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。
２．加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

第30条（機密保持）
加入者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。
２．当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
３．当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第１項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
４．当社は、第１項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

第31条（情報の削除等）
当社は、加入者による本サービスの利用が第32条（禁止事項）各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。
（１）第32条（禁止事項）各号に該当する行為をやめるように要求します。
（２）第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。
（３）加入者に対して、表示した情報の削除を要求します。
（４）事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます。
２．前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第32条（禁止事項）
加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。
（１）本サービスを第三者が利用できる状態にする行為、またはその恐れのある行為
（２）本サービスを利用して営利目的の活動をする行為、またはしようとする行為
（３）コンテンツを改変し、またはリバースエンジニアリング（主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します）、逆コンパイル、逆アセンブルそのほかこれらに類する行為
（４）コンテンツの全部または一部を複製、翻案する行為
（５）コンテンツの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他の利用をする行為
（６）当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
（７）当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
（８）当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
（９）詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつく恐れの高い行為
（10）わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
（11）薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつく恐れの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
（12）無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
（13）当社の設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
（14）第三者になりすましてサービスを利用する行為
（15）ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
（16）無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはその恐れのあるメールを送信する行為
（17）第三者の設備等または本サービスに用いる設備等の利用、もしくは運営に支障を与える行為、または与える恐れのある行為
（18）本サービスの提供に支障を与える行為、または与える恐れのある行為
（19）違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
（20）違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請け負い、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
（21）人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
（22）人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶ恐れの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
（23）その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
（24）犯罪や違法行為に結びつく、またはその恐れの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
（25）公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害するとと当社が判断した行為
（26）法令に違反し、またはその恐れのある行為
（27）その他、本サービスの運営を妨げる等、当社が不適当と判断する行為

第33条（加入者の義務）
加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。
（１）加入者が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従うこと
（２）加入者は、加入者のタブレット端末内に保管されたデータについて全ての責任をもち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行うこと
（３）加入者は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行うこと
（４）加入者は、本サービスで提供するコンテンツの全てをダウンロードおよびインストールすること

第34条（著作権）
加入者は、本サービスの利用を通じて入手したいかなる情報も、当該情報の著作権者の承諾を事前に得た場合を除き、複製、販売、出版その他いかなる方法においても、加入者自身の私的使用以外に使用してはなりません。

サービス各種約款・規約

第35条（損害賠償の免責）
当社が第17条（当社が行う利用契約の解除）、第16条（加入者が行う利用契約の解約）、第13条（当社が行う本サービス提供の制限）、第14条（当社が行う本サービス提供の停止）、第15条（当社が行う本サービス提供の休止）、第37条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスの提供を解除、解約、制限、停止、休止、廃止したことによって加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
2．本サービスにより提供される各種情報の内容の正確性、最新性、有用性、完全性等について、当社は何らの保証をしないものとします。加入者およびその他の第三者が、本サービスにて提供される情報に基づいて行った活動によって加入者およびその他の第三者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
3．加入者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
4．加入者が、第30条（機密保持）第1項、第32条（禁止事項）、第33条（加入者の義務）および第34条（著作権）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。
5．第17条（当社が行う利用契約の解除）および第16条（加入者が行う利用契約の解約）の規定により利用契約が解除または解約されたことにより当社が損害を被った場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により利用契約が解除された場合はこの限りではありません。
6．当社は、加入者のタブレット端末に保管されたデータについて一切責任を負わないものとします。また、加入者は、利用契約が終了した際には、加入者の占有または管理下にあるコンテンツならびに本規約に違反して複製された複製物等全てを当社が破棄または消去することに同意するものとします。
7．当社は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータについて一切責任を負わないものとします。また、本サービスの利用契約が終了した際は、当社は速やかに当該加入者のデータを削除するものとし、この場合当社は削除されたデータに関して一切責任を負わないものとします。

第36条（特約事項）
当社は、本サービスの提供の状態を確認するために、第29条（個人情報）の規定を遵守した上で、加入者の使用するタブレット端末と電気信号による通信を行うことができるものとします。
2．当社は加入者に対し、本サービス上の機能を通じアンケート等を実施することができるものとします。また、当社は、当社または第三者の提供する商品またはサービスに関する広告等の各種情報（以下「付加情報」といいます。）を、加入者に対して配信することができるものとします。なお、当社は加入者に対して、付加情報の内容およびその内容に基づく一切の取引および行為について何らの責任および義務を負いません。

第37条（本サービスの廃止）
当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの利用終了日と定めます。なお、本サービス廃止後においても、基本サービスの契約は継続されるものとします。
2．当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。

第38条（本サービス提供の終了にともなう当社の責任等）
利用契約の終了にともない、本サービスの提供が終了したことによって加入者が損害を被った場合、当社および提携事業者は一切責任を負わないものとします。
2．利用契約が終了した場合、加入者はいかなる理由においても本サービスを使用することはできません。また、加入者の占有または管理下にあるコンテンツならびに本規約に違反して複製された複製物等全てを当社が破棄または消去することに同意するものとします。

第39条（関連法令の遵守）
当社は、本規約に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第40条（国内法への準拠）
本規約は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第41条（定めなき事項）
本規約に定めなき事項が生じた場合は、当社および加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付　則
本規約は、平成27年7月1日より施行します。

別表（本表に記載する金額は全て税抜きです。別途、消費税等相当額を支払うものとします。）

1．サービス品目・内容と月額利用料金
（1）月額利用料金

サービス品目	サービス内容	月額利用料金（＊3）	
		当社サービス加入者（＊1）	当社サービス未加入者（＊2）
ホームアプリ＋端末（Wi－Fiタブレット）	Wi－Fi対応タブレット1台 ホームアプリ機能	1,800円	2,300円
ホームアプリ＋端末（SIMフリータブレット）	SIMフリー対応タブレット1台 ホームアプリ機能	1,800円	2,300円

（＊1）別表の3．のいずれかを利用している本サービス加入者とします。
（＊2）別表の3．のいずれも利用していない本サービス加入者とします。
（＊3）とこしんサポートの同時契約により、契約期間の24ヶ月間はイッツコム タブレットサービスの月額利用料金から月額500円割引きます。

2．契約事務手数料
新規申し込み時、再契約時、サービス品目の変更・追加時に発生します。

区分	単位	月額利用料金
契約事務手数料	1契約ごと	3,000円

3．対象サービス品目

約款・規約名	サービス品目等
ケーブルテレビジョンサービス契約約款	マックス ビッグ アルファエース エース ミニ プレミア 施設利用サービス
ケーブルインターネットサービス契約約款	かっとびメガ160 かっとびワイド かっとびプラス かっとびジャスト
かっとびMANSION LAN インターネット利用サービス契約約款	かっとびMANSION LAN インターネット利用サービス
かっとびダイヤルアップ型 IP接続サービス契約約款	かっとびFTTHフレッツ かっとびADSLフレッツ かっとびダイヤル
かっとびサーバ利用型サービス契約約款	かっとびバリュー
ケーブルプラス電話利用規約	ケーブルプラス電話
インテリジェントホーム契約約款	インテリジェントホーム
イッツコム テレビ・プッシュ契約約款	イッツコム テレビ・プッシュ
イッツコム データSIM契約約款	データ専用SIM データ専用SIM＋端末（スマホタイプ） データ専用SIM＋端末（ルータータイプ）

4．解約料金

利用開始月	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目	7ヵ月目	8ヵ月目	9ヵ月目
43,200円	43,200円	41,400円	39,600円	37,800円	36,000円	34,200円	32,400円	30,600円

10ヵ月目	11ヵ月目	12ヵ月目	13ヵ月目	14ヵ月目	15ヵ月目	16ヵ月目	17ヵ月目	18ヵ月目
28,800円	27,000円	25,200円	23,400円	21,600円	19,800円	18,000円	16,200円	14,400円

19ヵ月目	20ヵ月目	21ヵ月目	22ヵ月目	23ヵ月目	24ヵ月目	25ヵ月目	26ヵ月目
12,600円	10,800円	9,000円	7,200円	5,400円	3,600円	1,800円	無料

5．修理料金
別途見積

クレジットカード支払いに関する特約

1．加入者は、料金等を、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
2．加入者は、加入者から当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、加入者が指定したクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が指定したクレジットカード以外で当社が料金等の請求をした場合も、加入者は、当該請求に基づき支払うものとします。
3．加入者が指定したクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、加入者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
4．当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断によりー方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。

ホームアプリ利用規約

第1節　総則

第1条（規約の適用）
イッツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社の定める「ホームアプリ利用規約」（以下「本規約」といいます。）により、当社および日本デジタル配信株式会社（以下「JDS」といいます。）が管理・運営するアプリケーション「any tagpad App」（以下「本サービス」）を提供します。

第2条（規約の変更）
当社は、本規約を、当社とホームアプリ契約（以下「利用契約」といいます。）を締結している者（以下「加入者」といいます。）の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本規約によります。
2．本規約を変更する場合、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける加入者に対し、当社の定める方法により告知します。

第3条（用語の定義）
本規約においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用　語	用語の意味
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人
提携事業者	当社と提携し、本サービスを提供するため、サーバやコンテンツを保有する事業者
提供アプリ等	当社およびJDSが提供するアプリケーション等
その他アプリ等	加入者がアプリマーケットからダウンロードを行った、提供アプリ等以外のアプリケーション等
他社サービス	当社およびJDSが選定を行った第三者が管理・運営するサービスのことで、本サービス上でリンクをはったもの
ECサイト	買い物コンテンツの遷移先である電子商取引サイト
管理サイト	JDSが管理するサーバ上にあるサイトであって、本サービスの一内容として当社およびJDSがアクセスし利用することができる、本サービスの提供を受ける加入者の情報等および加入者が使用しているタブレット端末の情報等を管理するためのサイト
電気通信事業者	電気通信事業法第9条の登録を受けた者
電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを目的とするサービス
料金等	本サービスの利用料金および一時金
ＩＤ	本サービスを利用するための各種識別番号
消費税等相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第4条（本サービスの内容）
本サービスは、当社およびJDSが管理・運営するアプリケーション「any tagpad App」により、地域・生活情報をポータル化して提供するサービスです。
2．本サービスの利用に際しては、本規約のほかJDSが定めるany tagpad サービス利用規約、その他の利用条件等を遵守するものとします。
3．加入者は、本サービスを、当社指定のタブレット端末および対象ＯＳの環境下でのみ利用することができるものとします。
4．当社指定のタブレット端末および対象ＯＳを有する加入者は、「App Store」または「Google Play」から本サービスのアプリケーション「any tagpad App」をダウンロードし、利用するものとします。なお、「App Store」は、Apple Inc.のサービスマークで、「Google Play」は、Google Inc.の商標または登録商標です。
5．本サービスの提供区域は、日本国内に限定されるものとします。

第2節　利用契約

第5条（利用申し込みができる対象）
本サービスは、別表の3．に定める当社サービスのいずれかを利用している場合、または、当社が別途イッツコム タブレットサービス契約約款に定めるタブレットサービスの契約期間満了後、利用契約を継続する場合に限り申し込むことができるものとします。本サービスは、当社が特に認める場合を除き、単独で新規に契約することはできません。

第6条（契約期間）
契約期間は、第9条（利用契約の成立と利用開始日）に定める利用開始日が属する月から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き、1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第7条（利用契約の申し込み）
申込者は、本規約および提携事業者が別途定める規約・利用条件等を承認のうえ、当社所定の書類に次の事項を記載して当社に提出するものとします。
（1）申込者の住所、氏名または所在地、商号、代表者
（2）利用を希望する端末と台数
（3）その他利用契約の申し込みの内容を特定するために必要な事項
2．申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。
3．申込者である個人が成年被後見人および被保佐人の場合は、それぞれ成年後見人および保佐人の同意を必要とします。
4．当社が特に認める場合に限り、加入者は本条に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で、当該変更の請求、および通知ができるものとします。

第8条（申し込みの承諾）
当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、利用契約の申し込みを承諾しないことがあります。
（1）申込者が料金、およびその他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合
（2）申込者が本規約に違反する恐れがある場合
（3）申し込み内容に虚偽の記載がある場合
（4）本サービスの提供が著しく困難である場合
（5）その他、利用契約締結が不適当と当社が判断した場合
2．前項の規定により、当社が利用契約の申し込みを承諾しなかった場合は、当社は、申込者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。

第9条（利用契約の成立と利用開始日）
利用契約は、本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。
2．前項に規定する申し込みを当社が承諾した日を、原則として当該契約成立日とします。
3．利用契約成立後、本サービスが利用可能となった日を本サービスの利用開始日と定めます。また、第11条（加入申込書記載事項の変更）第3項の規定により別表の1．に定めるサービス品目が追加されたときを当該サービス品目の利用開始日と定めます。

第10条（本サービスの利用のための設備設定・維持）
加入者は、本サービスの利用にあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して設備をインターネットに接続するものとします。
2．加入者の設備もしくは環境、または前項に定めるインターネット接続に不具合がある場合、当社は加入者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。

第3節　契約事項の変更

第11条（加入申込書記載事項の変更）
加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座等の変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。
2．加入者は、加入申込書記載の利用サービス内容の変更を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
3．加入者は、別表の1．に定めるサービス品目の追加を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
4．加入者は、加入者が別表の1．に定めるサービス品目を複数利用している場合、毎月末日付にて、特定のサービス品目のみの解約を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
5．当社は、第8条（申し込みの承諾）の規定に準じ、第1項から第4項の請求および通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
6．第2項から第4項に規定する請求を当社が承諾する場合は、提出された書類に記載された契約変更希望日を、原則として当該契約変更日とします。第1項の規定による変更の場合は、提出された書類を当社が受領した日を、原則として当該契約変更日とします。
7．当社が特に認める場合に限り、加入者は本条に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。

第12条（名義変更）
加入者は、契約名義を変更することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。
（1）加入者の改称
（2）承継
（3）譲渡
2．前項第2号または第3号の場合は、新契約者が旧契約者の未払い金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。
3．前2項の規定により契約名義を変更しようとする加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、名義変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
4．前各項の名義変更により、契約を承継する者は、加入者が負う一切の義務を承継するものとします。

第13条（権利譲渡等の禁止）
加入者は、第12条（名義変更）の場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

第4節　本サービス提供の停止等

第14条（当社が行う本サービス提供の制限）
当社は、天災・地変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなった場合、本サービスの提供を制限することがあります。なお、本サービスの提供を制限したことによって加入者が損害を被った場合、当社および提携事業者は一切責任を負わないものとします。
2．当社は、前項により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社の適当と認める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3．当社は、第1項により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社の適当と認める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第15条（当社が行う本サービス提供の停止）
当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。なお、加入者の希望による本サービスの停止を行うことはできません。
（1）料金等の支払いを怠った場合、および当社に対するその他の債務の履行を怠り、または怠る恐れがある場合
（2）当社所定の書類に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
（3）その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合
2．当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第16条（当社が行う本サービス提供の休止）
当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。
（1）本サービスのシステムの保守点検、更新、その他メンテナンス等を行う場合
（2）火災、停電、天災地変等これに準ずる事態が発生した場合
（3）本サービスの提供が困難なシステムのトラブルが発生した場合
2．当社は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、その理由、実施期日および実施期間を、当社の適当と認める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第5節　利用契約の解除

第17条（加入者が行う利用契約の解約）
加入者は、毎月末日付にて、利用契約を解約することができます。この場合、当該加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
2．前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、当該契約の解約日として取り扱います。また、当該契約の解約日を本サービスの利用終了日と定めます。
3．当社が定めた要件を満たす加入者については、解約手続きについて簡略化できることがあるものとし、その場合は、別途定める日を当該契約の解約日として取り扱うものとします。

第18条（当社が行う利用契約の解除）
当社は、第15条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項の規定により本サービスの利用を停止された加入者が、停止後速やかにその原因となった事由を解消しない場合には、利用契約を解除することができるものとします。
2．当社は、加入者が第15条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項の規定に該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。
3．当社は、加入者について、破産法、民事再生法または会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、前2項の規定にかかわらず、直ちにその利用契約を解除することができるものとします。
4．当社は、前各項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
5．第1項ないし第3項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。

第6節　ＩＤおよびパスワード

第19条（ＩＤおよびパスワードの管理）
当社は、契約の成立に伴い、加入者にＩＤを付与します。加入者は、パスワードを自ら設定、変更し、当社に対し、当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。
2．加入者は、ＩＤおよびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。
3．加入者は、ＩＤおよびパスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該ＩＤによるサービスの提供を停止します。ただし、第三者の不正使用により加入者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。
4．加入者が第17条（加入者が行う利用契約の解約）の規定により利用契約を解約する場合、もしくは第18条（当社が行う利用契約の解除）の規定により、利用契約が当社により解除された場合、利用終了日以降、当該加入者はＩＤとパスワードを利用する権利を失うものとします。

サービス各種約款・規約

第7節　料金等

第20条（料金等）
料金等は、別表の1．、別表の2に定めるとおりとします。
2．当社は、別表の1．、別表の2に定める料金等を改定することがあります。この場合、当社は改定の1ヶ月前までに、当社ホームページでの掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。

第21条（加入者の支払い義務）
加入者は、その契約内容に応じ、第20条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。
2．本サービスの月額利用料金の支払い義務は、第9条（利用契約の成立と利用開始日）第3項に規定する利用開始日に発生するものとします。
3．料金等のうち、一時金の支払い義務は、第9条（利用契約の成立と利用開始日）第3項に規定する利用開始日あるいは第11条（加入申込書記載事項の変更）の規定によりサービス品目の変更、追加した時は、変更、追加後の利用開始日に発生するものとします。
4．加入者は、本サービスの提供の一時中断を行うことはできないものとします。本サービスの利用の一時中断の場合は解約となります。
5．第15条（当社が行う本サービス提供の停止）の規定により、提供停止があった場合は、加入者は、その期間中の料金の支払いを要します。
6．当社の責に帰すべき事由により、本サービスを全く利用できない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続10日以上この状態が継続した場合は、対象となる加入者に対し当該月の料金の支払い義務を免ずるものとします。

第22条（料金等の請求時期および支払期日等）
当社は、利用契約成立後、支払期限を定めて加入者に料金等を請求します。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。
2．前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により、当該料金等に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。
3．加入者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。

第23条（利用契約終了に伴う料金等の精算方法）
第18条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、料金等は第18条（当社が行う利用契約の解除）第5項に定める利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

第24条（遅延損害金）
加入者は、料金その他利用契約に関し当社に対して負うべき債務の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第8節　雑則

第25条（個人情報）
当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。
2．加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

第26条（機密保持）
加入者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。
2．当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3．当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
4．当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

第27条（情報の削除等）
当社は、加入者による本サービスの利用が第28条（禁止事項）各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。
（1）第28条（禁止事項）各号に該当する行為をやめるように要求します。
（2）第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します。
（3）加入者に対して、表示した情報の削除を要求します。
（4）事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます。
2．前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第28条（禁止事項）
加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。
（1）本サービスを第三者が利用できる状態にする行為、またはその恐れのある行為
（2）本サービスを利用して営利目的の活動をする行為、またはしようとする行為
（3）コンテンツを改変し、またはリバースエンジニアリング（主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します）、逆コンパイル、逆アセンブルそのほかこれらに類する行為
（4）コンテンツの全部または一部を複製、翻案する行為
（5）コンテンツの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与、その他の利用をする行為
（6）当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
（7）当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
（8）当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
（9）詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつく恐れの高い行為
（10）わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
（11）薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつく恐れの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
（12）無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
（13）当社の設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
（14）第三者になりすまして本サービスを利用する行為
（15）ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
（16）無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはその恐れのあるメールを送信する行為
（17）第三者の設備等または本サービスに用いる設備等の利用、もしくは運営に支障を与える行為、または与える恐れのある行為
（18）本サービスの提供に支障を与える行為、または与える恐れのある行為
（19）違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
（20）違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請け負い、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
（21）人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
（22）人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶ恐れの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
（23）その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
（24）犯罪や違法行為に結びつく、またはその恐れの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
（25）公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
（26）法令に違反し、またはその恐れのある行為
（27）その他、本サービスの運営を妨げる等、当社が不適当と判断する行為

第29条（他社サービス、その他アプリ等）
加入者は、他社サービス、その他アプリ等を利用する場合（ECサイトにおける商品・サービスの購入行為等を含みます。）、当該サービス、アプリ等提供会社が別途定める利用規約・利用条件等（個人情報の取扱いに関する定めを含みます。）を遵守するものとします。
2．加入者は、前項の他社サービス、その他アプリ等における一切の行為、ならびにその結果について責任を負うものとし、当社およびJDSは一切の責任を負いません。万一、加入者によるこれらの行為に起因して他の者とトラブルが生じた場合、加入者は自らの費用と責任においてこれを解決するものとします。
3．当社およびJDSは、加入者が他社サービス、その他アプリ等を利用する場合（ECサイトにおける商品・サービスの購入行為等を含みます。）、当該サービス、アプリ等提供会社に対し、加入者の履歴情報等を提供することができます。

第30条（著作権）
加入者は、本サービスの利用を通じて入手したいかなる情報も、当該情報の著作権者の承諾を事前に得た場合を除き、複製、販売、出版その他いかなる方法においても、加入者自身の私的使用以外に使用してはなりません。

第31条（損害賠償の免責）
当社は、第18条（当社が行う利用契約の解除）、第17条（加入者が行う利用契約の解約）、第14条（当社が行う本サービス提供の制限）、第15条（当社が行う本サービス提供の停止）、第16条（当社が行う本サービス提供の休止）、第32条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスの提供を解除、解約、制限、停止、休止、廃止したことによって加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
2．本サービスにより提供される各種情報の内容の正確性、最新性、有用性、完全性等について、当社は何らの保証をしないものとします。加入者およびその他の第三者が、本サービスにて提供される情報に基づいて行った活動によって加入者およびその他の第三者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
3．加入者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
4．加入者が、第26条（機密保持）第1項、第28条（禁止事項）、および第30条（著作権）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。
5．第18条（当社が行う利用契約の解除）および第17条（加入者が行う利用契約の解約）の規定により利用契約が解除または解約されたことにより当社が損害を被った場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により利用契約が解除された場合はこの限りではありません。
6．当社は、加入者のタブレット端末に保管されたデータについて一切責任を負わないものとします。また、加入者は、利用契約が終了した際には、加入者の占有または管理下にあるコンテンツならびに本規約に違反して複製された複製物等全てを当社が破棄または消去することに同意するものとします。

第32条（本サービスの廃止）
当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの利用終了日と定めます。
2．当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。

第33条（本サービス提供の終了にともなう当社の責任等）
利用契約の終了にともない、本サービスの提供が終了したことによって加入者が損害を被った場合、当社および提携事業者は一切責任を負わないものとします。
2．利用契約が終了した場合、加入者はいかなる理由においても本サービスを使用することはできません。また、加入者の占有または管理下にあるコンテンツならびに本規約に違反して複製された複製物等全てを当社が破棄または消去することに同意するものとします。

第34条（関連法令の遵守）
当社は、本規約に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第35条（国内法への準拠）
本規約は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第36条（定めなき事項）
本規約に定めなき事項が生じた場合は、当社および加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付　則

本規約は、平成27年7月1日より施行します。

別表（本表に記載する金額は全て税抜きです。別途、消費税等相当額を支払うものとします。）

別表1　サービス品目・内容と月額利用料金

サービス品目	サービス内容	月額利用料金	
		当社サービス加入者（＊1）	当社サービス未加入者（＊2）
ホームアプリ	any tagpad App	0円	500円

（＊1）別表の3．のいずれかを利用している本サービス加入者とします。
（＊2）別表の3．のいずれも利用していない本サービス加入者とします。

別表2　契約事務手数料
新規申し込み時、サービス品目の変更・追加時に発生します。

区分	料金
契約事務手数料	3,000円

別表3　対象サービス品目

約款・規約名	サービス品目等
ケーブルテレビジョンサービス契約約款	マックス ビッグ アルファエース エース ミニ プレミア 施設利用サービス
ケーブルインターネットサービス契約約款	かっとびメガ160 かっとびワイド かっとびプラス かっとびジャスト
かっとびMANSION LAN インターネット利用サービス契約約款	かっとびMANSION LAN インターネット利用サービス
かっとびダイヤルアップ型 IP接続サービス契約約款	かっとびFTTHフレッツ かっとびADSLフレッツ かっとびダイヤル
かっとびサーバ利用型サービス契約約款	かっとびバリュー
ケーブルプラス電話利用規約	ケーブルプラス電話
インテリジェントホーム契約約款	インテリジェントホーム
イッツコム テレビ・プッシュ契約約款	イッツコム テレビ・プッシュ
イッツコム データSIM契約約款	データ専用SIM データ専用SIM＋端末（スマホタイプ） データ専用SIM＋端末（ルータータイプ）

クレジットカード支払いに関する特約

1．加入者は、料金等を、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
2．加入者は、加入者から当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、加入者が指定したクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が指定したクレジットカード以外で当社が料金等の請求をした場合も、加入者は、当該請求に基づき支払うものとします。
3．加入者が指定したクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、加入者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
4．当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。

サービス各種約款・規約

イッツコム モバイル端末延長保証サービス利用規約

第1節　総則

第1条（約款の適用）
イッツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）と当社の契約事業者である株式会社アイテム（以下「アイテム」といいます。）は、第3条（用語の定義）に定める加入者に対し、イッツコム モバイル端末延長保証サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）によりイッツコム モバイル端末延長保証サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（約款の変更）
当社は、本規約を、当社とイッツコム モバイル端末延長保証サービス利用契約（以下「利用契約」といいます。）を締結している者（以下「本加入者」といいます。）の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本規約によります。
2．本規約を変更する場合、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける本加入者に対し、当社の定める方法により告知します。

第3条（用語の定義）
本規約においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用　語	用語の意味
原約款	当社が別に定めるイッツコム データＳＩＭ契約約款および イッツコム タブレットサービス契約約款
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人または法人
加入者	別表の1．に定める対象サービスを利用している個人または法人
本加入者	利用契約を締結し本サービスを利用している個人または法人
携帯端末	通信機能を備えた携帯機器であって当社が加入者に提供するもの
メーカー保証	本サービスの対象となる携帯端末の製造者が行う保証
ＳＩＭカード	回線識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、 当社がイッツコムデータＳＩＭサービスの提供のために加入者に貸与する ＩＣカード
交換用携帯端末	本規約で定める携帯端末の故障、全損または一部破損が生じた場合に 本加入者が交換を請求する場合の端末
交換用携帯端末の申し出	本加入者が交換用携帯端末を請求すること
自然故障	取扱説明書等の注意書きに従った正常な使用状態のもとで発生した故障
料金等	本サービスの月額利用料金および負担金

第2節　本サービスの提供

第4条（本サービスの提供範囲）
本サービスは、第6条（サービス内容）に定めるサービスを本加入者に提供します。
2．本サービスの対象とする携帯端末は、携帯端末本体および電池パック1個（電池パック内蔵の携帯端末は除きます。）に限ります。
3．本サービスの提供期間は、本サービスの対象とする携帯端末の利用開始日の属する月を含め最大37ヶ月間とします。
4．ＳＩＭカードおよびホームアプリは、本サービスの対象外とします。

第5条（本サービスの提供条件）
当社は、以下の各号に定める条件をすべて満たす場合にのみ、本サービスを本加入者に提供します。
（1）対象サービスの申し込みと同時に本サービスの申し込み手続きが行われること。
（2）携帯端末にＳＩＭカードが挿入されている場合、ＳＩＭカードが取り外されていること。
（3）改造（分解改造・部品の交換・塗装等）が施されている携帯端末は、改造部位を純正品に戻すこと。
（4）当社およびアイテムは、携帯端末に含まれるデータ（アドレス帳、データフォルダー、メール等）に関する一切の責任を負わないこと。
（5）本加入者は、本サービスの提供に伴い交換した携帯端末本体、電池パック、機械部品および外装ケース等を本加入者に返却しないことをあらかじめ承諾していること。

第6条（サービス内容）
本サービスは第7条（交換用携帯端末の提供対象となる事故）に定める携帯端末の故障、全損または一部破損が生じた場合、本加入者からアイテムへの交換用携帯端末の申し出により交換用携帯端末の提供を行います。
2．交換用携帯端末の申し出を受けた場合、申し出の内容を精査し、本サービスによる交換用携帯端末の対象と判断した場合は本サービスに登録されている本加入者の携帯端末1台につき、交換用携帯端末1台、電池パック1個（電池パック内蔵の携帯端末は除きます。）を本加入者の登録した住所（日本国内の住所に限ります。）にアイテムが別に定める方法により、2日を目処に送付します。なお、本加入者の登録した住所、交換用携帯端末の申し出を受け付けた時刻等によっては、2日での送付ができない場合があります。
3．本加入者は、交換用携帯端末が第18条（旧端末の再生利用）に基づき他の本加入者が利用した本サービス対象の携帯端末を新製品の出荷時と同等の状態に初期化したものであることを承諾するものとします。
4．本加入者に提供する交換用携帯端末は、原則として当社が本加入者に提供した携帯端末と同一機種および同一色とします。ただし、在庫不足等の事由により同一機種および同一色の交換用携帯端末の提供が困難な場合は、別途アイテムが指定する機種または色の交換用携帯端末とします。
5．本加入者に提供する交換用携帯端末のＯＳのバージョンは、当社が本加入者に提供した携帯端末のバージョンと異なる場合があります。
6．本加入者に提供する交換用携帯端末には、電池パックのほかは原則として付属品その他の製品は含まれないものとします。ただし、本条第4項に基づき交換用携帯端末が当社が本加入者に提供した携帯端末と異なる機種の場合は、当該機種の付属品各1個も併せて送ります。
7．不在または届け出られた住所の誤り等により、アイテムが別に定める期間を経過しても交換用携帯端末の再配達が完了しなかった場合は、交換用携帯端末の申し出は取り消されたものとみなします。

第7条（交換用携帯端末の提供対象となる事故）
本サービスの中で交換用携帯端末の提供対象となる事故は、次のとおりとします。
（1）本サービスの対象とする携帯端末の自然故障
（2）偶然の事故による本サービスの対象とする携帯端末の水濡れ、全損または一部の破損。

第8条（交換用携帯端末の提供対象とならないケース）
本サービスの中で交換用携帯端末の提供対象とならない事故は、次のとおりとします。
（1）交換用携帯端末の申し出事由が、本サービスの対象とする携帯端末の紛失や盗難による場合。
（2）交換用携帯端末の申し出が第20条（禁止事項）に定める禁止事項のいずれかに該当する場合。
（3）過去に本規約への違反があり、交換用携帯端末の申し出時においてなお当該違反が是正されていない場合。
（4）過去に同一名義の交換用携帯端末の申し出内容に虚偽申告があったと当社が判断した場合。
（5）交換用携帯端末の申し出時において、支払期限を経過してもなお支払いが完了していない料金等がある場合。
（6）交換用携帯端末の申し出事由が、本サービスの対象とする携帯端末の傷、汚れ、塗装の剥離等の外見上の損害で携帯端末の機能に影響が生じていないものである場合。
（7）交換用携帯端末の申し出事由が本サービスの対象とする携帯端末の消耗、変質、変色等による損害（電池パックの消耗を含む。）である場合。
（8）本サービスの対象とする携帯端末が加工、改造（第5条（本サービスの提供条件）第3号により改造部位を純正品に戻したものを除きます。）、解析（ソフトウェアの改造、解析（ルート化等を含む。）、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを含む。）されたもの、または当社が指定する正規の修理拠点以外で修理されたものである場合。
（9）交換用携帯端末の申し出事由が本サービスの対象とする携帯端末の誤使用により生じたものである場合。
（10）交換用携帯端末の申し出事由が付属品の自然故障、その他偶然の事故による水濡れ、全損または一部の破損の場合。
（11）交換用携帯端末の申し出事由が本サービスの対象とする携帯端末または外部メモリ媒体に保存されていた画像データ・電話帳データ・電子メールデータ・音源データ・ICカード内のデータ、その他一切の電子データの消去による損害である場合。
（12）交換用携帯端末の申し出事由がコンピューターウィルスによる障害に起因するものである場合。
（13）交換用携帯端末の申し出事由が本加入者の故意または重大な過失により発生したものである場合。
（14）交換用携帯端末の申し出事由が地震、噴火、津波、洪水等の天災により発生したもの である場合。
（15）交換用携帯端末の申し出事由が戦争、暴動またはテロにより発生したものである場合。
（16）交換用携帯端末の申し出事由が差押え等の国または地方公共団体による公権力の行使により発生したものである場合。
（17）交換用携帯端末の申し出事由が核燃料物質、放射能汚染により発生したものである場合。

第9条（メーカー保証の優先）
故障時期および内容がメーカー保証の対象となる場合、本サービスの利用に対してメーカー保証が優先します。従って、本サービスの期間中であっても、本加入者にメーカー保証による対応をお願いすることがあります。

第10条（交換用携帯端末の申し出の方法）
第7条（交換用携帯端末の提供対象となる事故）に定める事故が発生し、交換用携帯端末の提供を希望する場合は、本加入者はアイテムに対し、アイテムが別に定める方法に従い交換用携帯端末の申し出が必要です。アイテムは、交換用携帯端末の申し出に対し、本加入者本人からの申し出であることを確認します。

第11条（交換用携帯端末の利用回数）
本加入者への本サービス開始日を起算日として、1年間に2回、3年間で計6回まで利用可能です。交換用携帯端末の申し出時において、過去1年間に既に2回、交換用携帯端末の提供を受けている場合は、1年を経過するまで交換用携帯端末の提供はできません。

第12条（交換用携帯端末の保証期間）
本加入者は第6条（サービス内容）に基づきアイテムが本加入者に送付した交換用携帯端末、電池パックまたは付属品について、受領した時点で破損、自然故障その他不具合を発見した場合は、交換用携帯端末受領後14日以内にその旨をアイテムに申し出るものとし、アイテムの指示に従い当該不具合の発見された交換用携帯端末、電池パックまたは付属品をアイテムに返送するものとします。アイテムは特段の事由がある場合を除き、本加入者に対し交換用携帯端末と同一機種の交換用携帯端末、電池パックまたは付属品を別途、送付することにより、無料交換します。本条に基づき交換用携帯端末受領後14日以内に本加入者より申し出のなかった不具合または自然故障については、後日、本加入者からの申告があった場合でも、第32条（加入者の支払義務）第3項に基づく無償での交換用携帯端末の提供である場合を除き、無料交換の対象外とします。なお、本条に基づく交換用携帯端末等の無料交換は、前条に定める交換用携帯端末の利用回数には算入されません。

第13条（交換用携帯端末および旧端末の所有権）
交換用携帯端末の所有権は、原約款に準ずるものとします。
2．交換用端末の申し出に係る本サービスの対象とする携帯端末（以下「旧端末」といいます。）の所有権は、アイテムが送付した交換用携帯端末を本加入者が受領した時点で、アイテムに移転されるものとします。

第14条（旧端末の送付）
本加入者は、第6条（サービス内容）に基づきアイテムが送付した交換用携帯端末を受領したときは、交換用携帯端末の申し出事由が交換用携帯端末の申し出の時点において旧端末の送付が困難であるとアイテムが認めた場合を除き、受領後14日以内に、旧端末をアイテムが定める方法によりアイテムの指定先に送付するものとします（ＳＩＭカード等、外部メモリ媒体および付属品を除いた状態で送付するものとします）。
2．万一、本加入者がアイテムの指定する物品等以外のものを送付した場合、アイテムは、本加入者が当該送付した物品等に係る所有権その他一切の権利を放棄したものとみなし、当該物品等をアイテムが適当と判断する方法により廃棄、処分等することができるものとし、本加入者はこれに異議を唱えないものとします。アイテムは本加入者に対し、当該物品等および当該物品等に含まれる情報等の取扱いおよび返送について責任を負わないものとします。

第15条（旧端末内部のデータの消去）
旧端末の送付時には、旧端末内に記録された一切のデータを本加入者において事前に全て消去するものとします。本加入者が送付した旧端末にデータが保存されていた場合であっても、当該データに起因する損害について当社およびアイテムは一切の責任を負わないものとします。また、旧端末内に記録されていたデータの交換用携帯端末への移行は、本加入者自身の責任で実施するものとします。
2．前項に規定するデータの内容には、発着信履歴、電話帳データ、電子メールデータ、画像データ、音源データ、その他一切のデータを含みます（ただし、携帯端末の出荷時点で記録されているもの等、本加入者において消去できないデータを除きます。）。

第16条（送料）
本サービスに伴う送料は、原則としてアイテムの負担とします。ただし、本加入者が旧端末またはアイテムが指定する書類をアイテムが定める方法以外の方法により送付する場合は、当該送付に係る送料は本加入者が負担するものとします。

第17条（違約金）
本加入者が以下の各号のいずれかに該当した場合は、別途当社が指定する期日までに、当社が別に定める方法により、違約金として旧端末の新品の端末代金相当額 を当社に支払うものとします。なお、当社は、本加入者が支払った違約金について、いかなる事由であっても返金に応じないものとします。
（1）第14条（旧端末の送付）第1項の定めに違反し、旧端末を送付期限内にアイテムに送付しなかった場合
（2）交換用携帯端末の申し出の後に旧端末を返送しなかった場合
（3）交換用携帯端末の申し出を取消したにもかかわらず、第19条（交換用携帯端末の申し出の取消し）の定めに違反しアイテムが送付した交換用携帯端末をアイテムの指定した期日までにアイテムに返送しなかった場合
（4）第20条（禁止事項）の定めに違反して交換用携帯端末の申し出をした場合

第18条（旧端末の再生利用）
本加入者は、本サービスに基づき本加入者から送付された旧端末は、アイテムが指定する修理業者において故障部分を修理等し、筐体を交換して新製品の出荷時と同様の状態に初期化したうえで、本サービスにおける交換用携帯端末としてアイテムから他の本加入者に提供することについて承諾するものとします。

第19条（交換用携帯端末の申し出の取消し）
本加入者は、第10条（交換用携帯端末の申し出の方法）に基づき交換用携帯端末の申し出を行った場合であっても、正当な理由があるとアイテムが認めるときは、アイテムが送付した交換用携帯端末等の梱包が開封されていない場合でかつ交換用携帯端末の申し出後8日以内に申し出を行った場合に限り、交換用携帯端末の申し出を取消すことができるものとします。この場合本加入者は、アイテムが別途指定する期限内にアイテムが第6条（サービス内容）に基づき送付した交換用携帯端末、電池パックまたは付属品をアイテムに返送するものとします。

第20条（禁止事項）
本加入者は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行わないものとします。
（1）本サービスにおける交換用携帯端末の申し出時、その他本サービスの利用にあたり、虚偽の届出または申告を行うこと。
（2）他者になりすまして本サービスを利用する行為。
（3）本サービスを不正の目的をもって利用する行為。
（4）犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはその恐れのある行為。
（5）上記各号の他、法令、公序良俗、本規約もしくは規定等に違反する行為、またはその恐れのある行為。

第21条（本加入者の確認）
アイテムは、交換用携帯端末の申し出の受付時に必要と判断した場合、各種確認書類（本人確認書類等）の写しの提出を本加入者に求める場合があります。

第3節　契約

第22条（契約の単位）
当社は、本サービスの対象となる携帯端末の台数ごとに一の本サービスを提供します。

第23条（利用契約の申し込み）
申込者は、本規約を承認の上、当社が別に定める加入申込書に次の事項を記載して当社およびアイテムに提出するものとします。
（1）申込者の住所、氏名または所在地、商号、代表者
（2）その他必要事項
2．申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。
3．申込者である個人が成年被後見人および被保佐人の場合は、それぞれ成年後見人および保佐人の同意を必要とします。

第24条（申し込みの承諾）
当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。
（1）申込者が本規約に違反する恐れがある場合
（2）申し込み内容に虚偽の記載があった場合
（3）本サービスの提供が著しく困難である場合
（4）第5条（本サービスの提供条件）の条件を満たしていない場合
（5）その他、利用契約締結が不適当である場合
2．前項の規定により、当社が本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合、当社は、申込者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。

第25条（利用契約の成立と利用開始日）
利用契約は、本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。
2．本サービスの対象となる携帯端末の利用開始日を本サービスの利用開始日と定めます。

第26条（契約内容の変更）
本加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座等の変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。なお、当社が特に認める場合に限り、本加入者は本条に規定する書類の提出に代え、当社が定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。
2．当社は、第24条（申し込みの承諾）の規定に準じ、前項の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該本加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。

第27条（名義変更）
本加入者は、契約名義を変更することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。
（1）本加入者の改称
（2）承継
（3）譲渡
2．前項第2号または第3号の場合は、新契約者が旧契約者の未払い金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。
3．前2項の規定により契約名義を変更しようとする本加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、名義変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
4．前各項の名義変更により、契約を承継する者は、本加入者が負う一切の義務を承継するものとします。

第28条（権利譲渡等の禁止）
本加入者は、第27条（名義変更）による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第4節　利用契約の解除

第29条（本加入者が行う利用契約の解約）
本加入者は、第4条（本サービスの提供範囲）第3項の規定にかかわらず、毎月末日付にて、利用契約を解約することができます。この場合、当該本加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
2．前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を本サービスの利用終了日と定めます。なお、前項ただし書きの場合においては、別途定める日を当該契約解約日として取り扱うものとします。
3．当社が定めた要件を満たす本加入者については、解約手続きについて簡略化できることがあるものとします。

第30条（当社が行う利用契約の解除）
当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条（本サービスの提供範囲）第3項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。
（1）第32条（本加入者の支払い義務）に規定する本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠る恐れがある場合
（2）加入申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
（3）第20条（禁止事項）の規定に違反した場合
（4）本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合
（5）その他、本加入者が本規約に違反する等、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合
2．当社は、前項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により本加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3．第1項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。

第5節　料金等

第31条（料金等）
料金等は、別表の1．および別表の2．に定めるとおりとします。料金等は本サービスの対象となる携帯端末の台数に応じて発生します。

第32条（本加入者の支払い義務）
本加入者は、別表の1．に定める月額利用料金の支払を要します。なお、月額利用料金は、利用開始日の属する月の翌月から発生するものとします。
2．本加入者が、交換用携帯端末の提供を受ける場合、本加入者は、別表の1．に定める月額利用料金に加え別表の2．に定める負担金を支払うものとします。なお、当社は、本加入者が支払った負担金について、いかなる事由であっても返金に応じないものとします。
3．本加入者からの交換用携帯端末の申し出が、本サービスの対象とする携帯端末の提供日から1年以内になされたものであって、交換用携帯端末の申し出事由が第7条（交換用携帯端末の提供対象となる事故）第1項に規定するものである場合は、前項の規定にかかわらず、無償で交換用携帯端末を提供します。
4．利用契約が月の途中で終了した場合であっても、料金等は日割りをしないものとします。なお、利用開始日の属する月と、本サービスの契約が終了した日の属する月が同一月の場合、本加入者は、1ヶ月分の料金等の支払を要します。
5．当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

第33条（料金等の請求時期および支払期日等）
当社は、利用契約成立後、支払期限を定めて、本加入者に料金等を請求します。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。
2．前項の規定により料金等の請求を受けた本加入者は、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により、当該料金等に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。
3．本加入者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。

第34条（利用契約終了に伴う料金等の精算方法）
第30条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、料金等は第30条（当社が行う利用契約の解除）第3項に定める利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

第35条（遅延損害金）
本加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第6節　雑則

第36条（個人情報）
当社およびアイテムは本加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」およびアイテムが定める「プライバシーポリシー」に基づいてそれぞれ適正に取り扱うものとします。
2．本加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

第37条（免責事項）
本加入者が、第20条（禁止事項）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当該本加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。
2．当社は、第27条（名義変更）の規定により、本加入者が名義変更を行ったことによって本加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
3．第29条（本加入者が行う利用契約の解約）および第30条（当社が行う利用契約の解除）の規定により利用契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当該本加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により利用契約が解除された場合はこの限りではありません。
4．当社が、第38条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスの提供を廃止したことによって、本加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

第38条（本サービスの廃止）
当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスを廃止することがあります。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの利用終了日と定めます。
2．前項の場合、当社は本加入者に対し、本サービスを廃止する日の3ヶ月前までに当社所定の方法によりその旨を告知します。

第39条（国内法への準拠）
本規約は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第40条（定めなき事項）
本規約に定めなき事項が生じた場合は、当社および本加入者は、利用契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

附　則（実施期日）
本規約は、2015年7月1日から実施します。

別表（本表に記載する金額は全て税抜きです。別途、消費税等相当額を支払うものとします。）

1．月額利用料金

約款・規約名	対象サービス	月額利用料金
イッツコム データ ＳＩＭ契約約款	データ専用ＳＩＭ＋端末（スマホタイプ）	380円／台
	データ専用ＳＩＭ＋端末（モバイルルーター）	380円／台
イッツコム タブレット サービス契約約款	ホームアプリ＋端末（Ｗｉ－Ｆｉタブレット）	380円／台
	ホームアプリ＋端末（ＳＩＭフリータブレット）	380円／台

2．負担金

負担金	金　額
1回目	5,000円／台
2回目以降	10,000円／台

サービス各種約款・規約

イッツコムとことんサポート利用規約

第1節　総則

第1条（規約の適用）
イッツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、「イッツコムとことんサポート利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき、「イッツコムとことんサポート」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（規約の変更）
当社は、本規約を変更することがあります。料金その他の提供条件は、変更後の本規約によります。
2．当社は、本規約の変更を適切と判断する方法で可能な限り事前に本サービスを利用している個人または法人に告知します。

第3条（用語の定義）
本規約においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用　語	用語の意味
利用契約	当社との間で本規約に基づき締結される本サービス提供に関する契約
基本サービス	別表1に定める当社の提供するサービス品目
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人または法人
加入者	基本サービスを契約している個人または法人
本加入者	利用契約を締結し本サービスを利用している個人または法人
世帯	同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団
集合共同引込	加入者引込線1回線から2世帯以上が居住する建物の各世帯に分配すること
建物基本契約	当社と建物代表者との基本契約
当社施設	放送センターから保安器までの施設
機器	当社が販売または貸与するセットトップボックス、ケーブルモデム、電話機能付ケーブルモデム等
所有機器	加入者所有のテレビ、パソコン、電話機等
インテリジェントホーム機器一式	インテリジェント ホームゲートウェイ、IPカメラ、家電コントローラー、スマートロック、センサー等の総称
電話サポート	本加入者が受けられるサポート。専用の電話番号にて受付し、電話によるサポートを行う。
リモートサポート	本加入者のうち、ケーブルインターネットサービスの加入者が受けられるサポート。別表3に定めるリモートサポートについて、当社が別に定める「イッツコムリモートサポートサービス利用規約」に基づきケーブルインターネットサービスを通して遠隔から行う。
訪問サポート	本加入者が受けられるサポート。当社からサポートのために訪問し、サポートを行なう。
本作業	訪問サポートの際に実施する別表に定める各作業等
料金等	本サービスに関し、加入者が当社に対し支払うべき別表に定める対価等

第4条（本サービスの内容）
当社は、本サービスとして、次項以降に定めるとおり、電話サポート、リモートサポートおよび訪問サポートを提供するものとし、訪問サポートについては、別表4、別表5、別表6、別表7、別表8、別表9、別表10および別表11に定める本加入者の料金にて提供するものとします。
2．ケーブルテレビジョンサービス加入者は、電話サポート、別表4および別表5に定める訪問サポートの提供を受けることができます。
3．ケーブルインターネットサービス加入者は、別表3に定める電話サポート、リモートサポート、別表4および別表6に定める訪問サポートの提供を受けることができます。
4．電話サービス加入者は、電話サポートおよび別表4に定める訪問サポートの提供を受けることができます。
5．インテリジェントホーム加入者は、別表3に定める電話サポート、別表4および別表7に定める訪問サポートの提供を受けることができます。
6．イッツコム テレビ・プッシュ加入者は、電話サポート、別表4および別表8に定める訪問サポートの提供を受けることができます。
7．イッツコム データＳＩＭ加入者は、電話サポート、別表4および別表9に定める訪問サポートの提供を受けることができます。
8．イッツコム タブレットサービス加入者は、別表3に定める電話サポート、別表4および別表10に定める訪問サポートの提供を受けることができます。
9．ホームアプリ加入者は、別表3に定める電話サポート、別表4および別表11に定める訪問サポートの提供を受けることができます。
10.訪問サポートの提供は、当社ホームページ上に定めるサービスエリアに限ります。

第2節　利用契約

第5条（利用申し込みができる対象）
本サービスの申し込みができる対象は、加入者またはイッツコムアパートメント利用条項に定める利用者とします。なお、本サービスの加入申込書に記載する利用場所は、基本サービスまたはイッツコムアパートメントの申込書に記載された利用場所と同一でなければならないものとします。
2．全ての基本サービスの利用を一時停止している加入者、および業務用契約を締結している加入者は、本サービスを申し込むことができません。

第6条（利用契約の単位と契約期間）
利用契約の締結は1世帯（事業所、店舗等も同様とします）ごとに行います。
2．契約期間は、利用契約が成立した月から6ヶ月間（以下「最低契約期間」といいます。）とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、本加入者いずれからも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き、6ヶ月間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第7条（利用契約の申し込み）
申込者は、本規約を承諾の上、当社所定の方法で次の事項を明示して申し込むものとします。
（1）申込者の住所および氏名または所在地、商号および代表者
（2）その他必要事項
2．申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。
3．申込者である個人が成年被後見人または被保佐人の場合は、それぞれ成年後見人または保佐人の同意を必要とします。

第8条（利用契約の成立）
利用契約は、当社が申込者の申し込みを承諾した時に成立するものとします。ただし、基本サービスへの加入にかかる設置工事が発生する場合は、基本サービスを利用するための機器が設置された時に成立するものとします。

第9条（申し込みの承諾）
当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、利用契約の申し込みを承諾しない場合があります。
（1）申込者が本規約に違反する恐れがある場合
（2）申し込み内容に虚偽の記載がある場合
（3）基本サービスまたは本サービスの提供が著しく困難である場合
（4）申し込みを行った月から過去6ヶ月間に同一世帯で本サービスを解約したことがある場合
（5）その他、利用契約の締結が不適当である場合
2．前項の規定により、当社が利用契約の申し込みを承諾しない場合、当社は申込者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。

第10条（加入申込書記載事項の変更）
本加入者は、基本サービスにおいて加入申込書に記載した契約名義、住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座などを変更し、当社がそれを承諾した場合、本サービスの契約事項も同様に変更されるものとします。

第11条（権利譲渡等の禁止）
本加入者は、当社が承諾する名義変更による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、貸入れまたは貸与することはできません。

第3節　本サービス提供の停止等

第12条（本サービス提供の一時停止）
全ての基本サービスが一時停止になった場合のみ、本サービスは一時停止となるものとします。
2．一時停止になっている全ての基本サービスのうち、いずれか一つの基本サービスの提供が再開された場合、本サービスの提供も再開されます。
3．本サービスの一時停止の期間中に訪問サポートを行った場合、別表4、別表5、別表6、別表7、別表8、別表9、別表10および別表11に定める本サービス未加入者の料金での支払いを要します。
4．当社は、第25条（本加入者の支払い義務）の規定にかかわらず、一時停止をしている本加入者に対し、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間における料金の支払い義務を免ずるものとします。なお、停止した日の属する月および再開する日の属する月の料金は、日割り計算による精算は行わないものとします。
5．第1項および第2項の一時停止の期間は、一時停止の開始日より最長1年とします。

第13条（当社が行う本サービス提供の停止）
当社は、本加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。
（1）第25条（本加入者の支払い義務）に規定する本サービスの料金等の支払いを怠った場合
（2）第5条（利用申し込みができる対象）に定める条件を満たさない場合
（3）申し込み内容に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
（4）その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合
2．当社は、前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由および停止期間を当社所定の方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第14条（当社が行う本サービス提供の休止）
当社は、本サービスの提供が困難であると判断した場合には、本サービスの提供を休止することがあります。
2．当社は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に本加入者に対し、その理由、実施期日および実施期間を当社所定の方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第4節　利用契約の解約および解除

第15条（本加入者が行う利用契約の解約）
本加入者は利用契約を解約することができます。この場合、本加入者は解約希望日の10日前までに当社所定の方法により申し出るものとします。ただし、最低契約期間内に解約する場合、本加入者は、別表12に定める違約金を支払うものとします。なお、第12条（本サービス提供の一時停止）で定める一時停止期間は、最低契約期間に算入しないものとします。
2．当社が前項による申し出を承諾した場合は、本加入者が申し出た解約希望日を、当該利用契約の解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を本サービスの利用終了日と定めます。
3．本加入者が全ての基本サービスを解約する場合、本サービスも解約するものとします。
4．本サービスの利用終了日の属する月から6ヶ月間は、同一世帯で再び本サービスを申し込むことはできません。

第16条（当社が行う利用契約の解除）
当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条（利用契約の単位と契約期間）第2項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。
（1）第13条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項の規定により本サービスの利用を停止された本加入者が、当該期間内にその原因となった事由を解消しない場合
（2）電力・電話の無電柱化等、当社、本加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ当社施設の代替構築が困難な場合
（3）本加入者が本サービスを利用している集合共同引込の建物において、建物基本契約が解約された場合
（4）第5条（利用申し込みができる対象）に定める条件を満たさない場合
2．当社は、本加入者が第13条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項各号のいずれかに該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。
3．当社は、第1項および第2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ当社所定の方法により本加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4．第1項および第2項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。

第5節　本作業

第17条（提供条件）
当社は、本加入者が1号、2号および7号に定める条件を全て満たす場合にのみ本作業を提供します。なお、ケーブルインターネットサービス加入者については、次の各号に定める条件を全て満たす場合に本作業を提供するものとします。
（1）基本サービスが、本規約に基づく本サービス提供の実施より前または同時に提供を開始されていること
（2）当社が本加入者を訪問した際に所有機器の設置場所まで案内し、本作業に立ち会うこと
（3）本作業の実施の時点で、本作業を実施する場所に必要な所有機器が用意されており、本作業に必要なID やパスワード等の設定情報およびドライバソフトウエアまたはアプリケーションソフトウエア等が用意されていること
（4）所有機器および本作業に必要なソフトウエア等の操作説明書および設定ソフトウエア等が日本語により記述されたものであること
（5）当社の本作業の実施の時点で、その所有機器の正規のライセンスおよびシリアルナンバーを保有していること
（6）本作業の実施に必要な当社または他の事業者が提供するドライバソフトウエアもしくはアプリケーションソフトウエア等のソフトウエアライセンスに同意し、所有機器へのインストールを承諾すること
（7）本作業の実施の際に当社が要求する電力、照明、乾電池等の消耗品およびその他の便宜（通信回線等の使用を含みます。）を、当社に対して無償で提供すること

第18条（本加入者の当社に対する協力）
本加入者は、当社が本作業に必要な協力を求めたときは、当社に対して次の各号に定める協力を行うものとします。
（1）当社の求めに応じたID やパスワード等の入力
（2）当社の求めに応じた本作業のために必要な情報（操作説明書等を含む）の提供
（3）所有機器に重要な情報がある場合における、本作業の実施前の本加入者の責任によるそれらの情報の複製の実施
（4）所有機器に機密情報がある場合について、本作業の実施前の本加入者の責任によるそれらの情報の防護措置または消去の実施
（5）その他、本作業のために当社が必要と認める事項の実施

第19条（除外事項）
当社は、本加入者が次の各号に定める事項のいずれかに該当すると当社が判断する場合には、本作業を行わないことがあります。
（1）第17 条（提供条件）各号のいずれかを満たさない場合
（2）本加入者が、前条（本加入者の当社に対する協力事項）各号のいずれかの協力を行わず、当社の本作業の実施が困難となる場合
（3）不正アクセス行為またはソフトウエアの違法コピー等、違法行為または違法行為の幇助となる作業や、当社が別に定める約款等で禁止している行為を当社に要求する場合
（4）その他、本加入者の責により本作業の実施が困難となる場合
2．本加入者は、前項の規定により当社が本作業を行わない場合については、別表4に定める本サービス未加入者の出張にかかる料金の支払いを要します。

第20条（本作業の完了）
本加入者は、本作業の終了後、当社作業員立ち会いのもと、速やかに本作業の内容について確認を行うものとします。なお本加入者は、当該確認に際し、当社作業員による本作業の提供上生じたと認められる損傷を発見した場合は、直ちに当社作業員に申告するものとします。
2．本加入者は、前項による確認終了後、当社所定の作業完了報告書に署名をするものとします。
3．本作業の完了日は、前項に定める作業完了報告書に署名した日とします。

第21条（本作業完了後の対応）
本作業の完了後、当社の責めによる本作業の内容の不備が明らかになった場合において、前条3項に定める本作業の完了日から起算して6ヶ月以内に申告されたものに対して、当社は、無償で対応するものとします。

第22条（本作業の中止）
当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本作業に着手したか否かにかかわらず、本作業の提供を中止することができるものとします。
（1）第17条（提供条件）各号に定める条件を満たしていない等、当社作業員が本作業に着手できない、または本作業を継続できないと認められる相当の事由がある場合（ただし、当社の責めに帰すべき事由による場合は除きます。）
（2）本加入者宅または本加入者宅内において、物品に損傷を与える可能性が高い作業を行う必要が生じた場合

第6節　料金等

第23条（月額利用料金）
本サービスの月額利用料金は、別表2に定めるとおりとします。

第24条（各種サポートの料金）
電話サポートおよびリモートサポートの料金は、前条（月額利用料金）に定める料金に含まれるものとします。
2．訪問サポートの料金は、別表4、別表5、別表6、別表7、別表8、別表9、別表10および別表11に定めるとおりとします。ただし、次の各号に定める場合については、本サービス未加入者の料金を適用するものとします。
（1）1回の訪問時間が2時間を超える場合
（2）当該月の訪問回数が3回を超える場合

第25条（本加入者の支払い義務）
本加入者は、当該月に本サービスの提供を受けたか否かにかかわらず、第23条（月額利用料金）に定める料金を当社に支払うものとします。
2．本加入者は、当該月に訪問サポートを受けた場合、別表4、別表5、別表6、別表7、別表8、別表9、別表10および別表11に定めるとおり、当該訪問サポートにかかる料金の総額を当社に支払うものとします。
3．別表に定める料金等は、税抜きです。本加入者は、料金等にかかる消費税および地方消費税等を併せた金額を当社に支払うものとします。
4．月額利用料金の支払い義務は、利用契約の成立した日が属する月から発生するものとします。なお、月額利用料金の日割りによる精算は行わないものとします。
5．第2項の支払い義務は、第20条（本作業の完了）第3項に規定する本作業の完了日に発生するものとします。

第26条（料金等の請求時期および支払期日等）
当社は、料金等を、支払期限を定めて本加入者に請求します。
2．前項の規定により料金等の請求を受けた本加入者は、当社が指定する期日までに、当社所定の方法により、当該料金等を支払うものとします。
3．本加入者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得た上で、第三者に支払わせることができるものとします。

第27条（遅延損害金）
本加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.6％の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第7節　雑則

第28条（個人情報）
当社は、本加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。
2．本加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

第29条（無保証）
当社は、本サービスの提供をもって、本加入者による基本サービスの利用を保証するものではありません。また、本サービスを完了できない場合においても、本サービスにより発生した料金等を本加入者に負担していただく場合があります。

第30条（免責事項）
当社は、次の各号に該当する損害について、一切の責任を負わないものとします。
（1）第13条（当社が行う本サービス提供の停止）、第14条（当社が行う本サービス提供の休止）、および第31条（本サービスの廃止）の規定により生じた損害
（2）所有機器に保存されているデータの消失、毀損、改変等により生じた損害
（3）配線工事などにより土地建物に生じた損害
（4）天災、事変、その他当社の責に帰することができない事由により生じた損害
（5）本サービスを完了できなかったことにより生じた損害

第31条（本サービスの廃止）
当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することがあります。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。
2．前項の場合、当社は本加入者に対し、本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに当社所定の方法によりその旨を告知します。

第32条（国内法への準拠）
本規約は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

第33条（定めなき事項）
本規約に定めなき事項が生じた場合、当社および本加入者は利用契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付則
本規約は、平成27年8月1日より施行します。

別表（本表に記載する金額は全て税抜きです。別途、消費税等相当額を支払うものとします。）

別表1　基本サービス

約款・規約名	サービス品目等
ケーブルテレビジョンサービス契約約款	マックス ビッグ アルファエース エース ミニ プレミア
ケーブルインターネットサービス契約約款	かっとびメガ160 かっとびワイド かっとびプラス かっとびジャスト
ケーブルプラス電話利用規約	ケーブルプラス電話
インテリジェント ホーム契約約款	インテリジェント ホーム
イッツコム テレビ・プッシュ契約約款	イッツコム テレビ・プッシュ
イッツコム データSIM契約約款	イッツコム データSIM
イッツコム タブレットサービス契約約款	イッツコム タブレットサービス
ホームアプリ利用規約	ホームアプリ

別表2　月額利用料金

本サービスの月額利用料金	500円／世帯

※ケーブルテレビジョンサービス契約約款、ケーブルインターネットサービス契約約款に定めるおまかせマスターパックまたはお得パック・お得パックwithタブレット利用規約に定めるおまかせマスターお得パックwithタブレットを利用している場合、本サービスの月額利用料金の支払いを免じます。

別表3　電話サポート、およびリモートサポート
（ケーブルインターネットサービス加入者・インテリジェントホーム加入者・タブレットサービス加入者・ホームアプリ加入者）

サービス項目	実施範囲	本サービス加入者		本サービス未加入者
		電話サポート	リモートサポート	電話サポートのみ
インターネット接続・メール設定	・インターネットの接続設定 ・メールソフトの設定	○	○	○
インテリジェントホーム操作説明	・操作説明および設定変更	○	×	○
当社提供サービスに関する操作説明・設定等	・メールサービス ・ホームページサービス ・セキュリティサービス（シマンテックオンラインサービス、Ｗｅｂフィルタリング）	○	○	○
ソフトウェア操作説明・設定等	・OS標準以外のブラウザー ・Webメール ・市販のセキュリティ対策ソフト	○	○	×
	・インテリジェントホームアプリケーション ・家電コントローラーアプリケーション（株式会社グラモが提供する専用アプリケーション） ・any tagpadアプリケーション	○	×	○
	・端末APN設定（通信会社のアクセスポイントに接続する為の通信設定） ※当社ＳＩＭフリー対応端末および当社データＳＩＭ利用時に限る	○	×	○
周辺機器の接続設定	・市販の無線、有線LANルーターのインターネット接続設定	○	○	×
	・スマートフォン・タブレットのインターネット接続設定	○	×	×
	・ゲーム機のインターネット接続設定	○	×	×
	・当社提供のスマートフォン・タブレットの接続設定	○	×	○
	・家電コントローラー接続設定	○	×	○

別表4　本サービス共通の訪問サポート（加入者）

項目		本サービス加入者（1訪問2時間、月3訪問まで）	本サービス未加入者
1	出張	0円	3,000円／回
2	技術提供	0円	2,000円／回
3	別表5、別表6、別表7、別表8、別表9、別表10、別表11以外の作業（応相談）	別途見積	

サービス各種約款・規約

別表5　ケーブルテレビジョンサービス訪問サポート　（ケーブルテレビジョンサービス加入者）

	作業内容	作業内容の詳細条件など	本サービス加入者（1訪問2時間、月3訪問まで）	本サービス未加入者
1	配線の接続（テレビや録画機器買い替え時のSTBとの再接続）	ビデオ機器の配線／FM放送視聴の配線／ゲーム機の配線の各接続	¥0	¥5,000
2	DLNA(＊1)対応機器の接続設定（STB⇔テレビ／パソコン）	【STB⇔テレビ】DLNA(＊1)対応STBとDLNA(＊1)対応テレビの接続設定 ※加入者のテレビがDLNAガイドライン1.5以降、DTCP-IP4対応である必要があります。 ※STBには一部対応できない機種があります。	¥0	¥5,000
3		【STB⇔パソコン】DLNA対応STBとDLNA対応パソコンの接続設定 ※加入者のパソコンがDLNAガイドライン1.5以降、DTCP-IP(＊2)対応である必要があります。 ※パソコン用DiXiM(＊3)のソフトは加入者にて準備いただく必要があります。 ※STBには一部対応できない機種があります。	¥0	¥8,000
4	サラウンドシステムなどの接続設定	5.1ch/7.1chサラウンドシステムなどの接続設定 ※配線接続と設定のみ。サラウンドシステム自体の設置作業は除く。	¥0	¥5,000
5	操作説明(加入者希望)	STBを含めた周辺機器の取り扱いおよび操作の現地説明	¥0	¥5,000
6	BS-PT関連調査（部材費別）	既存のBSパラボラアンテナ受信についての各種調査	¥0	¥5,000
7	テレビの端子追加	テレビの端子を1つ追加	部材費のみ	¥5,000+ 一口端末¥1,000 一口送り¥1,000 二口送り¥3,800 二口端末¥3,500
8	工事方法の変更（既存隠蔽配線⇔直接配線方式）	増幅器が必要な場合、増幅器料金が別途発生	部材費のみ	¥10,000 (2本目以降¥5,000) ※集合物件は別途見積
9	配線の接続（STBの移設・交換）	加入者希望によるSTBの機種交換に伴う配線の接続	¥0	¥5,000

※本表には、別表4に定める出張および技術提供にかかる料金が含まれています。

別表6　ケーブルインターネットサービス訪問サポート　（ケーブルインターネットサービス加入者）

	作業内容	作業内容の詳細条件など	本サービス加入者（1訪問2時間、月3訪問まで） 1台目（＊4）	本サービス加入者（1訪問2時間、月3訪問まで） 2台目以降（1台毎）	本サービス未加入者 1台目
1	パソコン基本設定	以下項目2～4をセットにした料金	¥0	¥4,000	¥9,000 (項目2～4のセット料金)
2	パソコンと当社の有線モデムの接続・設定	当社の有線モデムとパソコン1台の接続・設定 ※有線LANルーター設定を含みます。	¥0	¥4,000	¥9,000 or 項目1に含む
3	ブラウザー設定等	ブラウザー設定、ソフトウェアのダウンロード、ネット閲覧確認 ※ブラウザー毎の固有機能の設定は対応できません。	¥0	¥4,000	¥9,000 or 項目1に含む
4	メールソフト設定	追加メールソフトの設定を含む（当社のメールアドレス1つ取得）	¥0	¥4,000	¥9,000 or 項目1に含む
5	パソコンと当社の無線LAN内蔵モデムの接続・設定	当社の無線LAN内蔵モデムとパソコン1台の無線LAN接続・設定	¥0	¥2,000	¥7,000
6	市販の無線LANルーター接続・設定(＊5)	市販の無線LANルーターの接続・設定	¥0	¥2,000	¥7,000
7	市販の無線LANアダプタ接続・設定(＊5)	市販の無線LANアダプタの接続・設定	¥0	¥2,000	¥7,000
8	セキュリティソフトのインストール(＊6)	シマンテックオンラインサービスのインストール 既存ウイルス対策ソフトのアンインストール	¥0	¥5,000	¥10,000
9	スマートフォンの無線LAN接続・設定(＊5)	スマートフォンの無線LAN接続・設定	¥0	¥2,000	¥7,000
10	タブレットの無線LAN接続・設定(＊5)	タブレットの無線LAN接続・設定	¥0	¥2,000	¥7,000
11	ゲーム機のインターネット接続・設定	ゲーム機のインターネット接続・設定 （ネットワーク接続対応機種に限ります）	¥0	¥2,000	¥7,000
12	プリンター接続・設定	プリンターの接続・設定(USB接続に限ります)	¥0	¥3,000	¥8,000
13	多機能プリンター設定（ネットワークプリンターを含む）(＊5)(＊7)	家庭用のネットワークプリンターまたは、スキャナー一体型のプリンター1台の接続・設定	¥0	¥3,000	¥8,000
14	スキャナー接続・設定(＊5)	スキャナー接続・設定(USB接続に限ります)	¥0	¥3,000	¥8,000
15	他社プロバイダーのメール設定	他社プロバイダーのメールアドレス1つ取得。 メールソフトの設定	¥0	¥4,000	¥9,000
16	パソコンの開梱およびセットアップ	パソコンの開梱・設置・セットアップを実施	¥0	¥3,000	¥8,000
17	外付けHDD接続・設定	外付けの各種HDDの接続・設定 (USB機器及びIEEE1394機器に限ります)	¥3,000	¥3,000	¥8,000
18	デジタルカメラ接続・設定	デジタルカメラとパソコンの接続・設定	¥3,000	¥3,000	¥8,000
19	Webカメラ接続・設定	Webカメラとパソコン接続・設定(USB接続に限ります)	¥3,000	¥3,000	¥8,000
20	パソコンのテレビチューナー接続	外付け型チューナーのUSB接続 チューナー内蔵型パソコンへの同軸接続	¥3,000	¥3,000	¥8,000
21	インターネット対応家電接続・設定(＊5)(＊7)	テレビなどのインターネット対応家電全般を有線LANまたは無線LANで1台を接続・設定 (ホームセキュリティの接続・設定は除きます)	¥2,000	¥2,000	¥7,000
22	携帯音楽プレーヤー設定	携帯音楽プレーヤーの設定	¥3,000	¥3,000	¥8,000
23	周辺機器ドライバー・アップデート	周辺機器のドライバー・アップデート1台 (Webでのダウンロードが可能な周辺機器に限ります)	¥5,000	¥5,000	¥10,000
24	OSのアップデート	OSのアップデート作業	¥5,000 (時間制限なし)	¥5,000 (時間制限なし)	¥10,000 (時間制限なし)
25	有線LANボード／カード設置・設定	機器の取り付け、ドライバーのインストール、LANの接続・設定（PCカード、USBタイプ、PCIボードタイプなど）	¥2,000	¥2,000	¥7,000
26	メール・インターネットの操作説明	メール、インターネットの基本操作説明	¥3,000 (30分毎)	¥3,000 (30分毎)	¥8,000 (30分毎)
27	パソコン・プリンターの操作説明	パソコンの基本操作説明(起動・終了方法、キーボード・マウス基本操作、文字入力方法、パソコン本体の基本説明、ウィンドウ操作説明等) プリンター基本操作説明(電源ON/OFF、給紙方法、印刷方法、インクカートリッジ交換方法、簡単なトラブル対処方法等)	¥3,000 (30分毎)	¥3,000 (30分毎)	¥8,000 (30分毎)
28	トラブル調査	宅内インターネット接続に関するトラブルの原因調査	¥0～	¥0～	¥5,000～
29	ウイルス駆除	ウイルス感染したパソコンの診断・駆除 ※既存ウイルス対策ソフト製品がインストールされていない場合、別途項目8の料金が発生します。 ※診断の結果、別途リカバリー等の料金が発生する場合があります。	¥9,500	¥9,500	¥14,500
30	配線の接続(モデムの移設・交換)	加入者希望によるモデムの機種交換に伴う配線の接続	¥0	¥0	¥5,000
31	その他作業	アプリケーションソフトのインストール／アンインストール	¥5,000	¥5,000	¥10,000
		InternetExplorer(IE)のバージョンアップ	¥5,000	¥5,000	¥10,000
		テレビへの接続（スマートフォン、携帯ゲーム機、カメラの映像表示）	¥3,000	¥3,000	¥8,000
		STB、テレビへのカメラ、スマートフォンのUSB接続 ※一部対応できない機種があります。	¥3,000	¥3,000	¥8,000

※本表には、別表4に定める出張および技術提供にかかる料金が含まれています。

別表7 インテリジェント ホーム訪問サポート（インテリジェント ホーム加入者）

	作業内容	作業内容の詳細	本サービス加入者（1訪問2時間、月3訪問まで） 1台目（＊4）	本サービス加入者（1訪問2時間、月3訪問まで） 2台目以降（1台毎）	本サービス未加入者
1	インテリジェントホームアプリケーションのインストール	インテリジェントホームアプリケーションのインストール iPhone/iPad(iOS6.0以上)/Android(4.0以上)	¥0	¥0	¥5,000
2	株式会社グラモの提供する専用アプリケーションのインストール	iRemoconWiFiアプリ(＊8)のインストール ※家電コントローラー契約者に限る	¥0	¥0	¥5,000
3	アカウント関連設定	AppleID、Googleアカウントの設定	¥0	¥3,000	¥8,000
4	操作説明および設定変更	・インテリジェントホームアプリケーション等の操作説明（ルール設定代行・お気に入り追加等） ・株式会社グラモの提供する専用アプリケーションの操作説明（家電交換設定・ルータ交換設定） ・スマートロックの操作説明（テンキー操作、カードキー設定等）	¥0	¥0	¥5,000
5	電池交換	各種センサー、スマートロックの電池交換	部材費のみ	部材費のみ	¥5,000 ＋部材費
6	トラブル調査（当社ケーブル回線）	インテリジェントホーム機器一式に関するトラブルの原因調査	¥0～	¥0～	¥5,000～
7	トラブル調査（他社回線）	インテリジェントホーム機器一式の動作確認	¥0～	¥0～	¥5,000～
8	インテリジェントホーム機器一式の移設	インテリジェントホーム機器一式の移設における工事	¥0～	¥0～	別途見積

※本表には、別表4に定める出張および技術提供にかかる料金が含まれています。

別表8 テレビ・プッシュ訪問サポート（テレビ・プッシュ加入者）

	作業内容	作業内容の詳細	本サービス加入者（1訪問2時間、月3訪問まで） 1台目（＊4）	本サービス加入者（1訪問2時間、月3訪問まで） 2台目以降（1台毎）	本サービス未加入者
1	操作説明	リモコン操作説明/音量変更等	¥0	¥0	¥5,000
2	トラブル調査（当社ケーブル回線）	IPボックスに関するトラブルの原因調査	¥0～	¥0～	¥5,000～
3	トラブル調査（他社回線）	IPボックスの動作確認	¥0～	¥0～	¥5,000～
4	IPボックス移設	IPボックスの移設における工事	¥0～	¥0～	別途見積

※本表には、別表4に定める出張および技術提供にかかる料金が含まれています。

別表9 データSIM訪問サポート（データSIM加入者）

	作業内容	作業内容の詳細	本サービス加入者（1訪問2時間、月3訪問まで） 1台目（＊4）	本サービス加入者（1訪問2時間、月3訪問まで） 2台目以降（1台毎）	本サービス未加入者
1	データSIM初期設定	以下項目2～4をセットにした料金	¥0	¥5,000	¥10,000 (項目2～4のセット料金)
2	端末APN設定	通信会社のアクセスポイントに接続する為の通信設定	¥0	¥3,000	¥8,000
3	Google関連設定	Googleアカウント、Gmailの設定	¥0	¥3,000	¥8,000
4	操作説明	iTSCOMスマートとの連携操作説明(マニュアル記載内容の説明)等	¥0	¥0	¥5,000
5	セキュリティソフトのインストール	当社端末(スマホタイプに限る)にシマンテックオンラインサービスのインストール(当社提供ソフト)	¥0	¥5,000	¥10,000
6	アプリケーションのインストール	当社端末(スマホタイプに限る)に当社提供以外のアプリケーションのインストール	¥5,000	¥5,000	¥10,000

※本表には、別表4に定める出張および技術提供にかかる料金が含まれています。

別表10 タブレットサービス訪問サポート（タブレットサービス加入者）

	作業内容	作業内容の詳細	本サービス加入者（1訪問2時間、月3訪問まで） 1台目（＊4）	本サービス加入者（1訪問2時間、月3訪問まで） 2台目以降（1台毎）	本サービス未加入者
1	any tagpadアプリケーションのインストール	any tagpadアプリケーションのインストール	¥0	¥0	¥5,000
2	操作説明	any tagpadアプリケーション等の操作説明（アプリケーションインストールに伴う操作説明等）	¥0	¥0	¥5,000
3	データSIM初期設定	項目2,4,5をセットにした料金 ※当社データSIM加入者に限る	¥0	¥5,000	¥10,000 (項目2,4,5のセット料金)
4	端末APN設定	通信会社のアクセスポイントに接続する為の通信設定 ※当社SIMフリー対応端末および当社データSIM利用時に限る	¥0	¥3,000	¥8,000
5	アカウント関連設定	AppleID、Googleアカウントの設定	¥0	¥3,000	¥8,000
6	セキュリティソフトのインストール	当社が提供するタブレット端末に当社が提供するシマンテックオンラインサービスのインストール	¥0	¥5,000	¥10,000
7	アプリケーションのインストール	当社が提供するタブレット端末に当社提供以外のアプリケーションのインストール	¥5,000	¥5,000	¥10,000

※本表には、別表4に定める出張および技術提供にかかる料金が含まれています。

別表11 ホームアプリ訪問サポート（ホームアプリ加入者）

	作業内容	作業内容の詳細	本サービス加入者（1訪問2時間、月3訪問まで） 1台目（＊4）	本サービス加入者（1訪問2時間、月3訪問まで） 2台目以降（1台毎）	本サービス未加入者
1	any tagpadアプリケーションのインストール	any tagpadアプリケーションのインストール	¥0	¥0	¥5,000
2	操作説明	any tagpadアプリケーション等の操作説明（アプリケーションインストールに伴う操作説明等）	¥0	¥0	¥5,000
3	アカウント関連設定	AppleID、Googleアカウントの設定	¥0	¥3,000	¥8,000

※本表には、別表4に定める出張および技術提供にかかる料金が含まれています。

別表12　違約金

違約金	¥3,000

（＊1）家庭内LAN(ホームネットワーク)を用いてAV機器やパソコン、情報家電を相互に接続し、連携して利用するための技術のこと。DLNAは、Digital Living Network Allianceの商標または登録商標です。
（＊2）著作権が保護されたコンテンツを伝送するための技術規格のこと。著作権保護のかかった番組の場合は、DTCP-IPに対応している必要があります。
（＊3）株式会社デジオンが開発・販売している家庭内でデジタル放送録画コンテンツのデータを共有し、再生ができるソフトウェア。
（＊4）所有機器の台数。
（＊5）メーカーが動作保障している機種、サポートしているOSのみに限ります。
（＊6）当社のインターネットサービス契約約款に定める有料オプションサービスの一つです。
（＊7）出荷状態で有線LANアダプタ、無線LANアダプタを搭載している機器に限ります。
（＊8）iRemoconは、株式会社グラモの商標です。

MEMO